

地方公共団体における
情報セキュリティ監査に関する
ガイドライン(令和 XX年 XX月版)

平成 15年 12月 25日 策 定
令和 XX年 XX月 XX日 改 定

総務省

目 次

| | |
|-------------------------------------|-----------|
| 第1章 総則..... | 2 |
| 1.1. 本ガイドラインの目的 | 2 |
| 1.2. 本ガイドライン策定の経緯 | 3 |
| 1.3. 情報セキュリティ監査の意義と種類 | 5 |
| 1.4. 本ガイドラインとポリシーガイドラインの関係 | 7 |
| 1.5. 本ガイドラインの構成 | 8 |
| 第2章 情報セキュリティ監査手順 | 11 |
| 2.1. 監査手順の概要 | 11 |
| 2.2. 監査手順 | 12 |
| 2.2.1. 準備 | 12 |
| 2.2.2. 監査計画 | 16 |
| 2.2.3. 監査実施 | 18 |
| 2.2.4. 監査報告 | 22 |
| 2.2.5. 監査結果への対応等 | 24 |
| 2.2.6. 監査結果の公開 | 25 |
| 2.2.7. フォローアップ監査 | 26 |
| 2.3. 外部監査人の調達 | 27 |
| 第3章 情報セキュリティ監査項目 | 32 |
| 3.1. 組織体制 | 343 |
| 3.2. 情報資産の分類と管理 | 354 |
| 3.3. 情報システム全体の強靭性の向上 | 386 |
| 3.4. 物理的セキュリティ | 4038 |
| 3.4.1. サーバ等の管理 | 4038 |
| 3.4.2. 管理区域（情報システム室等）の管理 | 5043 |
| 3.4.3. 通信回線及び通信回線装置の管理 | 5546 |
| 3.4.4. 職員等の利用する端末や電磁的記録媒体等の管理 | 5848 |
| 3.5. 人的セキュリティ | 610 |
| 3.5.1. 職員等の遵守事項 | 610 |
| 3.5.2. 研修・訓練 | 716 |
| 3.5.3. 情報セキュリティインシデントの報告 | 7458 |

| | |
|---|---------------------|
| 3.5.4. ID 及びパスワード等の管理 | <u>7659</u> |
| 3.6. 技術的セキュリティ | <u>8262</u> |
| 3.6.1. コンピュータ及びネットワークの管理..... | <u>8262</u> |
| 3.6.2. アクセス制御..... | <u>9772</u> |
| 3.6.3. システム開発、導入、保守等 | <u>10776</u> |
| 3.6.4. 不正プログラム対策 | <u>11781</u> |
| 3.6.5. 不正アクセス対策..... | <u>12485</u> |
| 3.6.6. セキュリティ情報の収集..... | <u>13087</u> |
| 3.7. 運用..... | <u>13288</u> |
| 3.7.1. 情報システムの監視 | <u>13288</u> |
| 3.7.2. 情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認..... | <u>13489</u> |
| 3.7.3. 侵害時の対応等 | <u>13891</u> |
| 3.7.4. 例外措置 | <u>14092</u> |
| 3.7.5. 法令遵守 | <u>14293</u> |
| 3.7.6. 懲戒処分等..... | <u>14494</u> |
| 3.8. <u>業務委託と外部サービスの利用</u> | <u>14695</u> |
| 3.8.1. <u>業務外部委託</u> | <u>14695</u> |
| 3.8.2. <u>外部サービスの利用（機密性2以上の情報を取り扱う場合）約款による外部サービスの利用</u> | <u>15097</u> |
| 3.8.3. <u>外部サービスの利用（機密性2以上の情報を取り扱わない場合）ソーシャルメディアサービスの利用</u> | <u>15997</u> |
| 3.8.4. <u>クラウドサービスの利用</u> | <u>98</u> |
| 3.9. 評価・見直し | <u>16299</u> |
| 3.9.1. 監査 | <u>16299</u> |
| 3.9.2. 自己点検 | <u>163100</u> |
| 3.9.3. 情報セキュリティポリシー及び関係規程等の見直し | <u>165102</u> |
| 3.10. 市区町村において独自に自治体情報セキュリティクラウドの調達を行った場合の追加監査項目 | <u>16603</u> |
| 3.11. βモデルを採用する場合の追加監査項目 | <u>16905</u> |
| 3.12. β'モデルを採用する場合の追加監査項目 | <u>18916</u> |

【付録】

監査資料例一覧／索引

情報セキュリティ監査実施要綱（例）

情報セキュリティ監査実施計画書（例）

情報セキュリティ監査報告書（例）

情報セキュリティ監査業務委託仕様書（例）

情報セキュリティ監査業務委託契約書（例）

第 1 章

總則

第1章 総則

1.1. 本ガイドラインの目的

現在、ほとんどの地方公共団体は、組織内の情報セキュリティを確保するための方針、体制、対策等を包括的に定めた文書である情報セキュリティポリシーを策定している。

地方公共団体の情報セキュリティ対策は、情報セキュリティポリシーに従って実施され、また情報システムの変更や新たな脅威の出現等を踏まえて、対策の見直しを行うことで、情報セキュリティ対策の水準が向上していく。このため、情報セキュリティ対策全般の実効性を確保するとともに、情報セキュリティポリシーの見直しを行うことが重要であるが、そのための有効な手法となるのが「情報セキュリティ監査」である。

「地方自治情報管理概要」（令和~~32~~年~~83~~月公表）によれば、情報セキュリティ監査を実施している地方公共団体は、都道府県においては45団体（95.7%）、市区町村では970964団体（~~55.755~~.3%）であり、今後もさらに多くの地方公共団体で情報セキュリティ監査が実施されるよう、推進していく必要がある。

本ガイドラインは、情報セキュリティ監査の標準的な監査項目と監査手順を示すものであり、地方公共団体が情報セキュリティ監査を実施する際に活用されることを期待して作成している。

もとより、本ガイドラインに記述した構成や項目等は参考として示したものであり、各地方公共団体が必要に応じて独自の情報セキュリティ監査項目を追加設定したり、監査方法を修正するなど各団体の実情に応じた変更を加えて、情報セキュリティ監査を実施することを妨げるものではない。

1.2. 本ガイドライン策定の経緯

総務省では、地方公共団体における情報セキュリティ対策について、これまでにも、情報セキュリティポリシーの策定や情報セキュリティ監査の実施を要請するとともに、その参考としてガイドライン等を策定してきた。平成13年3月に「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（以下「ポリシーガイドライン」という。）を、また、平成15年12月に「地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン」（以下「監査ガイドライン」という。）を策定した。

平成18年2月に政府の情報セキュリティ政策会議は「第1次情報セキュリティ基本計画」を決定し、地方公共団体向けの重点施策として、地方公共団体における情報セキュリティ確保に係るガイドラインの見直しや情報セキュリティ監査実施の推進が掲げられた。これを踏まえ、総務省では、地方公共団体の情報セキュリティ水準の向上を推進するため、平成18年9月にポリシーガイドラインを、平成19年7月に監査ガイドラインを全部改定した。

平成21年2月に情報セキュリティ政策会議によって「第2次情報セキュリティ基本計画」が決定され、地方公共団体に関して、小規模な地方公共団体も含め、全ての地方公共団体において、望ましい情報セキュリティ対策が実施されることを目指し、対策の促進を行うこととされたこと、平成22年5月に情報セキュリティ政策会議によって「国民を守る情報セキュリティ戦略」及び「重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る『安全基準等』策定にあたっての指針（第3版）」が決定されたこと、平成22年7月に「重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る『安全基準等』策定にあたっての指針 対策編」が策定されたこと等を踏まえ、平成22年11月にポリシーガイドラインと監査ガイドラインを一部改定した。

平成25年6月に政府のIT総合戦略本部が策定した「世界最先端IT国家創造宣言」（平成25年6月14日閣議決定、平成26年6月24日改定）や、平成25年5月24日に成立し、平成25年5月31日に公布された社会保障・税の分野における給付と負担の公平化や各種行政事務の効率化のための「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、平成26年11月6日に成立し、平成26年11月12日に公布されたサイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進することを目的とした「サイバーセキュリティ基本法」等の新たに成立した法令等を踏まえ、平成27年3月27日にポリシーガイドライン、監査ガイドラインの一部改定を行った。また、平成27年度には、自治体情報セキュリティ対策検討チームを構成し、地方公共団体の情報セキュリティに関わる抜本的な対策の検討が行われた。「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化について」（平成27年12月25日総行情第77号 総務大臣通知）にて、地方公共団体でのセキュリティ対策の抜本的強化への取り組みが示された。

前回の改定においては平成 30 年 9 月 25 日には、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準、自治体情報セキュリティ対策検討チーム報告等を踏まえて、地方公共団体の情報セキュリティ水準の向上及び情報セキュリティ対策の抜本的強化が実施されたため、ポリシーガイドライン及び監査ガイドラインを平成 30 年 9 月 25 日に一部改定を行ったした。

令和 2 年 5 月 22 日には、「クラウド・バイ・デフォルト原則」、行政手続のオンライン化、働き方改革、サイバー攻撃の増加といった新たな時代の要請や「三層の対策」の課題を踏まえた「自治体情報セキュリティ対策の見直しについて」がとりまとめられた。同とりまとめ及び平成 30 年 7 月の政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準の改定等を踏まえて、今般、ポリシーガイドライン及び監査ガイドラインを一部改定したものである。

総務省では、令和 3 年 7 月の政府機関のサイバーセキュリティ対策のための統一基準の改定と地方公共団体のデジタル化の動向を踏まえて、今般、ポリシーガイドライン及び監査ガイドラインを一部改定したものである。

1.3. 情報セキュリティ監査の意義と種類

(1) 情報セキュリティ監査の意義

情報セキュリティ監査とは、情報セキュリティを維持・管理する仕組みが組織において適切に整備・運用されているか否かを点検・評価することである。

また、監査の結果は、情報セキュリティに関する管理及び対策が適切であるか否かを示すとともに、情報セキュリティ上の問題点の指摘と改善の方向性の提言をまとめたものである。ただし、監査業務は、あくまで改善の方向性を示すものであり、具体的な解決策を提示するコンサルティング業務とは異なる。

なお、監査業務には、改善を勧告した事項について、後日、フォローアップする業務も含まれる。

(2) 内部監査と外部監査

情報セキュリティ監査には、地方公共団体内の職員自らが監査を行う内部監査と外部に委託して監査を行う外部監査がある。なお、内部監査の場合も被監査部門から独立した監査人等が監査を行うことが必要であり、情報システム等を運用する者自らによる検証を行う場合は、監査ではなく自己点検になる。

内部監査は、外部に委託する経費を要しないほか、監査の実施を通じて内部職員の情報セキュリティに対する意識を高めることができるという長所がある。他方、外部監査は、第三者の視点による客観性や専門性を確保できるという長所がある。地方公共団体の業務は公共性が高く、住民の権利等を守るという目的があることから、内部監査に加え、外部監査を行うことが望ましい。

外部監査を行う場合、監査実施の全部を外部監査するほか、特定の監査テーマについてのみ外部監査とし、それ以外は内部監査とすることも考えられる。

本ガイドラインは、自己点検、内部監査、外部監査を実施する際の点検項目や監査項目を検討する上で参考できる内容となっている（図表 1.1）。

(3) 助言型監査と保証型監査

外部監査の形態には、当該地方公共団体に対し、情報セキュリティ対策の改善の方向性を助言することを目的とする助言型監査と、住民や議会等に対し、情報セキュリティの水準を保証することを目的とする保証型監査がある。

どちらの型の外部監査を行うかは地方公共団体の判断次第であるが、一般的には、情報セキュリティ対策の向上を図るために、最初は継続的な内部監査と併せて助言型監査を行い、必要に応じて保証型監査を行うと考えられる。

(4) 準拠性監査と妥当性監査

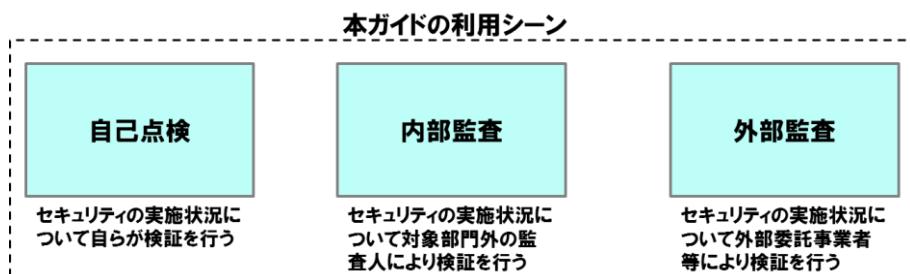
情報セキュリティ監査では、準拠性監査と妥当性監査がある。

準拠性監査においては、当該団体の情報セキュリティポリシーというルールに従って情報セキュリティ対策が実施されているか否かを点検・評価する。

一方、妥当性監査においては、当該団体の情報セキュリティポリシーというルールそのものが、ポリシーガイドラインをはじめ、JIS Q 27002 等の基準や当該団体の情報セキュリティを取り巻く状況等に照らし妥当なものかどうかを点検・評価する。

どちらの型の外部監査を行うかは地方公共団体の判断次第であるが、一般的には、最初は点検・評価のしやすい準拠性監査を行い、必要に応じて妥当性監査を行うことが多いと考えられる。

図表 1.1 情報セキュリティ監査の種類



1.4. 本ガイドラインとポリシーガイドラインの関係

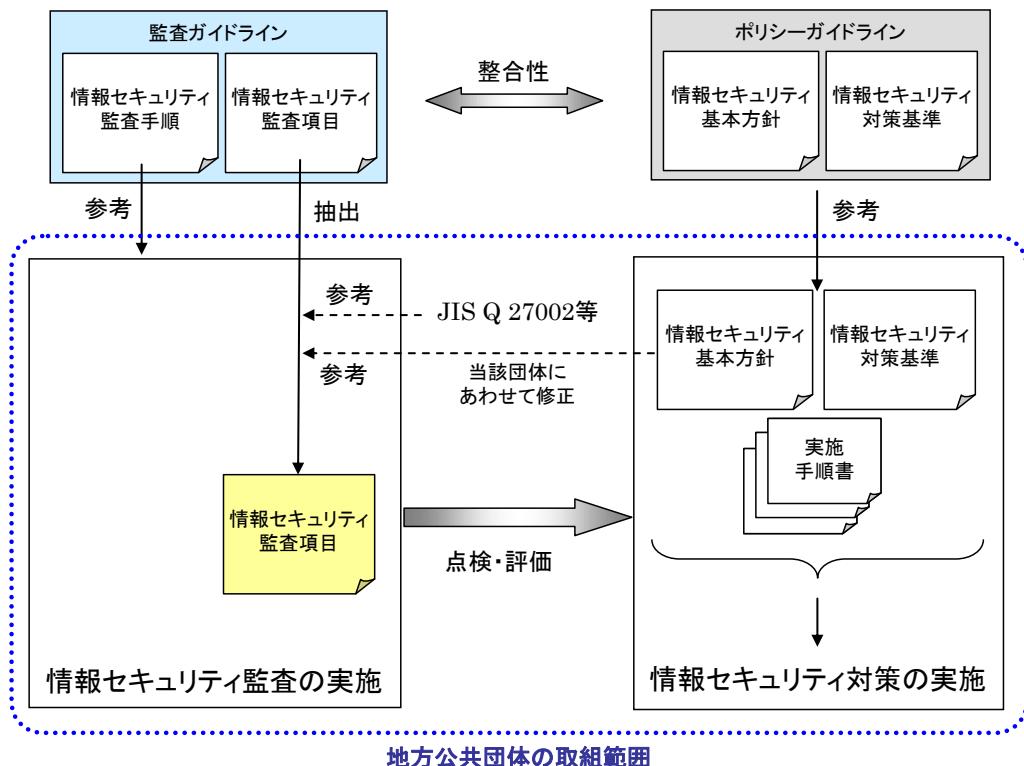
総務省では、監査ガイドラインとポリシーガイドラインを策定しているが、両者は内容的に整合性を図っている。特に、監査ガイドラインの情報セキュリティ監査項目は、ポリシーガイドラインにおける対策基準に即して構成している。

地方公共団体は、ポリシーガイドラインを参考にして、情報セキュリティポリシー（情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ対策基準）や実施手順書を策定して、情報セキュリティ対策を実施している。

情報セキュリティ監査は、情報セキュリティポリシーの実施状況を点検・評価するものであり、各地方公共団体は、監査ガイドラインを参考にして、情報セキュリティ監査を実施する。この際、監査項目の設定においては、当該団体の情報セキュリティポリシーを踏まえて、監査テーマに応じた監査項目を情報セキュリティ監査項目から抽出することで、各地方公共団体が策定している情報セキュリティポリシーの内容と情報セキュリティ監査項目の対応付けや読み替えなどの工数を削減することができるようになっている。

なお、情報セキュリティ監査の実施においては、監査ガイドライン以外に、必要に応じて、JIS Q 27002 等も参考にするとよい（図表 1.2）。

図表 1.2 監査ガイドラインとポリシーガイドラインの関係

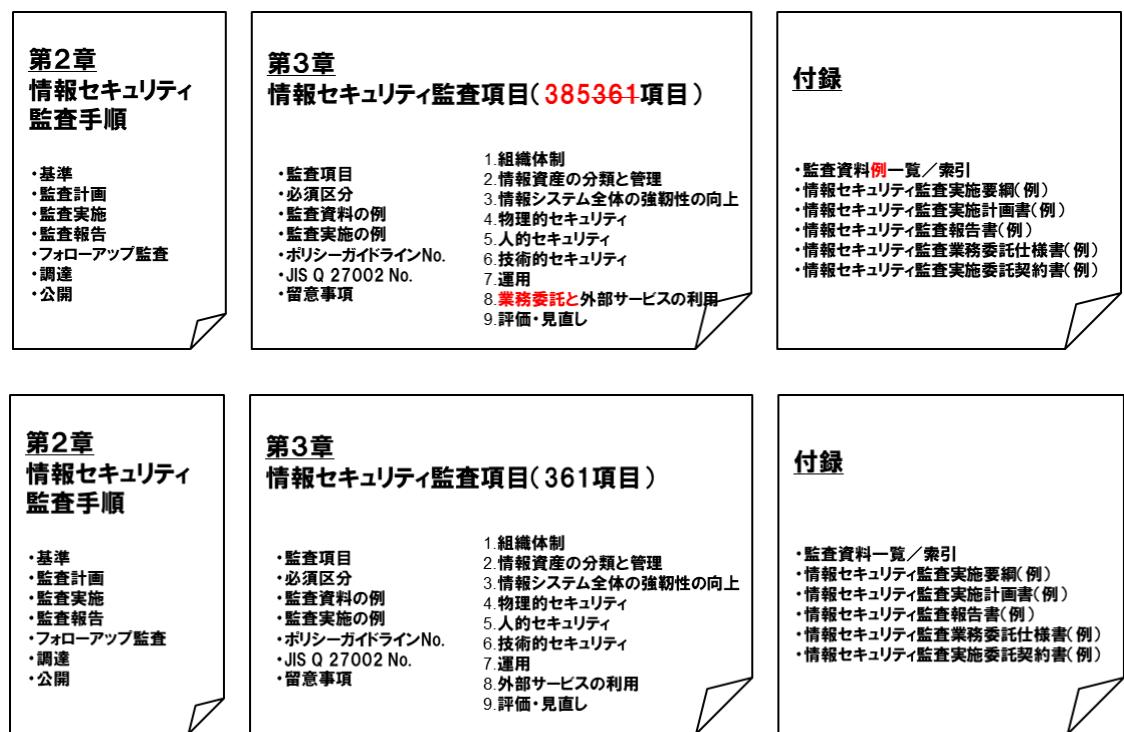


1.5. 本ガイドラインの構成

次章より、情報セキュリティ監査の具体的内容を扱うが、第2章の「情報セキュリティ監査手順」においては、情報セキュリティ監査の標準的な手順を、第3章の「情報セキュリティ監査項目」においては、**385361項目**の監査項目と項目毎に確認すべき内容や方法を記載している。また、「付録」として、監査資料一覧など情報セキュリティ監査を実施する際に参考となる資料をつけている（図表1.3）。

監査資料例一覧は、情報セキュリティ監査項目に挙げた監査資料の例を50音順に一覧にしたものであり、それぞれの監査資料の内容について解説を記載している。

図表1.3 監査ガイドラインの構成



なお、監査を効率的に行えるよう、情報セキュリティ監査項目に監査結果や確認した監査資料、指摘事項、改善案の記入欄を追加した監査チェックリストの例を電子データで作成しているので、監査を実施する際に各団体の実情に応じて加工して活用頂きたい（図表1.4）。

図表 1.4 情報セキュリティ監査チェックリストの例

| 項目 | | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーが イドラインの例文の番号 | 関連する JISQ27002 番号 | 留意事項 |
|---------------------------|-------------------------------|-----|----|---|--|---|------------------------------|---|--|
| 4. 物理的情 セキュリティ 等の管理 | 4.1. (1)機器の 取付け 等の管理 | 29 | | I) 機器の設置に関わる基準及び手続 統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者によって、サーバ等の機器の取付けを行った場合の基準及び手続が定められ、文書化されている。 | □機器設置基準/手続 □機器設置基準/手続 □機器設置基準/手続 □機器設置記録 □情報資産管理台帳 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、機器の設置に関わる基準及び手続が文書化され、正式に承認されているか確かめる。 | 4.1.(1) | 11.1.4 11.2.1 | |
| | | 30 | ○ | II) 機器の取付け 情報システム管理者によって、サーバ等の機器の取付けを行った場合、火災、水害、地震、振動、温度等の影響を可能な限り排除した場所に設置し、容易に取外せないよう固定するなどの対策が講じられている。 | □機器設置基準/手続 □建物フロアレイアウト図 □管理区域(情報システム室等)のレイアウト図 □機器設置記録 □情報資産管理台帳 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビュー及び管理区域の視察により、サーバ等の機器が設置されているか確かめる。 | 4.1.(1) | 11.1.4 11.2.1 | ・情報資産管理台帳などに、機器の設置場所や設置状態などを明記しておくことが望ましい。 |
| | (2)サーバの冗長化 | 31 | | I) サーバ冗長化基準 統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者によって、サーバを冗長化する基準が定められ、文書化されている。 | □サーバ冗長化基準 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、サーバの冗長化に関する基準が文書化され、正式に承認されているか確かめる。 | 4.1.(2)① | 12.3.1 ※注意 JISQ27002 では、広義 の意味で 冗長化される費用 とサーバ等の停止による損失 の影響度合いを十分に検討し たうえで、冗長化を行ふべき を判断することが望ましい。 | |
| | | 32 | | II) 基幹サーバの冗長化 情報システム管理者によって、基幹サーバ(重要情報を格納しているサーバ、セキュリティサーバ、住民サービスに関するサーバ及びその他の基幹サーバ)が冗長化されている。 | □サーバ冗長化基準 □システム構成図 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、基幹サーバが冗長化され、同一データが保持されているか確かめる。 | 4.1.(2)① | 12.3.1 ※注意 JISQ27002 では、広義 の意味で 冗長化 の影響度合いを十分に検討し たうえで、冗長化を行ふべき を判断することが望ましい。 | |
| | | 33 | ○ | III) サーバ障害対策基準 統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者によって、メインサーバに障害が発生した場合の対策基準及び実施手順が定められ、文書化されている。 | □サーバ障害対策基準 □サーバ障害対応実施手順 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、サーバに障害が発生した場合の対策基準及び実施手順が文書化され、正式に承認されているか確かめる。 | 4.1.(2)② | 12.3.1 16.1.2 | |

第2章

情報セキュリティ監査手順

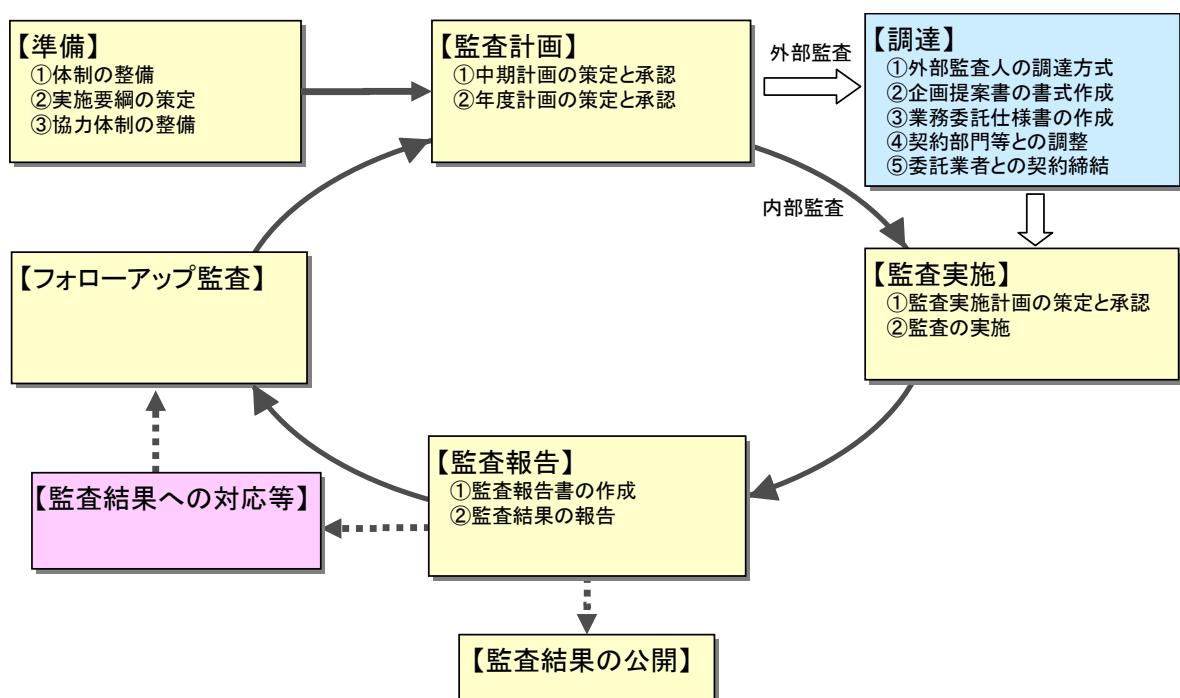
第2章 情報セキュリティ監査手順

2.1. 監査手順の概要

情報セキュリティ監査は、基本的に「準備」、「監査計画」、「監査実施」、「監査報告」、「監査結果の公開」及び監査結果への対応等に対する「フォローアップ監査」の手順により実施される。内部監査の場合は、この手順に基づいて実施されるが、外部監査の場合は、この手順に「外部監査人の調達」が加わる（図表 2.1）。

本章では、「2.2 監査手順」において、監査の基本的な手順を、「2.3 外部監査人の調達」において、外部監査人に委託する場合の手順について記述する。

図表 2.1 情報セキュリティ監査手順



2.2. 監査手順

2.2.1. 準備

(1) 体制の整備

情報セキュリティ監査を実施するにあたり、まず、最高情報セキュリティ責任者（CISO: Chief Information Security Officer、以下「CISO」という。）は、「情報セキュリティ監査統括責任者」を指名し、情報セキュリティ監査を実施する責任者を明確にする（図表 2.2）。情報セキュリティ監査統括責任者は、情報セキュリティ監査に関わる責任と権限を有する。情報セキュリティ監査統括責任者は、組織の監査全体に責任を負うため、地方公共団体の長に準じる権限と責任を有する者とすることが望ましい。情報セキュリティ監査統括責任者は、監査計画及びそれに付随するリスクを効果的かつ効率的に管理するのに必要な資質並びに次の領域における知識及び技能を有することが望ましい。ただし、必要な資質、知識及び技能を有することが困難な場合は、外部の専門家をあてて能力を補完することも考えられる。

- ・監査の原則、手順及び方法に関する知識
- ・マネジメントシステム規格及び基準文書に関する知識
- ・被監査部門の活動、製品及びプロセスに関する知識
- ・被監査部門の活動及び製品に関し適用される法的並びにその他の要求事項に関する知識
- ・該当する場合には、被監査部門の利害関係者に関する知識

また、情報セキュリティ監査統括責任者は、監査計画を管理するのに必要な知識及び技能を維持するために適切な専門能力の継続的開発・維持活動に積極的に関わることが望ましい。

情報セキュリティ監査統括責任者は、内部監査人を指名して内部監査チームの編成や、外部監査人への委託により、情報セキュリティ監査の体制を整備する。

内部監査人は、公平な立場で客観的に監査を行うことができるよう、被監査部門（監査を受ける部門）から独立した者を指名しなければならない。また、監査及び情報セキュリティについて、専門的知識を有する者でなければならない。そのため、必要に応じ内部監査人として必要な知識について研修を実施したり、外部で行われる研修に派遣することが適当である。さらに、監査プロセスや目的を達成するための能力は、内部監査人の資質に依存する（図表 2.3）。そのため、内部監査人としての資質を満たしているかを評価することが求められる。

なお、内部監査人には、通常監査担当部門の職員をあてるが、情報システムを所管する課の職員に他の情報システム所管課の内部監査を行わせる方法（相互監査）も有効である。

内部監査人の評価の方法については、以下のような方法から複数を組み合わせ

て行うことが望ましい。

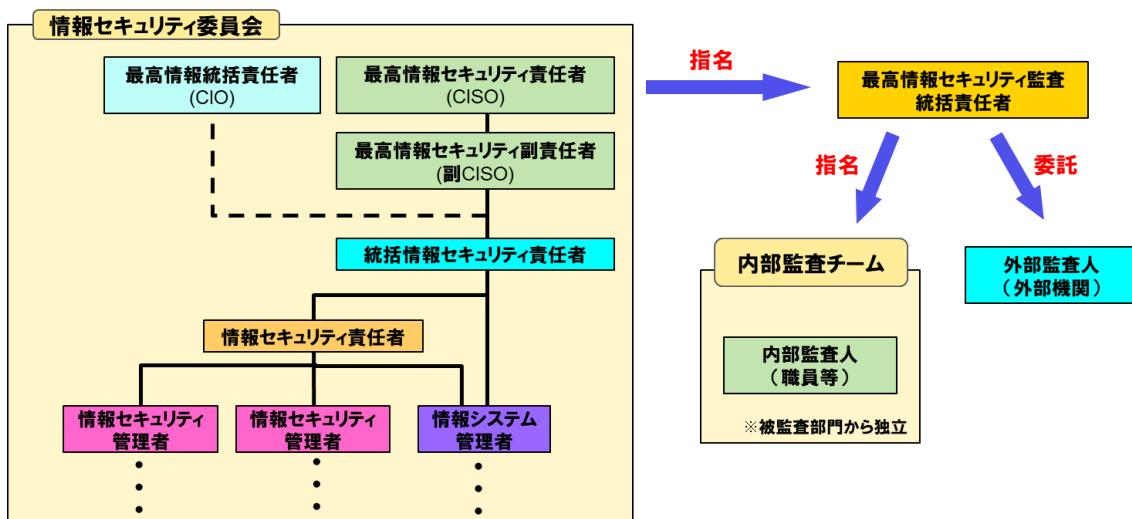
- ・記録のレビュー : 教育等の記録を確認し、監査人の経験を検証する
- ・フィードバック : 監査パフォーマンスに関する苦情等の情報を与える
- ・面接 : 監査人と面接し、監査人の情報を得る
- ・観察 : 立ち合い監査等により、知識及び技能を評価する
- ・試験 : 筆記試験を行い、行動、知識及び技能を評価する
- ・監査後のレビュー : 監査報告書等をレビューし、強み、弱みを特定する

なお、小規模の地方公共団体等においては、CISO が情報セキュリティ監査統括責任者を兼務したり、内部監査チームの職員等も他の業務と兼務せざるを得ないことも考えられる。この場合においても、監査を実施する者は、自らが直接担当する業務やシステムの監査を実施させないなど、監査における客觀性の確保を図る必要がある。

その他、外部監査人に監査を依頼する場合は、適切な監査が実施できることをあらかじめ確認しておく必要がある。具体的には以下の事項が考えられる。

- ・外部監査人の過去の実績、経験及び保有資格の確認
- ・過去の監査報告書の構成及び報告内容の確認 など

図表 2.2 情報セキュリティ監査の実施体制（例）



図表 2.3 内部監査人に必要な資質

| 項目 | 内容 |
|------------------|----------------------------------|
| 1 倫理的である | 公正であり、正直である |
| 2 心が広い | 別の考え方や視点を取り入れることができる |
| 3 外交的である | 人と上手に接することができる |
| 4 観察力がある | 周囲の状況や活動を積極的に観察する |
| 5 知覚が鋭い | 状況を察知し、理解できる |
| 6 適応性がある | 異なる状況に容易に合わせることができる |
| 7 粘り強い | 根気があり、目的の達成に集中する |
| 8 決断力がある | 論理的な理由付けや分析により、結論に到達することができる |
| 9 自立的である | 他人とやりとりしながらも独立して行動し、役割を果たすことができる |
| 10 不屈の精神をもって行動する | 意見の相違や対立があっても、進んで責任をもち、倫理的に行動できる |
| 11 改善に対して前向きである | 進んで状況から学び、よりよい監査結果のために努力する |
| 12 文化に対して敏感である | 被監査者の文化を観察し、尊重する |
| 13 協働的である | 他人と共に効果的に活動する |

(2) 実施要綱の策定

情報セキュリティ監査統括責任者は、情報セキュリティ委員会の承認を得て監査に関する基本的事項を定めた「情報セキュリティ監査実施要綱」を策定する（図表 2.4）。

なお、「情報セキュリティ監査実施要綱」に基づき、内部監査人が監査を実施する際の具体的な手順を記述した「情報セキュリティ監査実施マニュアル」や「情報セキュリティ監査実施の手引き」等を作成し、要綱にこれらを位置付けることもある。

図表 2.4 情報セキュリティ監査実施要綱に記載する事項（例）

| 区分 | 項目 |
|------|--------------|
| 1.総則 | (1)目的 |
| | (2)監査対象 |
| | (3)監査実施体制 |
| | (4)監査の権限 |
| | (5)監査人の責務 |
| | (6)監査関係文書の管理 |

| 区分 | 項目 |
|-----------|-----------------|
| 2.監査計画 | (1)監査計画 |
| | (2)中期計画及び年度計画 |
| | (3)監査実施計画 |
| 3.監査実施 | (1)監査実施通知 |
| | (2)監査実施 |
| | (3)監査調書 |
| | (4)監査結果の意見交換 |
| 4.監査報告 | (1)監査結果の報告 |
| | (2)監査結果の通知と改善措置 |
| 5.フォローアップ | (1)フォローアップ監査の実施 |

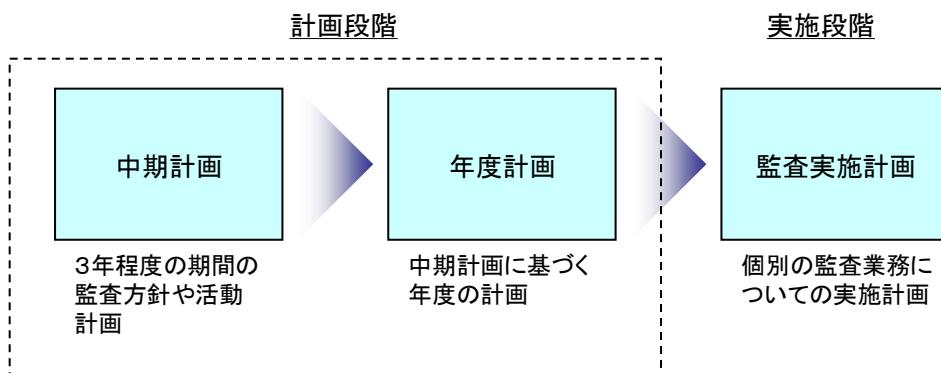
(3) 協力体制の整備

被監査部門は、情報セキュリティ監査に協力する義務を負うが、監査を円滑に実施するとともに、監査の効果をあげるためには、組織内の理解を得ておくことが重要である。とりわけ、被監査部門に対して監査資料の提示や担当者へのインタビュー、執務室の視察等を求める考えると、監査の実施に被監査部門の担当者の理解と協力が必要である。また、外部の専門家の支援を受けたり、外部監査人に委託する場合には予算措置が必要となるので、幹部、財政担当部門等の理解を得ておく必要がある。

2.2.2. 監査計画

情報セキュリティ監査を効率的かつ効果的に行うために、情報セキュリティ監査を実施する計画を策定する。一般に、監査計画には、「中期計画」、「年度計画」、及び個々の「監査実施計画」がある。計画段階では、中期計画及び年度計画を策定する（図表 2.5）。

図表 2.5 情報セキュリティ監査計画策定の流れ



（1）中期計画の策定と承認

情報セキュリティ監査の対象は広範囲に及ぶことから、一回の監査や単年度内で全てを網羅することはできない。したがって、一定の期間（例えば、3年程度）を見据えた計画が必要となる。中期計画は、この期間における情報セキュリティ監査の方針や実施目標、監査範囲、大まかな実施時期等の項目を記述した文書であり、情報セキュリティ監査に関する中期的な方針を示すものである。この計画には、一定の期間内での監査の頻度についても記述しておく。

なお、期間中であっても、地方公共団体の置かれている環境の変化や監査実施計画自体の進捗状況により、見直しを行う必要がある。中期計画は策定・見直しの都度、情報セキュリティ委員会の承認を得る必要がある。

また、小規模の地方公共団体等においては、監査の対象規模が相対的に大きくないことから、年度計画のみを作成するなど簡素化することも考えられる。

（2）年度計画の策定と承認

年度計画は、中期計画に基づいて年度当初に策定されるものであり、各年度の監査重点テーマや実施回数、監査対象、実施時期等を記述した文書である。年度計画は、当該年度の監査目標を遂行するための計画なので、誰が（実行責任者）、いつ（実施時期）、何を（実施内容）、いくら（予算）で実施するのかを明確に定める必要がある。監査テーマの選定においては、情報資産やネットワーク及び情報システム等の重要度や脆弱性、情報システムの変更等の視点から検討し、より重要性、緊

急性、リスク等の高いものから選定する。

年度計画についても、中期計画同様、情報セキュリティ委員会の承認を得る必要がある。

2.2.3. 監査実施

(1) 監査実施計画の策定と承認

情報セキュリティ監査統括責任者は、年度計画に基づいて、内部監査人又は外部監査人に指示して具体的な監査実施計画を策定する（図表 2.6）。

内部監査の場合、内部監査人の資質や業務負荷を考慮した監査実施時期に配慮して実施計画を立てることが望ましい。

監査実施計画書中、監査項目は、例えば、本ガイドライン「第3章 情報セキュリティ監査項目」の大分類や中分類のレベルを記載するとよい。また、適用基準には、例えば、付録の「情報セキュリティ監査業務委託仕様書（例）」の適用基準を参考に記載するとよい。

図表 2.6 情報セキュリティ監査実施計画書に記載する事項（例）

| 項目 | 内容 |
|----------|--------------------|
| 1 監査目的 | 監査を実施する目的 |
| 2 監査テーマ | 監査の具体的なテーマや重点監査事項 |
| 3 監査範囲 | 監査対象の業務、情報システム等の範囲 |
| 4 被監査部門 | 監査の対象となる部門 |
| 5 監査方法 | 監査で適用する監査技法 |
| 6 監査実施日程 | 監査の計画から報告までの日程 |
| 7 監査実施体制 | 監査担当者 |
| 8 監査項目 | 監査で確認する大項目 |
| 9 適用基準 | 監査で適用する基準等 |

情報セキュリティ監査統括責任者は、監査実施計画書を、組織として受け入れ、監査実施の責任と権限を明確にするため、情報セキュリティ委員会による承認を得る。また、情報セキュリティ委員会の承認を得た後に、被監査部門に対して十分に説明する機会を設け、監査スケジュールを被監査部門へ伝え、担当者の選出、監査資料の準備等の事項の依頼など、効率的に監査を実施するための調整を行う。

(2) 監査の実施

①監査チェックリストの作成

監査人は、監査を効率的かつ効果的に実施するため、次の手順を参考にして、確認すべき具体的な項目を事前に選定して、監査チェックリストを作成する。

i) 監査項目の選定

監査テーマに該当する項目を本ガイドライン「第3章 情報セキュリティ監査項目」から選定する。なお、「第3章 情報セキュリティ監査項目」で必須項目となっているものは、監査において基本的な項目又は必要性の高い項目であることから、極力、監査項目に含めることが望まれる。必須項目は、はじめて情報セキュリティ監査を行う場合等の初期段階用

に選定したものであり、これで満足することなく、より高いレベルを目指した必須項目以外も対象とする監査を実施する必要がある。

監査項目の選定後は、当該地方公共団体の情報セキュリティポリシーに合わせた表現とするなど、必要に応じて項目中の文言を当該団体にとって適切な表現に修正する。なお、本ガイドラインの監査項目はポリシーガイドラインに準拠しているので、ポリシーガイドラインに対する妥当性を監査する場合には表現の修正は行わなくてもよい。

ii) 当該地方公共団体に必要と思われる項目の追加

監査項目を選定し、適宜表現を修正した後、当該地方公共団体にとって必要と考えられる項目を追加する。特に、監査範囲内において非常に重要な情報資産が存在し、脅威の発生頻度が高く、脅威が発生した場合の被害が大きい場合には、通常の情報セキュリティ対策に加えて、より厳格な対策を追加することを検討すべきである。

iii) 当該地方公共団体が定める条例、規則、規程等との整合性の確保

当該地方公共団体が定める条例、規則、規程等との整合性を図り、矛盾が生じないように監査項目を修正する。

iv) 関連法令の参照

関連する法令の要求する事項の中で特に重要と考えられる事項について追加する。

関連する主な法令としては、例えば、以下のようなものが考えられる。

- ・地方公務員法
- ・著作権法
- ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律
- ・個人情報の保護に関する法律
- ・個人情報保護条例

v) 他の基準・規程類の参照

その他、JIS Q 27002、ISO/IEC TR 13335（GMITS）、情報システム安全対策基準（通商産業省告示第536号）、コンピュータウイルス対策基準（平成9年通商産業省告示第952号）、コンピュータ不正アクセス対策基準（平成12年通商産業省告示第950号）等、情報セキュリティ対策の実施に参考となる基準を適時参照して、必要があれば、項目の追加、修正をする。

②監査の実施

監査人は、監査チェックリストに基づいて情報セキュリティ監査を実施し、監査調書を作成する。主な監査技法には、レビュー、インタビュー、視察、ア

ンケートがある。これらの監査技法は、被監査部門の所在場所にて実施する現地監査のほか、被監査部門の所在場所に行かずに行うリモート監査でも用いることができる。

- ・レビュー : 文書や記録等の監査資料を入手し、内容を確認する
- ・インタビュー : 担当者等に質問し、状況を確認する
- ・視察 : 業務を行っている場所や状況を見て確認する
- ・アンケート : 質問書への回答から実態を確認する

具体的な監査方法については、本ガイドラインの「第3章 情報セキュリティ監査項目」の監査チェックリストにおいて、監査項目毎に、監査資料の例、監査実施の例を示している。また、レビューで確認すべき文書や記録等については、付録に「監査資料例一覧／索引」としてとりまとめているので、参考にされたい。

情報セキュリティ監査の実施中、情報セキュリティ監査統括責任者は、監査人による監査業務の実施状況について随時報告を求める等、適切な管理を行う必要がある。また、監査人が作成した監査調書は、脆弱性の情報などが漏えいした場合には、当該地方公共団体の情報セキュリティに脅威となる情報も含むことから、情報セキュリティ監査統括責任者は、紛失等が生じないように適切に保管する必要がある。

また、監査人は、監査業務上知り得た情報や監査内容について、その情報が関係者以外に漏えいしないように対策をとる必要がある。

③監査結果の取りまとめ

情報セキュリティ監査統括責任者は、実施した監査の内容を踏まえて、監査結果、確認した監査証拠、指摘事項、改善案等の監査結果を取りまとめる。具体的には、例えば、図表1.5の監査チェックリストに記入する。

また、監査結果については、必要に応じ、事実誤認がないかどうかを被監査部門に確認する。

④監査結果の評価

情報セキュリティ監査統括責任者は、監査基準に照らして監査結果を評価する。監査結果では、監査基準に対して適合又は指摘事項のいずれかを示すことができる。個々の監査結果には、根拠となる証拠及び改善の機会並びに被監査部門に対する提言とともに適合性及び優れた実践を含めることが望ましい。

指摘事項については、監査証拠が正確であること及び指摘事項の内容が理解されたかどうか、被監査部門に確認することが望ましい。

また、指摘事項がある場合、個々のセキュリティ対策の有効性のほか、監査

におけるマネジメントシステム全体の有効性についても考察した上で監査結論を作成することが望ましい。

2.2.4. 監査報告

(1) 監査報告書の作成

情報セキュリティ監査統括責任者は、監査調書に基づいて、被監査部門に対する指摘事項や改善案を含む監査報告書を作成する（図表 2.7）。

また、詳細な監査結果や補足資料等がある場合は、監査報告書の添付資料としてもよい。監査報告書では、監査項目への適合の程度や、図表 2.1 にあるセキュリティ監査手順の運用サイクルが有効に機能しているかの観点を取り入れることが望ましい。

図表 2.7 情報セキュリティ監査報告書に記載する事項（例）

| 項目 | 内容 |
|---------------|---------------------------------------|
| 1 監査目的 | 監査を実施した目的 |
| 2 監査テーマ | 監査の具体的なテーマや重点監査事項 |
| 3 監査範囲 | 監査対象の業務、情報システムなどの範囲 |
| 4 被監査部門 | 監査の対象とした部門 |
| 5 監査方法 | 監査で適用した監査技法 |
| 6 監査実施日程 | 監査の計画から報告までの日程 |
| 7 監査実施体制 | 監査を実施した担当者 |
| 8 監査項目 | 監査で確認した大項目 |
| 9 適用基準 | 監査で適用した基準等 |
| 10 監査結果概要（総括） | 監査結果の総括 |
| 11 監査結果 | 監査で確認した事実（評価できる事項を含む） |
| 12 指摘事項 | 監査結果に基づき、問題点として指摘する事項 |
| 13 改善勧告 | 指摘事項を踏まえて、改善すべき事項 (緊急改善事項、一般的改善事項) |
| 14 特記事項 | その他記載すべき事項 |

(2) 監査結果の報告

情報セキュリティ監査統括責任者は、監査結果を情報セキュリティ委員会に報告する。

また、被監査部門に対して監査報告会を開催し、監査人から直接、監査結果の説明を行う。監査報告会では、被監査部門に対して次の事項を説明することが望ましい。

- ・集められた監査証拠は入手可能な情報のサンプルによること。
- ・監査報告の方法
- ・監査後の活動について（是正処置の実施、監査結果に対する意見対応等）

監査人は、指摘事項をより具体的に分かりやすく説明し、必要に応じて「監査調書」の内容等、監査証拠に基づいた改善のための方策等を助言する。

また、指摘事項の説明だけではなく、被監査部門において、優れた実践活動が認められる場合は、報告会で評価することが望ましい。

2.2.5. 監査結果への対応等

情報セキュリティ監査は、その結果を今後の情報セキュリティ対策に反映させることが必要である。情報セキュリティ対策に反映することで、情報セキュリティ対策の実施サイクル（PDCA サイクル）がはじめて回転していくことになる。

このため、CISO は、監査結果を踏まえ、監査の指摘事項を所管する被監査部門に対し、改善計画書の作成などの対処を指示する。また、他の部門に対しても、同種の課題及び問題点がある可能性が高い場合には、当該課題及び問題点の有無を確認させなければならない。なお、府内で横断的に改善が必要な事項については、統括情報セキュリティ責任者に対し、当該事項への対処を指示しなければならない。

指示を受けた部門は、監査結果の指摘事項について、緊急性、重要性、費用等も考慮して、必要な改善措置を検討し、CISO に対して、対応措置を報告する。

なお、緊急性が高いと判断される指摘事項については、速やかに改善措置を検討・実施するとともに、その実施状況を報告するものとし、それ以外の指摘事項については、監査終了後、半年から 1 年毎に実施されるフォローアップ監査で確認する。

また、情報セキュリティ委員会においては、監査結果を情報セキュリティポリシーの見直しやその他情報セキュリティ対策の見直し時に活用する。

2.2.6. 監査結果の公開

情報セキュリティ監査の結果については、行政の透明性確保、住民に対する説明責任遂行の観点からは積極的に公開することが望まれる。特に、行政は住民の個人情報を含め、大量の情報を扱っていること、電子自治体の取組を進めていく上で住民の信頼が必要であることに鑑みれば、情報セキュリティ監査の結果を住民に示すことは重要である。

他方、情報セキュリティ監査の成果物には、情報資産やネットワーク及び情報システム等の脆弱性に関する情報が含まれており、情報セキュリティ確保の観点からは、全てを公開することは適当ではない場合もある。

したがって、一律に公開、非公開とすることはいずれも適当ではなく、各地方公共団体の制定する情報公開条例の「不開示情報」の取扱いなどを踏まえ、適切な範囲で公開していく必要がある。

2.2.7. フォローアップ監査

監査報告書で指摘した改善事項について、被監査部門の対応状況を確かめるため、監査終了後、半年から1年毎にフォローアップ監査を実施する。フォローアップ監査は個別の監査として実施してもよいし、次回の監査の中で実施してもよい。

個別の監査として実施する場合、改善事項に対する被監査部門の対応措置が、対象監査項目を満たすものになっていることの確認及び対応措置の有効性の検証を行う必要がある。

次回の監査の中で実施する場合は、通常の監査項目に加え、前回監査における改善事項のフォローアップを行う場を設け、個別のフォローアップ監査の場合と同様、対応措置の確認と有効性の検証を行う。

なお、情報セキュリティ監査では、セキュリティ監査手順の運用サイクルが有効に機能するためにも、指摘された改善事項への対応が非常に重要となるため、フォローアップ監査を確実に実施する必要がある。

2.3. 外部監査人の調達

ここでは、外部監査を行う場合における外部監査人の調達方法について説明する。なお、県と県内市町村など、複数の地方公共団体が共同で外部監査人の調達を行うことによって、調達を効率化する方法もあり、実際にこのような取り組みも行われている。

(1) 外部監査人の調達方式

外部監査人の調達は、当該地方公共団体の調達基準や手続にしたがって行われるが、特に、監査の客観性、公正性等の観点から、**外部委託事業者**の決定の透明性と公平性の確保には特に留意する必要がある。

外部監査の**外部委託事業者**の調達方式には、次のような方式があり得る。

- ・ 公募型プロポーザル方式（企画提案書を評価して判断して事業者を選定）
- ・ 総合評価入札方式（価格と技術的要素を総合的に判断して事業者を選定）
- ・ 一般競争入札方式（最も安価な価格を提示した事業者と契約）
- ・ 条件付き一般競争入札方式（一定の条件を満たす事業者の中で、最も安価な価格を提示した事業者と契約）

(2) 企画提案書の書式作成

公募型プロポーザル方式により情報セキュリティ監査に関する企画提案を求める場合は、「企画提案書」を作成する。企画提案書には、情報セキュリティ監査業務の受託を希望する提案者が、業務委託仕様書に基づいて、当該監査に関する考え方、実施方法、実施体制等の具体的な内容を記述する（図表 2.8）。また、委託業務内容に加えて、費用の見積りに必要となる事項も併せて記載する。例えば、ネットワークへの侵入検査を行う場合には、対象サーバ数や IP アドレス数などの対象、範囲、実施の程度等の詳細な記載があれば、企画提案者の費用積算は精緻なものになり、より正確な見積りが期待できる。

情報セキュリティ監査統括責任者は、**外部委託事業者**による監査に責任を持つ必要がある。**外部委託事業者**による監査を情報セキュリティポリシーの見直しにつなげていくためにも、企画提案書の内容を確認し、監査の品質を担保できる**外部委託事業者**を選定することが求められる。

図表 2.8 企画提案書に記載する事項（例）

| 項目 | 内容 |
|------------------|---|
| 1 監査期間 | 委託する監査の期間 |
| 2 監査実施内容 | 委託する監査業務の内容 i)目的 ii)本業務の対象範囲 iii)準拠する基準 iv)監査のポイント 等 |
| 3 監査内容 | i)事前打合せ ii)事前準備依頼事項 ・事前の提出資料 ・アンケート等の有無 等 iii)監査実施計画書作成 iv)予備調査 v)本調査 ※機器又は情報システムに対して情報システム監査ツール を使用する場合はその名称も記載 vi)監査報告書作成 vii)監査報告会 |
| 4 監査スケジュール | 上記 3 の概略スケジュール ※詳細は監査人決定後に求める。 |
| 5 監査実施体制 | i)監査責任者・監査人・監査補助者・アドバイザー等の役割、 氏名を含む監査体制図 ii)当該団体との役割分担 |
| 6 監査品質を確保するための体制 | i)監査品質管理責任者・監査品質管理者等の役割、氏名を 含む監査品質管理体制図 ii)監査品質管理に関する規程 等 |
| 7 監査人の実績等 | i)組織としての認証資格等 ※例えば、ISMS 認証やプライバシーマーク認証、情報セ キュリティサービス基準適合サービスリスト（うちセ キュリティ監査サービスに係る部分）、 情報セキュリティ 監査企業台帳 への登録等 ii)監査メンバーの保有資格・技術スキル・地方公共団体を含 む実務経験等 |
| 8 監査報告書の目次体系 | 監査報告書の目次体系（章立て） i)総括 ii)情報セキュリティ監査の実施の概要 iii)評価できる事項 iv)改善すべき事項(緊急改善事項・一般的改善事項のまとめ) v)監査結果の詳細 vi)添付資料（補足資料等） |
| 9 成果物 | 最終成果物（納品物）一覧 |
| 10 その他 | 会社案内、パンフレット等必要な添付書類 |

(3) 業務委託仕様書の作成

入札方式による場合、事前に業務委託の内容を業務委託仕様書としてまとめ、入札に応じる民間事業者、団体等に提示する。また、業務委託仕様書の添付資料に選定基準の概要や提案書の評価基準を開示するとよい。

業務委託仕様書には、監査目的、監査対象、適用基準等の記載に加えて、当該地方公共団体が実施する情報セキュリティ監査に関する方針、実施条件等、どのような監査を実施したいかを正確かつ具体的に記載することが重要である（図表2.9）。

なお、付録に「情報セキュリティ監査業務委託仕様書」の例を挙げているので参考されたい。

図表2.9 業務委託仕様書に記載する事項（例）

| 項目 | 内容 |
|---------------|---------------------------|
| 1 業務名 | 委託する業務の名称 |
| 2 監査目的 | 監査を実施する目的 |
| 3 発注部署 | 監査を委託する部署名 |
| 4 監査対象 | 監査対象の業務、情報システムなどの範囲 |
| 5 業務内容 | 委託する監査業務の内容 |
| 6 適用基準 | 監査を行う際、準拠すべき基準や参考とする基準を記載 |
| 7 監査人の要件 | 受託者及び監査人の要件 |
| 8 監査期間 | 委託する監査の期間 |
| 9 監査報告書の様式 | 監査報告書の作成様式、宛名 |
| 10 監査報告書の提出先 | 監査報告書を提出する部署 |
| 11 監査報告会 | 監査結果を報告する会議等の内容 |
| 12 監査成果物と納入方法 | 委託した監査業務の成果物と納入の方法 |
| 13 成果物の帰属 | 成果物及びこれに付随する資料の帰属 |
| 14 委託業務の留意事項 | 再委託、資料の提供、秘密保持等の留意事項 |
| 15 その他 | その他の事項 |

(4) 契約部門等との調整

外部委託事業者の決定までの間に、調達事務を行う契約部門、出納部門等と調整し、委託業務契約書に盛り込む事項や個人情報保護に関する措置等を検討する。

特に、外部監査人は、地方公共団体の情報セキュリティにおける脆弱性を知ることになるので、情報資産に関する守秘義務等を契約書上どのように規定するか十分な検討が必要である。

なお、外部監査人が個人情報を扱うことが想定される場合には、個人情報保護条例に従い、個人情報の適切な管理のため必要な措置を講じなければならない。

(5) 外部委託事業者との契約締結

外部委託事業者が決定すれば、地方公共団体と外部委託事業者との間で契約を締結することになる。外部委託事業者は、監査対象と直接の利害関係がないことを確認して選定する必要がある。

契約に当たっての主な合意事項は下記のとおりである。業務委託契約書の記載例については、付録の「情報セキュリティ監査業務委託契約書(例)」を参照されたい。

- ・目的、対象、範囲を含む監査内容に関する事項
- ・成果物（納品物）に関する事項
- ・監査報告書の記載内容に関する事項

契約には、監査人が監査業務上知り得た情報や監査内容を関係者以外に開示したり、監査人から情報が漏えいしないよう、監査人の守秘義務に係る規定や監査人における監査結果の管理方法についても規定を明記しなければならない。

また、契約の適正な履行を確保するため、監査目的、監査対象、監査方針、実施条件、計画、実施、報告を含む主たる実施手順、準拠規範、監査技法、収集すべき監査証拠の範囲等の監査品質、対価の決定方法、金額と支払の時期、支払方法、中途終了時の精算、負担すべき責任の範囲等を明確に定め、監督、検査の判断基準を明確にすることが必要である。なお、地方公共団体が契約保証金の納付を求めた場合、「契約の相手方が契約上の義務を履行しないとき」、すなわち、監査品質が所定の水準に達しないときは、契約において別段の定めをしない限り契約保証金は地方公共団体に帰属する。

付録の「情報セキュリティ監査業務委託契約書(例)」では、情報セキュリティ監査特有の部分のみを取り上げている。その他の事項である履行方法、契約保証人、保証契約、前払い金、損害賠償、権利義務の譲渡禁止、再委託、一括下請けの禁止、監督員、貸与品の処理、作業の変更中止、履行期間の延長、成果物の納品と検査、所有権の移転時期、請負代金の支払時期や支払方法、瑕疵担保、委託完成保証人の責任、甲乙の解除権、解除に伴う措置、秘密保持、その他は、既に各地方公共団体にある請負契約約款（準委任とするときは準委任契約約款）を用いることができる。

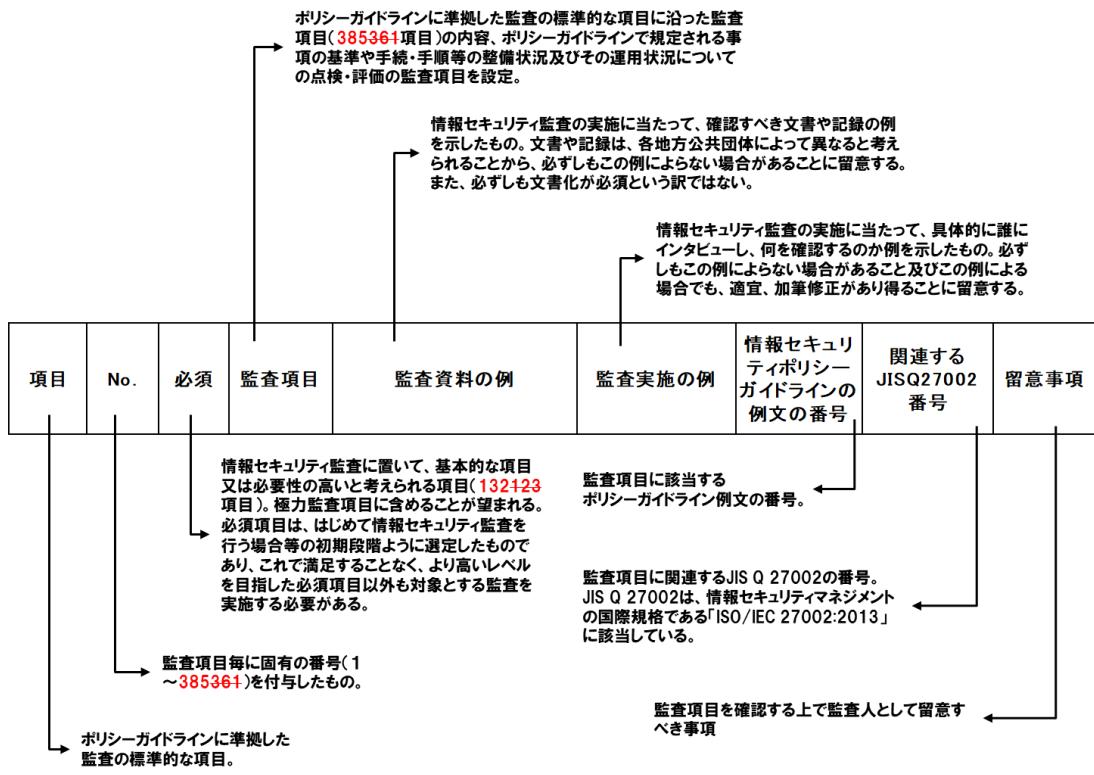
監査を継続的に行うときは、毎回業務委託契約を締結する方法と、業務委託基本契約と業務委託個別契約に分けて契約を締結する方法がある。毎回契約を締結する方法が一般的であると考えられ、付録の契約書例もこの形態を想定している。後者の基本契約と個別契約に分けて契約を締結する方法によるときは、契約書例の中から、毎回共通する事項を抜き出して基本契約として締結し、毎回定めるべき事項を個別契約で合意する。

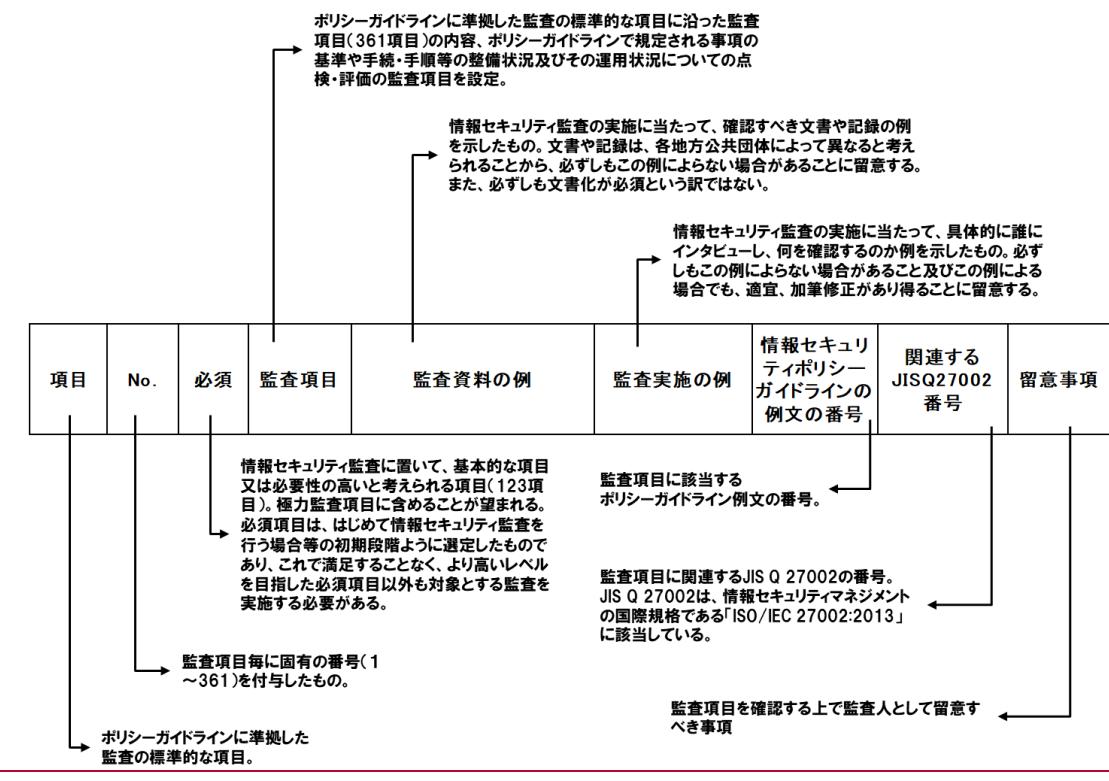
第3章

情報セキュリティ監査項目

第3章 情報セキュリティ監査項目

情報セキュリティ監査項目は、以下の構成となっている。





(注) 監査項目の趣旨や運用上の留意点を理解するため、総務省が令和XX2年XX12月に一部改定した「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の解説を併せて確認されたい。

実際の情報セキュリティ監査項目を、次頁以降に記載する。

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーと統括情報セキュリティ責任者への監査資料のレビューにより、情報セキュリティ委員会が設置され、正式に承認されているか確認がある。 | 情報セキュリティポリシーと統括情報セキュリティ責任者への監査資料のレビューにより、情報セキュリティ委員会が設置され、正式に承認されているか確認がある。 | 情報セキュリティポリシーと統括情報セキュリティ責任者への監査資料のレビューにより、情報セキュリティ委員会が設置され、正式に承認されているか確認がある。 | 情報セキュリティポリシーと統括情報セキュリティ責任者への監査資料のレビューにより、情報セキュリティ委員会が設置され、正式に承認されているか確認がある。 |
|----------------|-----|----|---------------------|---|---|---|---|---|---|
| 1. 組織体制 | 1 | ○ | I) 組織体制、権限及び責任 | □ 情報セキュリティポリシー □ 権限・責任等一覧 CISOによって、情報セキュリティ委員会の組織体制、権限及び責任が定められ、文書化されている。 | 監査資料のレビューにより、情報セキュリティ委員会の組織体制、権限及び責任が文書化され、正式に承認されているか確認がある。 | 1.(1)～(6), (8) | 6.1.1 7.2.1 | 1.(1)～(6), (8) | 6.1.1 7.2.1 |
| (2)情報セキュリティ委員会 | 2 | ○ | II) 情報セキュリティ委員会の設置 | □ 情報セキュリティポリシー等、情報セキュリティに関する重要な事項を決定する機関（情報セキュリティ委員会）が設置されている。 CISOによって、情報セキュリティ委員会の組織体制、権限及び責任が定められ、文書化されている。 | 監査資料のレビューにより、情報セキュリティ委員会の組織体制、権限及び責任が文書化され、正式に承認されているか確認がある。 | 1.(7)① | — | 1.(7)② | — |
| | 3 | ○ | III) 情報セキュリティ委員会の開催 | □ 情報セキュリティポリシー □ 情報セキュリティ委員会 □ 情報セキュリティ委員会の開催は毎年度開催され、情報セキュリティ委員会が毎年度開催され、情報セキュリティ委員会の改善計画を策定し、その実施状況が確認されている。 | 監査資料のレビューにより、情報セキュリティ委員会の開催は毎年度開催され、情報セキュリティ委員会が毎年度開催され、情報セキュリティ委員会の改善計画を策定し、その実施状況が確認されているか確認がある。 | — | — | — | — |
| (3)CSIRTの設置・役割 | 4 | ○ | IV) CSIRTの設置・役割の明確化 | □ 情報セキュリティポリシー □ CSIRTが設置され、部局の情報セキュリティポリシーと統括情報セキュリティポリシーとの連携が明確化されている。 また、CISOによって、CSIRT及び構成員の役割が明確化されている。 要員の役割が明確化されている。 | 監査資料のレビューにより、CSIRTが設置されており、規定されたいたり、情報セキュリティポリシーと統括情報セキュリティポリシーとの連携が明確化されている。 また、CISOによって、CSIRT及び構成員の役割が明確化されている。 要員の役割が明確化されている。 | 1.(9) | 6.1.3 6.1.4 16.1.1 16.1.2 16.1.3 16.1.4 16.1.5 | 6.1.3 6.1.4 16.1.1 16.1.2 16.1.3 16.1.4 16.1.5 | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティガーディアンの例 文の番号 | 関連する規格番号 | 留意事項 |
|----------------------------------|--------------------|---------------------------------------|---|--|---|--------------------------|----------------|---|
| 2. 情報 資産 の分 類と 管理 | (1)情報 資産の分 類 | 5 <input checked="" type="radio"/> | I)情報資産の分類に関する基準 統括情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ責任者による情報セキュリティ責任者によって、機密性・完全性・可用性に基づく情報資産の分類と分類に応じた取扱いが定められ、文書化されている。 | <input type="checkbox"/> 情報セキュリティガイドライン <input type="checkbox"/> 情報資産分類基準 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューより、機密性・完全性・可用性に基づく情報資産の分類と分類に応じた取扱いが文書化され、正式に承認されているか確認される。 | 2.(1) | 8.2.1 | |
| | (2)情報 資産の管 理 | 6 <input checked="" type="radio"/> | I)情報資産の管理に関する基準 統括情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ責任者によつて、情報資産の管理に関する基準が定められ、文書化されている。 | <input type="checkbox"/> 情報セキュリティガイドライン <input type="checkbox"/> 情報資産管理基準 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューより、情報資産の管理に関する基準が文書化され、正式に承認されているか確認される。 | 2.(2) | 8.1.2 8.1.3 | |
| | | 7 <input checked="" type="radio"/> | II)情報資産管理台帳の作成 情報セキュリティ管理者によつて、重要な情報資産について台帳(情報資産管理台帳)が作成されている。 | <input type="checkbox"/> 情報資産管理基準 <input type="checkbox"/> 情報資産管理台帳 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者へのインタビューにより、重要な情報資産について台帳(情報資産管理台帳)が作成され、定期的に見直されているか確認される。 | 2.(2)① | 8.1.1 | |
| | | 8 | III)情報資産の分類の表示 情報資産に分類が表示されている。 | <input type="checkbox"/> 情報資産管理基準 <input type="checkbox"/> 情報資産管理台帳 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員へのインタビュー、勤務室及び管理区域への視察により、情報資産に分類が表示されているか確認される。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確認がある。 | 2.(2)② | 8.2.2 | ・分類の表示について、情報セキュリティシステムに記録される情報の分類をあらかじめ規定する方法や、表示の有無によって分類する方法などもある。 |
| | | 9 | IV)情報の作成 情報の作成時に情報資産の分類に基づき、当該情報の分類と取扱制限が定められている。 | <input type="checkbox"/> 情報資産管理基準 <input type="checkbox"/> 情報資産管理台帳 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューにより、情報資産の作成時に情報資産の分類に基づき、当該情報の分類と取扱制限が定められているか確認される。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確認がある。 | 2.(2)③ | 8.2.3 | |
| | | 10 | V)情報資産の入手 情報資産を入手した場合、情報資産の分類に基づき情報資産が取扱われている。また、情報資産の分類が不明な場合は、情報セキュリティ管理者による判断を仰いでいる。 | <input type="checkbox"/> 情報資産管理基準 <input type="checkbox"/> 情報資産管理台帳 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューにより、情報資産を入手した場合、情報資産の分類に基づき情報資産が取扱われているか確認される。また、情報資産の分類が不明な場合は、情報セキュリティ管理者による判断を仰いでいるか確認される。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確認がある。 | 2.(2)④ | 8.2.3 | |
| | | 11 | VI)情報資産の利用 情報資産は、情報資産の分類に応じて適切に取扱われており、業務以外の目的に利用されていない。 | <input type="checkbox"/> 情報資産管理基準 <input type="checkbox"/> 情報資産管理台帳 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューにより、情報資産は、情報資産の分類に応じて適切に取扱われており、業務以外の目的に利用されていないか確認される。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確認がある。 | 2.(2)⑤ | 8.2.3 | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティガーディアンの例 文の番号 | 開連するUSQ27002 番号 | 留意事項 |
|-----------------|------------|----|--------------|-------------------------------------|---|--------------------------|--------------------|--|
| 2. 情報資産の分類と管理办法 | (2)情報資産の管理 | 12 | vii) 情報資産の保管 | □情報資産管理基準 □情報資産管理台帳 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者、情報システム管理者及び職員等へのインタビューや及ぶ情報資産の保管場所の観察により、情報資産の分類に従い、情報資産が適切に保管されている。必要に応じて、情報漏えいが確認されるべきか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。 | 2.(2)⑥ | 8.2.3 | |
| | 13 | | viii) 情報の送信 | □情報資産管理基準 □情報資産管理台帳 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューや及ぶ情報資産の高い情報の漏えいを防止するための措置が講じられているか確認する。 | 2.(2)⑦ | 8.2.3 13.2.3 | |
| | 14 | | ix) 情報資産の運搬 | □情報資産管理基準 □情報資産管理台帳 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューや及ぶ情報資産の運搬元の隣接(に接する)部、機密性の高い情報の漏えいを送信する場合、必要に応じ暗号化又はパスワード設定等、情報の漏えいを防止するための措置が講じられているか確認する。 | 2.(2)⑧ | 8.2.3 8.3.3 | |
| | 15 | | x) 情報資産の提供 | □情報資産管理基準 □情報資産管理台帳 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューや及ぶ情報資産を外部に提供する場合、機密性の高い情報資産を外部に提供する場合、情報セキュリティ管理者の許可を得た上で、必要に応じ暗号化又はパスワードの設定を行なう。情報資産の不正利用を防止するための措置がとられている。 | 2.(2)⑨ (ア)～(イ) | 8.2.3 | |
| | 16 | | xi) 情報資産の公表 | □情報資産管理基準 □情報資産管理台帳 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者について、完全性が確保されているか確認する。 | 2.(2)⑩ (ウ) | 8.2.3 | ・完全性とは、情報が璇機器、改ざん又は消去されない状態を確保することをいう。 |
| | 17 | | xii) 情報資産の廃棄 | □情報資産管理基準 □情報資産管理台帳 □情報資産廃棄記録 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューや及ぶ情報資産を廃棄する場合、情報セキュリティ管理者の許可を得た上で廃棄され、処理内容が記録されている。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。 | 2.(2)⑪ | 8.2.3 8.3.2 | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティガーディアンの例 文の番号 | 関連する規格番号 | 留意事項 |
|---|-----|----|--|---------------------------------|--|--------------------------|----------------|---|
| 3、 情報 システム 全体 の強 制性 の向 け)(1)マイナ ンバー利 用事務系 ム | 18 | ○ | I)マイナナンバー利用事務系と他の領域 との分離 CISO又は統括情報セキュリティ責任者によつ て、マイナナンバー利用事務系と他の領域が分 離されており、通信できないようになっている。 | □ネットワーク管理基準 □通信回線敷設図 □結線図 | 監査資料のレビューとCISO又は統括情報セキュリティ責 任者へのペーティョーにて、マイナナンバー利用事務系と 他の領域が分離されており、通信できないようになっている か確認める。 | 3.(1)① | 13.1.3 | |
| | 19 | ○ | II)マイナナンバー利用事務系と外部との接続 CISO又は統括情報セキュリティ責任者によつ て、マイナナンバー利用事務系と外部との通信 は、通信経路の限定及びアリケーションプロ トコルレベルでの限定を行つており、かつ外 部接続先はインターネットへ接続していない。 なお、十分に安全性を確保された外部接続 先との通信については、必要な対策が実施さ れることとされる。 | □ネットワーク管理基準 □通信回線敷設図 □結線図 | 監査資料のレビューとCISO又は統括情報セキュリティ責 任者へのペーティョーにて、マイナナンバー利用事務系と 外部との通信は、通信経路の限定及びアリケーションプロ トコルレベルでの限定を行つており、かつ外 部接続先はインターネットへ接続していない。 なお、十分に安全性を確保された外部接続 先との通信については、必要な対策がどうしているか確認める。 | 3.(1)① | 13.1.3 | マイナンバー利用事務系 と他の領域を通信できないな いようにしなければならない。ただし、マイナナンバー 利用事務系と外部との通信をする必要がある場合 に限りは、通信経路の限 定及びアリケーションプロ トコルのレベルでの限定 |
| | 20 | ○ | III)端末における情報アクセス対策 職員等がマイナナンバー利用事務系の端末を 利用する際に、二つ以上を併用する認証(多 要素認証)が導入されている。 | □パソコン等管理基準 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのペーテ タビューア及び勤務室等のパソコン等のサンプリング確認に より、二つ以上の認証手段が併用されているか確認める。 | 3.(1)② | 9.2.4 9.4.2 | |
| | 21 | ○ | IV)業務専用端末化 マイナナンバー利用事務系の端末は業務専用に 専用端末化されている。 | □パソコン等管理基準 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのペーテ タビューア及び勤務室等のパソコン等のサンプリング確認に より、マイナナンバー利用事務系の端末が専用端末であるか 確認める。 | 3.(1)② | — | |
| | 22 | ○ | V)電磁的記録媒体による情報持ち出し の不可設定 職員等がマイナナンバー利用事務系の端末か ら電磁的記録媒体により情報を持ち出すこと ができるないように設定がされている。 | □パソコン等管理基準 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのペーテ タビューア及び勤務室等のパソコン等のサンプリング確認に より、電磁的記録媒体により情報を持ち出すことができない よう)に設定がされているか確認める。 | 3.(1)② | 11.2.5 | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティガーディアンの例 文の番号 | 関連する規格番号 | 留意事項 |
|--------------------|--------------|-----------------------------|---|---------------------------------|---|--------------------------|--|--|
| 3. 情報システム全体の強靭性の向上 | (2)LGWA N接続系 | 23 ○ | I) LGWAN接続系とインターネット接続系の分割① | □ネットワーク管理基準 □通信回線敷設図 □結線図 | 監査資料のレビューとCISO又は統括情報セキュリティ責任者へのハイタッチにて、LGWAN接続系とインターネット接続系の通信環境は分離され、必要な通信のみ許可するようになっている。 | 3.(2)① | 13.1.3 | |
| | 24 ○ | II) LGWAN接続系とインターネット接続系の分割② | CISO又は統括情報セキュリティ責任者によつて、インターネット接続系とメールやデータをLGWAN接続系に取り込む場合は無害化通信を行っている。 | □システム構成図 □ネットワーク管理基準 | 監査資料のレビューとCISO又は統括情報セキュリティ責任者へのハイタッチにて、インターネット接続系のメールやデータをLGWAN接続系に取り込む場合は無害化通信を行っているが確かめる。 | 3.(2)① | 13.1.3 | |
| (3)インターネット接続系 | 25 ○ | I) サーバ等の監視 | CISO又は統括情報セキュリティ責任者によつて、インターネット接続系の監視対象としてWebサーバー等のログを取得している。 | □システム構成図 | 監査資料のレビューとCISO又は統括情報セキュリティ責任者へのハイタッチにて、インターネット接続系の監視対象としてWebサーバー、メールリレーサーバ、プロキシサーバ、外部IDNSサーバのログが取得されているか確認する。 | 3.(3)① | 13.1.1 13.1.2 | |
| | 26 ○ | II) 情報セキュリティ機器の導入 | CISO又は統括情報セキュリティ責任者によつて、インターネット接続系に高度な情報セキュリティ機器が導入されている。 | □システム構成図 | 監査資料のレビューとCISO又は統括情報セキュリティ責任者へのハイタッチにて、インターネット接続系に高度な情報セキュリティ機器が導入されているか確認する。 | 3.(3)① | 12.4.1 12.4.2 12.4.3 12.6.1 13.1.1 13.1.2 | 高度なセキュリティ機器とは、通信ハシッドの監視及び破棄、通信ポートの制御、不正なプログラムの検知、不審なメールの検知及び遮断、不審なURLへのアクセス遮断、ログ監視、コテンションの改ざん検知等の機能を持つ機器のことを目指す。 |
| | 27 | III) 情報セキュリティ運用監視 | CISO又は統括情報セキュリティ責任者による高水準な運用監視を行っている。 | □保守体制図 □作業報告書 | 監査資料のレビューとCISO又は統括情報セキュリティ責任者へのハイタッチにて、インターネット接続系は情報セキュリティ専門人材による運用監視が行われているか確認する。 | 3.(3)① | 13.1.1 13.1.2 | 高水準な運用監視とは、予兆を含めた早期検知、常駐する専門人材による定期判断、及ぶ運用委託先による24時間365日有人での集中監視のことを目指す。 |
| | 28 | IV) 自治体情報セキュリティクラウドとの接続 | CISO又は統括情報セキュリティ責任者によつて、所内のインターネットとの通信を集約した上で、自治体情報セキュリティクラウドと接続しているかを確認する。 | □システム構成図 □通信回線敷設図 □結線図 | 監査資料のレビューとCISO又は統括情報セキュリティ責任者へのハイタッチにて、所内のインターネットとの通信を集約した上で、自治体情報セキュリティクラウドと接続しているかを確認する。 | 3.(3)② | 13.1.3 | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーがJISQ27002の範囲 | 留意事項 |
|----------------------------|-----|----|-------------------------------|--|---|---|--|
| 4.1. 物理的な機器の受け渡し等のセキュリティ管理 | 29 | 手帳 | I) 機器の設置基準及び II) 機器の取付け | □機器設置基準/手帳 監査資料のレビューと統括情報とキヤドテイ責任者又は情報システム管理者へのインタビューや、機器の設置に関する基準及び手順が文書化され、正式に承認されているか確認がある。 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューや、機器の設置が設置されているか確認がある。 | 4.1.(1) 11.1.4 11.2.1 | ・情報資産管理台帳などに、機器の設置場所や設置状態などを明記しておくことが望ましい。 |
| 4.1. サーバーの冗長化 | 30 | 手帳 | I) サーバ冗長化基準 II) サーバ冗長化 | □機器設置基準/手帳 □機器プロトコルアウト □建物プロトコルアウト □管理区域(情報システム室等)のレイアウト □機器設置記録 □情報資產管理台帳 □サーバ冗長化基準 監査資料のレビューと統括情報とキヤドテイ責任者又は情報システム管理者へのインタビューや、サーバーの冗長化に関する基準が文書化され、正式に承認されているか確認がある。 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューや、機器の設置が設置されているか確認がある。 | 4.1.(1) 11.1.4 11.2.1 | ・情報資産管理台帳などに、機器の設置場所や設置状態などを明記しておくことが望ましい。 |
| 4.1. サーバ冗長化 | 31 | 手帳 | I) サーバ冗長化基準 II) サーバ冗長化基準 | □サーバ冗長化基準 監査資料のレビューと統括情報とキヤドテイ責任者又は情報システム管理者により基幹サーバが冗長化され、同データが保持されているか確認がある。 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューや、基幹サーバが冗長化されている。 | 4.1.(2)① 12.3.1 ※注意 JISQ27002では、伝義の意味でハックアップ全般を規定している。 | ・サーバーの冗長化には、ハードウェア・ソフトウェアが二重に必要となる等、多額の費用を要する費用とサーバー等の停止合を十分に検討した上で、冗長化を行ひが否かを判断することが望む。 |
| 4.1. サーバ冗長化 | 32 | 手帳 | I) サーバ冗長化基準 II) 基幹サーバ冗長化基準 | □サーバ冗長化基準 監査資料のレビューと統括情報とキヤドテイ責任者又は情報システム管理者により基幹サーバが冗長化され、サーバ、セキュリティサーバ、住民サーバ等にに関するサーバが冗長化されている。 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューや、基幹サーバが冗長化されている。 | 4.1.(2)① 12.3.1 ※注意 JISQ27002では、伝義の意味でハックアップ全般を規定している。 | ・サーバーの冗長化には、ハードウェア・ソフトウェアが二重に必要となる等、多額の費用を要する費用とサーバー等の停止合を十分に検討した上で、冗長化を行ひが否かを判断することが望む。 |
| 4.1. サーバ冗長化 | 33 | 手帳 | III) サーバ障害対策基準 | □サーバ障害対策基準 □サーバ障害対応実施手順書 監査資料のレビューと統括情報とキヤドテイ責任者又は情報システム管理者により基幹サーバが冗長化され、正式に承認されているか確認がある。 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューや、サーバーの冗長化が発生した場合の対策基準及び実施手順が文書化され、正式に承認されているか確認がある。 | 4.1.(2)② 12.3.1 16.1.2 | ・サーバーの冗長化には、ハードウェア・ソフトウェアが二重に必要となる等、多額の費用を要する費用とサーバー等の停止合を十分に検討した上で、冗長化を行ひが否かを判断することが望む。 |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティガーディアンの例文の番号 | 関連するISQ27002番号 | 留意事項 |
|---------------------|----------------|------|--|---|---|----------------------|--|---|
| 4. 物理サーバ等の管理的セキュリティ | 4.1. (1)機器の取付け | 29 | I) 機器の設置に關わる基準及び手続 | □機器設置基準/手続 □機器設置のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューや機器の設置に関する基準が文書化され、正式に承認されているか確認する。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューや機器の設置に関する基準が文書化され、正式に承認されているか確認する。 | 4.1.(1) | 11.1.4 11.2.1 | |
| | II) 機器の取付け | 30 ○ | ○ 情報システム管理者によつて、サーバ等の機器の取付けを行なう場合、火災、水害、埃、振動、温度等の影響を可能な限り排除した場所に設置し、容易に取外せないよう前に固定するなどの対策が講じられている。 | □機器設置基準/手続 □機器フロアレイアウト図 □管路区域(情報システムのレイアウト図等) □機器設置記録 □情報資産管理台帳 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューや機器の設置に関する基準が文書化され、正式に承認されているか確認する。 | 4.1.(1) | 11.1.4 11.2.1 | ・情報資産管理台帳などに、機器の設置場所や設置状態などを明記しておこうことが望ましい。 |
| (2)サーバの冗長化 | I) サーバ冗長化基準 | 31 | ○ 情報システム管理者によつて、サーバ等の機器を冗長化する基準が定められ、文書化されている。 | □サーバ冗長化基準 □シールドウェア・ソリューション等の冗長化には、ハードウェア・ソリューション等、多額の費用を要する。冗長化にかかる費用とサーバ等の稼働度合いを十分に検討したうえで、冗長化を行なつかかを判断することが望ましい。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューや、サーバの冗長化に関する基準が文書化され、正式に承認されているか確認する。 | 4.1.(2)① | 12.3.1 ※注意 ISQ27002では、広義の意味でバックアップ全般を規定している。 | ・サーバの冗長化には、ハードウェア・ソリューション等、多額の費用を要する。冗長化にかかる費用とサーバ等の稼働度合いを十分に検討したうえで、冗長化を行なつかかを判断することが望ましい。 |
| | II) 基幹サーバの冗長化 | 32 | ○ 情報システム管理者によつて、基幹サーバ(重要情報を持続しているサーバ、セキュリティサーバ、住民サービスに関するサーバ及びその他の基幹サーバ)が冗長化されていいる。 | □サーバ冗長化基準 □システム構成図 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューや、基幹サーバが冗長化され、同一データが保持されているか確認する。 | 4.1.(2)① | 12.3.1 ※注意 ISQ27002では、広義の意味でバックアップ全般を規定している。 | |
| | III) サーバ障害対策基準 | 33 ○ | ○ 情報システム管理者によつて、メインサーバに障害が発生した場合の対策基準及び実施手順が定められ、文書化されている。 | □サーバ障害対策基準 □サーバ障害対応実施手順 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューや、サーバに障害が発生した場合の対策基準及び実施手順が文書化され、正式に承認されているか確認する。 | 4.1.(2)② | 12.3.1 16.1.2 | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーと情報システム管理制度者への連絡手順書 | 情報セキュリティポリシーと情報システム管理制度者への連絡手順書 | 留意事項 |
|------------------|-----|----|---|--|--|--|---------------------------------|--|
| 4.1. (2)サーバ等の元長化 | 34 | | ■) サーバ障害対策 情報システム管理者によって、メインサーバに障害が発生した場合にシステムの運用停止時間を最小限にする対策が講じられている。 | □サーバ障害対策基準監査資料のレビューにより、サーバ障害時にセンターサーバが起動され、システムの運用停止時間が最小限になるよう対策が講じられているか確認する。実際にはサーバ障害が発生している場合に対策が有効に機能しているか確認する。 | 4.1.(2)② 12.3.1 16.1.2 | 4.1.(2)② 12.3.1 16.1.2 | JISQ27002番号の例 JISQ27002番号の例 | ・定期保守等で設備機への切替試験等を実施し、その記録を確認することが望ましい。 ・定期保守については、No.43～44も関連する項目であることから参考にすること。 |
| 4.1. (3)機器の電源 | 35 | | I) 機器の電源に関する基準 統括情報セキュリティ責任者によって、停電や落雷等からサーバ等の機器を保護する基準が定められ、文書化されている。 | □機器電源基準監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインダビューや、停電等に備えた予備電源の設置基準や、落雷等の電気異常からのサーバ等の機器を保護するための基準が文書化され、正式に承認されているか確認する。 | 4.1.(3)① 11.2.1 11.2.2 | 4.1.(3)① 11.2.1 11.2.2 | | |
| 36 ○ | | | II) 予備電源設備の設置及び点検 情報システム管理者によって、停電等による電源供給の停止に備えた予備電源が備え付けられ、定期的に点検されている。 | □機器電源基準監査資料のレビュー及び管理区域の視察により、UPS(無停電電源装置)などの予備電源が設置されていながら確認する。また、停電時や瞬断時に自動し、当該機器が適切に停止するまでの間に十分な電力を供給できる容量があるかなど、定期的に点検されているか確認する。 | 4.1.(3)① 11.2.1 11.2.2 16.1.2 | 4.1.(3)① 11.2.1 11.2.2 16.1.2 | | ・設置した予備電源が、サーバ等の増設に対して十分な電力供給能力があるのかを定期的に確認しておくことが望ましい。 |
| 37 | | | III)過電流対策 情報システム管理者によって、落雷等による過電流からサーバ等の機器を保護する設備が備えられている。 | □機器電源基準監査資料のレビューと情報システム管理制度者への連絡手順書 | 4.1.(3)② 11.2.1 11.2.2 16.1.2 | 4.1.(3)② 11.2.1 11.2.2 16.1.2 | | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーが伊豆ノ島の例文の番号 | 関連する規格・標準番号 | 留意事項 |
|-----------------------------|------|-------------------|---|---|----------|-----------------------------|-------------------|---|
| 4. 4.1. (2)サーバー等の物理的冗長化等の管理 | 34 | IV) サーバー障害対策 | □ サーバー障害対策基準 □ サーバー障害対応実施手順 □ 障害報告書 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのヒンタビューや、サーバー障害時にセカンドサーバーが起動され、システムの運用停止時間が最小限になるような対策が講じられている。実際にサーバー障害事例が発生している場合は、対策が有効に機能しているか確かめる。 | 4.1.(2)② | 1.2.3.1 16.1.2 | JISQ27002 文の番号 | ・定期保守等で予備機への切替試験等を実施し、その記録を確認することが望ましい。 ・定期保守については、No.43～44も関連する項目であることを参考にすること。 |
| (3)機器の電源 | 35 | I) 機器の電源に関する基準 | □ 機器電源基準 □ 総括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのヒンタビューに備え、停電や落雷等からサーバ等の機器を保護する基準が定められ、文書化されている。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのヒンタビューに備え、停電等に備えた予備電源の設置基準や、落雷等の電源異常からサーバ等の機器を保護するための基準が文書化され、正式に承認されているか確認確かめる。 | 4.1.(3)① | 1.1.2.1 11.2.2 | | |
| | 36 ○ | II) 予備電源装置の設置及び点検 | □ 機器電源基準 □ システム構成図 □ 機器設置記録 □ 機器保守点検記録 □ 障害報告書 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのヒンタビューや、機器供給の停止による停電等による電源供給が備えられた予備電源が備え付けられ、定期的に点検されている。 | 4.1.(3)① | 1.1.2.1 11.2.2 16.1.2 | | ・設置した予備電源が、サーバ等の増設に対応可能な電力供給能力があるのかを定期的に確認しておくことが望ましい。 |
| | 37 | III) 過電流対策 | □ 機器電源基準 □ システム構成図 □ 機器設置記録 □ 障害報告書 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのヒンタビューや、機器を保護する設備が備えられている。 | 4.1.(3)② | 1.1.2.1 11.2.2 16.1.2 | | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのヒンタビューや、機器を保護するために、過電流CVCF(定電圧定周波装置)を設置するなどの措置が講じられているか確認確かめる。 |

| 項目 | No. 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーがドライインの番号の例文 | 関連するJSQ2700番号 | 留意事項 |
|-----------------|--------------------|-------------------------|-----------------------------|--|--------------------------|------------------|---|
| 4. 物理サーバ等の配線の管理 | 4.1. (4)通信ケーブル等の配線 | I) 通信ケーブル等の配線に觸れる基盤及び手続 | □通信ケーブル等配線基準/手続 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者は情報システム管理者へのインダクションにより、通信ケーブルや電源ケーブルの配線基準やネットワーク接続口(ハブのポート等)設置位置申請・変更・追加等の手続が文書化され、正式に承認されているか確認める。 | 4.1.(4)(①) | 11.2.3 | |
| | 38 | II) 通信ケーブル等の保護 | □通信ケーブル等配線基準/手続 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者は情報システム管理者へのインダクションにより、通信ケーブルや電源ケーブルが配線収納管に取納されるなど、損傷から保護されているか確認める。 | 4.1.(4)(①) | 11.2.3 11.2.4 | ・情報処理設備に接続する通信ケーブル及び電源ケーブルは施設内に地下に埋設するか又はそれに代わる十分な保護手段を施すことが望ましい。 ・ケーブルの損傷等を防止するため、配線収納管を使用することが望ましい。 ・ケーブル用途(電源、通信等)で分離して配線することが望ましい。また、通信ケーブルは一重化している場合は、それそれを別ルートで配線することが望ましい。 |
| | 39 ○ | III) ケーブル障害対策 | □通信ケーブル等配線基準/手續 □障害報告書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者は情報システム管理者へのインダクションにより、通信ケーブルの損傷等に対する施設管理部門と連携して対応しているか確認める。 | 4.1.(4)(②) | 11.2.3 16.1.2 | |
| | 40 | IV) ネットワーク接続口の設置場所 | □通信ケーブル等配線基準/手続 □通信回線敷設図 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者は情報システム管理者へのインダクションにより、ネットワーク接続口(ハブのポート等)が他の者が容易に接続できない場所に設置されているか確認める。 | 4.1.(4)(③) | 11.2.1 11.2.3 | |
| | 41 | V) 配線資材・追加の制限 | □通信ケーブル等配線基準/手續 □作業報告書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者は情報システム管理者へのインダクションにより、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム担当者で契約した外部委託事業者だけが配線の変更及び追加の作業を行っていることを確認める。 | 4.1.(4)(④) | 11.2.3 12.1.2 | |
| | 42 | | | | | | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティガーディアンの例 文の番号 | 関連する規格 JISQ27002 番号 | 留意事項 |
|----------------------|--------------------|------|----------------------------|---------------------------------|---|--------------------------|---------------------------|---|
| 4. 物理サーバー等の管理的セキュリティ | 4.1. (4)通信ケーブル等の配線 | 38 | I)通信ケーブル等の配線に関する基準 及び手続 | □通信ケーブル等配線基準 /手続 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインバビューや、通信ケーブルや電源ケーブルの接続口(ハブのポート等)設置基準、配線申請・変更・追加等の手続が文書化され、正式に承認されているか確認がある。 | 4.1.(4)① | 11.2.3 | |
| | | | II)通信ケーブル等の保護 | □通信ケーブル等配線基準 /手続 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインバビューや、通信ケーブルや電源ケーブルの損傷等を防止するための対策が講じられている。 | 4.1.(4)① | 11.2.3 11.2.4 | ・情報処理設備に接続する通信ケーブル及び電源ケーブルは、可能な限り施設内の地下に埋設するか又はそれに代わる十分な保護手段を施すことが望ましい。 ・ケーブルの損傷等を防止するためには、配線収納管を使用することが望ましい。 ・ケーブル用途(電源、通信等)で分離して配線することが望ましい。また、通信ケーブルを二重化している場合は、それを別ルートで配線することが望ましい。 |
| | | 39 ○ | | | | | | |
| | | | III)ケーブル障害対策 | □通信ケーブル等配線基準 /手続 □障害報告書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインバビューや、通信ケーブルや電源ケーブルの損傷等に対し、施設部門と連携して対応しているか確認がある。 | 4.1.(4)② | 11.2.3 16.1.2 | |
| | | | IV)ネットワーク接続口の設置場所 | □通信ケーブル等配線基準 /手續 □通信回線敷設図 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインバビューや、通信ケーブルや電源ケーブルの接続口(ハブのポート等)が他の者が容易に接続できない場所に設置されているか確認がある。 | 4.1.(4)③ | 11.2.1 11.2.3 | |
| | | 41 | V)配線変更・追加の制限 | □通信ケーブル等配線基準 /手續 □作業報告書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインバビューや、統括情報セキュリティ責任者、情報システム管理者、情報システム担当者及び契約した外部委託者が配線の変更及び追加の作業を行っていることを確認する。 | 4.1.(4)④ | 11.2.3 12.1.2 | |
| | | 42 | | | | | | |

| 項目 | No. | 必須 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーと統括情報セキュリティ責任者の署名の番号 | 関連する規格番号 | 留意事項 |
|------------------------------------|------|-------------------------|---|---|----------------------------------|--------------------------------------|--|
| 4.1.1. (5)機器の定期保守及び修理のセキュリティの管理 | 43 | ①機器の保守・修理に關わる基準 及び手帳 | □機器保保守・修理基準 /手帳 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューより、サーバ等の機器の定期保守・修理に關わる基準及び手帳が定められ、文書化されている。 | 4.1.(5) | 11.2.4 | |
| 4.1.1. (6)外部への機器の設置 | 44 ○ | ②サーバ等の機器の定期保守 | □機器保保守・修理基準 /手帳 □保守機器管理表 □作業報告書 □障害報告書 □機器保守点検記録 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、保守対象機器の定期保守が実施されてい、機器の定期保守が実施されているか確認しているか、実際にサーバ等の機器の障害が発生している場合は、保守に問題がなかったか確認がある。 | 4.1.(5)① | 11.2.4 | |
| 4.1.1. (7)電磁的記録媒体を内蔵する機器の修理 | 45 ○ | ③電磁的記録媒体を内蔵する機器の修理 | □機器保保守・修理基準 /手帳 □保守機器管理表 □保守体制図 □作業報告書 □機密保持契約書 | 監査資料のレビューと統括情報システム管理者へのインタビューにより、電磁的記録媒体を内蔵する機器を外部の事業者に修理させた場合、情報システム管理者によつて、情報が漏えいしない対策が講じられている。 | 4.1.(5)② | 15.1.2 11.2.4 18.1.1 18.2.2 | |
| 4.1.1. (8)外部への機器設置に關わる基準及び手帳 | 46 | ④外部への機器設置に關わる基準 及び手帳 | □機器設置基地/手帳 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューより、戸外にサーバ等の機器を設置する場合の基準及び手帳が定められ、文書化されている。 | 4.1.(6) | 11.2.5 11.2.6 | ・地方公共団体の庁舎等を保護するため、十分な措置が取られていることが望ましい。 ・損傷、盗難、傍受といったセキュリティリスクを考慮し、それぞれの場所に応じた最も適切な管理策を導入することが望ましい。 |
| 4.1.1. (9)機器設置の承認 | 47 | ⑤機器設置の承認 | □機器設置基準/手帳 □行外機器設置申請書 □承認書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューより、戸外に設置するサーバ等の機器を設置する場合、CISOの承認を得ている。 | 4.1.(6) | 11.2.5 11.2.6 | ・情報資産管理台帳において記載されているが確認ある。 |

| 項目 | No. | 必須 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティガーディアンの例 文の番号 | 関連するUSQ27002 番号 | 留意事項 |
|----------------------------|------|----------------------|---|--|--------------------------|--------------------------------------|--|
| 4. 4.1. (5)機器の定期保守及び修理等の管理 | 43 | ①)機器の保守・修理に關わる基準及び手続 | □機器保守・修理基準/手続 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインダビューや、サーバ等の機器の保守・修理に關わる基準及び手続が定められ、文書化されている。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインダビューや、サーバ等の機器の保守・修理に關わる基準及び手続が文書化され、正式に承認されているか確認がある。 | 4.1.(5) | 11.2.4 | |
| 4. 4.1. (5)機器の定期保守及び修理等の管理 | 44 ○ | ②)サーバ等の機器の定期保守 | □機器保守・修理基準/手続 □保守機器管理表 □保守体制図 □作業報告書 □障害報告書 □機器保守点検記録 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインダビューや、保守対象機器、保守実施時期、保守内容、保守担当者が明確になっているか、保守が適切に行われているか確認がある。また、実際にサーバ等機器の障害が発生している場合は、保守に問題があるか確認がある。 | 4.1.(5)① | 11.2.4 | |
| 4. 4.1. (6)機器への設置 | 45 ○ | ③)電磁的記録媒体を内蔵する機器の修理 | □機器保守・修理基準/手続 □保守機器管理表 □保守体制図 □作業報告書 □機密保持契約書 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインダビューや、電磁的記録媒体を内蔵する機器を外部委託の事業者に修理させる場合にデータを消去した状態で行わせないか確認がある。データを消去しない場合は、修理を委託する事業者との間で守秘義務契約を締結し、秘密保持体制を確認しているか確認がある。 | 4.1.(5)② | 15.1.2 11.2.4 18.1.1 18.2.2 | |
| 4. 4.1. (6)機器への設置 | 46 | ④)戸外への機器設置に關わる基準及び手続 | □機器設置基準/手続 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインダビューや、サーバ等の機器を設置する場合の基準及び手続が定められ、文書化されている。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインダビューや、戸外にサーバ等の機器を設置する場合の基準及び手続が文書化され、正式に承認されているか確認がある。 | 4.1.(6) | 11.2.5 11.2.6 | ・地方公共団体の戸外への装置を保護するため十分な措置が取られていることが望ましい。 ・損傷、盗難、火災等のリスクを考慮し、それぞれの場所に応じた最も適切な管理策を導入することが望ましい。 |
| 4. 4.1. (6)機器への設置 | 47 | ⑤)戸外への機器の設置の承認 | □機器設置基準/手続 □戸外機器設置申請書 □情報資産管理台帳 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインダビューや、戸外に設置しているサーバ等の機器が、CISOに承認されているか確認がある。 また、情報資産管理台帳を確認し、戸外に設置していることが記載されているか確認がある。 | 4.1.(6) | 11.2.5 11.2.6 | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシー文書の番号 | 関連するJSQ27002番号 | 留意事項 |
|------------------------|-----|----|----------------------------|---|---|-------------------|----------------------------|---|
| 4.1. (6) 実外への機器の設置等の管理 | 48 | | 用いて外への機器の設置状況確認 | □機器設置基準／手続 □委託業者訪問記録 □委託業者監査報告書 □委託業者におけるISO/IEC 27001認証取得状況 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者への問い合わせにより、戸外に設置された機器への情報セキュリティ対策状況が、定期的に確認されているか確かめられる。 | 4.1.(6) | 11.2.5 11.2.6 18.2.2 | |
| 4.1. (6) 実外への機器の設置等の管理 | 49 | | 1) 機器の廃棄等に関する基準及び手続 | □機器廃棄・リース返却基準 □機器廃棄・リース返却手続 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者への問い合わせにより、機器を廃棄又はリース返却する場合の基準及び手續が文書化され、正式に承認されているか確かめる。 | 4.1.(7) | 11.2.7 | ・委託契約等により、サービス提供を受けている業務においても留意する必要がある。 |
| | 50 | | II) 記憶装置の情報消去 | □機器廃棄・リース返却基準 □機器内部の記憶装置手続 □機器管理台帳 □記憶装置残差記録 | 監査資料のレビューと情報システム管理者への問い合わせにより、機器内部の記憶装置すべてのデータが復元が不可能なように消去されているか確かめる。 | 4.1.(7) | 11.2.7 | ・委託契約等により、サービス提供を受けている業務においても留意する必要がある。 |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティガーディアンの例文の番号 | 関連するJISQ27002番号 | 留意事項 |
|------------------------------|-----|---------|--|--|--|----------------------|----------------------------|---|
| 4.1. (6) 広域接続セキュリティによる機器等の管理 | 48 | □機器の廃棄等 | iii) 広域接続セキュリティ責任者及び情報システム管理者による、機器の廃棄又は情報システム管理者による、機器の廃棄又はリース返却等を行った場合の基準及び手続が定められ、文書化されている。 | □機器設置基準/手続 □外部委託事業者訪問記録 □外部委託事業者監査報告書 □ISO/IEC27001認証取得状況 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインダビューや、庁外に設置された機器への情報セキュリティ対策状況が、定期的に確認されているか確かめる。 | 4.1.(6) | 11.2.5 11.2.6 18.2.2 | |
| 4.1. (6) 広域接続セキュリティによる機器等の管理 | 49 | □機器の廃棄等 | i) 機器の廃棄等に関する基準及び手続 | □機器廃棄・リース返却基準 □機器廃棄・リース返却手続 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインダビューや、機器を廃棄又はリース返却する場合の基準及び手続が文書化され、正式に承認されているか確かめる。 | 4.1.(7) | 11.2.7 | ・委託契約等により、サービス提供を受けている業務においても留意する必要がある。 |
| 4.1. (6) 広域接続セキュリティによる機器等の管理 | 50 | ○ | ii) 記憶装置の情報消去 | □機器廃棄・リース返却基準 □機器廃棄・リース返却手続 □情報資産管理制度 □記憶装置廃棄記録 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、機器内部の記憶装置がすべてのデータが復元が不可能なように消去されているか確かめる。 | 4.1.(7) | 11.2.7 | ・委託契約等により、サービス提供を受けている業務においても留意する必要がある。 |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティガーランドの番号 | 関連するJISQ27002番号 | 留意事項 |
|-------------------------------|------|----|---|--|---|------------------|------------------|---|
| 4. 4.2. (1) 物理区域の構造等のセキュリティ | 51 | | I) 管理区域の構造基準 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者による、管理区域の構造についての基準が定められ、文書化されている。 | □管理区域構造基準 □建物フロアレイアウト図 □敷地図面 □管理区域(情報システム室等)のレイアウト図 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインバビューや、管理区域の構造が文書化され、正式に承認されているか確認する。また、情報システム室や電磁的記録媒体の保管庫が管理区域に指定されているか確認する。 | 4.2.(1)① | 11.1.1 | ・管理区域の中ごとにセキュリティ要求事項の高い領域が存在するときは、他の領域との間に物理的アクセスを管理するための壁及び境界を追加することが望ましい。 |
| 4. 4.2. (1) 物理区域(情報システム室等)の管理 | 52 | | II) 管理区域の配置 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者による、管理区域が自然災害等の被害から考慮された場合であって、かつ外部分からの侵入が容易にできない場所に設けられている。 | □建物フロアレイアウト図 □敷地図面 □管理区域(情報システム室等)のレイアウト図 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインバビューや、管理区域が地階又は1階に設けられていないか、外壁が無窓になつていてか確認がある。 | 4.2.(1)② | 11.1.1 11.1.4 | ・管理区域の存在そのものを外部の者がからなりよう的に表示等を明示しないことが望ましい。 |
| | 53 ○ | | III) 管理区域への立ち入り制限機能 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者による、管理区域への許可されていない立ち入りを防止するための対策が講じられている。 | □建物フロアレイアウト図 □敷地図面 □管理区域(情報システム室等)のレイアウト図 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインバビューや、外部へ通じるドアを必要最小限とし、鍵、監視機能、警報装置等が設けられているか確認する。 | 4.2.(1)③ | 11.1.1 | ・外部へ通じるドアを必要最小限とするにあたり、消防法に違反しないよう留意する必要がある。 |
| | 54 ○ | | IV) 情報システム室内の機器の耐震、防水対策 統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者による、情報システム室の機器等に耐震、防水等の対策が施されている。 | □建物フロアレイアウト図 □敷地図面 □管理区域(情報システム室等)のレイアウト図 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインバビューや、機器等に耐震、防水、防火等の対策が実施されているか確認する。 | 4.2.(1)④ | 11.1.1 11.1.4 | |
| | 55 | | V) 管理区域の構造 統括情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ管理者によつて、管理区域を囲む外壁等の床下開口部が塞がれている。 | □建物フロアレイアウト図 □敷地図面 □管理区域(情報システム室等)のレイアウト図 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインバビューや、管理区域を囲む外壁等の床下開口部がすべて塞がれているか確認する。 | 4.2.(1)⑤ | 11.1.1 11.1.4 | |
| | 56 | | VI) 管理区域の消防機器 統括情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ管理者によつて、管理区域に配置する消火器類や消防用設備等が、機器等及び電磁的記録媒体に影響を与えないようされている。 | □建物フロアレイアウト図 □敷地図面 □管理区域(情報システム室等)のレイアウト図 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインバビューや、管理区域に配置する消火器類や消防用設備等が、機器等及び電磁的記録媒体に影響を与えないよう配慮されているか確認する。 | 4.2.(1)⑥ | 11.1.4 | ・管理区域に配置する消火器類は、発泡性のものを使わなければいけない。また、消音システム機器等に水がかかる位置にスプリンクラーを設置してはならない。 |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーの例文 の番号 | 関連する JISQ2700 番号 | 留意事項 |
|---|-----|------------------------|--|---|------------|------------------------|---|------|
| 4-4.2. (2) 物理管理区域の入退室管理等の情報システムのセキュリティの管理 | 57 | ■) 管理区域への入退室に関する基準及び手続 | □ 管理区域入退室基準 /手継 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者のインタビューより、管理区域への入退室の基準及び手続が文書化され、正式に承認されているか確認める。 | 4.2.(2) | 11.1.2 | | |
| 4-4.2. (2) 物理管理区域の入退室管理等の情報システムのセキュリティの管理 | 58 | ■) 管理区域への入退室制限 | □ 管理区域入退室基準 /手継 □ 管理区域入退室記録 /確認用カード管理記録 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビュー及び管理区域の規定により、入退室に従事する職員が確認される。 また、ICカード、指紋認証等の生体認証や入退室管理機への記録による入退室管理を行つてあるが、及びICカード等の認証用カードが管理・保管されているか確認める。 | 4.2.(2)(①) | 11.1.2 | ・入退室手續に業者名、訪問者名等の個人情報を記述している場合は紛失、漏洩等が生じないように管理する。 ・Cカードや指紋等の生体認証の入退室システムを導入した場合、故障等にかけ入退室に支障が生じるので未然に防止するため、定期的に保守点検することが望ましい。 ・必要以上の入退室や通常時間外の入退室など、不正な入退室を確認する必要がある。 | |
| 4-4.2. (2) 物理管理区域の入退室管理等の情報システムのセキュリティの管理 | 59 | ■) 身分証明書等の携帯 | □ 管理区域入退室基準 /手継 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビュー及び管理区域の規定により、職員等及び外部委託事業者が管理区域に入退室する際は、身分証明書等を携帯させている。 ※、求めて応じて提示させている。 | 4.2.(2)(②) | 11.1.2 | ・イニシアチブ委託事業者の身分証明書の携帯状況や、身分証明書等を携帯していない者への身分証明書等の提示を促しているか確認める。 | |
| 4-4.2. (2) 物理管理区域の入退室管理等の情報システムのセキュリティの管理 | 60 | ■) 外部訪問者の立ち入り区域制限及び区別 | □ 管理区域入退室基準 /手継 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビュー及び管理区域の規定により、外部訪問者が管理区域に入る場合、情報システム管理者によって、必要に応じて立ち入り区域が制限され、当該区域への入退室を許可されている職員が同行するとともに外見上職員等と区別できる対策が講じられている。 | 4.2.(2)(③) | 11.1.2 | ・外部訪問者が管理区域に入る場合、立ち入り区域の制限や、当該区域への入退室許可されている職員の同行、ネームプレート等の着用を行っているか確認める。 | |
| 4-4.2. (2) 物理管理区域の入退室管理等の情報システムのセキュリティの管理 | 61 | ■) 管理区域への機器等の持込み制限 | □ 管理区域入退室基準 /手継 □ 管理区域入退室記録 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、機密性以上の情報資産を扱うシステムを設置している管理区域への入室の際に、当該情報システムにて開通されない、 受け取らなければ 個人所有であるコマピュータ、モバイル端末、通信回線装置、電磁的記録媒体等を持ち込ませてしないか確認める。 | 4.2.(2)(④) | 11.1.5 | | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーの例 文の番号 | 関連する規格 ISO27002 番号 | 留意事項 |
|-------------------------|---|------------------------|--|--|--|------------------------|--------------------------|------|
| 1. 物理管理区域の入退室管理等のセキュリティ | 4.2. (2) 57 | □ 管理区域(情報システム室等)の管理 | I) 営業区域への入退室に關わる基準及び手続 | 監査資料のレビュート&統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビュー(以下、管理区域への入退室の基準及び手続が文書化されれているか確認がある。) | 監査資料のレビュート&統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビュー(以下、管理区域への入退室の基準及び手続が文書化され、正式に承認されているか確認がある。) | 4.2.(2) | 11.1.2 | |
| 58 ○ | □ 管理区域入退室基準/手続 □ 管理区域入退室記録 □ 識証用カード管理記録 | II) 営業区域への入退室制限 | 監査資料のレビュート&情報システム管理者へのインタビュー(以下、管理区域への入退室を制限しているか確認がある。) | 監査資料のレビュート&情報システム管理者へのインタビュー(以下、管理区域への入退室を制限していません。また、ICカード、指紋認証等の生体認証による入退室管理を行っているか、及びICカード等の認証用カードが管理・保管されているか確認がある。) | 監査資料のレビュート&情報システム管理者へのインタビュー(以下、管理区域への入退室を制限していません。また、ICカードや指紋等の生体認証の入り退室が行われた場合、故障等により入り退室が生じるのを未然に防止するため、定期的に保守点検することが望ましい。 ・必要以上の入り退室や通常時間外の入り退室など、不信任な入り退室を確認する必要がある。 | 4.2.(2)① | 11.1.2 | |
| 59 ○ | □ 管理区域入退室基準/手続 □ 管理区域入退室記録 | III) 身分証明書等の携帯 | 監査資料のレビュート&情報システム管理者へのインタビュー(以下、職員等及び外部委託事業者の身分証明書の携帯状況や、身分証明書等を携帯しないか、者への身分証明書等の提示を促しているか確認がある。) | 監査資料のレビュート&情報システム管理者へのインタビュー(以下、職員等及び外部委託事業者が管理区域に入室する際は、身分証明書等を携帯させている。) | 監査資料のレビュート&情報システム管理者へのインタビュー(以下、職員等及び外部委託事業者が管理区域に入室する際は、身分証明書等を携帯させている。) | 4.2.(2)② | 11.1.2 | |
| 60 ○ | □ 管理区域入退室基準/手続 □ 管理区域入退室記録 | IV) 外部訪問者の立ち入り区域制限及び区別 | 監査資料のレビュート&情報システム管理者へのインタビュー(以下、立入り区域に訪問する場合、立入り区域の制限や、当該区域への入り退室を許可している職員の同行、チームフレンド等の着用を行っているか確認がある。) | 監査資料のレビュート&情報システム管理者へのインタビュー(以下、立入り区域に訪問する場合、立入り区域の制限や、当該区域への入り退室を許可している職員の同行、チームフレンド等の着用を行っているか確認がある。) | 監査資料のレビュート&情報システム管理者へのインタビュー(以下、立入り区域に訪問する場合、立入り区域の制限や、当該区域への入り退室を許可している職員の同行、チームフレンド等の着用を行っているか確認がある。) | 4.2.(2)③ | 11.1.2 | |
| 61 ○ | □ 管理区域入退室基準/手續 □ 管理区域入退室記録 | V) 営業区域への機器等の持込み制限 | 監査資料のレビュート&情報システム管理者へのインタビュー(以下、機密性の高い情報資産を扱うシステムを設置している管理区域への入り退室の際、当該情報システムを關連しない、または個人所有である機器等を持ち込ませていなないか確認がある。) | 監査資料のレビュート&情報システム管理者へのインタビュー(以下、機密性の高い情報資産を扱うシステムを設置している管理区域への入り退室の際、当該情報システムを設置していないか確認がある。) | 監査資料のレビュート&情報システム管理者へのインタビュー(以下、機密性の高い情報資産を扱うシステムを設置している管理区域への入り退室の際、当該情報システムを設置していないか確認がある。) | 4.2.(2)④ | 11.1.5 | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティドライバインの例文の番号 | 関連するJSQ2700番号 | 留意事項 |
|---|----------------|------------------------------|--------------------------------|--|---|-----------------------|------------------|---|
| 4. 物理的管理区域の機器等の搬入出 物理的セキュリティシステム等の管理 | (3) 4.2. 62 | 機器等の搬入 出 (情報システム室等の管理) | Ⅰ) 管理区域への機器等の搬入出 に關わる基準及び手続 | □機器搬入出基準/手続 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、管理区域への機器等の搬入出に関する基準及び手續が文書化され、正式に承認されているか確認がある。 | 4.2.(3) 4.2.(3)(1) | 11.1.5 11.1.6 | ・可能であれば許可されないアクセスを遮けるために、搬入口は管理区域から離すことが望ましい。 |
| | 63 | | Ⅱ) 機器等の搬入 | □機器搬入出基準/手続 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、職員又は委託した業者が搬入する機器等が既存の情報システムに影響を与えないが確認しているか確認がある。 | 4.2.(3) 4.2.(3)(1) | 11.1.5 11.1.6 | |
| | 64 | ○ | Ⅲ) 機器等の搬入出の立合い | □機器搬入出基準/手続 □管理区域出入退室記録 □機器搬入出記録 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、機器等の搬入出の際に職員が立会つて立合をさせているか確認がある。 | 4.2.(3) 4.2.(3)(2) | 11.1.5 11.1.6 | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーの例 文の番号 | 関連するJISQ27002 番号 | 留意事項 |
|---|-----|----|----------------------------|--|--|------------------------|---|------|
| 4. 物理管理区域(情報システム等)のセキュリティ 4.2. (3) 機器出入庫 | 62 | | I) 管理区域への機器等の搬入出に關わる基準及び手続 | □機器搬入出基準/手続 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインダビューエーにより、管理区域への機器等の搬入出に關わる基準及び手続が文書化され、正式に承認されているか確認かめる。 | 4.2.(3) 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインダビューエーにより、管理区域への機器等の搬入出に關わる基準及び手続が文書化され、正式に承認されているか確認かめる。 | 11.1.5 11.1.6 | ・可能であれば許可されないアクセスを遮けるために、搬入口は管理区域から離すことが望ましい。 | |
| | 63 | | II) 機器等の搬入 | □機器搬入出基準/手続 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインダビューエーにより、職員又は委託した業者が搬入する機器等が既存の情報システムに影響を与えないか確認しているか確認かめる。 | 4.2.(3)① 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインダビューエーにより、職員又は委託した業者が搬入する機器等が既存の情報システムに影響を与えないか確認しているか確認かめる。 | 11.1.5 11.1.6 | | |
| | 64 | | III) 機器等の搬入出時の立会い | □機器搬入出基準/手続 □管理区域入退室記録 □機器搬入出記録 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインダビューエーにより、機器等の搬入出の際に職員が立会つているか確認かめる。 | 4.2.(3)② 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインダビューエーにより、機器等の搬入出の際に職員が立会つているか確認かめる。 | 11.1.5 11.1.6 | | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシー及びドラフツの例文の番号 | 関連するJSQ2700番号 | 留意事項 |
|--------------------------|-----|----|---|---|---|--------------------------|-----------------|---|
| 4.1.3、物理的通信回線及び通信回線装置の管理 | 65 | ○ | i) 通信回線及び通信回線接続に關わる基準 管理者は情報システム管理者又は情報システム管理責任者によって、行内の通信回線及び通信回線装置の管理基準が定められ、書面化されている。 | 監査資料のレビュート統括情報セキュリティ責任者は又は情報システム管理者へのインタビューより、行内の通信回線及び通信回線装置の管理基準が承認されているか確認する。 | □ネットワーク管理基準 監査資料のレビュート統括情報セキュリティ責任者は又は情報システム管理者へのインタビューより、行内の通信回線及び通信回線装置の管理基準が承認されているか確認する。 | 4.3.1 | 9.1.2 13.1.1 | |
| | 66 | ○ | ii) 通信回線及び通信回線接続の監理 管理者は情報セキュリティ責任者又は情報システム管理責任者によって、行内の通信回線及び通信回線装置が管理基準に従って管理されている。 | 監査資料のレビュート統括情報セキュリティ責任者は又は情報システム管理者へのインタビューより、通信回線及び通信回線装置、管理状況について確認する。 また、熱端子や管理区域の複数により、ネットワークの配線状況を確かめる。 | □ネットワーク管理基準 □通信回線敷設図 □結線図 | 4.3.① | 9.1.2 13.1.1 | |
| | 67 | | iii) 通信回線及び通信回線接続に關わる文書の保管 管理者は情報セキュリティ責任者又は情報システム管理責任者によって、行内の通信回線及び通信回線装置に關連する文書が適切に保管されている。 | 監査資料のレビュート統括情報セキュリティ責任者は又は情報システム管理者へのインタビューより、通信回線場所の複数により、通信回線及び通信回線装置に關連する文書が適切に保管されていることを確かめる。 | □ネットワーク管理基準 □通信回線敷設図 □結線図 | 4.3.① | 9.1.2 13.1.1 | |
| | 68 | | iv) 外部ネットワーク接続ポートの制限 管理者は情報セキュリティ責任者又は情報システム管理責任者によって、外部ネットワークへの接続ポートが必要最低限に限定されている。 | 監査資料のレビュート統括情報セキュリティ責任者は又は情報システム管理者へのインタビューより、必要最低限の接続ポートが確立されている。 | □ネットワーク管理基準 □通信回線敷設図 □結線図 | 4.3.② | 9.1.2 13.1.1 | |
| | 69 | | v) 行政系ネットワークの構成 管理者は情報セキュリティ責任者又は情報システム管理責任者によって、行政系のネットワーク(LGAN)に集約されている。 | 監査資料のレビュート統括情報セキュリティ責任者は又は情報システム管理者へのインタビューより、行政系のネットワーク(LGAN)に集約されている。 | □ネットワーク管理基準 □通信回線敷設図 □結線図 | 4.3.③ | — | ・合理的な理由がある場合は、集約されないこともあります。 |
| | 70 | | vi) 通信回線の選択 管理者は情報セキュリティ責任者又は情報システム管理責任者によって、機密性の高い情報資産を取扱う情報システムに接続している通信回線がある場合、適切な回線が選択されている。 | 監査資料のレビュート統括情報セキュリティ責任者は又は情報システム管理者へのインタビューより、機密性の高い情報資産を取扱う情報システムに通信回線を接続する場合、セキュリティ水準に見合った適切な回線が選択されているか確認する。 | □ネットワーク管理基準 □通信回線敷設図 □結線図 | 4.3.④ | 9.1.2 13.1.1 | ・例えば、機密性の高い情報資産を扱う場合は、専用線、VPN回線等を用いること。 |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティガーディアンの例 文の番号 | 関連する ISO27002 番号 | 留意事項 |
|----------------------------------|------|----|----------------------------|---------------------------------|---|--------------------------|------------------------|--|
| 4. 4.3. 物理通信回線及び通信回線装置のセキュリティの管理 | 65 | ■ | I) 通信回線及び通信回線装置に関する基準 | □ネットワーク管理基準 □通信回線敷設図 □結線図 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのイン・タピューターにて、府内の通信回線及び通信回線装置の管理基準が定められ、文書化されている。 | 4.3.1 4.3.① | 9.1.2 13.1.1 | |
| 66 ○ | 66 ○ | □ | II) 通信回線及び通信回線装置の管理 | □ネットワーク管理基準 □通信回線敷設図 □結線図 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのイン・タピューターにて、府内の通信回線及び通信回線装置が管理基準に従って管理されている。 | 4.3.1 4.3.① | 9.1.2 13.1.1 | |
| 67 | 67 | □ | III) 通信回線及び通信回線装置に関する文書の保管 | □ネットワーク管理基準 □通信回線敷設図 □結線図 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのイン・タピューターにて、府内の通信回線及び通信回線装置に關連する文書が適切に保管されている。 | 4.3.1 4.3.① | 9.1.2 13.1.1 | |
| 68 | 68 | □ | IV) 外部ネットワーク接続ポートの制限 | □ネットワーク管理基準 □通信回線敷設図 □結線図 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのイン・タピューターにて、必要以上に外部ネットワークへの接続ポートが設けられていないか、確認する。 | 4.3.② | 9.1.2 13.1.1 | |
| 69 | 69 | □ | V) 行政系ネットワークの構成 | □ネットワーク管理基準 □通信回線敷設図 □結線図 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのイン・タピューターにて、行政系のネットワーク(LGWN)が総合行政ネットワークに接続されているか確認する。 | 4.3.③ | — | ・合理的な理由がある場合、集約されない場合がある。 |
| 70 | 70 | □ | VI) 通信回線の選択 | □ネットワーク管理基準 □通信回線敷設図 □結線図 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのイン・タピューターにて、機密性2以上の情報資産を扱う情報システムに通信回線を接続する場合、セキュリティ水準に見合った適切な回線が選択されているか確認する。 | 4.3.④ | 9.1.2 13.1.1 | ・例えば、機密性の高い情報資産扱い場合は、専用線やVPN回線等を用いること。 |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーの例 文の番号 | 関連する JISQ27002 番号 | 留意事項 |
|---------------------------|-----|----|--|--------------------------|--|------------------------|-------------------------|---|
| 4. 4.3. 物理通信回線及び通信回線装置の管理 | 71 | | vi) 送受信情報の暗号化 統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者によって、機密性の高い情報を送受信する場合、必要に応じ、情報の暗号化が行われているか確認する。 | □ネットワーク管理基準 □システム運用基準 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにて、機密性2以上上の情報を送受信する場合、必要に応じ、情報の暗号化が行われているか確認する。 | 4.3.④ | 9.1.2 13.1.1 | ・暗号化については、No.194～196も関連する項目であることを参考にすること。 |
| | 72 | | vii) 通信回線のセキュリティ対策 統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者によって、伝送途上の情報が破壊、盗聴、改ざん、消去等が生じないよう、通信回線として利用する回線に対策が実施されている。 | □ネットワーク管理基準 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにて、伝送途上の情報が破壊、盗聴、改ざん、消去等が生じないように保護されているかが確認される。また、適切なアクセス制御が実施されているか、及び業務遂行に必要な回線が確保されているか確認がある。 | 4.3.⑤ | 13.1.1 13.1.2 | ・通信回線の断線、通信機器の故障のための装置、ケーブル類の予備在庫をもつことが望ましい。 ・可用性の観点から必要な通信回線を確保することが望ましい。 |
| | 73 | | ix) 通信回線の可用性 統括情報セキュリティ責任者によつて、可用性2以上の情報を取扱い拠点情報システムが接続される通信用回線は、継続的な運用を可能とする回線が選択されている。 | □ネットワーク管理基準 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより 可用性2以上の情報を取り扱う情報システムが接続される通信用回線について、継続的な運用を可能とする回線が選択されているか確認する。また、必要に応じ、回線を冗長構成にする等の措置が講じられているか確認する。 | 4.3.⑥ | 13.1.2 17.2.1 | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティガイドラインの例文の番号 | 関連するJISQ27002番号 | 留意事項 |
|------------------------|-------|----|--|---|--|----------------------|-----------------|---|
| 4. 物理的利用による電磁的記録媒体等の管理 | 4.4.1 | ○ | ①)パソコン等の端末の管理基準 システム管理者によって、端末の管理基準が定められ、文書化されている。 | □パソコン等管理基準 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、情報システム管理者へのインタビューと情報システム管理者へのインタビューにより、端末の管理基準が文書化され、正式に承認されているか確認される。 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビュー及び執務室等の視察により、パソコン等の端末の使用時間、モニタ等の施設保管等の電磁的記憶媒体の使用に対する対策が講じられているか確認される。 | 4.4.1 | 11.2.1 | 定期的に端末管理台帳と実数を点検し、紛失、盗難等の情報セキュリティインシデントの早期発見を努めることが望ましい。 |
| 4.4.2 | 74 | ○ | ii)パソコン等の盗難防止対策 情報システム管理者によって、執務室等のパソコン等の端末に盗難防止対策が講じられている。 | □パソコン等管理基準 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビュー及び執務室等の視察により、端末の管理基準が定められ、文書化されている。 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビュー及び執務室等の視察により、端末の管理基準が定められ、文書化されている。 | 4.4.1 | 11.2.1 | |
| 4.4.3 | 75 | ○ | iii)電磁的記録媒体の盗難防止対策 情報システム管理者によって、電磁的記録媒体の盗難防止対策が講じられている。 | □パソコン等管理基準 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビュー及び執務室等の視察により、端末の管理基準が定められ、文書化されている。 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビュー及び執務室等の視察により、端末の管理基準が定められ、文書化されている。 | 4.4.1 | 11.2.1 | |
| 4.4.4 | 76 | ○ | iv)ログイン認証設定 情報システム管理者によって、情報システム管理者へのログイン時に認証情報を入力をするよう設定されている。 | □パソコン等管理基準 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビュー及び執務室等の視察により、端末の管理基準が定められ、文書化されている。 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビュー及び執務室等の視察により、端末の管理基準が定められ、文書化されている。 | 4.4.2 | 9.2.1 | ・パスワードの管理及び取扱いについて は、No.135～141、 238 249 ～240 244 も関連する項目であること。 ・ログイン時のシステム設定については、 No.237 248 も関連する項目であることから参考すること。 |
| 4.4.5 | 77 | ○ | v)パスワードの併用 情報システム管理者によって、端末の电源起動時のパスワード(BIOSパスワード、ハードディスクパスワード等)の併用が行われている。 | □パソコン等管理基準 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビュー及び執務室等の視察により、端末の管理基準が定められ、文書化されている。 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビュー及び執務室等の視察により、端末の管理基準が定められ、文書化されている。 | 4.4.3 | 9.2.2 | ・パスワードの管理及び取扱いについて は、No.135～141、 238 249 ～240 244 も関連する項目であること。 ・ログイン時のシステム設定については、 No.237 248 も関連する項目であることから参考すること。 |
| 4.4.6 | 78 | ○ | vi)多要素認証の利用 情報システム管理者によって、多要素認証が行われている。 | □パソコン等管理基準 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビュー及び執務室等の視察により、多要素認証が行われているか確認される。 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビュー及び執務室等の視察により、多要素認証が行われているか確認される。 | 4.4.4 | 9.2.1 | ・多要素認証はマイナンバー利用事務系では必須事項、LGWAN接続系では推奨事項とする。 |
| 4.4.7 | 79 | ○ | vii)暗号化機能の利用 情報システム管理者によって、パソコン等の端末の暗号化機能又は端末に搭載されるセキュリティチップの機能が有効に利用されている。 | □パソコン等管理基準 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビュー及び執務室等の視察により、データの暗号化機能又は端末に搭載されているセキュリティチップの機能が有効に利用されているか確認される。 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビュー及び執務室等の視察により、データの暗号化機能又は端末に搭載されているセキュリティチップの機能が有効に利用されているか確認される。 | 4.4.5 | 10.1.1 | |
| 4.4.8 | 80 | | | | | | | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティドライバーの番号 | 関連するUSQ27002番号 | 留意事項 |
|--------------------------------|-----|----|------------------|-------------|--|------------------|----------------------------------|--|
| 4.4.4. 職員等の利用による端末や電磁的記録媒体等の管理 | 74 | | i) パソコン等の端末の管理基準 | □パソコン等の管理基準 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのペーパーレス化が実現された場合に、執務室等のパソコン等の端末の管理基準が文書化され、正式に承認されている事が確認できる。 | 4.4. | 11.2.1 | ・定期的に端末管理体制と実数を点検し、紛失、盗難等の情報セキュリティシーディングの情報漏洩見に努めることが望ましい。 |
| | 75 | | ii) パソコン等の盗難防止対策 | □パソコン等の管理基準 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのペーパーレス化により、執務室等の視察等の端末のフロイド固定、モバイル等の端末及び電磁的記録媒体の使用による施錠保管等の盗難防止の対策が講じられているが確認できる。 | 4.4.① | 11.2.1 | |
| | 76 | | iii) 記録媒体の盗難防止対策 | □パソコン等の管理基準 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのペーパーレス化により、電磁的記録媒体について、情報を保存される必要がない時点で記録した情報が消去されているが確認できる。 | 4.4.① | 11.2.1 | |
| | 77 | ○ | iv) ログイン認証設定 | □パソコン等の管理基準 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのペーパーレス化により、執務室等のパソコン等のサンプリング確認により、パソコン等にログインする時に認証情報を入力をするよう設定されているが確認できる。 | 4.4.② | 9.2.1 9.2.2 9.4.2 9.4.3 | ・パスワードの管理及び取扱いについては、No.1.35～141、22.9～23.1も関連する項目であることから参考にする。・ログイン時のシステム設定については、No.228も関連する項目であることが参考すること。 |
| | 78 | ○ | v) パスワードの使用 | □パソコン等の管理基準 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのペーパーレス化により、執務室等のパソコン等のサンプリング確認により、BIOSパスワード、ハードディスクパスワード等が併用されているが確認できる。 | 4.4.③ | 9.2.4 | ・管理用パスワードは必要な限りの者で管理されること。 ・担当変更等が実施された場合は、同時にパスワードを変更することが望ましい。 |
| | 79 | ○ | vi) 多要素認証の利用 | □パソコン等の管理基準 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのペーパーレス化により、多要素認証が行われているか確認する。 | 4.4.④ | 9.2.1 9.2.2 | ・多要素認証はマイナンバーを利用事業系では必須事項、LGWAN接続系では推奨事項とする。 |
| | 80 | | vii) 暗号化機能の利用 | □パソコン等の管理基準 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのペーパーレス化により、データ暗号化機能又は端末に搭載されているセキュリティチップの機能が有効に利用されているか確認する。 | 4.4.⑤ | 10.1.1 | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーが関連する文の番号 | 留意事項 |
|-------------------|-----|----|--|------------|--|-----------------------------------|------|
| 4.4. 物理的利用のセキュリティ | 81 | | viii) 電磁的記録媒体の暗号化 情報システム管理者によつて、データ暗号化機能を備える電磁的記録媒体が利用されてゐる。 | □パソコン等管理基準 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのハッタビューア及び執務室等の電磁的記録媒体のサンプリング確認により、データ暗号化機能を備える電磁的記録媒体が利用されているか確かめる。 | 4.4.⑤ 10.1.1 | |
| 4.4. 物理的記録媒体等の管理 | 82 | | ix) 遠隔消去機能の利用 情報システム管理者によつて、モバイル端末の行外での業務利用の際に、遠隔消去機能等の措置が講じられている。 | □パソコン等管理基準 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのハッタビューア及びモバイル端末のサンプリング確認により、遠隔消去機能が利用されているか確かめる。 | 4.4.⑥ 8.3.1 8.3.2 11.2.6 | |

| 項目 | No. | 必須 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーの番号 | 関連する JISQ2700 2番号 | 留意事項 |
|--|-----|------------------------------|---|--|-----------------|-------------------------|--|
| 5.1. (1)人材の セキュリティ ポリシー等の 遵守事項 | 83 | ①情報セキュリティポリシー等遵守 の明記 | □情報セキュリティ責任者又は情報 セキュリティポリシー等の周知記録 □職員等への情報セキュリティ責任者 又は情報セキュリティポリシー及び 手順を遵守しなければならないことが定めら れ、又は書面化されている。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任 者又は情報セキュリティ責任者へのインタビュ ーに限り、職員等の情報セキュリティポリシー及 び実施手順や、情報セキュリティ対策について 不明な点及び遵守が困難な点等がある場合に職 員等がとるべき手順について文書化され、正式 に承認されているか確認される。また、承認され た文書が職員等に周知されているか確認される。 | 5.1.1(1) | 5.1.1 | ・職員等の情報セキュリティポリシーの遵守 状況の確認及び対応 についてでは、 No.314346～322343 も開催する項目である ことから参考にするこ と。 |
| 84 | ○ | ②情報セキュリティポリシー等の遵 守 | □情報セキュリティポリシー 及び実施手順書 □実施手順書 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及 び職員等へのインタビューにより、情報セキュ リティポリシー及び実施手順を確認する。 また、情報セキュリティ対策について不明な点や 遵守が困難な点等がある場合、職員等が承 認する体制が整備されているか確認され、必要に 応じて、職員等へのアンケート調査を実施し、周 知状況を確認する。 | 5.1.1(1) | 5.1.1 | ・職員等の情報セキュリティポリシーの遵守 状況の確認及び対応 についてでは、 No.314346～322343 も開催する項目である ことから参考にするこ と。 |
| 85 | ○ | ③情報資産等の利用基 準 | □情報セキュリティポリシー シート □情報セキュリティ責任者又は情報 システム管理者によって職員等の義務 としての情報資産の持ち出し、情報 システムへのアクセス、電子メール アドレスの使用及びインターネット へのアクセスを禁止することが定めら れ、文書化されている。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任 者又は情報セキュリティポリシーによる 情報システム管理者へのインビューポリシーによ り、職員等の業務についての情報資産の持 ち出し、情報システムへのアクセス、電子メール アドレスの利用基準 □電子メール利用基準 | 5.1.1(2) | — | ・職員等の情報セキュリティポリシーの遵守 状況の確認及び対応 についてでは、 No.314346～322343 も開催する項目である ことから参考にするこ と。 |
| 86 | ○ | ④情報資産等の業務 以外の目的での 使用禁止 | □端末ログ □電子メール送受信ロ グ □ファイアウォールログ | 監査資料のレビューと報システム管理者及び 職員等へのインタビューにより、業務以外の目的 での情報資産の持ち出し、情報システムへのア クセス、電子メールアドレスの使用及びインターネ ットへのアクセスを行っていないか確認する。 必要に応じて、職員等へのアンケート調査を 実施して確認する。 | 5.1.1(2) | — | ・職員等の情報セキュリティポリシーの遵守 状況の確認及び対応 についてでは、 No.314346～322343 も開催する項目である ことから参考にするこ と。 |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーの例 文の番号 | 関連する USQ27002 番号 | 留意事項 |
|--|-----|----|-------------------------|---|---|------------------------|------------------------|--|
| 5. 5.1. (1) 人的職員等の遵守事項セキュリティ | 83 | ○ | I) 情報セキュリティポリシー等遵守の明記 | □情報セキュリティポリシー □職員等への周知記録 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューにより職員等の情報セキュリティポリシー及び実施手順の遵守が困難な点等がある場合に職員等によるべき文書化され、正式に承認されているか確認かめる。また、文書が職員等に周知されているか確認かめる。 | 5.1.(1)(1) | 5.1.1 | |
| 5. 5.1. (1) 職員等の遵守事項① 情報セキュリティポリシー等の遵守 | 84 | ○ | II) 情報セキュリティポリシー等の遵守 | □情報セキュリティポリシー □実施手順 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューにより、情報セキュリティポリシー及び実施手順の遵守状況を確認かめる。また、情報セキュリティ対策について不明な点及び遵守が困難な点等がある場合、速やかに情報セキュリティ管理者に相談し、指示を仰げる体制が整備されているか確認かめる。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施し、周知状況を確認かめる。 | 5.1.(1)(1) | 5.1.1 | ・職員等の情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認及び対処について不明な点等がある場合は、No.395～396に関する項目であることから参考にすること。 |
| (1) 職員等の遵守事項② 業務以外の目的での使用の禁止 | 85 | | I) 情報資産等の利用基準 | □情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者への情報資産取扱基準 □情報システム利用基準 □ネットワーク利用基準 □電子メール利用基準 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、職員等の業務以外の目的での情報資産の持ち出し、情報システムへのアクセス、電子メールアドレスの使用及びインターネットへのアクセスの禁止について文書化され、正式に承認されているか確認かめる。 | 5.1.(1)(2) | — | |
| 86 ○ | | | II) 情報資産等の業務以外の目的での使用禁止 | □端末ログ □電子メール送受信ログ □ファイアウォールログ | 監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインタビューにより、業務以外の目的での情報資産の持ち出し、情報システムへのアクセス、電子メールアドレスの使用及びインターネットへのアクセスが行われていないか確認かめる。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確認かめる。 | 5.1.(1)(2) | — | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーの例 文の番号 | 関連する JISQ27002 番号 | 留意事項 |
|---|--|------|---|--|--|------------------------|--------------------------|--|
| 5. 人的 職員等の セキュリティ 基準及び手続 の遵守事項 ③ | 5.1. (1) モバイル端末や電磁的記録媒体の特 徴出し及び外部における情報処理作業の 基準及び手続 | 87 | モバイル端末や電 磁的記録媒体の特 徴出し及 び外部に における情 報処理作 業の制限 | □端末等特出・持込基準/ 手綫 □序外での情報処理作業 基準/手綫 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は 情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、機密性2 以上、可用性、完全性2の情報資産を外部で処理する 場合の安全管理措置について文書化され、正式に承認 されているか確かめる。 | 5.1.(1)③ | 6.2.1 6.2.2 11.2.6 | ・損傷・盗難・傍受といつ たセキュリティリスクを考 慮し、作業場所に応じた 最も適切な管理策を導入 することが望ましい。 ・外部で業務を行ったために 端末等を使用する場合の 情報セキュリティ対策は、 府内の安全対策に加え、 安全管理に関する追加 的な措置をとることが望ま しい。 |
| 88 ○ | ii) 情報資産等の外部特出制限 | | 職員等がモバイル端末、電磁的記録媒体、 情報資産及びソフтверアを外部に持ち出す 場合、情報セキュリティ管理者により許可を得 ている。 | □端末等特出・持込基準/ 手綫 □序外での情報処理作業 基準/手綫 □端末等特出・持込申請書 /承認書 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員 等へのインタビューにより、職員等がモバイル端末、電磁 的記録媒体、情報資産及びソフтверアを外部に持ち出 す場合、情報セキュリティ管理者から許可を得ているか確 かめる。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施 して確かめる。 | 5.1.(1)③ (イ) | 6.2.1 6.2.2 11.2.6 | ・紛失・盗難による情報 漏えいを防止するため、 暗号化等の適切な処置を して提出することが望ま しい。 |
| 89 ○ | III) 外部での情報処理業務の制限 | | 職員等が外部で情報処理作業を行なう場合は、 情報セキュリティ管理者による許可を得てい る。 | □序外での情報処理作業 基準/手綫 □序外作業申請書/承認書 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員 等へのインタビューにより、職員等が外部で情報処理作業 を行なう場合、情報セキュリティ管理者から許可を得てい るか確かめる。必要に応じて、職員等へのアンケート調査 を実施して確かめる。 | 5.1.(1)③ (ウ) | 6.2.1 6.2.2 11.2.6 | ・情報漏えい事故を防止 するため、業務終了後は やがてに勤務地に情報 資産を返却することが望 ましい。 |
| (1) 職員等の 遵守事項 ④ | i) 支給以外のパソコン、モバイル端末及 び電磁的記録媒体の業務利用基準及び 手続 | 90 ○ | 支給情報セキュリティ責任者又は情報セキ ュリティ責任者によつて、職員等が業務上支給 以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記 録媒体を利用する場合の基準及び手續につ いて定められ、文書化されている。 | □端末等特出・持込基準/ 手綫 □支給以外のパソコン等使 用申請書/承認書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は 情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、支給 以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記 録媒体を利用する場合の基準及び手續につ いて承認されているか確かめる。 | 5.1.(1)④ | 8.2.3 11.2.1 | |

| 項目 | No. | 必須 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーの番号 | 関連する JISQ2700 2番号 | 留意事項 |
|-------------------------------------|-----|--|--|--|-----------------|------------------------------------|--|
| 5.1. (1) 人的職員等の遵守事項 セキュリティ | 91 | II) 支給以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体の利用範囲 職員等が情報処理作業を行う際に支給以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体を用いる場合、当該業務の実務判断の可否判断をCISOが行った後に、業務上必要となる場合は、統括情報セキュリティ責任者の定める実施手順に従い、情報セキュリティ管理者による許可を得て、新たに機密性の高い情報資産の支給以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体の利用は行われない。 | □支給以外のパソコン等使用申請書、承認書 □支給以外のパソコン等使用基準/実施手順書 | 監査資料のレビューにて情報セキュリティ管理者及び職員等へのヒアリング、職員等が情報処理作業を行な際の支給以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体を用いるか確認する。また、端末のウイルスチェックが行われていることや、端末ロック機能及び遠隔削除機能が利用できること、機密性3の情報資産の端末処理作業を行っていないこと、支給以外の端末のセキュリティ管理者の許可を得て、職員等が利用しているか確認する。必要に応じて、職員等のアンケート調査を実施して確かめる。また、手順書に基づいて許可や利用がされていなか確認する。 | 5.1.(1)④ | 6.2.1 6.2.2 11.2.1 11.2.6 | |
| 5.1. (1) 人的職員等の遵守事項 セキュリティ | 92 | III) 支給以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体の扱い内ネットワーク接続 職員等が支給以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体を店内ネットワークに接続する権限を許可する場合、統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者によつて、情報漏えい対策が講じられている。 | □店外での情報処理作業 □支給以外のパソコン等使用申請書、承認書 □支給以外のパソコン等使用基準/実施手順書 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのヒアリング、支給以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体を店内ネットワークに接続することを許可する場合は、シングラーフィアント環境セキュアフレームの使用、ファイアウォール機能を許つアプロケーションでの接続のみを許可する等の情報漏えい対策が講じられるが確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。 | 5.1.(1)④ | 13.1.1 13.1.2 | |
| (1) 人的職員等の遵守事項 セキュリティ | 93 | I) 離末等の持出・持込基準及び手帳 統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ管理者によって、端末等の持ち出し及び手帳に關する基準及び手帳が定められ、文書化されている。 | □端末等持出・持込基準/手帳 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのヒアリングにより、端末等の持ち出し及び手帳が文書化され、正式に承認されているか確認する。 | 5.1.(1)⑤ | 11.2.5 | |
| (1) 人的職員等の遵守事項 セキュリティ | 94 | II) 離末等の持出・持込記録の作成 情報セキュリティ管理者によつて、端末等の持ち出し及び手帳の記録が作成され、保管されている。 | □端末等持出・持込基準/手帳 □端末等持出・持込申請書/承認書 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者へのヒアリングにより、端末等の持ち出し及び持ち込みの記録が作成され、保管されているか確認する。 | 5.1.(1)⑤ | 11.2.5 | ・記録を定期的に点検し、紛失、盗難が発生していないか確認することが望ましい。 |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーが適用する文書番号 | 留意事項 |
|-----------------|----------|----|--|--|--|--|--|
| 5. 人的職員等の職務遂行事項 | 5.1. (1) | ○ | ii) 支給以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体の利用制限 | □ 支給以外のパソコン等使 用申請書/承認書 □ 支給以外のパソコン等使 用基準/実施手順 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューにより、職員等が情報処理作業を行 う際に支給以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体を用いる場合、情報セキュリティ管理者の許可を得 ているか確認める。また、端末ロック機能が行われ れていることや、端末ロック機能並びに遠隔消去機能が 利用できること、機密セキュリティの定め に基づいて、モバイル端末のセキュリティに関する教育を受けた者のみが利用しているか確認める。必要 に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。 また、手順書に基づいて許可や利用がされているか 確認める。 | 5.1.(1)④ 6.2.1 6.2.2 11.2.1 11.2.6 | |
| 5. 人的職員等の職務遂行事項 | 5.1. (4) | ○ | iii) 支給以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体の汎用制限 | □ 支給以外のパソコン等使 用申請書/承認書 □ 支給以外のパソコン等使 用基準/実施手順 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューにより、モバイル端末及び電磁的記録媒体を用いる場合、情報セキュリティ管理者の許可を得 ているか確認める。また、モバイル端末及び電磁的記録媒体を用いる場合、モバイル端末及び電磁的記録媒体を用いることを許可する場合は、シングララント環境やセキュア ブローザの使用、ファイル暗号化機能を持つアプリケー ションでの接続のみを許可する等の情報セキュリティ対策が講 じられているか確認める。必要に応じて、職員等へのアン ケート調査を実施して確かめる。 | 5.1.(1)④ 13.1.1 13.1.2 | |
| 5. 人的職員等の職務遂行事項 | 5.1. (5) | ○ | iv) 優先等の特出・持込基準及び手続 | □ 端末等特出・持込基準/ 手続 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は 情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、端末等 の持ち出し及び持ち込みに関する基準及び手続が文書 化され、正式に承認されているか確認める。 | 5.1.(1)⑤ 11.2.5 | |
| 5. 人的職員等の職務遂行事項 | 5.1. (6) | ○ | v) 優先等の特出・持込記録の作成 | □ 端末等特出・持込基準/ 手続 □ 端末等特出・持込申請書/ 承認書 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者へのインタ ビューにより、端末等の持 ち出し及び持ち込みの記録が作成され、保管されてい るか確認する。 | 5.1.(1)⑤ 11.2.5 | ・記録を定期的に点検 し、紛失、盗難が発生し ていないか確認することが望ましい。 |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティ管理制度者及びドライバの番号 | 関連するJSQ27002番号 | 留意事項 |
|--|------|-----------------------------------|-------------------------|---|--|------------------------|----------------|---|
| 5. 5.1. (1) 人的職員等の運用手 事項 ⑤コンピュータ端末におけるセキュリティ設定変更基準及び手 続 | 95 | ①パソコンやモバイル端末におけるセキュリティ設定変更基準及び手 続 | □端末等セキュリティ設置手続 定変更基準/手続 | 監査資料のレビュート統括情報セキュリティ責任 者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューに より、パソコンやモバイル端末におけるセキュリ ティ設定を変更する場合の基準及び手續が文書 化され、正式に承認されているか確認する。 | 監査資料のレビュート統括情報セキュリティ責任 者又は情報セキュリティ責任者へのインタビュー に より、パソコンやモバイル端末におけるセキュリ ティ設定を変更する場合の基準及び手續が文書 化され、正式に承認されているか確認する。 | 5.1.(1)(6) | 12.1.2 | |
| 5. 5.1. (1) 人的職員等の運用手 事項 ⑥コンピュータ端末におけるセキュリティ設定変更基準及び手 続 | 96 | ②パソコンやモバイル端末におけるセキュリティ設定変更基準及び手 続 | □セキュリティ設定変更基準/承認書 | 監査資料のレビュート情報セキュリティ管理者及 び職員等へのインタビューにより、パソコンやモ バイル端末におけるセキュリティ設定の変更が必 要な場合は、情報セキュリティ管理者の許可を得 ているか確認する。必要に応じて、職員等へのア ンケート調査を実施して確かめる。 | 監査資料のレビュート情報セキュリティ管理者及 び職員等へのインタビューにより、パソコンやモ バイル端末におけるセキュリティ設定の変更が必 要な場合は、情報セキュリティ管理者の許可を得 ているか確認する。必要に応じて、職員等へのア ンケート調査を実施して確かめる。 | 5.1.(1)(6) | 12.1.2 | |
| 5. 5.1. (1) 人的職員等の運用手 事項 ⑦機上の端末等の記録 媒体の管理 | 97 | ③機上の端末等の記録 媒体の管理 | □クリアデスク・クリアス クリーン基準 | 監査資料のレビュート情報セキュリティ責任 者又は情報セキュリティ責任者へのインタビュー に より、離脱時のパソコン、モバイル端末、電磁 的記録媒体、文書等の取扱いが文書化され、 正式に承認されているか確認する。 | 監査資料のレビュート情報セキュリティ責任 者又は情報セキュリティ責任者へのインタビュー に より、離脱時のパソコン、モバイル端末、電磁 的記録媒体、文書等の取扱いが文書化され、 正式に承認されているか確認する。 | 5.1.(1)(7) | 11.2.9 | |
| 5. 5.1. (1) 人的職員等の運用手 事項 ⑧機上の端末等の記録 媒体の管理 | 98 ○ | ④機上の端末等の取扱 い | □クリアデスク・クリアス クリーン基準 | 監査資料のレビュート情報セキュリティ管理制度者 及び職員等へのインタビューにより、離脱時の第三者使 用又は情報セキュリティ管理者の許可なく情報が閲覧され ることを防止するための適切な措置が講じられている。 | 監査資料のレビュート情報セキュリティ管理制度者 及び職員等へのインタビューにより、離脱時の第三者使 用又は情報セキュリティ管理制度者の許可なく情報が閲覧され ることを防止するための適切な措置が講じられて いるか確認する。必要に応じて、職員等へのア ンケート調査を実施して確かめる。 | 5.1.(1)(7) | 11.2.9 | |
| 5. 5.1. (1) 人的職員等の運用手 事項 ⑨退職時等の遵守事 項 | 99 | ⑤退職時等の遵守事 項 | □職務規程 | 監査資料のレビュート情報セキュリティ責任 者又は情報セキュリティ責任者による業務を離れる場合の 遵守事項が定められ、文書化されている。 | 監査資料のレビュート情報セキュリティ責任 者又は情報セキュリティ責任者へのインタビュー により業務を離れる場合の遵守事項が定められ、文書化されて いるか確認する。 | 5.1.(1)(8) | 7.3.1 8.1.4 | ・退職時等には、認証 用のIDカード等を確 實に返却させる。その 他の法令遵守につい ては、No.331-322- 332-333号車両の項 目であることから参考 すること。 |
| 5. 5.1. (1) 人的職員等の運用手 事項 ⑩退職時等の情報資産の取扱 い | 100 | ⑥退職時等の情報資産の取扱 い | □職務規程 | 監査資料のレビュート情報セキュリティ管理制度者 及び職員等へのインタビューにより業務を離れる場合に情報資産が返却され るか確認する。また、異動、退職後も業務上知り得た情報を利用しないよう職 員等へ周知しているか確認する。 | 監査資料のレビュート情報セキュリティ管理制度者 及び職員等へのインタビューにより業務を離れる場合に情報資産が返却され るか確認する。また、異動、退職後も業務上知り得た情報を利用しないよう職 員等へ周知しているか確認する。 | 5.1.(1)(8) | 7.3.1 8.1.4 | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティガーディアンの例 文の番号 | 関連する ISO27002 番号 | 留意事項 |
|----------------------------------|------|-----------------------------------|---------------------|---|------------|--------------------------|--|------|
| 5. 5.1. (1) 職員等の人的な職務の遵守事項セキュリティ | 95 | 1)パソコンやモバイル端末におけるセキュリティ設定変更基準及び手続 | □端末等セキュリティ設定変更基準/手続 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューやモバイル端末におけるセキュリティ設定を変更する場合の基準及び手続が文書化され、正式に承認されているか確認する。 | 5.1.(1)(6) | 12.1.2 | | |
| 5. 5.1. (1) 職員等の人的な職務の遵守事項セキュリティ | 96 | II)パソコンやモバイル端末におけるセキュリティ設定変更制限 | □セキュリティ設定変更申請書/承認書 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューにより、パソコンやモバイル端末におけるセキュリティ設定の変更が必要な場合は、情報セキュリティ管理者の許可を得てから離かめる。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確認をめる。 | 5.1.(1)(6) | 12.1.2 | | |
| (1) 職員等の遵守事項 | 97 | I)机上の端末等の取扱基準 | □クリアデスク・クリアスクリーン基準 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューや、離席時のパソコン、モバイル端末、電磁的記録媒体、文書等の取扱基準が文書化されている。 | 5.1.(1)(7) | 11.2.9 | | |
| (1) 職員等の遵守事項 | 98 ○ | II)机上の端末等の収納 | □クリアデスク・クリアスクリーン基準 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビュー、移動の観察により、パソコン、モバイル端末の画面ロックや電磁的記録媒体、文書等の容易に閲覧されない場所への保管といった、情報資産の第三者使用又は情報セキュリティ管理者の許可なく情報が閲覧されることを防止するため適切な措置が講じられており、必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確認をめる。 | 5.1.(1)(7) | 11.2.9 | | |
| (1) 職員等の遵守事項 | 99 | I)退職時等の遵守事項 | □職務規程 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューや、異動、退職等により業務を離れる場合の遵守事項が文書化され、正式に承認されているか確認をめる。 | 5.1.(1)(8) | 7.3.1 8.1.4 | ・退職時等には、認証用のICカード等を離車に返却させる。その他の法令遵守について、No.322～323も関連する項目であることから参考にするこ。 | |
| (1) 職員等の遵守事項 | 100 | II)退職時等の情報資産の取扱い | □職務規程 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューにより、異動、退職等により業務を離れる場合、利用していた情報資産が返却されているか確認をめた。また、異動、退職後も業務上知り得た情報を漏らさないよう周知されているか確認をめる。 | 5.1.(1)(8) | 7.3.1 8.1.4 | | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーの例 文の番号 | 関連する ISO27002 番号 | 留意事項 |
|---|--------------------|---|--|--|-------------------|------------------------|--|------|
| 5、 人的 職員等 の対応 基準 の定められ、文書化されている。 | 5.1. (2) 101 | □非常勤及び臨時職員への対応基準 統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者による情報セキュリティに關し非常勤及び臨時職員への対応に關わる基準が定められ、文書化されている。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインダビューや情報セキュリティに關し非常勤及び臨時職員への対応に關わる基準が文書化され、正式に承認されているか確認がめる。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインダビューや情報セキュリティに關し非常勤及び臨時職員への対応に關わる基準が文書化され、正式に承認されているか確認がめる。 | 5.1.(2) ①～③ | 6.1.1 | | |
| 5.1. (2) 非常勤及 び臨時職 員への対 応 ① 情報セ キュリティ ポリシー 等の遵守 | 102 | □非常勤及び臨時職員の情報セキュリティポリシー等の遵守 情報セキュリティ管理者によつて、非常勤及び臨時職員を採用する際、情報セキュリティポリシー等のうち当該職員が遵守すべき事項を理解させ、実施、遵守させている。 | 監査資料のレビューと情報セキュリティポリシー等の遵守 研修実施報告書 □研修実施報告書 に非常勤及び臨時職員に理解させた事項が、非常勤及び臨時職員によつて承認されているか確認がめる。 | 監査資料のレビューと情報セキュリティポリシー等の遵守 研修実施報告書 に非常勤及び臨時職員に理解させた事項が、非常勤及び臨時職員によつて承認されているか確認がめる。 | 5.1.(2)① 7.2.2 | 7.1.2 7.2.2 | ・情報セキュリティに関する研修・訓練について は、No.109～120も関連する項目であることを参考にすること。 | |
| 5.1. (2) 非常勤及 び臨時職 員への対 応 ② 情報セ キュリティ ポリシー 等の遵守 | 103 | □非常勤及び臨時職員の情報セキュリティポリシー等の遵守に対する同意 情報セキュリティ管理者によつて、非常勤及び臨時職員採用時に、業務の内容に応じて、情報セキュリティポリシー等を遵守する旨の同意書への署名を求めている。 | 監査資料のレビューと情報セキュリティポリシー等の遵守に対する同意 同意書 □同意書 に非常勤及び臨時職員採用時に、業務の内容に応じて、情報セキュリティポリシー等を遵守する旨の同意書への署名を求めている。 | 監査資料のレビューと情報セキュリティポリシー等の遵守に対する同意 同意書 に非常勤及び臨時職員採用時に、業務の内容に応じて、情報セキュリティポリシー等を遵守する旨の同意書への署名を求めている。 | 5.1.(2)② 103 | 7.1.2 | ・同意書への署名は必須ではなく、業務の内容に応じて、必要と判断される場合に行ふ。 | |
| 5.1. (2) 非常勤及 び臨時職 員への対 応 ③ インターネット接 続及び電 子メール 使用等の 制限 | 104 | □非常勤及び臨時職員のインターネット接続及び電子メール使用等の制限 情報セキュリティ管理者によつて、非常勤及び臨時職員のインターネット接続及び電子メールの使用が必要最小限に制限されている。 | 監査資料のレビューと情報セキュリティポリシー等の遵守に対する同意 同意書 □ネットワーク管理基準 □電子メール利用基準 にインターネット接続及び電子メールの使用が必要最小限に制限されている。 | 監査資料のレビューと情報セキュリティポリシー等の遵守に対する同意 同意書 にインターネット接続及び電子メールの使用が必要最小限に制限されている。 | 5.1.(2)③ 104 | 9.2.2 9.2.2 | ・インターネット接続及び電子メールの使用が業務上必要ない非常勤及び臨時職員には使用できないように制限されているか確認がめる。 | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーが別途開示する文の番号 | 開連するUSQ027/002の例 | 留意事項 |
|------------------------------|-------|----|-----------------------------------|---|---|-------------------------|------------------|---|
| 5. 5.1. (3) 情報セキュリティポリシー等の掲示 | 105 | | I) 情報セキュリティポリシー等の公表 | □情報セキュリティポリシー 統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者によって、職員等が常に情報セキュリティポリシー及び実施手順を閲覧できるよう掲示することが定められている。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインダビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインダビュー及び実施手順を閲覧できるよう掲示かれているか確認する。 | 5.1.(3) | 5.1.(3) | |
| 5. 5.1. (3) 情報セキュリティポリシー等の掲示 | 106 ○ | | II) 情報セキュリティポリシー等の掲示 | □職員等への周知記録 情報セキュリティ管理者によって、職員等が常に最新の情報セキュリティポリシー及び実施手順を閲覧できるように掲示されている。 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者へのインダビュー及び業務室の複数にり、職員等が常に最新の情報セキュリティポリシー及び実施手順を閲覧できるよう、インターネット等に掲示されているか確認する。 | 5.1.(3) | 5.1.(3) | |
| (4) 外部委託事業者に対する説明 | 107 | | I) 外部委託事業者の情報セキュリティポリシー等遵守の説明書 | □情報セキュリティポリシー 外部委託管理基準 ネットワーク及び情報システムの開発・保守等を外部委託業者に委託する場合、範囲情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者による再委託を受けた事業者及び外部委託事業者に対する、情報セキュリティポリシー等のうち外部委託事業者等が守るべき内容の遵守及びその機密事項を説明しなければならないことが定められ、文書化されている。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインダビューにより、ネットワーク及び情報システムの開発・保守等を委託する外部委託事業者及び外部委託事業者から再委託を受けた事業者に対して、情報セキュリティポリシー等のうち外部委託事業者等が守るべき内容の遵守及びその機密事項が説明されているか確認する。 | 5.1.(4) | 15.1.1 15.1.2 | |
| 5. 5.1. (3) 情報セキュリティポリシー等の掲示 | 108 ○ | | II) 外部委託事業者に対する情報セキュリティポリシー等遵守の説明 | □業務委託契約書 外部委託管理基準 ネットワーク及び情報システムの開発・保守等を外部委託業者に委託する場合、情報セキュリティ管理者によって、情報セキュリティポリシー等のうち、外部委託業者から再委託を受けた事業者が守るべき内容の遵守及びその機密事項が説明されている。 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者へのインダビューにより、ネットワーク及び情報システムの開発・保守等を委託する外部委託事業者及び外部委託事業者から再委託を受けた事業者に対して、情報セキュリティポリシー等のうち外部委託事業者等が守るべき内容の遵守及びその機密事項が説明されているか確認する。 | 5.1.(4) | 15.1.1 15.1.2 | ・再委託は原則禁止であるが、例外的に再委託を認める場合には、再委託事業者における情報セキュリティ対策が十分取られており、外部委託事業者と同等の水準であることを確認した上で許可しなければならない。 ・外部委託事業者に対して、要綱の遵守等について必要に応じ立ち入り検査を実施すること。 ・外部委託に關する事項については、No.328～332も關連する項目であることを参考にすること。 |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティガーディアンの例 文の番号 | 関連する JISQ27002 番号 | 留意事項 |
|-------------------------------|-------|--|---------------------------|---|---|--------------------------|-------------------------|--|
| 5. 5.2. (1) 情報セキュリティに関する研修・訓練 | 109 | CISOによる、定期的にセキュリティに関する研修・訓練が実施されているか確認され、文書化されている。 | i) 情報セキュリティに関する研修・訓練の実施基準 | □研修・訓練実施基準 CISOによって、定期的にセキュリティに関する研修・訓練が実施されている。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、情報セキュリティに関する研修・訓練が正式に承認されているか確認される。 | 5.2.(1)～(4) | 7.2.2 | |
| | 110 ○ | | ii) 情報セキュリティ研修・訓練の実施 | □研修・訓練実施基準 CISOによって、定期的にセキュリティに関する研修・訓練が実施されている。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、定期的に情報セキュリティに関する研修・訓練が実施されているか確認される。 | 5.2.(1) | 7.2.2 | |
| | 111 | (2) 研修計画の策定及び実施 | i) 研修計画の策定及び承認 | □研修・訓練実施基準 CISOによって、情報セキュリティに関する研修計画の策定と実施体制の構築が定期的に行われ、情報セキュリティ委員会で承認されている。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、情報セキュリティに関する研修計画の策定と実施体制の構築が定期的に行われているか確認される。また、情報セキュリティ委員会に承認されているか確認される。 | 5.2.(2)① | 7.2.2 | ・研修計画には情報セキュリティ人材の育成も含まれていることが望ましい。 |
| | 112 | | ii) 情報セキュリティ研修計画 | □研修・訓練実施基準 職員等が毎年度最低1回は情報セキュリティ研修を受講できるように計画されている。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、研修計画において、職員等が毎年度最低1回は情報セキュリティ研修を受講できるように計画されているか確認される。 | 5.2.(2)② | 7.2.2 | |
| | 113 | iii) 採用時の情報セキュリティ研修の実施 | | □研修・訓練実施基準 新規採用の職員等を対象に、情報セキュリティに関する研修が実施されている。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、新規採用の職員等を対象に、情報セキュリティに関する研修が実施されているか確認される。 | 5.2.(2)③ | 7.2.2 | |
| | 114 | iv) 情報セキュリティ研修の内容の設定 | | □研修・訓練実施基準 研修の内容は、職員等の役割、情報セキュリティに関する理解度等に応じたものになっている。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、研修の内容が、統括情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ管理者、情報システム担当者及びその他職員等に対して、自己的責任・義務・権限を理解できるよう、それぞれの役割、情報セキュリティに関する理解度等に応じたものになっているか確認される。 | 5.2.(2)④ | 7.2.2 | ・研修内容は、毎回同じ内容ではなく、内部監査の結果や社内外での情報セキュリティ等シミュレーションの発生状況等を踏まえ、継続的に更新するなど、職員等が具体的に行動すべき事項を考慮することが望ましい。 |

| 項目 | No. | 必須 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティ責任者 関連する JISQ2700 2番号 の例文 の番号 | 留意事項 |
|---------------------|-----------------|---|--|--|--|---|
| 5. 人的研修・訓練計画の策定及び実施 | 5.2. (2) 115 | v) 情報セキュリティ教育実施状況の記録及び報告 情報セキュリティ管理者によつて、教育の実施状況が記録され、統括情報セキュリティ責任者に報告されている。 | □研修・訓練実施計画 □研修・訓練受講記録 □研修・訓練結果報告書 □研修・訓練に関するアンケート | 教育の実施記録、受講記録などに、教育の実施状況が統括情報セキュリティ責任者に報告される。 | 5.2.3(5) 7.2.2 | |
| | 116 | vi) 情報セキュリティ教育実施状況の分析・評価及び報告 情報セキュリティ責任者によつて、教育の実施状況が分析・評価され、CISOに情報セキュリティ教育の実施状況について報告されている。 | □研修・訓練受講記録 □研修・訓練結果報告書 □研修・訓練に関するアンケート | 統括情報セキュリティ責任者により教育・訓練結果が分析が行われる。また、分析結果やファイードバック内容などが教育・訓練の実施状況とともにCISOに報告されているか確認がある。 | 5.2.2(6) 7.2.2 | |
| | 117 | vii) 情報セキュリティ研修の実施報告 CISOによつて、情報セキュリティ研修の実施状況について、情報セキュリティ委員会に報告されている。 | □研修・訓練実施基準 □研修実施報告書 □情報セキュリティ委員会議事録 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、職員等の情報セキュリティ研修の実施状況について、毎年度1回、情報セキュリティ委員会に報告されているか確認する。 | 5.2.2(7) 7.2.2 | ・幹部を含めた全ての職員等が参加しているかの確認が必要である。 |
| 5. 人的研修・緊急時対応訓練 | 5.2. (3) 118 | i) 緊急時対応訓練の実施計画 CISOによつて、緊急時対応を想定した訓練計画について定められ、文書化されている。 | □研修・訓練実施基準 □研修・訓練実施報告書 □情報セキュリティ委員会議事録 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、緊急時対応を想定した訓練計画について文書化され、承認されているか確認がある。また、訓練計画には、ネットワークや各情報システムの規模等を考慮して実施体制、実施範囲等が定められているか確認する。 | 5.2.3(3) 7.2.2 | |
| | 119 | ii) 緊急時対応訓練の実施 CISOによつて、緊急時対応を想定した訓練が実施されている。 | □研修・訓練実施基準 □研修実施報告書 □訓練実施報告書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、緊急時対応を想定した訓練計画が定期的に実施されているか確認する。 | 5.2.3(3) 7.2.2 | ・緊急時対応計画については、No.32344～32644号の範囲する項目であることを参考すること。 |
| (4) 研修・訓練への参加 | 120 | i) 研修・訓練への参加 すべての職員等が定められた研修・訓練に参加している。 | □研修・訓練実施基準 □研修実施報告書 □訓練実施報告書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、幹部を含めたすべての職員等が定められた研修・訓練に参加しているか確認する。 | 5.2.4(4) 7.2.2 | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティガーディアンの例 文の番号 | 関連する JISQ27002 番号 | 留意事項 |
|------------------|----------|-------------|------------------------------|---|---|--------------------------|-------------------------|--|
| 3. 人的研修・訓練セキュリティ | 5.2. (2) | 研修計画の策定及び実施 | v) 情報セキュリティ教育実施状況の記録及び報告 | □研修・訓練実施計画 □研修・訓練受講記録 □研修・訓練結果報告書 □研修・訓練にに関するアンケート | 教育の実施記録、受講記録をもじり、教育の実施状況が記録させ、統括情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ責任者に対して報告されている。 | 5.2.(2)⑤ | 7.2.2 | |
| | 115 | | vi) 情報セキュリティ教育実施状況の分析・評価及び報告 | □研修・訓練受講記録 □研修・訓練結果報告書 □研修・訓練にに関するアンケート | 統括情報セキュリティ責任者により教育・訓練結果に対し分析結果のフィードバックが行われているか確認する。また、分析結果やフィードバック内容などが教育・訓練の実施状況とともにCISOに報告されるか確認する。 | 5.2.(2)⑥ | 7.2.2 | |
| | 116 | | vii) 情報セキュリティ研修の実施報告 | □研修・訓練実施基準 □研修・訓練実施報告書 □情報セキュリティ委員会議事録 | CISOによって、情報セキュリティ研修の実施状況について、情報セキュリティ委員会に報告されている。 | 5.2.(2)⑦ | 7.2.2 | ・幹部を含めた全ての職員等が参加しているかの確認が必要である。 |
| | 117 | | i) 緊急時対応訓練の実施計画 | □研修・訓練実施基準 □研修・訓練実施計画 □研修・訓練実施報告書 | CISOによって緊急時対応を想定した訓練計画について定められ、文書化されている。 | 5.2.(3) | 7.2.2 | |
| 5. 人的研修・訓練セキュリティ | 5.2. (3) | 緊急時対応訓練 | ii) 緊急時対応訓練の実施 | □研修・訓練実施基準 □研修・訓練実施報告書 | CISOによって、緊急時対応を想定した訓練が実施されている。 | 5.2.(3) | 7.2.2 | ・緊急時対応計画についでは、No.3.14～3.17も関連する項目であることから参考にすること。 |
| | 118 | | ④) 研修・訓練への参加 | □研修・訓練実施基準 □研修実施報告書 □訓練実施報告書 | すべての職員等が定められた研修・訓練に参加している。 | 5.2.(4) | 7.2.2 | |
| | 119 | | | | | | | |
| | 120 | | | | | | | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティインシデントの番号 | 関連するJSQ2700番号 | 留意事項 |
|--|-----|----|-------------------------------------|---|--|-------------------|--------------------------------------|---|
| 5.3 人的 情報 セキュ リティ インシ デント の報 告 | 121 | ○ | ①情報セキュリティインシデントの報告手順書 | □情報セキュリティインシデント報告手順書 | 監査資料科のレビュート統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へハイタビューアに、職員等が情報セキュリティインシデントを認知した場合は生氏等から情報セキュリティインシデントの報告を受けた場合の報告ルート及びその方法が文書化され、正式に承認されているか確認がある。 | 5.3.(1)~(3) | 16.1.2 16.1.3 | ・報告ルートは、団体の意思決定ルートと整合していることが重要である。 |
| (1) 府内 での情 報 セキュ リティ インシ デント の報 告 | 122 | ○ | ①府内の情報セキュリティインシデントの報告手順書 | □情報セキュリティインシデント報告手順書 □情報セキュリティインシデント報告書 | 監査資料科のレビュート統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ管理者、情報セキュリティシステム管理者、職員等へのインタビューにより、報告手順について置換なく報告されているか確認がある。 | 5.3.(1) | 16.1.2 16.1.3 | |
| (2) 住民等 外部か らの情 報セ キュリ ティイン シデント の報 告 | 123 | | ②住民等外部からの情報セキュリティインシデントの報告手順書 | □情報セキュリティインシデント報告手順書 □情報セキュリティインシデント報告書 | 監査資料科のレビュート統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ管理者、情報セキュリティシステム管理者、職員等へのインタビューにより、住民等外部からネットワーク及び情報システム等の情報資産に関する情報セキュリティインシデントについて報告を受けた場合、報告手順について星番号でいるか確認する。 | 5.3.(1)~ ③ | 16.1.2 16.1.3 | |
| (3) 窓口設置 の報 告 | 124 | | ③情報セキュリティインシデントの窓口設置の報告手順書 | □情報セキュリティインシデントの情報セキュリティシステムの情報セキュリティインシデントの報告手順書 □情報セキュリティインシデントの窓口設置の報告手順書 | 監査資料科のレビュート統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へハイタビューンポートについて住民等から報告を受けたたる窓口設置及び、当該窓口への連絡手段が文書化され、公表されているか確認する。 | 5.3.(2)④ | 16.1.2 16.1.3 | |
| (4) 原因究 明・犯 罪・再 発防止 等 | 125 | | ④情報セキュリティインシデントの原因究明・犯罪・再発防止等の報告手順書 | □情報セキュリティインシデントの原因究明・犯罪・再発防止等の報告手順書 □情報セキュリティインシデントの原因究明・犯罪・再発防止等の報告書 | 監査資料科のレビュート統括情報セキュリティ責任者のハイタビューポントの原因究明が行われ、発生から対応までの記録が作成、保存されているか確認する。 また、情報セキュリティインシデントが起きたときに迅速に行動したか、報告内容等は適切であったかどうかを確認する。 原因究明結果から、再発防止策が検討され、CSIに報告されているか確認する。 | 5.3.(3) | 16.1.2 16.1.3 16.1.4 16.1.5 | ・情報セキュリティインシデントの分析結果は、情報セキュリティポリシー等の見直しに活用されることが望ましい。 ・他部門も含めて同様の情報セキュリティインシデントの再発防止のために全行輪廻的に車券防止策を検討する必要がある。 |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティガーディアンの例 文の番号 | 関連する規範 JISQ27002 番号 | 留意事項 |
|---|-----|----|---|---|--|--------------------------|--------------------------------------|--|
| 5.3. 人的情報セキュリティインシデントの報告 | 121 | ○ | ①情報セキュリティインシデントの報告 手順 統括情報セキュリティ責任者によつて、情報セキュリティインシデントを認知した場合の報告手順が定められ、文書化されている。 | □情報セキュリティインシデント報告手順 □情報セキュリティインシデントを認知した場合、報告手順が定められている。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、職員等が情報セキュリティインシデントを認知した場合、又は住民等外部から情報セキュリティインシデントの報告を受けた場合の報告ルート及びその方法が文書化され、正式に承認されているか確認する。 | 5.3.(1)～(3) | 16.1.2 16.1.3 | ・報告ルートは、団体の意思決定ルートに整合していることが重要である。 |
| (1) 内での情報セキュリティインシデントの報告 | 122 | ○ | ①) 内での情報セキュリティインシデントの報告 手順 府内での情報セキュリティインシデントが認知された場合、報告手順に従つて関係者に報告されている。 | □情報セキュリティインシデント報告手順 □情報セキュリティインシデント報告書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ管理者、情報システム管理者、職員等へのインタビューにより、報告手順に従つて遅滞なく報告されているか確認する。 | 5.3.(1) | 16.1.2 16.1.3 | |
| (2) 住民等外部からの情報セキュリティインシデントの報告 | 123 | | ②) 住民等外部からの情報セキュリティインシデントの報告 手順 住民等外部からネットワーク及び情報システム等の情報資産に関する情報セキュリティインシデントについて報告を受けた場合、報告手順に従つて関係者に報告されている。 | □情報セキュリティインシデント報告手順 □情報セキュリティインシデント報告書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ管理者、情報システム管理者、職員等へのインタビューにより、住民等外部からネットワーク及び情報システム等の情報資産に関する情報セキュリティインシデントについて報告を受けた場合、報告手順に従つて遅滞なく報告されているか確認する。 | 5.3.(1)～(3) | 16.1.2 16.1.3 | |
| II) 情報セキュリティインシデントの監査 | 124 | | ③) 情報セキュリティインシデントの監査 設備 CISOによって、情報システムの情報セキュリティインシデントについて住民等外部から報告を受けるための窓口設置及び、当該窓口への連絡手段について定められ、公表されている。 | □情報セキュリティインシデント報告手順 □住民に対する広報記録 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインシデントについて住民等外部から報告を受けるための窓口設置及び、当該窓口への連絡手段について定められ、公表される。 | 5.3.(2)④ | 16.1.2 16.1.3 | |
| (3) 情報セキュリティインシデントの原因 発見・記録、再発防止等 | 125 | | ④) 情報セキュリティインシデントの原因 発見・記録、再発防止等 情報セキュリティインシデントの原因明示、報告書記録、再発防止等 | □情報セキュリティインシデント報告手順 □情報セキュリティインシデント報告書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者への原因明示が行われれ、発生から対応までの記録が作成、保存されているか確認する。 また、情報セキュリティインシデントが起きたときに迅速に行動したか、報告内容等は適切であつたかどうかを確認する。 原因究明結果から、再発防止策が検討され、CISOに報告されているか確認する。 | 5.3.(3) | 16.1.2 16.1.3 16.1.4 16.1.5 | ・情報セキュリティインシデントの分析結果は、情報セキュリティポリシー等の見直しに活用されることが望ましい。 ・他部門も含めて同様の情報セキュリティインシデントの再発を防止するため全庁横断的に再発防止策を検討する必要がある。 |

| 項目 | No. | 必須 項目 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 留意事項 |
|--------------------------|-------|----------------------------|------------------------------|---|---|--------------------------------------|
| 5. 人物ID及び、セキュリティカード等の取扱い | 126 | I) 認証用ICカード等の取扱いに關わる基準及び手続 | □ ICカード等取扱基準 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、認証用ICカード等の取扱いに関する基準と手續が文書化され、正式に承認されているか確認がある。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、認証用のICカードやUSBトークンの取扱いに關わる基準と手續が文書化され、正式に承認されているか確認がある。 | 情報セキュリティポリシーが文書化され、正式に承認されているか確認がある。 |
| | 127 | II) 認証用ICカード等の共有禁止 | □ ICカード等取扱基準 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者及び職員等へのインタビューにより、認証用のICカードやUSBトークンなどが職員等間で共有される場合に於いて、職員等へのアンケート調査を実施して確認がある。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者及び職員等へのインタビューにより、認証用のICカードやUSBトークンなどが職員等間で共有される場合に於いて、職員等へのアンケート調査を実施して確認がある。 | 情報セキュリティポリシーが文書化され、正式に承認されているか確認がある。 |
| | 128 ○ | III) 認証用ICカード等の放置禁止 | □ ICカード等取扱基準 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者及び職員等へのインタビューにより、業務上不要な場合にカーティーダーバッキン等の端末のスクロット等から抜かかれている。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者及び職員等へのインタビューにより、業務上不要な場合にカーティーダーバッキン等の端末のスクロット等から抜かかれているか確認がある。 | 情報セキュリティポリシーが文書化され、正式に承認されているか確認がある。 |
| | 129 ○ | IV) 認証用ICカード等の紛失時対応 | □ ICカード等取扱基準 □ ICカード紛失届書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者及び認証用ICカードやUSBトークンが紛失した場合は、運営やカード会社へ連絡し、紛失届書に記載されたアカセス等が速やかに停止されているか確認する。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者及び認証用ICカードやUSBトークンが紛失した場合は、運営やカード会社へ連絡し、紛失届書に記載されたアカセス等が速やかに停止されているか確認する。 | 情報セキュリティポリシーが文書化され、正式に承認されているか確認がある。 |
| | 130 ○ | V) 認証用ICカード等の回収及び棄業 | □ ICカード等取扱基準 □ ICカード等管理台帳 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者へのインタビューにより、認証用のICカードやUSBトークンを切り替える場合に切替前のICカードやUSBトークンが回収され、削除されるなどの復元不可能な処理を行った上で廃棄されているか確認がある。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者へのインタビューにより、認証用のICカードやUSBトークンを切り替える場合に切替前のICカードやUSBトークンが回収され、削除されるなどの復元不可能な処理を行った上で廃棄されているか確認がある。 | 情報セキュリティポリシーが文書化され、正式に承認されているか確認がある。 |
| | 131 ○ | VI) 認証用ICカード等の回収及び廃棄 | □ ICカード等取扱基準 □ ICカード等管理台帳 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によるICカードやUSBトークンの回収され、不正使用されない措置が講じられている。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によるICカードやUSBトークンを切り替える場合に切替前のICカードやUSBトークンが回収され、削除されるなどの復元不可能な処理を行った上で廃棄されているか確認がある。 | 情報セキュリティポリシーが文書化され、正式に承認されているか確認がある。 |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーの例 文書番号 | 関連する規格番号 | 留意事項 |
|------------------------------------|-----|----|--|----------------------------|--|------------------------|----------------|---|
| 5.4. (1) ID及びパスワード等の取扱い、セキュリティ等の管理 | 126 | | i) 認証用ICカード等の取扱いに関する基準及び手続 認証用ICカード等は情報システムセキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、認証用のICカードやUSBトークンの取扱いに関する基準と手続が文書化され、正式に承認されているが確認が求められる。 | □ICカード等取扱基準 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにて、認証用のICカードやUSBトークンの取扱いに関する基準と手續が文書化され、正式に承認されているが確認が求められる。 | 5.4.(1)① 文の番号 ～③ | 9.2.1 9.2.2 | |
| | 127 | | ii) 認証用ICカード等の共有禁止 認証用ICカード等は職員等間で共有されていない。 | □ICカード等取扱基準 | 監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインタビューにより、認証用のICカードやUSBトークンなどが職員等間で共有されてないが確認が求められる。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確認が求められる。 | 5.4.(1)① (ア) | 9.2.1 9.2.2 | |
| | 128 | ○ | iii) 認証用ICカード等の放置禁止 認証用ICカード等を業務上必要といいたときは、カードリーダーやパソコン等の端末のスロット等から抜かれてはいけない。 | □ICカード等取扱基準 | 監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインタビュー及び執務室の視察により、業務上不要な場合にICカードリーダーやパソコン等の端末のスロット等から認証用のICカードやUSBトークンが抜かれているか確認が求められる。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確認が求められる。 | 5.4.(1)① (イ) | 9.2.1 9.2.2 | |
| | 129 | ○ | iv) 認証用ICカード等の紛失時手順 認証用ICカード等が紛失した場合は、速やかに統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者に通報され、指示に従わせている。 | □ICカード等取扱基準 □ICカード紛失届書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者へのインタビューにて、認証用のICカードやUSBトークンが紛失した場合は、速やかに統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者に通報され、指示に従わせているが確認が求められる。 | 5.4.(1)① (ウ) | 9.2.1 9.2.2 | |
| | 130 | ○ | v) 認証用ICカード等の紛失時対応 認証用ICカード等の紛失連絡があつた場合、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者による対応がどうされている。 | □ICカード等取扱基準 □ICカード等管理台帳 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにて、紛失した認証用のICカードやUSBトークンを使用したアクセス等が速やかに停止されているが確認が求められる。 | 5.4.(1)② | 9.2.1 9.2.2 | |
| | 131 | ○ | vi) 認証用ICカード等の回収及び処理 ICカード等を切り替える場合、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によつて、切替え前のカードが回収され、不正使用されないような措置が講じられている。 | □ICカード等取扱基準 □ICカード等管理台帳 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにて、認証用のICカードやUSBトークンを切り替える場合に切替え前のICカードやUSBトークンが回収され、破壊すれば複数元不可能な処理を行った上で廃棄されているが確認が求められる。 | 5.4.(1)③ | 9.2.1 9.2.2 | ・回収時の個数を確認し、紛失・盗難が発生していないか確実に確認することが望ましい。 |

| 項目 | No. 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーの番号 | 関連するJSQ2700番号 | 留意事項 |
|--------------------------------|-------------------|--|--------------------|---|-----------------|----------------|--|
| 5. 人物ID及びパスワード等の取扱い、セキュリティ等の管理 | (2) IDの取扱い 132 | i) 職員等のID取扱基準 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によって、職員等のIDの取扱いに関する基準が定められ、文書化されている。 | □ID取扱基準 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、IDの取扱基準が文書化され、正式に承認されているか確認が行われる。 | 5.4.(2) | 9.2.1 9.2.2 | ・利用者IDの取扱いについては、No.217248～220244も関連する参考目であることから参考にすること。 |
| | 133 | ii) 職員等のID貸与禁止 職員等に個人毎に付与されているIDを他人に利用させない。 | □ID取扱基準 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者及び職員等へのインタビューにより、職員等が利用するIDを他人に利用させていないか確認が行われる。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確認が行われる。 | 5.4.(2) | 9.2.1 9.2.2 | |
| | 134 | iii) 共用IDの利用制限 共用IDを利用する場合は、共用IDの利用者以外の利用が制限されている。 | □ID取扱基準 □ID管理台帳 | 監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインタビューにより、共用IDの利用者が特定されているか確認が行われる。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確認が行われる。 | 5.4.(2) | 9.2.1 9.2.2 | |
| | 135 | ③ パスワードの管理基準 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によって、職員等のパスワードの取扱いに関する基準が定められ、文書化されている。 | □パスワード管理基準 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、職員等のパスワードの取扱いに関する基準が文書化され、正式に承認されているか確認が行われる。 | 5.4.(3) | 9.3.1 | ・パスワードに関する情報の管理について は、No.235244～240244も関連する項目であることから参考にすること。 |
| | 136 ○ | ii) パスワードの取扱い 職員等のパスワードは当該本人以外に知られないように取扱われている。 | □パスワード管理基準 | 監査資料のレビューと情報システム管理者及びワードについて照会等に応じたり、他人が容易に想像できるような文字列に設定したりしないように取り扱われているか確認が行われる。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確認が行われる。 | 5.4.(3)①～③ | 9.3.1 | ・最短6文字以上で、次の条件を満たしていことがある事項が望ましい。 ①当人の個人情報を(例えは名前、電話番号、誕生日等)から、他の者が容易に推測できる事項又は容易に得られる事項に基づかないこと。 ②連續した同一文字又は数字だけではなくアルファベットだけの文字列でないこと。 |
| | 137 ○ | iii) パスワードの不正使用防止 パスワードが流出したおそれがある場合、不正使用されない措置が講じられている。 | □パスワード管理基準 | 監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインタビューにより、パスワードが流出したおそれがある場合は、連絡や問い合わせに情報セキュリティ管理者に報告され、パスワードが変更されいるか確認が行われる。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確認が行われる。 | 5.4.(3)④ | 9.3.1 | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーの例 文の番号 | 関連する USQ27002 番号 | 留意事項 |
|---------------------------|-----------------|----|---|--------------------|--|------------------------|------------------------|--|
| 5. 人件的ID及びパスワード等のセキュリティ管理 | 5.4. (2) 132 | | i) 職員等のID取扱基準 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によるIDの取扱いに関する基準が定められ、文書化されている。 | □ID取扱基準 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインダビューや、IDの取扱基準が文書化され、正式に承認されているか確認する。 | 5.4.(2) | 9.2.1 9.2.2 | ・利用者IDの取扱いについては、No.208～211を関連する項目であること。 ・IDの取扱いについては、No.208～211を参考すること。 |
| | 133 | | ii) 職員等のID貸与禁止 職員等に個人毎に付与されているIDを他人に利用させていない。 | □ID取扱基準 | 監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインダビューより、職員等が利用するIDを他人に利用させていないか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確認する。 | 5.4.(2) | 9.2.1 9.2.2 | |
| | 134 | | iii) 共用IDの利用制限 共用IDを利用する場合、共用IDの利用者以外の利用が制限されている。 | □ID取扱基準 □ID管理台帳 | 監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインダビューより、共用IDの利用者が特定されているか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確認する。 | 5.4.(2) | 9.2.1 9.2.2 | |
| (3) パスワードの取扱い | 135 | | i) 職員等のパスワードの管理基準 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によるパスワードの取扱いに関する基準が定められ、文書化されている。 | □パスワード管理基準 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインダビューや、パスワードの管理基準が文書化され、正式に承認されているか確認する。 | 5.4.(3) | 9.3.1 | ・パスワードに関する情報の管理について、No.229～231も関連する項目であることから参考すること。 |
| | 136 | ○ | ii) パスワードの取扱い 職員等のパスワードは当該本人以外に知られないよう取扱われている。 | □パスワード管理基準 | 監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインダビューや、他人が容易に想像できるような文字列について照会等に応じたり、他人が容易に想像できるような文字列について照会等に応じないように取扱われているか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確認する。 | 5.4.(3) | 9.3.1 | ・最短6文字以上で、次の条件を満たしていることが望ましい。 ①当人の電話番号(例えば名前、電話番号、誕生日等)から、他の者が容易に推測できる事項又は連絡した同一文字又は数字だけ若しくはアルファベットだけの文字列ではないこと。 ②連続した同一文字又は数字だけ若しくはアルファベットだけの文字列ではないこと。 |
| | 137 | ○ | iii) パスワードの不正使用防止 パスワードが流出したおそれがある場合、不正使用されない措置が講じられている。 | □パスワード管理基準 | 監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインダビューや、パスワードが流出したおそれがある場合、運営やかに情報セキュリティ管理者に報告され、パスワードが変更されているか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確認する。 | 5.4.(3) | 9.3.1 | |

| 項目 | No. 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーの例文の番号 | 関連するJISQ27002番号 | 留意事項 |
|--|--------|---|---|-------------------|--------------------|-----------------|--------------------------------|
| 5.1.5.4. (3) 人的ID及びパスワード等の取扱い、 セキュリティポリシーの管理 | 138 | vi) 同一パスワードの使用禁止 機密性の非常に高い複数の情報をシステム管理者及び職員等へのインタビューにより、機密性の非常に高い複数の情報をシステムを扱う職員等が、当該情報システム間で同一パスワードを使用しないよう努める。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。 | □パスワード管理基準 監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインタビューにより、同一パスワードを使用しないことを規定する。 | 5.4.(3)⑤ 9.3.1 | | | |
| | 139 | vi) 假パスワードの変更 仮パスワードは、最初のログイン時に変更されている。 | □パスワード管理基準 監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインタビューにより、仮パスワードが最初ログイン時に変更されているが確認める。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。また、サンプリングにより仮パスワードが残っていないかを確かめる。 | 5.4.(3)⑥ 9.3.1 | | | 仮パスワードの中に初期パスワードを含んでいることに留意する。 |
| | 140 ○ | vi) パスワード記憶機能の利用禁止 サーバ、ネットワーク機器及びソコン等の端末にパスワードが記憶されていない。 | □パスワード管理基準 監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインタビュー、執務室の鏡鏡により、サーバ、ネットワーク機器及びソコン等の端末にパスワードが記憶されていないかを確かめる。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。 | 5.4.(3)⑦ 9.3.1 | | | |
| | 141 | vi) パスワードの共有禁止 職員間でパスワードが共有されている。 | □パスワード管理基準 監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインタビューにより、職員間でパスワードが共有されているかを確認める。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。 | 5.4.(3)⑧ 9.3.1 | | | ただし、共有IDのパスワードは除外 |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーの例文の番号 | 関連するUSQ27002番号 | 留意事項 |
|-------------------------------|-------|-----------|---|------------|--|--------------------|----------------|---------------------------------|
| 5.4. ID及びパスワードの取扱い、セキュリティ等の管理 | 5.(3) | バスワードの取扱い | iv) 同一パスワードの使用禁止 機密性の非常に高い複数の情報システムを扱う職員等のパスワードは、当該情報システム間で異なるように設定されている。 | □パスワード管理基準 | 監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインタビューや、機密性の非常に高い複数の情報システムを扱う職員等が、当該情報システム間で同一パスワードを使用しないことを確認める。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。 | 5.4.(3)⑤ | 9.3.1 | |
| | 138 | | | | | | | |
| | 139 | | v) 仮パスワードの変更 仮パスワードは、最初のログイン時に変更されている。 | □パスワード管理基準 | 監査資料のレビューにより、仮パスワードが最初ログイン時に変更されているか確認める。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。また、サンプリングにより仮パスワードが残っていないかを確かめる。 | 5.4.(3)⑥ | 9.3.1 | 仮パスワードの中には初期パスワードを含んでいることに留意する。 |
| | 140 | ○ | vi) パスワード記憶機能の利用禁止 サーバ、ネットワーク機器及びパソコン等の端末にパスワードが記憶されている。 | □パスワード管理基準 | 監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインタビューや、熱勝室の観察により、サーバ、ネットワーク機器及びパソコン等の端末にパスワードが記憶されていないか確認める。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。 | 5.4.(3)⑦ | 9.3.1 | |
| | 141 | | vii) パスワードの共有禁止 職員間でパスワードが共有されない。 | □パスワード管理基準 | 監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインタビューや、職員間でパスワードが共有されていないか確認める。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。 | 5.4.(3)⑧ | 9.3.1 | ただし共有IDのパスワードは除く。 |
| | | | | | | | | |

| 項目 | No. 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシー及び手順書の番号 | 関連する基準 | 留意事項 |
|---------------------------|--------|---|--|--|---------------------------|---------------------------|--|
| 6.1. (1) 文書サーバ及びネットワークの管理 | 142 | I) 文書サーバに關わる設定基準 統括情報セキュリティ責任者は又は情報システム管理者によって、文書サーバに關わる設定基準が定められ、文書化されている。 | □文書サーバへ設定基準 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者は又は情報システム管理者へのインタビューや、文書サーバへは情報セキュリティ責任者による文書化され、正式に承認されていかか確かめる。 | □文書サーバへ設定基準 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者は又は情報システム管理者へのインタビューや、文書サーバへは情報セキュリティ責任者による文書化され、正式に承認され、文書化され、正式に承認され、職員等に周知されていかか確かめる。 | 9.1.1 9.4.1 6.1.(1) | 9.1.1 9.4.1 6.1.(1) | 情報セキュリティポリシー及び手順書の番号 JISQ27002 番号 |
| | 143 | II) 文書サーバの容量設定と職員等への周知 情報システム管理者によつて、職員等が使用できる文書サーバの容量が設定され、職員等に周知されている。 | □文書サーバへ設定基準 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビュー及び手順書の容積が設定され、職員等が他課室等のフォルダ及びファイルを閲覧及び使用できないように設定されていかか確かめる。 | □文書サーバへ設定基準 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビュー及び手順書の容積が設定され、職員等が他課室等のフォルダ及びファイルを閲覧及び使用できないように設定されていかか確かめる。 | 9.1.1 9.4.1 6.1.(1) | 9.1.1 9.4.1 6.1.(1) | 情報セキュリティポリシー及び手順書の番号 JISQ27002 番号 |
| | 144 ○ | III) 文書サーバの構成 情報システム管理者によつて、文書サーバへが課室等の単位で構成され、職員等が他課室等のフォルダ及びファイルを閲覧及び使用できないように設定されている。 | □文書サーバへ設定基準 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビュー及び手順書の容積が設定され、職員等が他課室等のフォルダ及びファイルを閲覧及び使用できないように設定されている。 | □文書サーバへ設定基準 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビュー及び手順書の容積が設定され、職員等が他課室等のフォルダ及びファイルを閲覧及び使用できないように設定されている。 | 9.1.1 9.4.1 6.1.(1) | 9.1.1 9.4.1 6.1.(1) | 情報セキュリティポリシー及び手順書の番号 JISQ27002 番号 |
| | 145 ○ | IV) 文書サーバのアクセス制御 情報システム管理者によつて、特定の職員等しか取扱えないデータについて、担当外の職員等が閲覧及び使用できないような措置が講じられている。 | □文書サーバへ設定基準 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビュー及び手順書の容積が設定され、職員等しか取扱えないデータについて、担当外の職員等が閲覧及び使用できないような措置が講じられている。 | □文書サーバへ設定基準 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビュー及び手順書の容積が設定され、職員等しか取扱えないデータについて、担当外の職員等が閲覧及び使用できないような措置が講じられている。 | 9.1.1 9.4.1 6.1.(1) | 9.1.1 9.4.1 6.1.(1) | 情報セキュリティポリシー及び手順書の番号 JISQ27002 番号 |
| (2) バックアップの実施 | 146 | I) バックアップに關わる基準及び手順 統括情報セキュリティ責任者は又は情報システム管理者によつて、ファイルサーバ等に記録された情報についてのバックアップに關わる基準及び手順が定めらる、文書化されている。 | □バックアップ基準 □バックアップ手順書 □リストア手順書 | □バックアップ基準 □バックアップ手順書 □リストア手順書 | 6.1.(2) | 12.3.1 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビュー及び手順書の番号 JISQ27002 番号 |
| | 147 ○ | II) バックアップの実施 情報システム管理者によつて、ファイルサーバ等に記録された情報について定期的なバックアップが実施され、バックアップ媒体が適切に保管されている。 | □バックアップ基準 □バックアップ手順書 □リストア手順書 | □バックアップ基準 □バックアップ手順書 □リストア手順書 | 6.1.(2) | 12.3.1 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビュー及び手順書の番号 JISQ27002 番号 * サーベルの元長化について * No.31～34も開催する項目である * これから参考にするところ。 |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーが定められた文書の番号 | 関連するUSQ27002番号 | 留意事項 |
|------------------|-------------------------|--------------------|--|--|--|-------------------------|----------------|--|
| 6. 技術的情報セキュリティ基準 | 6.1. (1) 文書サーバーの設定 | 142 | i) 文書サーバーに関する設定基準 | □文書サーバーは設定基準 □文書サーバーは情報システム管理者によって、文書サーバーに関する設定基準が定められ、文書化されている。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのレビューに記録された情報が文書化され、正式に承認されるか確認がある。 | 6.1.(1) | 9.1.1 9.4.1 | |
| | ii) 文書サーバーの容量設定と職員等への周知 | 143 | □文書サーバーの容量設定と職員等への周知記録 | □文書サーバーは設定基準 □職員等への周知記録 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのレビューにより、職員等が使用できる文書サーバーの容量が設定され、職員等に周知されている。 | 6.1.(1) | — | |
| | iii) 文書サーバーの構成 | 144 ○ | □文書サーバーの構成 | □文書サーバーは設定基準 □情報システム管理者によつて、文書サーバーが、課室等の単位で構成され、職員等が他課室等のフォルダ及びファイルを閲覧及び使用できないように設定されている。 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのレビュー及びパソコン等の端末からの操作により、文書サーバーが課室等の単位で構成され、職員等が他課室等のフォルダ及びファイルを閲覧及び使用されているか確認がある。 | 6.1.(1)② | 9.1.1 9.4.1 | |
| | iv) 文書サーバーのアクセス制御 | 145 ○ | □文書サーバーのアクセス制御 | □文書サーバーは設定基準 □情報システム管理者によつて、特定の職員等しか取扱えないデータについて、担当外の職員等が閲覧及び使用できないよう、別途ディレクトを作成する等のアクセス権限が付与されているか確認がある。 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのレビュー及びパソコン等の端末からの操作により、住民の個人情報や人事記録といった特定の職員等しか取扱えないデータについて、担当外の職員等によって閲覧及び使用できないよう、別途ディレクトを作成する等のアクセス制御が行われているか確認がある。 | 6.1.(1)③ | 9.1.1 9.4.1 | |
| (2) バックアップの実施 | 146 | i) バックアップによる基盤及び手順 | □バックアップ基準 □バックアップ手順 □リストア手順 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのレビューに記録された情報のバックアップに関する基準及び手順が文書化されている。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのレビューに記録された情報のバックアップに関する基準及び手順が文書化されているか確認がある。 | 6.1.(2) | 12.3.1 | |
| | ii) バックアップの実施 | 147 ○ | □バックアップ基準 □定期的に定期的なバックアップが実施され、バックアップ媒体が適切に保管されている。 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのレビュー及び管理区域あるいは執務室の強制により、ファイルサーバー等に記録された情報について、サーバーの冗長化対策に關わらず、必要に応じて定期的にバックアップが実施されているか確認がある。また、バックアップ処理の成否の確認が行われる。また、災害等による同時被災を回避するためバックアップデータの別施設等への保管、リストアテストによる検証が行われているか確認がある。 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのレビュー及び管理区域あるいは執務室の強制により、ファイルサーバー等に記録された情報について、サーバーの冗長化対策に關わらず、必要に応じて定期的にバックアップが実施されているか確認がある。また、バックアップ処理の成否の確認が行われる。また、災害等による同時被災を回避するためバックアップデータの別施設等への保管、リストアテストによる検証が行われているか確認がある。 | 6.1.(2) | 12.3.1 | ・サーバーの冗長化については、No.31～34も関連する項目であることが参考にすること。 |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ責任者の番号 | 関連するJSQ2700番号 | 留意事項 |
|---|-------|---------------------------------------|---------------------------|---|---|------------------------------|---|--|
| 6. 6.1 (3) 他団体との情報等の交換基準 | 148 | ①)他団体との情報システムに関する情報等の交換についての取扱い 基準 | □情報及びソフトウェアの交換基準 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者へのインタビューにより、他の団体との情報システムに関する情報及びソフトウェアを交換する場合の取扱いに関する規定が文書化され、正式に承認されているか確認がある。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者へのインタビューにより、他の団体との情報システムに関する情報及びソフトウェアを交換する場合の取扱いに関する規定が文書化され、正式に承認されているか確認がある。 | 6.1.(3) | 13.2.1 13.2.2 15.1.2 | ・必要に応じて、他団体との間におもて契約を取り交換することが望ましい。この契約におけるセキュリティの扱いは、関連する業務情報の重要度やリスクを低減させる管理策を盛り込むことが望ましい。 |
| 6. 6.1 (3) 他技術情報システムのセキュリティ及びシステム開発等の交換の管理 | 149 | ②)他団体との情報システムに関する情報等の交換についての取扱い 基準 | □情報及びソフトウェアの交換基準 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者へのインタビューにより、他の団体との情報システムに関する情報及びソフトウェアを交換する場合、情報システム管理者による統括情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ責任者の許可を得ているか確認がある。 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者へのインタビューにより、他の団体との情報システムに関する情報及びソフトウェアを交換する場合、情報システム管理者による統括情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ責任者の許可を得ているか確認がある。 | 6.1.(3) | 13.2.1 13.2.2 15.1.2 | ・必要に応じて、他団体との間におもて契約を取り交換することが望ましい。この契約におけるセキュリティの扱いは、関連する業務情報の重要度やリスクを低減させる管理策を盛り込むことが望ましい。 |
| 6. 6.1 (4) システム運用基準 | 150 ○ | ③)システム運用の作業記録及び作業の履歴に關わる基準 | □システム運用基準 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、所管する情報システムの運用及び変更等の作業を確認するための基準が定められ、文書化されている。 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、所管する情報システムの運用及び変更等の作業を確認するための基準が定められ、文書化され、正式に承認されているか確認がある。 | 6.1.(4) | 6.1.2 12.1.1 12.1.2 12.4.3 12.5.1 14.2.2 | 6.1.2 12.1.1 12.1.2 12.4.3 12.5.1 14.2.2 |
| 6. 6.1 (4) システム運用基準 | 151 ○ | ④)情報システム運用の作業記録作成及び監理 | □システム運用基準 □システム運用作業記録 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、所管する情報システムの運用において、所管する情報システムの運用によって、所管する情報システムの運用及び変更等の作業記録、確認に附ける基準が定められ、文書化されている。 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、所管する情報システムの運用において実施した作業記録が作成され、管理されているか確認がある。 | 6.1.(4)① | 12.4.3 | |
| 6. 6.1 (4) システム運用基準 | 152 | ⑤)システム変更等作業の記録作成及び監理 | □システム運用基準 □システム変更等作業記録 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、所管する情報システムの変更等の作業記録が作成され、管理されている。 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、所管する情報システムの変更等の作業記録が作成され、監取、改さん等されないよう管理されているか確認がある。 | 6.1.(4)② | 12.1.2 12.4.3 12.5.1 14.2.2 | 6.1.2 12.4.3 15.1.2 15.2.1 |
| 6. 6.1 (4) システム運用基準 | 153 | ⑥)システム変更等作業の確認 | □システム運用基準 □システム変更等作業記録 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、所管する情報システムの変更等を行った場合は、2名以上で作業し、互いにその作業が確認されているか確認がある。 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、所管する情報システム担当者及び操作者を認められた委託事業者がシステム変更等を行った場合は、2名以上で作業し、互いにその作業内容を確認しているか確認がある。 | 6.1.(4)③ | 6.1.2 12.4.3 15.1.2 15.2.1 | 6.1.2 12.4.3 15.1.2 15.2.1 |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティガーディアンの例 文の番号 | 関連する ISO27002 番号 | 留意事項 |
|--|-------|--------------------------------------|---------------------------|---|-----------|---|---|--|
| 6.1. (3) 技術的セキュリティ による 情報システム の管理 の確認 | 148 | ①他団体との情報システムに関する情 報等の交換の取扱いに関する基準 | □情報及びソフトウェアの交 換基準 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は 情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者へのイ ンタビューにより、他の団体との情報システムに関する情 報及びソフトウェアを交換する場合の取扱いに関する基 準が文書化され、正式に承認されているか確かめる。 | [6.1.(3)] | [6.1.3) 13.2.1 13.2.2 15.1.2 | [13.2.1 13.2.2 15.1.2] | |
| | 149 | ②他団体との情報システムに関する情 報等の交換 | □情報及びソフトウェアの交 換基準 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ責任者及び情報 システム管理者へのインタビューにより、他の団体との情 報システムに関する情報及びソフトウェアを交換する場 合、統括情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ責 任者の許可を得ているか確かめる。 □他の組織との間の情報及 びソフトウェアの交換に関する 申請書 | [6.1.(3)] | [6.1.3) 13.2.1 13.2.2 15.1.2 | [13.2.1 13.2.2 15.1.2] | ・必要に応じて、他団体と の間において契約を取り 交わすこと方が望ましい。 こ の契約におけるセキュリ ティの扱いは、開発する 業務情報の重要度やリス クを低減させることが望ましい。 |
| (4) | 150 | ①システム管理記録及び作業の確 認する基準 | □システム運用基準 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は 情報システム管理者へのインタビューにより、所管する情 報システムの運用及び変更等の作業内容を記録し管理 することや、システム変更等の作業を確認するなどどの 基準が文書化され、正式に承認されているか確かめる。 | [6.1.(4)] | [6.1.2 12.1.1 12.1.2 12.4.3 12.5.1 14.2.2] | [6.1.2 12.1.1 12.1.2 12.4.3 12.5.1 14.2.2] | |
| | 151 ○ | ②情報システム運用の作業記録成 果 | □システム運用基準 □システム運用作業記録 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタ ビューにより、所管する情報システムの運用において実 施した作業記録が作成され、管理されているか確かめ る。 | [6.1.(4)] | [6.1.2 12.4.3 12.5.1 14.2.2] | [6.1.2 12.4.3 12.5.1 14.2.2] | |
| | 152 | ③システム変更等作業の記録作成及 び管理 | □システム運用基準 □システム変更等作業記録 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者及び 情報システム管理者へのインタビューにより、所管するシ ステムの変更等の作業記録が作成され、詐取、改ざん等 されないよう管理されているか確かめる。 | [6.1.(4)] | [6.1.2 12.4.3 12.5.1 14.2.2] | [6.1.2 12.4.3 12.5.1 14.2.2] | |
| | 153 | ④システム変更等作業の確認 | □システム運用基準 □システム変更等作業記録 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は 情報システム管理者へのインタビューにより、統括情報セ キュリティ責任者、情報システム管理者又は情報システム 担当者及び操作を認められた外部委託事業者がシステム 変更等を行なった場合は、2名以上で作業し、互いでその 作業内容を確認しているか確かめる。 | [6.1.(4)] | [6.1.2 12.4.3 15.1.2 15.2.1] | [6.1.2 12.4.3 15.1.2 15.2.1] | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーが関連する文書番号 | 留意事項 |
|----------------------------|-------|----|----------------------|--------------------------------------|--|-----------------------|------------------|
| 6. 6.1. (5) 情報システム仕様等の管理基準 | 154 | | I) 情報システム仕様等の管理 | □情報システム基準 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、ネットワーク構成図、情報システム仕様書等の情報システム仕様書等の情報が文書化され、正式に承認されているか確認がある。 | 6.1.(5) | — |
| (6) ログの管理 | 155 ○ | | II) 情報システム仕様等の管理 | □情報システム基準 □システム仕様書等 □プログラム仕様書等 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、ネットワーク構成図、情報システム仕様書等の情報システム仕様書等の情報が文書化され、正式に承認されているか確認がある。 | 6.1.(5) | — |
| | | | I) ログ等の取得及び保存 | □システム運用基準 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、ログ等の取扱いが文書化され、正式に承認されているか確認がある。 | 6.1.(6) | 12.4.1 12.4.2 |
| | 156 ○ | | II) ログ等の取得及び保存 | □ログ □システム稼働記録 □マーケティングシステム出力 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、各種ログ及び情報セキュリティの確保に必要な記録が取得され、一定期間保存されているか確認がある。 | 6.1.(6)① | 12.4.1 |
| | 157 ○ | | III) ログ等の改ざん、隠消去等の防止 | □システム運用基準 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、ログ等が仕様どおりに取得され、詐取・改ざん、隠消去等されないように必要な措置が講じられているか確認がある。 | 6.1.(6)② | 12.4.2 |
| | 158 | | IV) ログ等の点検、分析 | □システム運用基準 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、悪意のある第三者による不正なアクセスや不正操作を行っているか確認するために、ログ等を定期的に点検、分析を行っているか確認がある。 | 6.1.(6)③ | 12.4.2 |
| | 159 | | | | | | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーが文の番号 | 関連するJISQ27002番号 | 留意事項 |
|-------------------------------|-----|----|--|--|--|-------------------|---------------------------|---|
| 6. 6.1. (7) コンピュータ及びネットワークの管理 | 160 | | i) 障害記録の記録及び保存に關わる基準 統活情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者による、障害記録の記録及び保存に關わる基準が定められ、文書化されている。 | <input type="checkbox"/> 障害対応基準 <input type="checkbox"/> 障害報告書 <input type="checkbox"/> 障害時のシステム出力ログ | 監査資料のレビューと統活情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのイン・タビューエ(以下、職員等から又は問題等の記録及び保存に関する基準が文書化され、正式に承認されているか確認)。 | 6.1.(7) | 12.4.1 12.4.2 | |
| (8) ネットワークの接続制御、経路制御等 | 161 | ○ | ii) 障害記録の保存 統活情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によつて、障害記録が適正に保存され、文書化されている。 | <input type="checkbox"/> 障害対応基準 <input type="checkbox"/> 障害報告書 <input type="checkbox"/> 障害時のシステム出力ログ | 監査資料のレビューと統活情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのイン・タビューエ(以下、職員等から又は問題等の記録及び保存に関する基準が文書化され、正式に承認され、適正に保存されているか確認)。 | 6.1.(7) | 12.4.1 12.4.2 | |
| (8) ネットワークの接続制御、経路制御等 | 162 | | i) ネットワークの接続制御、経路制御等に關わる基準 統活情報セキュリティ責任者によって、ネットワークの接続制御、経路制御等に關わる基準が定められ、文書化されている。 | <input type="checkbox"/> ネットワーク設定基準 | 監査資料のレビューと統活情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのイン・タビューエ(以下、ネットワークの接続制御、経路制御等に關わる基準が文書化され、正式に承認されているか確認)。 | 6.1.(8) | 9.1.2 13.1.1 | |
| (8) ネットワークの接続制御、経路制御等 | 163 | ○ | ii) ファイアウォール、ルータ等の設定 統活情報セキュリティ責任者によって、ファイリング及びルーティングについて、設定の不整合が発生しないように、ファイアウォール、ルータ等の通信ソフトウェア等が設定されている。 | <input type="checkbox"/> ネットワーク設定基準 <input type="checkbox"/> ネットワーク構成図 | 監査資料のレビューと統活情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのイン・タビューエ(以下、ファイリング及びルーティングについて、設定の不整合が発生しないように、ファイアウォール、ルータ等の通信ソフトウェア等を設定しているか確認)。 | 6.1.(8)① | 13.1.1 13.1.2 | ・設定の不整合とは、例えば、通信機器間で通信経路の設定や通信ポートの通信ルールに齟齬がある等の場合をいづ。 |
| (8) ネットワークの接続制御、経路制御等 | 164 | ○ | iii) ネットワークのアクセス制御 統活情報セキュリティ責任者によって、ネットワークに適切なアクセス制御が施されている。 | <input type="checkbox"/> ネットワーク設定基準 | 監査資料のレビューと統活情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのイン・タビューエ(以下、不正アクセスを防止するため、ネットワークに適切なアクセス制御を施しているか確認)。 | 6.1.(8)② | 9.1.2 13.1.1 13.1.2 | |

| 項目 | No. | 必須 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーの例 文の番号 | 関連する規格 ISO27002 番号 | 留意事項 |
|---|----------|---|---|---|------------------------|-------------------------------------|--|
| 6、 技術 的のセ キュリ ティ エン ジニ ー ン の (9) 外 部 の 者 が 利 用 で き る シ ス テ ム の 分 離 等 の 管 理 | 165 | i) 外 部 の 者 が 利 用 で き る 基 準 | □ ネットワーク管理基準 □ 通信回線敷設図 □ 線路図 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインビュートによる、外部の者が利用できるシステムについて、不正アクセス等を防衛するために他のネットワークと切り離す等の基準が文書化され、正式に承認されているか確認する。 | 6.1.(9) | 9.1.2 13.1.3 | |
| | 166 | ii) 外 部 の 者 が 利 用 で き る シ ス テ ム の 分 離 | □ ネットワーク管理基準 □ 情報システム管理者によって、外部の者が利用できるシステムについて、必要なネットワーク及び情報システム物理的に分離する等の措置が講じられている。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインビュートによる、外部の者が利用できるシステムについて、不正アクセス等を防衛するために他のネットワーク及び情報システム物理的に分離する等の措置が取られているか確認する。 | 6.1.(9) | 13.1.3 | |
| (10) 外部ネットワークとの接続に關わる基 準及び手續 | 167 | i) 外 部 ネ ッ ト ワ ー ク と の 接 続 制 限 | □ 外部ネットワーク接続基準 □ 外部ネットワーク接続手続 □ 外部ネットワークとの接続に關わる基準及び手續が定められ、文書化されている。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインビュートによる、所管するネットワークごと外部ネットワークを接続する場合の基準及び手続が文書化され、正式に承認されているか確認する。 | 6.1.(10) | 9.1.2 13.1.3 15.1.2 16.1.1 | |
| | 168 ○ | ii) 外 部 ネ ッ ト ワ ー ク 接 続 の 申 請 及 び 許 可 | □ 外部ネットワーク接続基準 □ 外部ネットワークと接続する場合、CISO及び統括情報セキュリティ責任者から許可を得ている。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインビュートによる、所管する外部ネットワークと接続する場合、CISO及び統括情報セキュリティ責任者から許可を得ているか確認する。 | 6.1.(10)① | 9.1.2 | |
| | 169 | iii) 外 部 ネ ッ ト ワ ー ク の 確 認 | □ 外部ネットワーク接続基準 □ 外部ネットワーク接続手続 □ 外部ネットワーク調査結果 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインバiewerにより、接続しよとする外部ネットワークのネットワーク構成、機器構成、セキュリティ技術等が調査され、情報資産に影響が生じないことが確認されているか確認する。 | 6.1.(10) ② | — | ・外部ネットワークの調査とは、例えば、接続しようとする外部ネットワークに係る外部ネットワーク構成、機器構成、セキュリティ技術等を調査することをいう。 |
| | 170 | iv) 外 部 ネ ッ ト ワ ー ク の 確 保 | □ 外部ネットワーク接続基準 □ 外部ネットワーク接続手續 □ サービス契約書 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインビュートにより、接続した外部ネットワークの瑕疵による損害賠償責任が契約上上保されているか確認する。 | 6.1.(10)③ | 15.1.2 | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーの例 文の番号 | 関連する ISO27002 番号 | 留意事項 |
|---|---|----|-------------------------|---|---|------------------------|----------------------------|------|
| 6、 技術 的のセ キュリ ティ 外部ネットワークと 接続制 限等 の管理 | 6.1. (10) エン タープ リス ト及 び ネット ワー ク の管 理 | ○ | v) ファイアウォール等の設置 | □ ネットワーク管理制度 □ 通信回線敷設図 □ 結線図 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューや、ウェブサーバ等をインターネットに公開する場合、行内ネットワークへの侵入や、内部ネットワークとの境界にファイアウォール等が設置されたうえで接続されているか、確認かめる。 | 6.1.(10)④ | 13.1.3 | |
| | 171 | | vii) 外部ネットワークの遮断 | □ 外部ネットワーク接続基準 □ 外部ネットワーク接続手順 □ 告警報告書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューや、接続した外部ネットワークのセキュリティに問題が認められ、情報資産に脅威が生じる場合が想定される場合には、セキュリティが物理的に遮断されているか確認かめる。 | 6.1.(10)⑤ | 16.1.1 | |
| | 172 | | i) 混合機のセキュリティに關わる基準及び手続 | □ 混合機管理制度基準 □ 混合機管理制度 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューや、複合機の調達、運用に關わる基準及び手続が文書化され、正式に承認されているか確認かめる。 | 6.1.(11) | 11.2.1 11.2.4 15.1.3 | |
| | 173 | | ii) 混合機の選定要件 | □ 混合機管理制度基準 □ 混合機管理制度 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューや、複合機の調達時に、複合機の機能、設置環境並びに取り扱いが情報資産の分類及び管理方法に応じ、適切なセキュリティ要件が定められているか確認かめる。 | 6.1.(11)① | 15.1.3 | |
| | 174 | | iii) 混合機のセキュリティ設定 | □ 混合機管理制度基準 □ 混合機管理制度 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューや、複合機の運用におけるセキュリティ要件が定められている。 | 6.1.(11)② | 11.2.1 11.2.4 15.1.3 | |
| | 175 | | iv) 混合機の情報の抹消 | □ 混合機管理制度基準 □ 混合機管理制度 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューや、複合機の記録媒体の全ての情報が抹消する又は再利用できないような対策が講じられている。 | 6.1.(11)③ | 11.2.7 | |
| | 176 | | 1) 特定用途機器のセキュリティ対策 | □ 特定用途機器管理制度基準 □ 特定用途機器管理制度 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューや、特定用途機器の特性に応じたセキュリティ対策が実施されている。 | 6.1.(12)① | 11.2.1 11.2.4 15.1.3 | |
| | 177 | | | | | | | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 情報セキュリティポリシーの例 文の番号 | 関連する JISQ27002 番号 | 留意事項 |
|---------------|-------------------------------|-----|---------------------------------|--|------------------------|-------------------------------------|------|
| 6. 技術的のセキュリティ | 6.1. (13) 無線LAN及びネットワークの管理 | 178 | i) 無線LAN及びネットワークの盗聴対策 に關わる基準 | □ネットワーク管理基準 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は 情報システム管理者へのインタビューにより、無線LAN及 びネットワークの盗聴対策に関する基準が文書化され、 正式に承認されているか確認がある。 | 6.1.(13) | 9.1.2 10.1.1 13.1.1 13.1.3 | |
| | 179 ○ | | ii) 無線LAN利用時の暗号化及び認証技術の使用 | □ネットワーク管理基準 □ネットワーク設計書 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は 情報システム管理者へのインタビューにより、無線LANを 利用する場合には解読が困難な暗号化及び認証技術が 使用され、アクセスポートへの不正な接続が防護されて いるか確認がある。 | 6.1.(13)① | 9.1.2 13.1.3 | |
| | 180 | | iii) 機密性の高い情報を扱うネットワークの暗号化等の対策 | □ネットワーク管理基準 □ネットワーク設計書 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は 情報システム管理者へのインタビューにより、情報の漏洩 等を防ぐため、機密性の高い情報を扱うネットワークには暗号化 等の措置が講じられているか確認がある。 | 6.1.(13)② | 9.1.2 10.1.1 | |
| (1.4) | 181 | | i) 電子メールのセキュリティ管理に関する基準 | □電子メール管理基準 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は 情報システム管理者へのインタビューにより、メールサー バのセキュリティ対策等、電子メールのセキュリティ管 理に関する基準が文書化され、正式に承認されているか確 認がある。 | 6.1.(14) | 13.2.1 13.2.3 15.1.2 | |
| | 182 ○ | | ii) 電子メール転送制限 | □電子メール管理基準 □電子メール報告書 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は 情報システム管理者へのインタビューにより、権限のない 者による外部からの電子メール転送(電子メール の中継処理)が行えないよう、電子メールサーバーの設定が 行われているか確認がある。 | 6.1.(14)① | 13.2.1 13.2.3 | |
| | 183 | | iii) メールサーバ運用の停止 | □電子メール管理基準 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は 情報システム管理者へのインタビューにより、大量のスパ ムメール等の送受信を検知した場合、電子 メールサーバの運用が停止されている。 | 6.1.(14)② | 13.2.1 13.2.3 | |
| | 184 | | iv) 電子メール送受信容量制限 | □電子メール管理基準 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は 情報システム管理者へのインタビューにより、電子メール の送受信容量の上限が設定され、上限を超える電子メー ルの送受信ができないよう設定されているか確認がある。 | 6.1.(14)③ | 13.2.1 13.2.3 | |

| 項目 | No. | 必須 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 留意事項 |
|--------------------------|---------------------|--|--|--|---|
| 6. 技術的セキュリティ管理 | (14) 電子メールのセキュリティ管理 | v) 電子メールシステム監査 ①電子メールシステム監査報告書 | □監査資料のレポートと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、職員等が使用できる電子メールボックスの容量の上限が設定され、それを超えた場合の対応が職員等に周知されているか確認する。 | 情報セキュリティガイドラインの例文番号 JISQ2700 13.2.1 13.2.3 | 関連する 情報セキュリティガイドラインの例文番号 JISQ2700 13.2.1 13.2.3 |
| 6.1. フィニシングのセキュリティ管理 | 185 | vi) 外部委託事業者の電子メールアドレス利用についての取り扱い 本部委託事業者の作業員が店内に常駐している場合、統括情報セキュリティ責任者又は電子メールアドレス利用について、委託先との間で利用方法が取り決められているか確認する。 | □電子メール管理基準 □業務委託契約書 | 監査資料のレポートと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、職員等が電子メールの送信等に向けた情報と、委託先との間で利用方法が取り決められているか確認する。 | 6.1.(14)④ 13.2.1 13.2.3 15.1.2 |
| 6.1. (14) 電子メールのセキュリティ管理 | 186 | vii) 電子メールによる情報資産無断持ち出し禁止 統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者が電子メールの送信等により情報資産を無断して外部に持ち出すことができないよう措置が講じられている。 | □電子メール管理基準 | 監査資料のレポートと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、職員等が電子メールの送信等に向けた情報と、無断で持ち出しができないよう措置が講じられているか確認する。 | 6.1.(14)⑤ 13.2.1 13.2.3 |
| 6.1. (15) 電子メールの利用制限 | 187 | i) 電子メールの利用に関する基準 統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者が定めた電子メールの送信等により情報資産を無断して外部に持ち出すことができないよう措置が講じられている。 | □電子メール利用基準 | 監査資料のレポートと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、職員等が電子メールの送信等に向けた情報と、無断で持ち出しができないよう措置が講じられているか確認する。 | 6.1.(15)⑥ 13.2.1 13.2.3 |
| 6.1. (15) 電子メールの利用制限 | 188 | ii) 電子メール転送禁止 電子メールの自動転送機能を用いた転送は行われていない。 | □電子メール利用基準 □電子メール送受信口 | 監査資料のレポートと情報システム管理者及び職員等へのインタビューにより、不正な情報の持ち出しが防止する観点から、自動転送機能を用いて電子メールを転送していないか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確認する。 | 6.1.(15)⑦ 13.2.1 13.2.3 |
| 6.1. (15) 電子メールの利用制限 | 189 | iii) 電子メールの業務外利用の禁止 業務以外の目的で電子メールを利用していない。 | □電子メール利用基準 □電子メール送受信口 | 監査資料のレポートと情報システム管理者及び職員等へのインタビューにより、複数人に電子メールを送信する場合、必要がある場合は、他の送信先の電子メールアドレスが分かれないようにして送信されている。 | 6.1.(15)⑧ 13.2.1 13.2.3 |
| 6.1. (15) 電子メールの利用制限 | 190 | iv) 電子メール送信先顯示の禁止 職員等が複数人へ電子メールを送信する場合、必要がある場合は、他の送信先の電子メールアドレスが分かれないようにして送信されている。 | □電子メール利用基準 □電子メール送受信口 | 監査資料のレポートと情報システム管理者及び職員等へのインタビューにより、複数人に電子メールを送信する場合、BCCに送信先を入力するなど、他の送信先の電子メールアドレスが分かれないようにして送信されているか確認する。 | 6.1.(15)⑨ 13.2.1 13.2.3 |
| 6.1. (15) 電子メールの利用制限 | 191 | | | | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | *情報セキュリティポリシーの例 文の番号 | 関連する ISO27002 規範番号 | 留意事項 |
|------------------------------|--------------|----------------------------------|--|---|-----------|-------------------------|----------------------------|---|
| 6.1. 電子メールのセキュリティ及びネットワークの管理 | 6.1.(14) 185 | v) 電子メールボックス容量制限 | □電子メール管理基準 □職員等への周知記録 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインダビューエに(以下、職員等が使用できる電子メールボックスの容量の上限が設定され、それを超えた場合の対応が職員等に周知されているか)確認。 | 6.1.(14)④ | 13.2.1 13.2.3 | 13.2.1 13.2.3 15.1.2 | |
| (15) 電子メールの利用制限 | 186 | vi) 外部委託事業者の電子メールアドレス利用についての取り決め | □電子メール管理基準 □業務委託契約書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインダビューエに(以下、委託事業者の作業員の電子メールアドレス利用について、委託先との間で利用方法が取り決められているか)確認。 | 6.1.(14)⑤ | 13.2.1 13.2.3 | 13.2.1 13.2.3 15.1.2 | |
| | 187 | vii) 電子メールによる情報資産無断持ち出し禁止 | □電子メール管理基準 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインダビューエに(以下、職員等が電子メールの送信等により情報資産を無断で外部に持ち出すことができないように、ファイルなどソフトウェア等の利用によって添付ファイルを艦規する等、システム上において措置が講じられているか)確認。 | 6.1.(14)⑥ | 13.2.1 13.2.3 | 13.2.1 13.2.3 | |
| | 188 | i) 電子メールの利用に関する基準 | □電子メール利用基準 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインダビューエに(以下、電子メールによる基準が文書化され、正式に承認されているか)確認。 | 6.1.(15) | 13.2.1 13.2.3 | 13.2.1 13.2.3 | *宛先メールアドレスのTOに限らず、CC、BCCにも留意しているか確認する必要がある。 |
| | 189 | ii) 電子メール転送禁止 | □電子メール自動転送機能を用いた転送は電子メールの自動転送機能を用いた転送は行われていない。 | 監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインダビューエにより、不正な情報の持ち出しを防止する観点から、自動転送機能を用いた転送は行わないか確認。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確認。 | 6.1.(15)① | 13.2.1 13.2.3 | 13.2.1 13.2.3 | |
| | 190 | iii) 電子メールの業務外利用の禁止 | □電子メール利用基準 □電子メール送受信ログ | 監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインダビューエにより、業務上必要なない送信先に電子郵件を送信していないか確認。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確認。 | 6.1.(15)② | 13.2.1 13.2.3 | 13.2.1 13.2.3 | |
| | 191 | iv) 電子メール送信先開示の禁止 | □電子メール利用基準 □電子メール送受信ログ | 監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインダビューエにより、複数人に電子メールを送信する場合、必要がある場合は送信先を入力するなど、他の送信先の電子メールアドレスが分かれないと想定しているが確認。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確認。 | 6.1.(15)③ | 13.2.1 13.2.3 | 13.2.1 13.2.3 | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーの例 文の番号 | 関連する規格 JISQ27002 番号 | 留意事項 |
|-------------------------|-----------|-----|---|----------------------------------|--|------------------------|--------------------------------------|------|
| 6. 技術的のセキュリティ電子メールの利用制限 | 6.1. (15) | 192 | v) 電子メール誤送信の報告 職員等が重要な電子メールを誤送信した場合、情報セキュリティ管理者に報告されいる。 | □電子メール利用基準 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインダビューより、重要な電子メールを誤送信した場合、情報セキュリティ管理者に報告されているか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。 | 6.1.(15)④ | 13.2.1 13.2.3 16.1.1 | |
| (16) 電子署名・暗号化 | 193 ○ | | v) フリーメール、ネットワークストレージ サービス等の使用禁止 ウェブで利用できる電子メール、ネットワークストレージサービス等は使用されていない。 | □電子メール利用基準 □電子メール送受信ログ | 監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインダビューより、外部門への不正な情報の持ち出しうークストレージサービス等が使用されていないか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。 | 6.1.(15)⑤ | 13.2.1 13.2.3 | |
| (17) 無許可ソフトウェアの導入等の禁止 | 194 | | i) 電子署名・暗号化等に関する基準 CISOによって、外部に送るデータの電子署名・暗号化等に關わる基準が定められ、文書化されている。 | □電子メール利用基準 □電子署名・暗号化又はパスワード設定 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインダビューより、外部に送るデータの機密性又は完全性を確保することが必要な場合、CISOが定めた電子署名・暗号化又はパスワード設定の方法を使用して送信されているか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。 | 6.1.(16)① | 10.1.1 10.1.2 13.2.1 13.2.3 | |
| | 195 | | ii) 電子署名、暗号化又はパスワード設定 外部に送るデータの機密性又は完全性を確保することが必要な場合、CISOが定めた電子署名・暗号化又はパスワード設定の方法を使用して送信されている。 | □電子メール利用基準 | 監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインダビューより、外部門に送るデータの機密性又は完全性を確保することが必要な場合、CISOが定めた電子署名・暗号化又はパスワード設定の方法を使用して送信されているか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。 | 6.1.(16)① | 10.1.1 10.1.2 13.2.1 13.2.3 | |
| | 196 | | iii) 暗号化方法及び暗号鍵管理 外部に送るデータを暗号化する場合、CISOが定める方法により暗号化され、暗号鍵が管理されている。 | □電子メール利用基準 | 監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインダビューより、外部門に送るデータを暗号化する場合、CISOが定める方法により暗号化され、暗号鍵が管理されているか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。 | 6.1.(16)② | 10.1.1 10.1.2 13.2.1 13.2.3 | |
| | 197 | | i) ソフトウェア導入基準及び手続 統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者によつて、ソフトウェアの導入に關わる基準及び手続が定められ、文書化されている。 | □ソフトウェア導入基準 □手続 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインダビューより、ソフトウェアの導入に關わる基準及び手続が文書化され、正式に承認されているか確認する。 | 6.1.(17) | 12.2.1 | |
| | 198 ○ | | ii) ソフトウェアの無断導入の禁止 パソコンやモバイル端末に無断でソフトウェアが導入されていない。 | □ソフトウェア導入基準 □手続 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインダビューやモバイル端末に許可なくソフトウェアが導入されないか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。 | 6.1.(17)① | 12.2.1 | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシー及び基準 | 情報セキュリティポリシー及び基準 | 留意事項 |
|------------------------------|-------|--|-------------------------------------|--|-----------|------------------|--|------------------|
| 6.1. (17) ネットワークの導入・運用・保守の許可 | 199 ○ | 用)ソフトウェア導入の申請及び評議上必要なソフトウェアがある場合、システム管理者及び組織内情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者の許可を得て、ソフトウェアが導入される。 | □ソフトウェア導入基準 /手続 □ソフトウェア導入申請書/承認書 | 監査資料のレポートにより、業務上必要となる職員等へのインダビューや、業務上必要ない職員等がある場合、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者の許可を得て、ソフトウェアが導入されているか確認める。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。 | 6.1.(17)② | 12.2.1 | 関連するJSQ2700番号2の番号 | 情報セキュリティポリシー及び基準 |
| 6.1. (17) ネットワークの導入・運用・保守の許可 | 200 ○ | IV 不正コピー・ソフトウェアの利用禁止 不正にコピーされたソフトウェアは利用されていません。 | □ソフトウェア導入基準 /手続 | 監査資料のレポートにより、不正にコピーされたソフトウェアが利用されていないか確認める。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。 | 6.1.(17)③ | 12.2.1 18.1.2 | ・不正コピーはライセンス違反や著作権法違反であることを認識させる必要がある。 | 情報セキュリティポリシー及び基準 |
| (18) 機器構成の変更に関する基準 | 201 ○ | I 機器構成の変更及び手続 構成の変更の制限 | □端末構成変更基準/手続 | 監査資料のレポートにより、業務上必要な機器管理者がパソコンやモバイル端末に対する機器構成を変更する場合の基準及び手続が文書化され、正式に承認されているか確認める。 | 6.1.(18) | 12.1.2 | 監査資料のレポートにより、業務上必要な機器管理者がパソコンやモバイル端末に対する機器構成を変更する場合の基準及び手續が文書化され、正式に承認されているか確認める。 | 情報セキュリティポリシー及び基準 |
| (18) 機器構成の変更及び手続 | 202 ○ | II 機器の改造及び増設・交換の禁止 ハードウェアの機器構成の変更、文書きされている。 | □端末構成変更基準/手続 | 監査資料のレポートにより、業務上必要な機器管理者がパソコンやモバイル端末に対し機器の改造及び増設・交換が実施され、文書きされている。 | 6.1.(18)① | 12.1.2 | 監査資料のレポートにより、業務上必要な機器管理者がパソコンやモバイル端末に対し機器の改造及び増設・交換が行われていないか確認める。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。 | 情報セキュリティポリシー及び基準 |
| 6.1. (17) ネットワークの導入・運用・保守の許可 | 203 ○ | III 機器の改造及び増設・交換の申請及び手続 業務上パソコンやモバイル端末に対し機器の改造及び増設・交換の必要がある場合、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者の許可を得て行わされている。 | □端末構成変更基準/手続 □端末構成変更申請書/承認書 | 監査資料のレポートにより、業務上必要な機器管理者がパソコンやモバイル端末に対する機器構成の変換の必要がある場合、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者の許可を得て行われているか確認める。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。 | 6.1.(18)② | 12.1.2 | 監査資料のレポートにより、業務上必要な機器管理者がパソコンやモバイル端末に対する機器構成の変換の必要がある場合、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者の許可を得て行われているか確認める。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。 | 情報セキュリティポリシー及び基準 |
| (19) 無許可でのネットワーク接続の禁止 | 204 ○ | I)ネットワーク接続の禁止 ネットワークに接続されていない。 | □ネットワーク利用基準 | 監査資料のレポートにより、情報システム管理者及び職員等へのインダビューや、業務上ノンコンタクトによる機器の改造及び増設・交換の必要がある場合、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者の許可を得て行われる接続が行われていない。 | 6.1.(19) | 13.1.1 | 監査資料のレポートにより、情報システム管理者及び職員等へのインダビューや、業務上ノンコンタクトによる機器の改造及び増設・交換の必要がある場合、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者の許可を得て行われる接続が行われていないか確認める。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。 | 情報セキュリティポリシー及び基準 |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーの例 文の番号 | 関連する規格 番号 | 留意事項 |
|--|----------|----|-------------------------|--|--|------------------------|------------------|--|
| 6.1. テクニカルセキュリティのコンピュータ及びネットワークの導入等の禁止 | 197 (17) | ○ | iii)ソフトウェア導入の申請及び許可 | □ソフトウェア導入基準/手続 □ソフトウェア導入申請書/承認書 | 監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインタビューにより、業務上必要なソフトウェアがある場合、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者の許可を得て、ソフトウェアが導入されているか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。 | 6.1.(17) | 12.2.1 | |
| 6.1. テクニカルセキュリティのコンピュータ及びネットワークの導入等の禁止 | 199 | ○ | iv)不正コピー・ソフトウェアの利用禁止 | □ソフトウェア導入基準/手続 □不正にコピーされたソフトウェアは利用されていない。 | 監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインタビューにより、不正にコピーされたソフトウェアが利用されていないか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。 | 6.1.(17) | 12.2.1 18.1.2 | ・不正コピーはライセンス違反や著作権法違反であることを認識させる必要がある。 |
| (18) 機器構成の変更の制限 | 200 | ○ | i)機器構成変更基準及び手続 | □端末構成変更基準/手続 | 監査資料のレビューと情報システム管理者又は情報システム管理者へのインタビューにより、職員等がパソコンやモバイル端末に対し機器の構成を変更する場合の基礎及び手続が文書化され、正式に承認されているか確認する。 | 6.1.(18) | 12.1.2 | |
| 6.1. テクニカルセキュリティのコンピュータ及びネットワークの導入等の禁止 | 201 | | ii)機器の改造及び建設・交換の禁止 | □端末構成変更基準/手続 □パソコンやモバイル端末に対する機器の改造及び建設、交換が無断で行われていない。 | 監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインタビューにより、パソコンやモバイル端末に対して機器の改造及び建設、交換が行われていないか、許可なく機器の改造及び増設、交換が行われていないか、許可が必要か確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。 | 6.1.(18) | 12.1.2 | |
| 6.1. テクニカルセキュリティのコンピュータ及びネットワークの導入等の禁止 | 202 | | iii)機器の改造及び建設・交換の申請及び許可 | □端末構成変更基準/手続 □端末構成変更申請書/承認書 | 監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインタビューにより、業務上パソコンやモバイル端末に対する機器の改造及び建設、交換の必要がある場合、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者の許可を得て行われているか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。 | 6.1.(18) | 12.1.2 | |
| 6.1. テクニカルセキュリティのコンピュータ及びネットワークの導入等の禁止 | 203 | ○ | iv)ネットワーク接続の禁止 | □ネットワーク接続の禁止 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者及び職員等へのインタビュー、執務室及び管理区域の視察により、統括情報セキュリティ責任者の許可なく、職員等や外部委託事業者がパソコンやモバイル端末をネットワークに接続していないか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。 | 6.1.(19) | 13.1.1 | |
| 6.1. テクニカルセキュリティのコンピュータ及びネットワークの導入等の禁止 | 204 | ○ | v)無許可でのネットワーク接続の禁止 | □ネットワーク利用基準 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者及び職員等へのインタビューにより、統括情報セキュリティ責任者の許可なく、パソコンやモバイル端末がネットワークに接続されない。 | | | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティガイドラインの例文の番号 | 関連するJISQ27002番号 | 留意事項 |
|-----------------------------|-----|----|-------------------------|---------------------|--|----------------------|------------------|------|
| 6.1. (20) 業務以外の目的でのウェブ閲覧の禁止 | 205 | ○ | i) 業務以外の目的でのウェブ閲覧 | □ネットワーク利用基準 | 監査資料のレビューと情報セキュリティガイドラインの例文 職員等へのハンドブックにより、業務以外の目的でウェブが閲覧されないか確認される。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。 | 6.1.(20)① | 9.1.2 | |
| 6.1. (20) 業務以外の目的でのウェブ閲覧の禁止 | 206 | ○ | ii) 業務以外の目的でのウェブ閲覧 | □ネットワーク利用基準 □通知書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ管理者へのハンドブックにより、職員等が明示的に業務以外の目的でウェブを閲覧していることが発見された場合、情報セキュリティ管理者に通知され、適切な措置が求められ、対応されているか確認する。 | 6.1.(20)② | 16.1.2 16.1.7 | |
| 6.1. (20) Web会議サービスの利用時 | 207 | ○ | i) Web会議の利用手順 | □Web会議利用手順書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者及び職員等へのハンドブックにより、Web会議の利用手順が定められ、文書化されていることを確かめる。 | 6.1.(21)① | — | |
| 6.1. (20) Web会議サービスの利用時 | 208 | ○ | ii) Web会議セキュリティ対策の実施 | □Web会議利用手順書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者及び職員等へのハンドブックにより、Web会議の参加者や取り扱う情報に応じたセキュリティ対策が実施されていることを確かめる。 | 6.1.(21)② | — | |
| 6.1. (20) Web会議サービスの利用時 | 209 | ○ | iii) Web会議に無関係の者を参加させない | □Web会議利用手順書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者及び職員等へのハンドブックにより、Web会議の利用手順に従ってWeb会議に無関係の者が参加できないように対策が実施されている。 | 6.1.(21)③ | — | |
| 6.1. (20) Web会議への招待 | 210 | | iv) 外部からのWeb会議への招待 | □Web会議利用手順書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者及び職員等へのハンドブックにより、職員等が外部からWeb会議に招待された場合の利用手順が定められていることを確かめる。 | 6.1.(21)④ | — | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティガーディアンの例 文の番号 | 関連する規格 JISQ27002 番号 | 留意事項 |
|-----------------------------------|-----------|----|--------------------------|--|--|--------------------------|--|--|
| 6. 技術的情的セキュリティの目的で業務以外の目的でウェブ閲覧禁止 | 6.1. (20) | ○ | i) 業務以外の目的でのウェブ閲覧禁止 | □ネットワーク利用基準 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は職員等へのインダビューより、業務以外の目的でウェブが閲覧されないか確認する、必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確認する。 | 6.1.(20)① | 9.1.2 | |
| 6.2. アクセス制御 | 205 | ○ | ii) 業務以外の目的でのウェブ閲覧禁止時の対応 | □ネットワーク利用基準 □通知書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ管理者へのインダビューより、業務以外の目的でウェブを閲覧していることなどが発見された場合、情報セキュリティ管理者に通知され、適切な措置が求められ、対応されているか確認する。 | 6.1.(20)② | 16.1.2 16.1.7 | |
| (1) アクセス制御 (ア) アクセス制御 | 206 | ○ | iii) ウェブ閲覧実現 | □ネットワーク利用基準 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ管理者へのインダビューより、職員等が明らかに業務以外の目的でウェブが閲覧していることが発見された場合、情報セキュリティ管理者に通知され、適切な措置が求められ、対応されているか確認する。 | 6.1.(20)② | 16.1.2 16.1.7 | |
| 6.2. アクセス制御 | 207 | ○ | iv) アクセス制御に関する方針及び基準 | □アクセス制御方針 □アクセス管理基準 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインダビューより、所管するネットワーク又は情報システムの重要度に応じたアクセス制御方針や、業務上の必要性や権限に応じた許可範囲等のアクセス管理制度が文書化され、正式に承認されているか確認する。 | 6.2.(1)① | 9.1.1 9.2.1 9.2.2 9.2.3 9.2.4 9.2.5 | ・開発、運用等を外部委託しており、重要な情報資産へのアクセスを許可している場合は、アクセス管理制度方針やアクセス管理制度等で外部委託に開示するアクセス制御の事項が記述されていることが望ましい。 |
| (1) アクセス制御 (ア) アクセス制御 | 208 | ○ | v) 利用者IDの取扱い | □利用者ID登録・変更・抹消申請書 □利用者ID登録・変更・抹消等の取扱い | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインダビューより、利用者ID登録、変更、抹消等の取扱いが文書化され、正式に承認されているか確認する。 | 6.2.(1)② (ア) | 9.2.1 9.2.2 | |
| 6.2. アクセス制御 | 209 | ○ | vi) 利用者IDの登録・権限変更の申請 | □利用者ID登録・変更・抹消申請書 □利用者ID登録・変更・抹消等の取扱い | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者及び職員等へのインダビューより、ネットワーク又は情報システムにアクセスする業務上の必要あるいは権限変更が生じた場合、当該職員等によつて、利用者IDの登録、権限変更を申請しているか確認する。 | 6.2.(1)② (ア) | 9.2.1 9.2.2 | ・直ご利用者IDの登録及び変更の手続の有無を確認するのではなく、承認者の妥当性などを確認することがが望ましい。 |
| 6.2. アクセス制御 | 210 | ○ | vii) 利用者IDの抹消申請 | □利用者ID登録・変更・抹消申請書 □利用者ID登録・変更・抹消等の取扱い | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者及び職員等へのインダビューより、ネットワーク又は情報システムにアクセスする業務上の必要がなくなった場合、当該職員等によって、利用者IDの抹消を申請しているか確認する。 | 6.2.(1)② (ア) | 9.2.1 9.2.2 | ・直ご利用者IDの抹消の手続の有無を確認するのではなく、承認者の妥当性などを確認することがが望ましい。 |

| 項目 | No. | 必須 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインダビューや、職員等が自組織が管理するアカウントでソーシャルメディアサービスを利用する場合の情報セキュリティ対策に関する事項を記載した運用手順が定められている。 | 情報セキュリティポリシーと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインダビューや、職員等が自組織が管理するアカウントでソーシャルメディアサービスを利用する場合の情報セキュリティ対策に関する事項を記載した運用手順が定められている。 | 関連するJISQ27002番号 | 留意事項 |
|---------------------|--|---|---|---|--|--|-----------------|------|
| 6. 技術的セキュリティサービスの利用 | (22) | ①ソーシャルメディアサービスの利用による情報漏洩の対策として、本市がソーシャルメディアサービスを用いる場合の情報セキュリティ対策のため、アカウント登録時にアカウント名やパスワードや認証のためのコード等の認証情報を記載した運用手順が定められている。 | □ソーシャルメディアサービス運用手順書 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインダビューや、職員等が自組織が管理するアカウントでソーシャルメディアサービスを利用する場合の情報セキュリティ対策に関する事項を含めたソーシャルメディアサービス運用手順が定められていないことを見つかること。 | ・当該アカウントによる情報漏洩が、実際の当該アカウントのものであることを明らかにするために、自組織の自己管理Webサイトに、当該情報漏洩を掲載して参照可能なアカウントの運用組織を明示する等の方法であります。対策を実施する。 ・ハッシュドや認証のためのコード等の認証情報及びこれを記載した媒体(ICカード等)等を適正に管理するなどの方法で、不正アクセス対策を実施する。 | 6.1(2)① | — | |
| 211 ○ | ②情報性2以上の情報のソーシャルメディアサービスでの発信情報セキュリティ管理者によつて機密性2以上の情報をソーシャルメディアサービスで発信しないよう、利用手順が定められている。 | □ソーシャルメディアサービス運用手順書 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインダビューや、職員等が自組織が管理するアカウントでソーシャルメディアサービスを利用する場合、以下の情報セキュリティ対策が定められていることを確認がある。 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインダビューや、職員等が自組織が管理するアカウントでソーシャルメディアサービスを利用する場合の情報セキュリティ対策を実施する場合、以下の情報セキュリティ対策が定められていることを確認ある。 | 6.1(2)② | — | | |
| 212 ○ | ③利用するソーシャルメディアサービスごとに責任者を定める | □ソーシャルメディアサービス運用手順書 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインダビューや、利用するソーシャルメディアサービスごとに責任者が定められている。 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインダビューや、利用するソーシャルメディアサービスごとに責任者が定められていることを確認ある。 | 6.1(2)③ | — | | |
| 213 ○ | ④アカウント奪取に対する措置などに対する措置 | □ソーシャルメディアサービス運用手順書 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインダビューや、なりすましや不正アクセスを確認した場合の対応と手順が定められていることを確認ある。 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインダビューや、なりすましや不正アクセスを確認した場合の対応と手順が定められていることを確認ある。 | 6.1(2)④ | — | | |
| 214 ○ | ⑤可用性2の情報の提供時の措置 | □ソーシャルメディアサービス運用手順書 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインダビューや、ソーシャルメディアサービスで提供する可用性2の情報が掲載され参照可能となっている。 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインダビューや、ソーシャルメディアサービスの情報セキュリティ管理者Webサイトの情報を確認することにより、ソーシャルメディアサービスで提供する可用性2の情報が掲載され参照可能となっている。 | 6.1(2)⑤ | — | | |
| 215 ○ | ⑥可用性2の情報の提供時にソーシャルメディアサービスの情報の提供にソーシャルメディアサービスで用いる場合は、本市の自己管理Webサイトに当該情報が掲載して参照可能となっている。 | □ソーシャルメディアサービス運用手順書 | | | | | | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーが関連する文書番号 | 留意事項 |
|--------------|---|----|--|--------------------------------------|--|-----------------------|----------------|
| 6. 技術的セキュリティ | 6.2. (1) アクセス制御 | ○ | IV) 利用者IDの点検 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によつて、利用されていないIDが放置されないか点検されている。 | □利用者ID欄自記録 □利用者ID管理台帳 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのイン・タピューターにより、人事管理部門と連携し、利用者IDを定期的に更新して、必要のない利用者が登録されてないか、過剰なアクセス権限を付与していないかなどを定期的に点検しているか確認する。 | JSQ27002 6.2.1(2) | 9.2.5 |
| 6. 技術的セキュリティ | 6.2. (1) アクセス制御 211 ○ IDの取扱い、 特権を付与されたIDの管理等 | ○ | I) 特権IDの取扱に關わる手帳 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によつて、管理者権限等の特権を付与されたIDの取扱に關わる手続が定められ、文書化されている。 | □特権ID取扱手続 □特権ID認可申請書 □特権ID管理台帳 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのイン・タピューターにより、管理者権限等の特権を付与されたIDの取扱に關わる手続が文書化され、正式に承認されているか確認する。 | 6.2.1(3) (ア) | 9.2.2 9.2.3 |
| 6. 技術的セキュリティ | 6.2. (1) アクセス制御 212 ○ IDの取扱い、 特権を付与されたIDの管理等 | ○ | II) 特権ID及びパスワードの管理 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によつて、特権IDを付与する者が必ず最小限に制限され、当該ID及びパスワードが厳重に管理されている。 | □特権ID取扱手続 □特権ID管理台帳 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのイン・タピューターにより、必要以上に特権IDを付与していないか、当該ID及びパスワードが厳重に管理されているか確認する。 | 6.2.1(3) (ア) | 9.2.2 9.2.3 |
| 6. 技術的セキュリティ | 6.2. (1) アクセス制御 213 ○ IDの取扱い、 特権を付与されたIDの管理等 | ○ | III) 特権代行者の指名 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によつて、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者の特権を代行する者が指名され、CISOに承認されている。 | □特権代行者承認書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのイン・タピューターにより、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者の特権を代行する者が指名され、CISOに承認されているか確認する。 | 6.2.1(3) (イ) | 9.2.2 9.2.3 |
| 6. 技術的セキュリティ | 6.2. (1) アクセス制御 214 ○ IDの取扱い、 特権を付与されたIDの管理等 | ○ | IV) 特権代行者の通知 CISOによつて、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者の特権代行者が遠ややくに關係者、統括情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ管理者、情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ管理者に通知されている。 | □特権代行者通知書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのイン・タピューターにより、CISOによつて統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者の特権代行者が遠ややくに關係者、統括情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ管理者に通知されているか確認する。 | 6.2.1(3) (ウ) | 9.2.2 9.2.3 |
| 6. 技術的セキュリティ | 6.2. (1) アクセス制御 215 ○ IDの取扱い、 特権を付与されたIDの管理等 | ○ | V) 特権IDの外部委託事業者による管理の禁止 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によつて、特権ID及びパスワードの変更を行わせていなか、確かめる。 | □特権ID取扱手続 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのイン・タピューターにより、外部委託事業者に特権ID及びパスワードの変更を行わせていなか、確かめる。 | 6.2.1(3) (エ) | 9.2.2 9.2.3 |
| 6. 技術的セキュリティ | 6.2. (1) アクセス制御 216 ○ IDの取扱い、 特権を付与されたIDの管理等 | ○ | VI) 特権IDの外部委託事業者による管理の禁止 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によつて、特権ID及びパスワードの変更を行わせていなか、確かめる。 | □特権ID取扱手続 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのイン・タピューターにより、外部委託事業者に特権ID及びパスワードの変更を行わせていなか、確かめる。 | 6.2.1(3) (エ) | 9.2.2 9.2.3 |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーへの例文 | 情報セキュリティポリシーの番号 | 関連するJISQ2700番号 | 留意事項 |
|-----------------|------------|-----------------|---|--|--|---|---|--|---|
| 6.2. (1) アクセス制御 | 216 207 | ○ | I) アクセス制御に關わる方針及び基準 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューや、所管するネットワーク又は情報システムの重要性や権限に応じたアクセス制御方針や、業務基準が文書化され、正式に承認されているかある。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者への登録、変更、抹消等の取扱いに関する手続が文書化され、正式に承認されているかある。 | □利用者ID登録・変更・抹消申請書 □利用者ID登録・変更・抹消申請書 □利用者ID登録・変更・抹消申請書 | 6.2.(1)① (ア) 9.1.1 9.2.1 9.2.2 9.2.3 9.2.4 9.2.5 | 9.1.1 9.2.1 9.2.2 9.2.3 9.2.4 9.2.5 | 開発、運用等を 委託 しており、重要な情報資産へのアクセスを許可している場合は、アクセス制御方針やアクセス管理制度等に 委託 するアカセス制御の事項が記述されている。 |
| (1) アクセス制御 | 217 208 | ○ | II) 利用者IDの取扱に關わる手続 | 業務上においてネットワーク又は情報システムにアセスする必要がある時は変更が生じた場合、当該職員等によって、統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者に当該利用者IDを登録又は権限を変更するよう申請されていている。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者への登録、変更、抹消等の取扱いに関する手續が文書化され、正式に承認されているかある。 | □利用者ID登録・変更・抹消申請書 □利用者ID登録・変更・抹消申請書 □利用者ID登録・変更・抹消申請書 | 6.2.(1)② (ア) 9.2.1 9.2.2 | 9.2.1 9.2.2 | 単に利用者IDの登録及び変更の手続の有無を確認するのではなく、承認者の妥当性などを確認することが望ましい。 |
| 218 209 | ○ | III) 利用者IDの抹消申請 | 業務上においてネットワーク又は情報システムにアセスする必要がない場合は、当該職員等について、統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者に当該利用者IDを抹消するよう申請されている。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者及び職員等への登録、変更、抹消等の取扱いによる、ネットワーク又は情報システムにアセスする業務上の必要がなくなった場合、当該職員等について、利用者IDの抹消を申請しているかある。 | □利用者ID登録・変更・抹消申請書 □利用者ID登録・変更・抹消申請書 □利用者ID登録・変更・抹消申請書 | 6.2.(1)② (イ) 9.2.1 9.2.2 | 9.2.1 9.2.2 | 単に利用者IDの抹消の手続の有無を確認するのではなく、承認者の妥当性などを確認することが望ましい。 | |
| 219 210 | ○ | IV) 利用者IDの点検 | 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によつて、利用されないIDが放置されないか点検されている。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者への登録により、人事管理部門と連携、利用者IDを定期的に点検して、必要なIDが登録されてないか、過剰なアクセス権限を付与しているか確認する。 | □利用者ID棚卸記録 □利用者ID登録・変更・抹消申請書 □利用者ID登録・変更・抹消申請書 | 6.2.(1)② (ウ) 9.2.5 | 9.2.5 | 単に利用者IDの抹消の手続の有無を確認するのではなく、承認者の妥当性などを確認することが望ましい。 | |
| 220 211 | ○ | | | | | | | | |

| 項目 | No. | 必須 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 留意事項 |
|----------------|---------------------|--|--|---|------------------------------------|
| 6. 技術アセスメントの実施 | 6.2.1 221 242 | I)特権IDの取得に關わる手続 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によって、管理者権限等の特権を付与されたIDの取扱いに關わる手續が文書化されている。 | □特権ID取扱手続 □特権ID認可申請書 □特権ID管理台帳 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインシピューにより、管理者権限等の特権を付与されたIDの取扱いに關わる手續が文書化され、正式に承認されているか確認する。 | 情報セキュリティガーディアンの例文番号 JISQ2700の番号 |
| | 6.2.2 222 243 | II)特権ID及びパスワードの管理 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によって、特権IDを付与する者が最も小限に制限され、当該ID及びパスワードが厳重に管理されている。 | □特権ID取扱手続 □特権ID管理台帳 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインシピューにより、必要以上に特権IDを付与しないか、当該ID及びパスワードが厳重に管理されているか確認する。 | 6.2.1(3) (ア) 9.2.2 9.2.3 |
| | 6.2.3 223 244 | III)特権代行者の指名 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によって、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者の特権を代行する者が指名され、CISOに承認されている。 | □特権代行者承認書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインシピューにより、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者の特権を代行する者が指名され、CISOに承認されているか確認する。 | 6.2.1(3) (ア) 9.2.2 9.2.3 |
| | 6.2.4 224 245 | IV)特権代行者の通知 CISOによって、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者の特権代行者の選抜や、統括情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者による通知が行われている。 | □特権代行者通知書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインシピューにより、CISOによって、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者の特権代行者が関係者者として統括情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者による通知が行われているか確認する。 | 6.2.1(3) (ア) 9.2.2 9.2.3 |
| | 6.2.5 225 246 | V)特権IDの外部委託事業者による管理の禁止 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によって、特権IDが付与されたID及びパスワードの変更を外部委託事業者に行なわせていまい。 | □特権ID取扱手続 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインシピューにより、外部委託事業者に特権ID及びパスワードの変更を行わせていないか確認する。 | 6.2.1(3) (エ) 9.2.2 9.2.3 |
| | 6.2.6 226 247 | VI)特権ID及びパスワードのセキュリティ機能強化 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によって、特権IDのパワード変更やパスワードのセキュリティ機能が強化されている。 | □ネットワーク設計計画書 □システム設計書 □特権ID取扱手続 □特権ID・パスワード変更記録 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインシピューにより、特権ID及びパスワードが頻繁かつ定期的に変更する機会が組み込まれていないか確認する。 | 6.2.1(3) (オ) 9.2.2 9.2.3 |
| | 6.2.7 227 248 | VII)特権IDの監査 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によって、特権IDは初期値以外のものに変更されているか確認する。 | □特権ID取扱手続 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインシピューにより、特権IDが初期値以外のものに変更されているか確認する。 | 6.2.1(3) (カ) 9.2.2 9.2.3 |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティガーディアンの例 文の番号 | 関連する JISQ27002 番号 | 留意事項 |
|--------------|----------|----|---------------------------------|--|--|--------------------------|-------------------------|---|
| 6. 技術的セキュリティ | 6.2. (1) | ○ | vi) 特権ID及びパスワードのセキュリティ強化 | □ネットワーク設計書 □システム設計書 □特権ID取扱手続 □特権ID・パスワード変更記録 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにて、特権ID及びパスワードについて、利用者のIDのハッシュド化も頻繁かつ定期的に変更する機能や、入力回数を制限する機能が組み込まれているか確認している。 | 6.2.1③ 9.2.3 | 6.2.2 9.2.3 | |
| 6. 技術的セキュリティ | 217 | ○ | vii) 特権IDの変更 | □特権ID取扱手続 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにて、特権IDを利用する際は、IDを初期値以外のものに変更しているか確かめる。 | 6.2.1③ (カ) | 9.2.2 9.2.3 | |
| 6. 技術的セキュリティ | 218 | ○ | viii) 特権IDの変更 | □リモートアクセス方針 □リモート接続手続 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、外部からのアクセスに関する方針及び手続が文書され、正式に承認されているか確かめる。 | 6.2.1 9.1.2 10.1.1 | 6.2.1 9.2.1 | |
| (2) | 219 | ○ | i) 外部からのアクセスに關わる方針及び手続 | □リモートアクセス方針 □リモート接続手続 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、外部からのアクセスに関する方針及び手続が文書され、正式に承認されているか確かめる。 | 6.2.1 9.1.2 10.1.1 | 6.2.1 9.2.1 | |
| 6. 技術的セキュリティ | 220 | ○ | ii) 外部からのアクセスの申請及び許可 | □リモート接続許可申請書 /許可書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにて、職員等が外部から行内ネットワークに接続する必要のある場合、範囲を情報セキュリティ責任者及び当該情報システムを管理する情報システム管理者の許可を得ているか確かめる。 | 6.2.1① 6.2.2② | 9.1.2 9.1.2 | ・外部からのアクセスを認めても、外部から行内ネットワークに接続する必要性などを確認することが望ましい。 |
| 6. 技術的セキュリティ | 221 | ○ | iii) 外部からのアクセス可能者の制限 | □リモート接続許可申請書 /許可書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、外部からのアクセスを許可された者が必要最小限に限定されている。 | 6.2.1② 6.2.2② | 9.1.2 9.1.2 | |
| 6. 技術的セキュリティ | 222 | ○ | iv) 外部からのアクセス時の本人確認機能 | □ネットワーク設計書 □システム設計書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、外部からのアクセスを認める場合、本人確認機能が設けられているか確かめる。 | 6.2.1③ | 9.1.2 | |
| 6. 技術的セキュリティ | 223 | | v) 外部からのアクセス時の暗号化等 | □ネットワーク設計書 □システム設計書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、外部からのアクセスを認める場合、通信途上の盗聴等による情報漏えいを防衛するために通信データの暗号化等が行われているか確かめる。 | 6.2.1④ | 10.1.1 | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 留意事項 |
|------------------------------------|----------------|------------------------|---|---|----------------------------|---|
| 6. (2) 技術的セキュリティによる外部からのアクセスに対する制限 | 228 ○ 219 ○ | Ⅰ) 外部からのアクセスに關わる方針及び手帳 | 監査資料のレビュート統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、外部からのアクセスに関する方針及び手帳が文書され、正式に承認されているが確認される。 | 監査資料のレビュート統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、外部からのアクセスに関する方針及び手帳が文書され、正式に承認されているが確認される。 | 6.2.(2) 9.1.1 10.1.1 | ・情報セキュリティポリシー文書の登録番号 JSQ2700 2番号 の番号 |
| 6. (2) 技術的セキュリティによる外部からのアクセスに対する制限 | 229 ○ 220 ○ | Ⅱ) 外部からのアクセスの申請及び許可 | 監査資料のレビュート統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、職員等が外部からのワーク環境に接続する必要のある場合、統括情報セキュリティ責任者及び当該情報システムを管理する情報システム管理者の許可を得ているか確認される。 | 監査資料のレビュート統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、職員等が外部からのアクセスを許可された者が必要最小限に限定されているか確認される。 | 6.2.(2)① 9.1.2 | ・外部からのアクセスを認める場合であっても、外部からの内ネットワークに接続する必要のある場合、統括情報セキュリティ責任者及び当該情報システムを管理する情報システム管理者の許可を得ているか確認される。 |
| 6. (2) 技術的セキュリティによる外部からのアクセスに対する制限 | 230 ○ 224 ○ | Ⅲ) 外部からのアクセス可能者の制限 | 監査資料のレビュート統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、当該職員等によって、統括情報セキュリティ責任者及び当該情報システムを管理する情報システム管理者の許可を得ている。 | 監査資料のレビュート統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、職員等が必要最小限に限定されているか確認される。 | 6.2.(2)② 9.1.2 | ・外部からのアクセスを許可された者が必要最小限に限定されているか確認される。 |
| 6. (2) 技術的セキュリティによる外部からのアクセスに対する制限 | 231 ○ 222 ○ | Ⅳ) 外部からのアクセス時の本人確認機能 | 監査資料のワーク設計書 □ネットワーク設計書 □システム設計書 外部からのアクセスを認めめる場合、統括情報セキュリティ責任者によつて、外部からのアクセス時の本人確認機能が設けられている。 | 監査資料のワーク設計書 □ネットワーク設計書 □システム設計書 本人確認機能が設けられているか確認される。 | 6.2.(2)③ 9.1.2 | ・外部からのアクセスを認める場合、本人確認機能が設けられているか確認される。 |
| 6. (2) 技術的セキュリティによる外部からのアクセスに対する制限 | 232 ○ 223 ○ | Ⅴ) 外部からのアクセス時の暗号化等 | 監査資料のレビュート統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、外部からのアクセスを認める場合、通信途上の盗聴等による情報漏洩を防ぐために通信データの暗号化等が行われているか確認される。 | 監査資料のワーク設計書 □ネットワーク設計書 □システム設計書 | 6.2.(2)④ 10.1.1 | ・外部からのアクセスを認める場合、通信途上の盗聴等による情報漏洩を防ぐために通信データの暗号化等が行われているか確認される。 |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティガーディアンの番号 | 関連する規格番号 | 留意事項 |
|--|-----|----|---|--|--|-------------------|------------------|--|
| 6. <small>技術的セキュリティ</small> 6.2. <small>(5)</small> 認証情報 の管理 | 229 | ○ | I) 認証情報ファイルの管理 統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者によつて、職員等の認証情報ファイルが厳重に管理されている。 | □アクセス制御方針 □アクセス管理基準 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにて、職員等のパスワードの暗号化やオペレーティングシステム等のセキュリティ強化機能が厳重に管理されているか確かめる。 | 6.2.(5)(1) | 9.4.3 | ・職員等によるパスワードの販売については、No.135～141も関連する項目であることが参考にすること。 |
| 6. <small>技術的セキュリティ</small> 6.2. <small>(6)</small> 特権による接続時間の制限 | 230 | | II) 仮パスワードの変更 統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者によつて発行された仮パスワードは、職員等によって、初回ログイン後直ちに変更されている。 | □アクセス制御方針 □アクセス管理基準 □利用者ID取扱手続 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者及び職員等へのインタビューにより、仮パスワードが遠やかに変更されるか確認がある。必要な応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。 | 6.2.(5)(2) | 9.2.4 | |
| 6.3. <small>システム開発、導入、保守等</small> | 231 | | III) 認証情報の不正利用防止 統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者によつて、職員等の認証情報の不正利用を防止するための対策が定められ、文書化されている。 | □アクセス制御方針 □アクセス管理基準 □利用者ID取扱手續 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、認証情報の不正利用を防止するための対策が行われていてか確認がある。必要な応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。 | 6.2.(5)(3) | 9.2.5 | |
| 6. <small>技術的セキュリティ</small> 6.3. <small>(1)</small> 情報システムの調達 | 232 | | I) 特権による接続時間の制限 情報システム管理者によつて、特権によるネットワーク及び情報システムへの接続時間が必要最小限に制限されている。 | □アクセス制御方針 □アクセス管理基準 □ネットワーク設計書 □システム設計書 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、特権によるネットワーク及び情報システムへの接続時間が必要最小限に制限されているか確認する。 | 6.2.(6) | 9.4.2 | ・外部ネットワークとの接続制限について、No.167～172も関連する項目であることが参考にすること。 |
| 6.3. <small>システム開発、導入、保守等</small> | 233 | ○ | I) 情報システムにおける情報セキュリティに関する基準 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によつて、情報システムの調達における情報セキュリティに關わる基準が定められ、文書化されている。 | □情報システム調達基準 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、情報システムの開発、導入、保守等の調達における情報セキュリティに関する基準が文書化され、正式に承認されているか確認する。 | 6.3.(1) | 14.1.1 14.2.7 | |
| 6.3. <small>システム開発、導入、保守等</small> | 234 | ○ | II) セキュリティ機能の明記 情報システムを調達する場合、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によつて、必要とする技術的なセキュリティ機能が調達仕様書に明記されている。 | □調達仕様書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、情報システムの開発、導入、保守等の調達にあたり、アクセストラfficやハサード設定機能、ログ取扱機能、データ暗号化等、必要とする技術的なセキュリティ機能が調達仕様書に明記されているか確認する。 | 6.3.(1)(1) | 14.1.1 14.2.7 | |
| 6.3. <small>システム開発、導入、保守等</small> | 235 | | III) セキュリティ機能の調査 機器及びソフトウェアを調達する場合、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によつて、セキュリティ機能が調査され、安全性が確認されている。 | □調達仕様書 □セキュリティ機能調査結果 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、機器及びソフトウェアの調達にあたり、セキュリティ機能が調査され、安全性が確認されているか確認する。 | 6.3.(1)(2) | 14.1.1 14.2.7 | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシー及びガイドラインの例文番号 | 関連するJSQ27002の例文番号 | 留意事項 |
|------------------------------------|----------------|----|---------------------------|---------------------------|---|---------------------------|-------------------|--|
| 6. (2) 職員等による外部からのアクセス用端末のセキュリティ確保 | 6.2.233 234 | ○ | vi) 外部からのアクセス用端末のセキュリティ確保 | □ リモート接続手続 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者は情報システム管理者へのインタビューにより、外部からのアクセスに利用するパソコン等の端末を職員等に貸与する場合、セキュリティ確保の措置が講じられているか確認する。 | 6.2.1 6.2.(2)⑤ | 6.2.1 | |
| 6. (2) 職員等による外部からのアクセス用端末のセキュリティ確保 | 234 235 | ○ | vii) 外部から持ち込んだ端末のウイルス確認 | □ 端末接続時手続 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者は情報システム管理者及び職員等へのインターネットワークにより、外部から持ち込んだ端末内ネットワークに接続する場合、接続前に当該端末がコンピュータウイルスに感染していないことや、セキュリティホールや不正プログラムに対する適切なバッチが適用されていることが確認され、情報セキュリティ管理者の許可を得るか、もしくは情報セキュリティ管理者によって事前に定義されたポリシーに従って接続されているか確認する。 | 6.2.1 6.2.(2)⑥ | 6.2.1 | |
| 6. (2) 職員等による外部からのアクセス用端末のセキュリティ確保 | 235 236 | ○ | viii) 公衆通信回線の接続 | □ 端末接続時手続 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者は情報システム管理者及び職員等へのインターネットワークにより、公衆通信回線等の広域外通信回線を広域ネットワークに接続する場合には、統括情報セキュリティ責任者の許可を得ることや、アクセス範囲を必要最小限とし、アセスログを取得してること等の情報セキュリティ放棄を講じていていることを管理しているか確認する。 | 6.2.1 6.2.(2)⑦ | 13.1.1 14.1.1 | |
| (3) 自動識別の設定 | 236 237 | ○ | i) 自動識別の設定 | □ ネットワーク設計書 □ 接続許可端末一覧 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者は情報システム管理者へのインタビューにより、機器を自動識別するよう設定(例えは、電子証明書やIPアドレス、MACアドレスによる識別情報の取得等)されているか確認する。 | 6.2.(3) | 13.1.1 | |
| (4) ログイン時の表示等 | 237 238 | ○ | ii) ログイン時のシステム設定 | □ システム設計書 □ ログイン画面 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインターネットにおけるログイン時の制限、ログアウト、ログイン・ログアウト時におけるメッセージの表示等、ログイン時のシステム設定があるか確認する。 | 6.2.(4) | 9.4.2 | ・ログイン手順では、許可されない利用者に向けとなるようなメッセージ(例えは、IDは職員番号であることを表示する等を表示していない場合)を確認することが望ましい。 |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティガーディアンの例文の番号 | 関連するUSQ27002番号 | 留意事項 |
|--------------------------|-------|----|--------------------------------|--|--|----------------------|---|------|
| 6.3. (2) 情報システム開発、導入、保守等 | 236 | | i) システム開発に關わる基準 | <input type="checkbox"/> システム開発基準 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにて、情報システムの開発に關わる基準が文書化され、正式に承認されている。 | 6.3.(2) | 14.1.1 14.2.5 14.2.7 | |
| 6.3. (2) 情報システム開発、導入、保守等 | 237 ○ | | ii) システム開発における責任者及び作業者の特定 | <input type="checkbox"/> システム開発体制図 <input type="checkbox"/> システム開発規則 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、システム開発の責任者及び作業者が特定されているか確かめる。 おわせて、システム開発の規則が定められているか確かめる。 | 6.3.(2)① | 14.1.1 14.2.5 14.2.7 | |
| 6.3. (2) 情報システム開発、導入、保守等 | 238 ○ | | iii) システム開発用IDの管理 | <input type="checkbox"/> 開発用ID登録・削除手続書 <input type="checkbox"/> 開発用ID登録・削除申請書 <input type="checkbox"/> 開発用ID管理台帳 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、システム開発の責任者及び作業者が使用する開発用IDが開発用IDで管理され、開発完了後は削除されているか確かめる。 | 6.3.(2)② | 9.1.1 9.2.1 9.2.2 9.2.3 9.2.6 | |
| 6.3. (2) 情報システム開発、導入、保守等 | 239 ○ | | iv) システム開発の責任者及び作業者のアクセス権限設定 | <input type="checkbox"/> アクセス権限設定書 <input type="checkbox"/> 開発用ID管理台帳 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、システム開発の責任者及び作業者のアクセス権限が設定されているか確かめる。 | 6.3.(2)② | 9.1.1 9.2.1 9.2.2 9.2.3 9.4.5 | |
| 6.3. (2) 情報システム開発、導入、保守等 | 240 | | v) システム開発に用いるハードウェア及びソフトウェアの特定 | <input type="checkbox"/> システム開発・保守計画 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、システム開発に用いるハードウェア及び作業者が使用するソフトウェアが特定されているか確かめる。 | 6.3.(2)③ | 12.5.1 | |
| 6.3. (2) 情報システム開発、導入、保守等 | 241 | | vi) 対されていないソフトウェアの削除 | <input type="checkbox"/> システム開発・保守計画 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、利用が認められていないソフトウェアが導入されている場合、情報システム管理者によつて、当該ソフトウェアがシステムから削除してあるか確かめる。 | 6.3.(2)③ | 12.5.1 | |

| 項目 | No. | 必須 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーと統括情報セキュリティ責任者によるバスワードの取扱いについて は、No.1.35～1.41も関連する項目である ことから参考にすること。 | 情報セキュリティポリシーと統括情報セキュリティ責任者によるバスワードの取扱いについて は、No.1.35～1.41も関連する項目である ことから参考にすること。 |
|----------------------------|-------------------------------|--|--|--|--|--|
| 6.1 技術的セキュリティ 証明書の管理 | 6.2 ○ 238 229 | I) 監査情報ファイルの整理 統括情報セキュリティ責任者又は情報システム部門管理者による、職員等の認証情報ファイルが厳重に管理されている。 | □アクセス制御方針 □アクセスシステム基準 □利用者ID取扱手続 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム部門管理者へのインダビューや、職員等のバスワードの暗号化やオーバーディングシステム等のセキュリティ強化機能等で認証情報ファイルが厳重に管理されているか確かめる。 | 6.2.(5)① 9.4.3 | ・職員等によるバスワードの取扱いについては、No.1.35～1.41も関連する項目であることから参考にすること。 |
| (6) | 239 229 240 234 | II) 仮パスワードの変更 統括情報セキュリティ責任者又は情報システム部門管理者によつて施行された仮パスワードは、職員等によって、初回ログイン後直ちに変更されている。 | □アクセス制御方針 □アクセスシステム基準 □利用者ID取扱手続 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム部門管理者へのインダビューや、仮パスワードがいつ、認証情報の不正利用を防ぐために更されているか確かめる。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。 | 6.2.(5)② 9.2.4 | |
| 6.3. (1) | 241 232 242 233 | III) 認証情報の不正利用防止 統括情報セキュリティ責任者又は情報システム部門管理者によつて、職員等の認証情報の不正利用を防止するための対策が定められ、文書化されている。 | □アクセス制御方針 □アクセスシステム基準 □ネットワーク設計書 □システム設計書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム部門管理者へのインダビューや、特權によるネットワーク及び情報システムへの接続時間が必要最小限に制限されているか確かめる。 | 6.2.(5)③ 9.2.5 | |
| (6.) | 241 232 | I) 特権による接続時間の制限 情報システム管理者によって、特権によるネットワーク及び情報システムへの接続時間が必要最小限に制限されている。 | □アクセス制御方針 □アクセスシステム基準 □ネットワーク設計書 □システム設計書 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインダビューや、特権によるネットワーク及び情報システムへの接続時間が必要最小限に制限されているか確かめる。 | 6.2.(6) 9.4.2 | ・外部ネットワークとの接続制限については、No.1.167～1.172も関連する項目であることから参考にすること。 |
| 6.3. (2) | 243 234 244 235 | I) 情報システムの調達における情報セキュリティに觸れる基準 情報システム開発者及び情報システム管理者によつて、情報システムの調達における情報セキュリティに觸れる基準が定められ、文書化されている。 | □情報システム調達基準 | 監査資料のレビューと情報システム開発者へのインダビューや、情報システムの開発、導入、保守等の調達における情報セキュリティに觸れる基準が文書化され、正式に承認されているか確かめる。 | 6.3.(1) 14.1.1 14.2.7 | |
| 6.3. (3) | ○ 243 234 244 235 | II) セキュリティ機能の明記 情報システムを調達する場合、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によつて、必要とする技術的なセキュリティ機能が調達仕様書に明記されている。 | □調達仕様書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム部門管理者へのインダビューや、情報システム開発、導入、保守等の調達にあたり、アクセス制御機能やハスワード設定機能、ログ取扱機能、データ暗号化等、必要とする技術的なセキュリティ機能が調達仕様書に明記されているか確かめる。 | 6.3.(1)① 14.1.1 14.2.7 | |
| 6.3. (4) | ○ 243 234 244 235 | III) セキュリティ機能の調査 機器及びソフトウェアを調達する場合、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム部門管理者によつて、セキュリティ機能が調査され、安全性が確認されている。 | □調達仕様書 □結果 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム部門管理者へのインダビューや、機器及びソフトウェアの調査にあり、セキュリティ機能が調査され、安全性が確認されているか確かめる。 | 6.3.(1)② 14.1.1 14.2.7 | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティガイドラインの例 文の番号 | 開運する USQ27002 番号 | 留意事項 |
|--------------|----------|---------------------|--------------------------|---|---|--------------------------|--------------------------------------|------|
| 6. 技術的セキュリティ | 6.3. (3) | 情報システムの導入、開発、導入、保守等 | Ⅰ) 情報システムの導入に關わる基準 | □情報システム導入基準 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、情報システムの導入に關わる基準が文書化され、正式に承認されているか確認がめる。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、情報システムの導入に關わる基準が文書化され、正式に承認されているか確認がめる。 | 6.3.(3) | 12.1.4 14.2.8 14.2.9 | |
| | 242 | (ア) 開発環境と運用環境の分離 | Ⅱ) 開発環境と運用環境の分離 | □情報システム導入基準 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビュー、管理区域の観察により、システム開発、保守及びテスト環境とシステム運用環境が分離されているか確認がめる。 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューと情報システム管理者へのインタビューにより、システム開発・保守及びテスト環境からシステム運用環境への移行について、システム開発・保守計画策定時に手順が明確に記載されているか確認がめる。 | 6.3.(3)① (ア) | 12.1.4 | |
| | 243 | と運用環境の分離及び移行手順の明確化 | Ⅲ) 移行手順の明確化 | □システム開発・保守計画 □移行手順書 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、システム開発・保守及びテスト環境への移行について、システム開発・保守計画策定時に手順が明確に記載されているか確認がめる。 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、システム開発・保守及びテスト環境の保存を確実に行い、情報システムの停止等の影響が最小限になるよう、移行前に検討されているか確認がめる。 | 6.3.(3)① (ア) | 14.2.8 14.2.9 | |
| | 244 | | Ⅳ) 移行に伴う情報システム停止等の影響の最小化 | □システム開発・保守計画 □移行手順書 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、システム移行の際、情報システム管理者によつて、情報システムへの影響が最小限となるよう措置が移行前に検討されている。 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、システム移行の際、情報システムに記録されている情報資産の保存を確実に行い、情報システムの停止等の影響が最小限になるよう、移行前に検討されているか確認がめる。 | 6.3.(3)① (ウ) | 14.2.8 14.2.9 | |
| | 245 | | Ⅴ) 情報システム導入時の可用性確保 | □情報システム導入基準 □移行手順書 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、システム導入の際、システム導入によるシステムの可用性が確保されていることを確認した上で、導入がされている。 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、システム導入の際、障害によるシステム停止や広域災害時に備え、システムの冗長性や可用性が確保されていることを確認した上で、システム導入を行っているか確認がめる。 | 6.3.(3)① (エ) | 14.2.5 15.1.2 15.1.3 17.2.1 | |
| | 246 | | | | | | | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 留意事項 |
|------------|--|---|--|---|---|--|
| 6. | 6.3. 技術 シス テム 開 発 の 開 発 基 準 の 確 定 と 保 守 の 確 保 守 等 245 236 | (2) 情報システム開発の責任者及び情報システム開発導導の責任者、情報システム開発の監督者、文書化されている。 | I)システム開発に關わる基準 監査資料の例 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者による情報システム開発に關わる基準が文書化され、正式に承認されているか確認する。 | 情報セキュリティポリシーがドキュメント化されているか確認する JISQ27002番号 の番号 | 関連する JISQ27002 番号 | 情報セキュリティポリシーがドキュメント化されているか確認する JISQ27002番号 の番号 |
| 246 237 | ○ | II)システム開発における責任者及び作業者の規定 監査資料の例 監査資料のレビューとシステム開発に關わる責任者及び作業者が特定されている。システム開発の規則が確立されている。 | 監査資料の例 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインダビューより、システム開発の責任者及び作業者が特定されているか確認する。 システム開発の規則が確立されているか確認する。 | 6.3.(2)① 監査資料の例 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインダビューより、システム開発の責任者及び作業者が特定されているか確認する。 システム開発の規則が確立されているか確認する。 | 14.1.1 14.2.5 14.2.7 | 14.1.1 14.2.5 14.2.7 |
| 247 238 | ○ | III)システム開発用IDの管理 監査資料の例 監査資料のレビューとシステム開発の責任者及び作業者が使用するIDが管理されている。 | 監査資料の例 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインダビューより、システム開発の責任者及び作業者が使用するIDが管理されているか確認する。 ID登録・削除手続 ID登録・削除申請書 ID登録・削除申請台帳 | 6.3.(2)② 監査資料の例 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインダビューより、システム開発の責任者及び作業者が使用するIDが管理されているか確認する。 | 9.1.1 9.2.1 9.2.2 9.2.3 9.2.6 | 9.1.1 9.2.1 9.2.2 9.2.3 9.4.5 |
| 248 239 | ○ | IV)システム開発の責任者及び作業者のアクセス権限設定 監査資料の例 監査資料のレビューとシステム開発の責任者及び作業者のアクセス権限が設定されている。 | 監査資料の例 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインダビューより、システム開発の責任者及び作業者のアカセス権限が設定されているか確認する。 権限設定書 ID管理台帳 ID登録・削除申請書 ID登録・削除申請台帳 | 6.3.(2)② 監査資料の例 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインダビューより、システム開発の責任者及び作業者のアカセス権限が設定されているか確認する。 | 9.1.1 9.2.1 9.2.2 9.2.3 9.4.5 | 9.1.1 9.2.1 9.2.2 9.2.3 9.4.5 |
| 249 240 | ○ | V)システム開発に用いるハードウェア及びソフトウェアの特定 監査資料の例 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインダビューより、システム開発の責任者及び作業者が使用するハードウェア及びソフトウェアが特定されている。 | 監査資料の例 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインダビューより、システム開発の責任者及び作業者が使用するハードウェア及びソフトウェアが特定されているか確認する。 | 6.3.(2)③ 監査資料の例 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインダビューより、システム開発の責任者及び作業者が使用するハードウェア及びソフトウェアが特定されているか確認する。 | 12.5.1 (ア) | 12.5.1 (ア) |
| 250 241 | ○ | VI)許可されていないソフトウェアの削除 監査資料の例 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインダビューより、利用が認められないソフトウェアが利用されている場合、情報システム管理者によって、当該ソフトウェアをシステムから削除されている。 | 監査資料の例 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインダビューより、利用が認められないソフトウェアが利用されている場合、情報システム管理者によって、当該ソフトウェアをシステムから削除されている。 | 6.3.(2)③ 監査資料の例 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインダビューより、利用が認められないソフトウェアが利用されている場合、情報システム管理者によって、当該ソフトウェアをシステムから削除されている。 | 12.5.1 (ア) | 12.5.1 (ア) |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティガーディアンの例 文の番号 | 関連する USQ27002 番号 | 留意事項 |
|---|-----|----|--------------------------|-------------------------------|--|--------------------------|------------------------|------|
| 6. 情報システム開発、導入、保守等による情報システムの運用に関するテスト実施 | 247 | ○ | I)導入前のテスト実施 | □システムテスト計画書／報告書 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、新たに情報システムを導入する場合、情報システム管理者によつて、既に稼動している情報システムに接続する前に十分なテストが行われているか確認がある。 | 6.3.(3)(2) (ア) | 14.2.9 | |
| II)運営環境での操作確認 | 248 | ○ | II)個人情報及び機密性の高い生データの使用禁止 | □システムテスト計画書／報告書／ユーザテスト計画書／報告書 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、運用テストを行う場合、情報システム管理者によつて、あらかじめ運営環境による操作確認が行われているか確認がある。 | 6.3.(3)(2) (イ) | 14.2.9 | |
| III)個人情報及び機密性の高い生データの使用禁止 | 249 | ○ | IV)独立した受け入れテスト | □システムテスト計画書／報告書／ユーザテスト計画書／報告書 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、個人情報及び機密性の高い生データを、テストデータとして使用して使用していないか確認がある。 | 6.3.(3)(2) (ウ) | 14.2.9 14.3.1 | |
| 受け入れテストを行つ場合、開発した組織と導入する組織が、それぞれ独立した組織が、それぞれ独立したテストを実施する。 | 250 | ○ | I)システム開発・保守に関する資料等の整備・保管 | □システムテスト計画書／報告書 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、他組織で開発された情報システムを受け入れる場合、開発した組織と導入する組織が、それぞれ独立したテストを実施しているか確認がある。 | 6.3.(3)(2) (エ) | 14.2.9 14.3.1 | |
| システム開発・保守に關連する資料等の整備・保管に關する基準 | 251 | ○ | II)資料等の保管 | □システム開発・保守に関する資料等の整備・保管 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、システム開発・保守に關連する資料等の整備・保管が定められ、文書化されている。 | 6.3.(4) | — | |
| 情報システム管理者によつて、システム開発・保守に關連する資料及びシステム開通文書等が適切に保管されている。 | 252 | ○ | III)テスト結果の保管 | □システム開発基準／システム開発・保守文書等 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビュー又は管理区域及び執務室の視察、ファイルサーバ等の確認により、システム開発・保守に關連する資料及びシステム開通文書が継続したり改ざん等されないように保管されているか確認がある。 | 6.3.(4)(1) | — | |
| 情報システム管理者によつて、テスト結果が一定期間保管されている。 | 253 | ○ | IV)システム開発基準 | □システム開発基準／システムテスト計画書／報告書 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビュー又は管理区域及び執務室の視察、ファイルサーバ等の確認により、テスト結果が一定期間保管されているか確認がある。 | 6.3.(4)(2) | — | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティガイドラインの例文の番号 | 関連するJISQ27002番号 | 留意事項 |
|--|--------------------------|--|--|---|------------|--------------------------------------|-----------------|------|
| 6. (3) 情報システム開発、導入、保守等の運用環境における情報セキュリティの確保と運用環境の分離及び移行手順の明確化 | 251 242 252 243 | 「i)情報システムの導入に関する基準」 □情報システム導入基準 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、情報システムの導入に関する基準が文書化され、正式に承認されているか確認める。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、情報システムの導入に関する基準が文書化され、正式に承認されているか確認める。 | 6.3.(3) | 12.1.4 14.2.8 14.2.9 | | |
| | | 「ii)開発環境と運用環境の分離」 □情報システム開発・運用環境の分離及びデイスラム開発・運用環境の明確化 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビュー、管理区域の視察により、システム開発、保守及びテスト環境とシステム運用環境が分離されているか確認める。 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューと情報システム管理者へのインタビューにより、管理区域の視察により、システム開発、保守及びテスト環境とシステム運用環境が分離されているか確認める。 | 6.3.(3)(i) | 12.1.4 | | |
| | | 「iii)移行手順の明確化」 □情報システム開発・運用環境の分離及びデイスラム開発・運用環境への移行について、システム開発・運用環境への移行手順が明確に記載されている。 | 監査資料のレビューと保守計画開発・保守計画開発・運用環境からシステム開発・運用環境への移行手順書 | 監査資料のレビューと保守計画開発・運用環境からシステム開発・運用環境への移行手順について、システム開発・運用環境への移行手順が明確に記載されている。 | 6.3.(3)(i) | 14.2.8 14.2.9 | | |
| | | 「iv)移行に伴う情報システム停止等の影響の最小化」 □システム移行の際、情報システム管理者によつて、情報システムへの影響が最小限になるよう措置が移行前に検討されている。 | 監査資料のレビューと保守計画開発・運用環境からシステム開発・運用環境への移行手順書 | 監査資料のレビューと保守計画開発・運用環境からシステム開発・運用環境への移行手順について、情報システムの停止等の影響が最小限になるよう、移行前に検討されているか確認める。 | 6.3.(3)(i) | 14.2.8 14.2.9 | | |
| | | 「v)情報システム導入時の可用性確認」 □システム導入の際、システムの可用性が確保されていることを確認した上で、導入がされている。 | 監査資料のレビューと情報システム導入基準 | 監査資料のレビューと情報システム導入基準 | 6.3.(3)(i) | 14.2.5 15.1.2 15.1.3 17.2.1 | | |
| | 255 246 | | | □移行手順書 | | | | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーが開示する文書番号 | 留意事項 |
|----------------------------------|----------------------|--------------------------------------|---|---|-------------------|--|------|
| 6.3. (4) システム開発、導入、保守等の技術的セキュリティ | 254 ○ | IV)ソースコードの保管 | □システム開発基準 □ソースコード | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビュー又は管理区域及び執務室の視察、サーバ等の確認により、情報システムに係るソースコードが誤消去や改ざん等されない方法で保管されているか確認める。 | 6.3.(4)③ 9.4.5 | | |
| (5) 情報システムにおける出入力データの正確性の確保 | 255 | I)データの入力処理時の正確性の確保 | □システム仕様書等 □プログラム仕様書等 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、データの入力処理時における範囲、妥当性のチェック機能及びデータの不正な文字列等の入力を除外する機能が組み込まれているか確認める。 | 6.3.(5)① — | | |
| 256 | II)データの内部処理時の正確性の確保 | □システム仕様書等 □プログラム仕様書等 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、データの内部処理時に起こるその他のデータ抽出条件の誤りやデータベース更新処理時の計算式のミスなど、故意又は過失による情報の改ざん又は漏えいを検出するチェック機能を組み込んだ情報システムが設計されているか確認める。 | 6.3.(5)② — | | | |
| 257 | III)データの出力処理時の正確性の確保 | □システム仕様書等 □プログラム仕様書等 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、データの出力時に情報システムが設計されていて、反映され、出力される上に情報システムが承認されるか確認める。 | 6.3.(5)③ — | | | |
| (6) 情報システムの変更管理 | 258 ○ | I)システムの変更管理に関する基準 | □システム変更管理基準 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、情報システムを変更した場合の変更管理が文書化され、正式に承認されているか確認める。 | 6.3.(6) — | 12.1.2 14.2.2 | |
| 259 ○ | II)変更履歴の作成 | □システム開発基準 □システム仕様書等 □プログラム仕様書等 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、情報システム仕様書等の変更履歴が作成されているか確認める。 | 6.3.(6) — | 12.1.2 14.2.2 | | |
| (7) 開発・保守用のソフトウェアの更新等 | 260 | I)開発・保守用ソフトウェアの更新等 | □システム開発基準 □ソフトウェア管理台帳 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、運用環境のシステム保守状況を踏まえて、開発・保守用のソフトウェア等を更新、又はバッチの適用をする場合、他の情報システムとの整合性が確認されているか確認める。 | 6.3.(7) — | 12.1.2 12.6.1 14.2.2 14.2.4 14.2.9 | |

| 項目 | No. 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティガイドラインの例文の番号 | 情報セキュリティガイドラインの番号 | 留意事項 |
|---------------------------|------------------------|--|---|---|----------------------|-------------------|------|
| 6.1.6.3. 技術的システム開発、導入、保守等 | (3) ○ 256 247 | ①)導入前のテスト実施 新たに情報システムを導入する場合、情報システム管理者によって、既に稼働している情報システムに接続する前に十分なテストが行われている。 | □システムテスト計画書 /報告書 | 監査資料のレビューにて、新たに情報システムを導入する場合、既に稼働している情報システムに接続する前に十分なテストが行われているか確認する。 | 6.3.(3)② (ア) | 14.2.9 | |
| | 257 248 | ii)基盤環境での操作確認 運用テストを行なう場合、情報システム管理者によって、あらかじめ搬入環境によく操作確認が行われている。 | □システムテスト計画書 /報告書 □ユーザテスト計画書 /報告書 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインダゴーラーにて、運用テストを実施する場合、あらかじめ搬入環境による操作確認が行われているか確認がある。 | 6.3.(3)② (イ) | 14.2.9 | |
| | 258 249 | iii)個人情報及び機密性の高い生データの使用禁止 個人情報及び機密性の高い生データは、テストデータとして使用されていない。 | □システムテスト計画書 /報告書 □ユーザテスト計画書 /報告書 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインダゴーラー、個人情報及び機密性の高い生データを、テストデータとして使用していないか確認がある。 | 6.3.(3)② (ウ) | 14.2.9 14.3.1 | |
| | 259 250 | iv)独立した受け入れテスト 受け入れテストを行う場合、開発した組織と導入する組織が、それぞれ独立してデータを実施する。 | □システムテスト計画書 /報告書 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインダゴーラーにて、他組織で開発された情報システムを受け入れる場合は、開発した組織と導入する組織が、それぞれ独立したテストを実施しているか確認がある。 | 6.3.(3)② (エ) | 14.2.9 14.3.1 | |
| | 260 251+ | i)システム開発・保守に関する基準 資料等の整備・保管についての情報システム管理者によつて、システム開発・保守に関する資料等の整備・保管に關わる基準が定められ、文書化されている。 | □システム開発・保守に關連する資料等の保管基準 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインダゴーラーによる開発・保守に關連する資料等の整備・保管に關わる基準が文書化され、正式に承認されているか確認がある。 | 6.3.(4) | — | |
| | 261 252 | ii)資料等の保管 情報システム管理者によって、システム開発・保守に關連する資料及びシステム開発・運営する資料等の整備・保管 | □システム開発基準 □システム仕様書等 □プログラム仕様書等 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインダゴーラーは管理区域及び執務室の検査、ファイルサーバ等の確認にてり、システム開発・保守に關連する資料及びシステム開発・運営する資料が定期的に保管されているか確認がある。 | 6.3.(4)① | — | |
| | 262 253 | iii)テスト結果の保管 情報システム管理者によって、テスト結果が一定期間保管されている。 | □システム開発基準 □システムテスト結果 /報告書 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインダゴーラー又は管理区域及び執務室の検査、ファイルサーバ等の確認にてり、テスト結果が一定期間保管されているか確認がある。 | 6.3.(4)② | — | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーが文の番号 | 関連するUSQ27002番号 | 留意事項 |
|--|-----|----|---|---|---|-------------------|------------------|------|
| 6.3. (8) 技術的情的セキュリティ システム開発、導入、保守等 | 261 | ○ | I)システム更新又は統合時の検証等 情報システム管理者によって、システム更新又は統合時に伴うリスク管理体制の構築、移行基準の明確化及び更新後の業務運営体制の検証が行われている。 | □統合時影響検討書 □システム統合手順 □異常時復旧手順 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、システム更新・統合に伴うリスクの事前検証を実施し、リスクに応じたシステム更新・統合手順及び異常事態発生時の復旧手順が策定されているか確認がある。 | 6.3.(8) | 14.2.9 | |
| 6.4. 不正プログラム対策 | 262 | ○ | I)不正プログラム対策に関する基準及び手順 統括情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ責任者によって、不正プログラム対策に関する基準及び手順が定められ、文書化されている。 | □不正プログラム対策基準 □不正プログラム対策手順 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者のインタビューにより、不正プログラム対策に関する基準及び手順が文書化され、正式に承認されているか確認がある。 | 6.4. 文 | 12.2.1 13.1.1 | |
| (1) 統括情報セキュリティ責任者の措置 | 263 | | I)外部ネットワークから受信したファイルのチェック 統括情報セキュリティ責任者によつて、インターネット上のデータベースで外部ネットワークから受信したファイルに不正プログラムが含まれていないかどうかチェックされている。 | □不正プログラム対策基準 □不正プログラム対策手順 □不正プログラム対策ソフトウェアのログ | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者のインタビューにより、不正プログラムのシステムへの侵入を防止するために、外部ネットワークから受信したファイルがデータベースのデータベースで、不正プログラムが含まれていないかどうかチェックされているか確認がある。 | 6.4.(1)① | 12.2.1 | |
| | 264 | | II)外部ネットワークへ送信するファイルのチェック 統括情報セキュリティ責任者によつて、インターネット上のデータベースで外部ネットワークへ送信するファイルに不正プログラムが含まれていないかチェックされている。 | □不正プログラム対策基準 □不正プログラム対策手順 □不正プログラム対策ソフトウェアのログ | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者のインタビューにより、不正プログラムの外部への拡散を防止するために、インターネットゲートウェイで、外部ネットワークへ送信するファイルに不正プログラムが含まれていないかどうかチェックされているか確認がある。 | 6.4.(1)② | 12.2.1 | |
| | 265 | | III)職員等への注意喚起 統括情報セキュリティ責任者によつて、コンピュータウイルス等の不正プログラム情報が収集され、必要に応じ職員等に注意喚起されている。 | □不正プログラム対策基準 □不正プログラム対策手順 □職員等への周知記録 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者のインタビューにより、コンピュータウイルス等の不正プログラム情報が収集され、必要に応じ職員等に注意喚起されているか確認がある。 | 6.4.(1)③ | 12.2.1 | |
| | 266 | | IV)不正プログラム対策ソフトウェアの禁 統括情報セキュリティ責任者によつて、所掌するサーバ及びコンソール等の端末に、不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させていく。 | □不正プログラム対策基準 □不正プログラム対策手順 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者のインタビュー、サーバ及びコンソール等の確認により、所掌するサーバ及びコンソール等の端末に、不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させているか確認がある。 | 6.4.(1)④ | 12.2.1 | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 留意事項 |
|---|---|---|---|-------------------------------------|-------------------------------------|---|
| 6. 拙使 的で キニ チ | 6.3. (4) | システム 開発、 保守に 関する 資料等 の保管 等の保 管 | IV) ソースコードの保管 情報システム管理者によつて、情報システム開発者等のコードが適切に保管されている。 | 監査資料のレピュート情報システム管理者への ソースコード等の確認 | 監査資料のレピュート情報システム管理者への ソースコード等の確認 | 情報セキュリティガイドラインの番号 JSQ2700 番号 9.4.5 |
| (5) 情報シ ステム の変更 管理 | 264 265 266 267 268 269 270 | システム 開発、 保守に 関する 資料等 の保管 等の保 管 | i) データの入力基準時の正確性の 確保 情報システム管理者によつて、データ 入力時のチェック機能が組み込まれ るかに情報システムが設計されている。 ii) データの内部整理時の正確性の 確保 情報システム管理者によつて、故意 は過失による情報が組み込まれ るかに情報システムが設計されてい る。 | 監査資料のレピュート情報システム管理者への 内部整理の確認 | 監査資料のレピュート情報システム管理者への 内部整理の確認 | 6.3.(4)③ - 6.3.(5)① - 6.3.(5)② - 6.3.(5)③ - 6.3.(6) 12.1.2 14.2.2 |
| (6) 情報シ ステム の変更 管理 | 264 265 266 267 268 269 270 | システム 開発、 保守に 関する 資料等 の保管 等の保 管 | iii) データの出力基準時の正確性の 確保 情報システム管理者によつて、データ 出力処理される際に情報の整理が 正しく反映され、出力されるように情報 システムが設計されている。 iv) システムの変更管理に関する基 準 情報システム管理者を含む情報 システム管理者によって、情報シ ステムの変更履歴が記載されている。 | 監査資料のレピュート情報システム管理者への 変更履歴の確認 | 監査資料のレピュート情報システム管理者への 変更履歴の確認 | 監査資料のレピュート情報システム管理者への 変更履歴の確認 |
| (7) 開発、 保守用 のソフト ウェア の更新 | 264 265 266 267 268 269 270 | システム 開発、 保守に 関する 資料等 の保管 等の保 管 | v) 開発、保守用ソフトウェアの更新 情報システム管理者によつて、開発、保 守用のソフトウェア等が更新、又はソフ トウェアの整合性が確認されている。 | 監査資料のレピュート情報システム管理者への 更新の確認 | 監査資料のレピュート情報システム管理者への 更新の確認 | 情報セキュリティガイドラインの番号 JSQ2700 番号 9.4.5 |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティガーディアンの例 文の番号 | 関連するUSQ27002 番号 | 留意事項 |
|----------------------------------|-------|----------------------------------|---|---|------------|----------------------------|----------------------------|------|
| 6. [6.4. (1) 総括情報セキュリティ責任者の措置事項] | 267 ○ | ④)バーンファイルの更新 | □不正プログラム対策基準 □不正プログラム対策手順 □不正プログラム対策ソフトウェアのログ | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビュー、サーバ及びパソコン等の確認により、不正プログラム対策ソフトウェアのバーンファイルが最新のバーンファイルに更新されているか確かめる。 | 6.4.(1)(5) | 12.2.1 12.6.1 | 12.2.1 12.6.1 14.2.2 | |
| 6. [6.4. (2) 情報システム管理者の措置事項] | 268 ○ | vi)不正プログラム対策ソフトウェアの更新 | □不正プログラム対策基準 □不正プログラム対策手順 □不正プログラム対策ソフトウェアのログ | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビュー、サーバ及びパソコン等の確認により、導入された不正プログラム対策ソフトウェアが最新のバージョンに更新されているか確かめる。 | 6.4.(1)(6) | 12.2.1 12.6.1 14.2.2 | 12.2.1 12.6.1 14.2.2 | |
| 6. [6.4. (2) 情報システム管理者の措置事項] | 269 ○ | vii)サポート終了ソフトウェアの使用禁止 | □不正プログラム対策基準 □不正プログラム対策手順 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビュー、サーバ及びパソコン等の確認により、業務で利用するソフトウェアは開発元のサポートが終了しているソフトウェアであるか確かめる。 | 6.4.(1)(7) | — | — | |
| 6. [6.4. (2) 情報システム管理者の措置事項] | 270 ○ | i)不正プログラム対策システム管理者的使用禁止 | □不正プログラム対策基準 □不正プログラム対策手順 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビュー、サーバ及びパソコン等の確認により、所轄するサーバ及びパソコン等の端末に、不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させているか確かめる。 | 6.4.(2)(1) | 12.2.1 | 12.2.1 | |
| 6. [6.4. (2) 情報システム管理者の措置事項] | 271 ○ | ii)バーンファイルの更新 | □不正プログラム対策基準 □不正プログラム対策手順 □不正プログラム対策ソフトウェアのログ | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビュー、サーバ及びパソコン等の確認により、不正プログラム対策ソフトウェアが最新のバーンファイルに更新されているか確かめる。 | 6.4.(2)(2) | 12.2.1 12.6.1 | 12.2.1 12.6.1 14.2.2 | |
| 6. [6.4. (2) 情報システム管理者の措置事項] | 272 ○ | iii)不正プログラム対策ソフトウェアの更新 | □不正プログラム対策基準 □不正プログラム対策手順 □不正プログラム対策ソフトウェアのログ | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビュー、サーバ及びパソコン等の確認により、導入された不正プログラム対策ソフトウェアが最新のバージョンに更新されているか確かめる。 | 6.4.(2)(3) | 12.2.1 12.6.1 14.2.2 | 12.2.1 12.6.1 14.2.2 | |
| 6. [6.4. (2) 情報システム管理者の措置事項] | 273 | iv)インターネット接続しないシステムにおける不正プログラム対策 | □不正プログラム対策基準 □不正プログラム対策手順 □不正プログラム対策ソフトウェアのログ | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、インターネットに接続していないシステムにおいて電磁的記録媒体を使つかない場合、管理ソフトウェア及びバーンファイルの定期的な更新等、不正プログラム対策が実施されているか確かめる。 | 6.4.(2)(4) | 12.2.1 | 12.2.1 | |

| 項目 | No. 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシー及び手順書の番号 | 関連するJISQ27002番号 | 留意事項 |
|---|-------------------|---|--|--|----------------------|----------------------------|------|
| 6.4. (1) 不正プログラム対策情報システム管理者の措置事項 | 276 267 | ①) バーチャルファイルの更新 ○ 統括情報セキュリティ責任者によつて、不正プログラム対策ソフトウェアのバージョンに更新されている。 | □ 不正プログラム対策基準 □ 不正プログラム対策手順書 □ 不正プログラム対策ソフトウェアのバージョンファイルに更新されているか確認する。 □ 不正プログラム対策ソフトウェアのログ | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビュー、サーバー及びハッコン等の確認により、不正プログラム対策ソフトウェアのバージョンファイルが最新であるか確認する。 | 6.4.(1)⑤ | 12.2.1 12.6.1 | |
| 6.4. (2) 不正プログラム対策ソフトウェアの使用 ○ 更新 | 277 268 | ②) 不正プログラム対策ソフトウェアが最新のバージョンに更新されている。 | □ 不正プログラム対策基準 □ 不正プログラム対策手順書 □ 不正プログラム対策ソフトウェアのログ | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビュー、サーバー及びハッコン等の確認により、導入された不正プログラム対策ソフトウェアが最新のバージョンに更新されているか確認する。 | 6.4.(1)⑥ | 12.2.1 12.6.1 14.2.2 | |
| (2) 情報システム管理者の措置事項 | 278 269 | ③) サポート終了ソフトウェアの使用 ○ 基準 | □ 不正プログラム対策基準 □ 不正プログラム対策手順書 □ 不正プログラム対策ソフトウェアの切り替えが行われている。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビュー、サーバー及びハッコン等の確認により、業務利用するソフトウェアにおけるサポートが維持しているか確認する。 | 6.4.(1)⑦ | — | |
| (2) 情報システム管理者の措置事項 | 279 270 274 | ④) 不正プログラム対策ソフトウェアの常駐 ○ 基準 | □ 不正プログラム対策基準 □ 不正プログラム対策手順書 □ 不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させている。 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビュー、サーバー及びハッコン等の確認により、所属するサーバー及びハッコン等の端末に、不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させているか確認する。 | 6.4.(2)① | 12.2.1 | |
| 6.4. (2) 不正プログラム対策ソフトウェアの更新 ○ 基準 | 280 274 | ⑤) バーチャルファイルの更新 ○ 情報セキュリティ管理者によつて、所持するサーバー及びハッコン等の端末に、不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させている。 | □ 不正プログラム対策基準 □ 不正プログラム対策手順書 □ 不正プログラム対策ソフトウェアのログ | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビュー、サーバー及びハッコン等の確認により、所属するサーバー及びハッコン等の確認により、不正プログラム対策ソフトウェアのバージョンファイルが最新のバージョンに更新されているか確認する。 | 6.4.(2)② | 12.2.1 12.6.1 14.2.2 | |
| 6.4. (3) 不正プログラム対策ソフトウェアのバーチャルファイルの更新 ○ 基準 | 281 272 | ⑥) インターネット接続しないシステムにおける不正プログラム対策 | □ 不正プログラム対策基準 □ 不正プログラム対策手順書 □ 不正プログラム対策ソフトウェアのバージョンに更新されている。 | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビュー、サーバー及びハッコン等の確認により、所属するサーバー及びハッコン等の確認により、不正プログラム対策ソフトウェアが最新のバージョンに更新されているか確認する。 | 6.4.(2)③ | 12.2.1 12.6.1 14.2.2 | |
| 6.4. (3) インターネット接続しないシステムにおける不正プログラム対策 | 282 273 | ⑦) 情報セキュリティ管理者によつて、電磁的記録媒体を使う場合、情報セキュリティ管理者によつて、不正プログラム対策が実施されている。 | □ 不正プログラム対策基準 □ 不正プログラム対策手順書 □ 不正プログラム対策ソフトウェアのログ | 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、インターネット接続しないシステムにおいて電磁的記録媒体を使用止、不正プログラム対策ソフトウェア等、ソフトウェア及びプログラム対策が定期的な更新、不正プログラム対策が実施されているか確認する。 | 6.4.(2)④ | 12.2.1 | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーの例 文の番号 | 関連する規範 JISQ27002 番号 | 留意事項 |
|---|-------|----|------------------------------------|---|---|------------------------|---------------------------|-----------|
| 6.4. (2) 不正プログラム対策 的セキュリティ 技術者等の措置 事項 | 274 | | v) 不正プログラム対策ソフトウェアの一括管理 | □不正プログラム対策基準 □不正プログラム対策手順 □不正プログラム対策ソフトウェアのログ | 監査資料のレビュー、情報システム管理者へのインタビュー及び実際の設定を確認することにより、不正プログラム対策ソフトウェアの設定権限が一括管理されているか、確認がある。 | 6.4.(2)⑤ | 12.2.1 12.6.1 | |
| (3) 職員等の遵守事項 | 275 | | i) 不正プログラム対策ソフトウェアの設定変更の禁止 | □不正プログラム対策基準 □不正プログラム対策手順 □不正プログラム対策ソフトウェアのログ | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューにより、職員等がパソコン、モバイル端末に導入されている不正プログラム対策ソフトウェアの設定を変更しないか確認がある。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。 | 6.4.(3)① | 12.2.1 | |
| | 276 ○ | | ii) データ取り入れ時のチェック | □不正プログラム対策基準 □不正プログラム対策手順 □不正プログラム対策ソフトウェアのログ | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューにより、職員等が外部からデータ又はソフトウェアを取り入れる場合、職員等によって、不正プログラム対策ソフトウェアによるチェックが行われているか、確認する。 | 6.4.(3)② | 12.2.1 13.2.1 | |
| | 277 ○ | | iii) 出所不明なファイルの削除 | □電子郵件利用基準 □不正プログラム対策基準 □不正プログラム対策手順 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューにより、職員等が差出人不明又は不自然に添付されたファイルを受信した場合、速やかに削除されているか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。 | 6.4.(3)③ | 12.2.1 13.2.1 | |
| | 278 ○ | | iv) 不正プログラム対策ソフトウェアによるフルチェックの定期的実施 | □不正プログラム対策基準 □不正プログラム対策手順 □不正プログラム対策ソフトウェアのログ | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューにより、職員等の使用する端末に対して、不正プログラム対策ソフトウェアによるフルチェックが定期的に実施されているか確認する。 | 6.4.(3)④ | 12.2.1 | |
| | 279 | | v) ファイル送受信時のチェック | □不正プログラム対策基準 □不正プログラム対策手順 □不正プログラム対策ソフトウェアのログ | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューにより、添付ファイルが付いた電子メールを送受信する場合、職員等によつて、不正プログラム対策ソフトウェアによるチェック及び無害化処理が行われているか確認する。 | 6.4.(3)⑤ | 12.2.1 13.2.1 | 無害化に関する記載 |

| 項目 | No. | 必須 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシー JISQ2700 2番号 の番号 | 留意事項 |
|--|------------|---|--|--|--|-------------------|
| 6. [6.4. (2)] 技術的不正プログラム対策セキュリティポリシーの措置事項 | 283 274 | ▼)不正プログラム対策ソフトウェア ①一括管理 情報システム管理者によって、不正プログラム対策ソフトウェア等の設定変更権限が一括管理されているが確かめる。 | □不正プログラム対策基準 □不正プログラム対策手順書 □不正プログラム対策ソフトウェアのログ | 監査資料のレビュー及び、情報システム管理者へのインタビュー及び、実際の設定を確認することにより、不正プログラム対策ソフトウェアの設定権限が一括管理されているが確かめる。 | 6.4.(2)⑤ 12.2.1 12.6.1 | |
| (3) 職員等の遵守の遵守事項 | 284 275 | Ⅰ)不正プログラム対策ソフトウェア ②設定変更の禁止 バージョン、モバイル端末に不正プログラム対策ソフトウェアが導入されない場合、職員等によって、不正プログラム対策ソフトウェアの設定が変更されない。 | □不正プログラム対策基準 □不正プログラム対策手順書 □不正プログラム対策ソフトウェアのログ | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューにより、職員等がパソコン、モバイル端末に導入されている不正プログラム対策ソフトウェアの設定を変更しないか確認を実施して確かめる。 | 6.4.(3)① 12.2.1 | |
| | 285 276 | Ⅱ)データ等取り入れ時のチェック 外部からデータ又はソフトウェアを取り入れる場合、職員等によって、不正プログラム対策ソフトウェアによるチェックが行われている。 | □不正プログラム対策基準 □不正プログラム対策手順書 □不正プログラム対策ソフトウェアのログ | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューにより、職員等が外部からデータ又はソフトウェアを取り入れる場合、不正プログラム対策ソフトウェアによるチェックが行われているが確かめる。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。 | 6.4.(3)② 12.2.1 13.2.1 | |
| | 286 277 | Ⅲ)出所不明なファイルの削除 差出人不明又は不自然に添付されたファイルを受信した場合、職員等によって、送やかに削除されている。 | □電子メール利用基準 □不正プログラム対策基準 □不正プログラム対策手順書 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューにより、職員等が差出人不明又は不自然に添付されたファイルを受信した場合、速やかに削除すべきが実施かめる。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。 | 6.4.(3)③ 12.2.1 13.2.1 | |
| | 287 278 | Ⅳ)不正プログラム対策ソフトウェアによるフルチェックの定期的実施 職員等の使用する端末に対して、職員等によって、不正プログラム対策ソフトウェアによるフルチェックが定期的に実施されている。 | □不正プログラム対策基準 □不正プログラム対策手順書 □不正プログラム対策ソフトウェアのログ | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューにより、職員等が定期的に実施されているが確かめる。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。 | 6.4.(3)④ 12.2.1 | |
| | 288 279 | Ⅴ)ファイル送受信時のチェック 添付ファイルが付いた電子メールを添付受信する場合、職員等によって、不正プログラム対策ソフト及び無害化処理が行われている。 | □不正プログラム対策基準 □不正プログラム対策手順書 □不正プログラム対策ソフトウェアのログ | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューにより、添付ファイルが付いた電子メールを添付受信する場合、不正プログラム対策ソフトウェアによるチェック及び無害化処理が行われているが確かめる。 | 6.4.(3)⑤ 12.2.1 13.2.1 | 無害化に関してはNo.24にて記載 |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーが職員の番号 | 関連するUSQ27002番号 | 留意事項 |
|---------------------|-----------------|----------|--|--|--|--------------------|------------------|--|
| 6. 不正プログラム対策のセキュリティ | 6.4. (3) 280 | 職員等の遵守事項 | vii) ウイルス情報の確認 統括情報セキュリティ責任者が職員等によって、常に確認され ている。 | □不正プログラム対策基準 □不正プログラム対策手順 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインビュートにより、統括情報セキュリティ責任者から提供されるウイルス情報が常に確認されているか確認して確かめる。 必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施 | 6.4.(3)(6) | 12.2.1 16.1.3 | |
| (4) 専門家の支援体制 | 281 | ○ | viii) 不正プログラムに感染した場合の対処 不正プログラムに感染した場合又は感染が疑われる場合、職員等によって、パソコン等の端末のLANケーブルが即時取り外されている。モバイル端末の通言機能を停止する設定に変更している。 | □不正プログラム対策基準 □不正プログラム対策手順 □情報セキュリティインシデント報告書 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインビュートにより、不正プログラムに感染した場合又は感染が疑われる場合、パソコン等の端末であれば、LANケーブルが即時取り外されるべきか確かめる。モバイル端末であれば通信機能を停止する設定に変更して、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。 | 6.4.(3)⑦ | 16.1.1 | ・情報セキュリティインシデント発生時の対応についてはNo.314～317も関連する項目であることから参考にすること。 |
| | 282 | | i) 専門家による支援体制の確保 | □不正プログラム対策基準 □不正プログラム対策手順 □業務委託契約書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインビュートにより、実施している不正プログラム対策では不十分な事態が発生した場合に備えて、統括情報セキュリティ責任者によって、外部の専門家の支援が受けられるようになっている。 | 6.4.(4) | 6.1.4 | ・不正プログラム対策に関する情報については、外部の専門家から支援を受けるほか、公的なセキュリティ機関、定額のあん亭行物、信頼できるインターネットサイト等から収集することが望ましい。 |

| 項目 | No. | 必須 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーの番号 | 関連する JISQ2700 2 番号 | 留意事項 |
|--------------------------------|-------------------|--|---|---|----------------------------|-----------------------------|--|
| 6.4. 技術不正プログラム対策セキュリティ基準等の遵守事項 | (3) 289 290 | ④ ウ カンガルス情報の確認 統括情報セキュリティ責任者が職員等によって、常に確認されている。 | □不正プログラム対策基準 □不正プログラム対策手順書 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのヒアリング、統括情報セキュリティ責任者が提供されるウイルス情報が常に確認されているか確認かめる。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。 | 6.4.3⑥ 12.2.1 16.1.3 | 6.4.3⑦ 16.1.1 | ・情報セキュリティインシデント発生時の対応については、No. 32344～326347も関連する項目であるごくから参考にするこ。 |
| (4) 専門家による支援体制の確保 | 290 291 292 | ⑤ ウ 不正プログラムに感染した場合の対処 不正プログラムに感染した場合又は感染が疑われる場合、職員等によって、パソコン等の端末のLANケーブルが即時取り外されているモバイル端末の通信機能を停止する設定に変更していく。 ○ | □不正プログラム対策基準 □不正プログラム対策手順書 □情報セキュリティインシデント報告書 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのヒアリング、不正プログラムに感染した場合又は感染が疑われる場合、パソコン等の端末であれば LANケーブルが即時取り外されているか確認かめる。モバイル端末でめいば通信機能を停止する設定に変更していく。職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。 | 6.4.3⑦ 16.1.1 | 6.4.3⑦ 16.1.1 | ・情報セキュリティインシデント発生時の対応については、No. 32344～326347も関連する項目であるごくから参考にするこ。 |
| (4) 専門家による支援体制の確保 | 291 292 | ① 専門家による支援体制の確保 実施している不正プログラム対策では不十分な事態が発生した場合に備えて、統括情報セキュリティ責任者によつて、外部の専門家の支援が受けられるようになっている。 | □不正プログラム対策基準 □不正プログラム対策手順書 □業務委託契約書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのヒアリングにより、実施している不正プログラム対策では不十分な事態が発生した場合に備えて、専門家の支援が受けられるようになっているか確認かめる。 | 6.4.4 | 6.1.4 | ・不正プログラム対策に関する情報についでは、外部の専門家から支援を受けるほか、公的なセキュリティ機関、定期的に刊行物、信頼できるインターネットサイト等からも収集することが望ましい。 |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーが開示する文書番号 | ISQ27002 | 留意事項 |
|-------------------------------------|---|--|---|--|---|--------------------------|--|--|
| 6. 技術的セキュリティ対策 不正アクセス対策 | 6.5. 283 | 対応手順 統括情報セキュリティ責任者によって、不正アクセス対策に關わる基準及び 情報漏洩セキュリティ責任者によって、不正アクセス対応手順が定められ、文書化されている。 | I) 不正アクセス対策に關わる基準及び 対応手順 統括情報セキュリティ責任者によって、不正アクセス対策に關わる基準及び対応手順が定められ、文書化されている。 | □不正アクセス対策基準 □不正アクセス対応手順 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は 情報システム管理者へのインタビューにより、不正アクセス対策に關わる基準及び対応手順が定められ、文書化されているか確認がめる。 | 6.5. | 16.1.1 16.1.2 16.1.3 16.1.4 16.1.5 16.1.6 16.1.7 17.1.1 | ・ネットワークの管理につ いては、No.162～164、 167～172も関連する項 目であるから参考にす ること。 |
| (1) 統括情報 セキュリ ティ責任 者の措置 | 284 | I) 未使用ポートの閉鎖 統括情報セキュリティ責任者によって、使用されないポートが閉鎖されている。 | □ネットワーク構成図 □ネットワーク管理記録 □ファイアウォール設定 □ファイアウォールログ | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は 情報システム管理者へのインタビューにより、使用されて いないポートが閉鎖され、不正アクセスによる侵入を防止 しているか確認がめる。 | 6.5.(1)① | - | ・ファイアウォールの設置 についてでは、No.171～ 172も関連する項目である ことから参考にすること。 | |
| 285 | II) 不要なサービスの削除又は停止 統括情報セキュリティ責任者によって、不要な サービスが削除又は停止されている。 | □不正アクセス対策基準 □不正アクセス対応手順 □システム監視手順 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は 情報システム管理者へのインタビューにより、使用されて いない不要なサービスが削除又は停止され、不正アクセス による侵入を防止しているか確認がめる。 | 6.5.(1)② | - | | | |
| 286 | III) ウェーベージモダンの検知 不正アクセスによるウェーベージの改ざんを検出する場合、統括情報セキュリティ責任者又は 情報システム管理者に通報するよう設定されている。 | □不正アクセス対策基準 □不正アクセス対応手順 □システム監視手順 □情報セキュリティインシデント報告書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は 情報システム管理者へのインタビューにより、不正アクセス によるウェーベージのデータが検出され、統括情 報セキュリティ責任者及び情報システム管理者に通報す るよう設定しているか確認がめる。 | 6.5.(1)③ | 16.1.2 | | | |
| 287 | IV) システム設定ファイルの検査 統括情報セキュリティ責任者によって、重要な システムの設定を行ったファイル等について、 定期的に当該ファイルの改ざんの有無が検査 されている。 | □ネットワーク管理基準 □システム設定検査記録 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は 情報システム管理者へのインタビューにより、重要なシス テムの設定を行ったファイル等について、定期的に当該 ファイルの改ざんの有無が検査されているか確認がめる。 | 6.5.(1)④ | 16.1.2 | | | |
| 288 | V) 運営体制の構築 統括情報セキュリティ責任者によって、監視、 通知、外部連絡窓口及び適切な対応を実施 できる体制並びに連絡網が構築されている。 | □緊急時対応計画 □情報セキュリティインシデント報告書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は 情報システム管理者へのインタビューにより、情報セキュ リティに関する統一的な窓口と連携して、ISOへの報 告、各部署局への指示、インシデントの情報共有及び報道 機関への通知などの対応が行われているか確認がめる。 | 6.5.(1)⑤ | 16.1.1 16.1.2 16.1.3 | | | |
| (2) 攻撃への 対処 | 289 | I) 攻撃に対する備蓄 サーバー等に攻撃を受けた場合又は攻撃を受けるリスクがある場合は、CISO及び統括情報 セキュリティ責任者によって、必要な措置が講じられるがともに、関係機関から情報が収集さ れている。 | □緊急時対応計画 □情報セキュリティインシデント報告書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は 情報システム管理者へのインタビューにより、サーバー等に 攻撃を受けた場合又は攻撃を受けるリスクがある場合、シ ステムの停止等の適切な措置が講じられ、関係機関から 情報が収集されているか確認がめる。 | 6.5.(2) | 6.1.3 6.1.4 17.1.1 | | |

| 項目 | No. | 必須 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 留意事項 |
|---------------------------------|--------------------|---|--|--|------------------------|
| 6. 技術的 不正 アクセス対 策 | 6.5. 292 283 | ①)不正アクセス対策に關する基準 及び対応手順書 ②)未使用ポートの閉鎖 統括情報セキュリティ責任者によつて、 不正アクセス対策に關する基準及び対 応手順が定められ、文書化されてい る。 | □不正アクセス対策基 準 □不正アクセス対応手 順書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任 者は又は情報システム管理者へのインビューティによ り、不正アクセス対策に關する基準及び対応手 順が文書化され、正式に奉認されているか確 める。 | 情報セキュリティポリシーの例文 の番号 |
| (1) 統括情 報セキ ュリティ 責任 | 293 284 | ③)未使用ポートの閉鎖 統括情報セキュリティ責任者によつて、 使用されてないポートが閉鎖されて いる。 | □ネットワーク構成図 □ネットワーク管理記録 □ファイアウォール設 定 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任 者は又は情報システム管理者へのインビューティによ り、使用されてないポートが閉鎖され、不正ア クセスによる侵入を防止しているか確 める。 | 情報セキュリティポリシーの例文 の番号 |
| | 294 285 | ④)不要なサービスの削除又は停止 統括情報セキュリティ責任者によつて、 不要なサービスが削除又は停止されて いる。 | □不正アクセス対策基 準 □不正アクセス対応手 順書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任 者は又は情報システム管理者へのインビューティによ り、使用されていない不要なサービスが削除又は 停止され、不正アクセスによる侵入を防止してい るか確 める。 | 情報セキュリティポリシーの例文 の番号 |
| | 295 286 | ⑤)ウェブページ改ざんの検知 不正アクセスによるウェブページの改ざ んを検出した場合、統括情報セキュリ ティ責任者及び情報システム管理者に 通報するよう設定されている。 | □不正アクセス対策基 準 □不正アクセス対応手 順書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任 者は又は情報システム管理者へのインビューティによ り、不正アクセスによるウェブページのデータの 書換えを検出し、統括情報セキュリティ責任者及 び情報システム管理者に通報するよう設定してい るか確 める。 | 情報セキュリティポリシーの例文 の番号 |
| | 296 287 | ⑥)システム設定ファイルの検査 統括情報セキュリティ責任者によつて、 重要なシステムの設定を行つたファイル 等について定期的に当該ファイルの 改ざんの有無が検査されている。 | □ネットワーク管理基 準 □システム設定検査記 録 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任 者は又は情報システム管理者へのインビューティによ り、定期的に当該ファイルの改ざんの有無 が検査されているか確 める。 | 情報セキュリティポリシーの例文 の番号 |
| | 297 288 | ⑦)運営体制の構築 統括情報セキュリティ責任者によつて、 監視、通知、情報交換等の機能をもつた組織網 が構築されている。 | □緊急時対応計画 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任 者は又は情報システム管理者へのインビューティによ り、情報セキュリティに關する統一的な窓口と連 携、CISOへの報告、各部部署への指示、ベ ンダとの情報共享及び報道機関への通知などの 対応が行われているか確 める。 | 情報セキュリティポリシーの例文 の番号 |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーが、ISQ927002文の番号 | 関連する規範事項 |
|----------------------------|-----------------|--------------------|---|---|---|------------------------------------|---|
| 6. 技術的セキュリティ対策 不正アクセス対策 | 6.5. (3) 290 | 1)記録の保存 | □緊急時対応計画 □情報セキュリティハンドブック □ログ | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにて、サーバ等に対し不正アクセス行為を検出する可能性がある攻撃を受けた場合、CISO及び統括情報セキュリティ責任者による対応策が存在され、警察及び関係機関と連携・調整し、事業に対して適切に対応している。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにて、職員等及び外部委託事業者が使用しているパソコン等の端末からの内部のサーバ等や外部のサイトに対する攻撃が監視されているか確認がある。 | 6.5.(3) 6.1.3 6.1.4 6.1.7 | ・ログの取得及び保管についてはNo.156～159も関連する項目であることを参考にすること。 ・情報セキュリティインシデント発生時の対応については、No.314～317も関連する項目であることを参考にすること。 ・情報システムの監視については、No.300～303も関連する項目であることを参考にすること。 |
| (4) 内部から の攻撃 | 291 | 1)内部からの攻撃の監視 | □端末ログ □監視記録 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにて、職員等及び外部委託事業者のサーバ等や外部のサイトに対する攻撃が監視されているか確認がある。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにて、職員等及び情報システム管理者が使用しているパソコン等の端末からの内部のサーバ等や外部のサイトに対する攻撃が監視されているか確認がある。 | 6.5.(4) 16.1.2 16.1.3 | ・情報システムの監視については、No.300～303も関連する項目であることを参考にすること。 |
| (5) 職員等による不正 アクセス | 292 | 1)職員等の不正アクセスに対する処置 | □情報セキュリティポリシー □報告書 □通知書 | 職員等による不正アクセスが発見された場合は、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者により該職員等が所属する課室等の情報セキュリティ管理者に通知され、適切な処置が求められている。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ管理者による不正アクセスが発見された場合、当該職員の所属課室等の情報セキュリティ管理者に通知され、適切な処置が求められているか確認する。 | 6.5.(5) 7.2.3 | ・職員等の違反行為に対する対応については、No.325～327も関連する項目であることを参考にすること。 |
| (6) サービス 不能攻撃 | 293 | 1)サービス不能攻撃に対する対策 | □不正アクセス対策基準 □不正アクセス対応手順 □システム監視手順 | 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者による不正アクセスに対する対策として、システム不能攻撃を防ぐため、情報システムの可用性を確保する対策が講じられている。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者へのインタビューにより、サービス不能攻撃対策として、以下の管理策が実施されていることを確認する。 ・情報システムの技術的な対策 ・通信事業者サービスの利用による対策 ・情報システムの監視及び監視記録の保存 さらに、上記対策のモニタリングの実施の有無を確かめる。 | 6.5.(6) | - |
| (7) 標的型攻撃 の型攻撃 | 294 | 1)標的型攻撃に対する対策 | □不正アクセス対策基準 □不正アクセス対応手順 □システム監視手順 | 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者による対策として、標的型攻撃対策として、以下の対策や入口対策、内部対策が講じられている。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者へのインタビューにより、標的型攻撃対策として、以下の管理策が実施されていることを確認する。 ・標的型攻撃媒体経由での攻撃対策としての人的対策 ・電磁的記録媒体経由での攻撃対策 ・ネットワークの通信を監視する等の内部対策 ・不正な通信がないか、ログを確認する等の事後対策 さらに、上記対策のモニタリングの実施有無を確かめる。 | 6.5.(7) | - |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーと統括情報セキュリティ責任者の番号 | 関連するJISQ27002番号 | 留意事項 |
|-----------------------------------|-------------------|---------------|--|---|---|-------------------------------|--------------------------|--|
| 6.6.5 技術的セキュリティアセスメント対策 の実施 | (2) 298 289 | ①攻撃に対する措置 | サーバ等に攻撃を受けた場合又は攻撃を受けた場合がCISO及び他の情報セキュリティ責任者によつて、必要な措置が講じられるなどして、関係機関から情報が収集されている。 | □緊急時対応計画 □情報セキュリティ報告書 □シデント報告書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューやサーバ等に攻撃を受けた場合又は攻撃を受けた場合における場合、システムの停止等の適切な措置が講じられ、関係機関から情報が収集されているか確認がある。 | 6.5.(2) | 6.1.3 6.1.4 17.1.1 | ・情報セキュリティポリシーと統括情報セキュリティ責任者の番号 No.3233-44～3263-47 も関連する項目であることをから参考にすること。 |
| (3) 記録の保存 | 299 290 | ②記録の保存 | サーバ等に犯罪の可能性がある攻撃を受けた場合、CISO及び他の情報セキュリティ責任者によつて、攻撃の痕跡が保存されるなどして、警察及び関係機関と連携・調整し、事案に対して適切に対応している。 | □緊急時対応計画 □情報セキュリティ報告書 □シデント報告書 □ログ | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューやサーバ等に対し不正アクセス禁止法違反等の犯罪の可能性がある場合、攻撃の痕跡が保存され、警察及び関係機関と連携・調整し、事案に対して適切に対応しているか確認ある。 | 6.5.(3) | 6.1.3 6.1.4 16.1.7 | ・ログの取得及び保管についてNo.136～159番を関連する項目であることをから参考にすること。 ・情報セキュリティシデント発生時の対応についてNo.3233-44～3263-47も関連する項目であることをから参考にすること。 |
| (4) | 内部からの攻撃の監視 | ③内部からの攻撃 | 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者による不正アクセスが発見された場合からの端末からの内部のサーバ等に対する攻撃が監視されている。 | □端末ログ □監視記録 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューやハッコン等の端末からの内部のサーバ等に対する攻撃が監視されているか確認ある。 | 6.5.(4) | 16.1.2 16.1.3 | ・情報システムの監視についてNo.3032-00～3123-03も関連する項目であることをから参考にすること。 |
| (5) | ④職員等の不正アクセスに対する対応 | ⑤職員等による不正アクセス | 職員等による不正アクセスが発見された場合、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者が登見された場合、当該職員の所属課室等の情報セキュリティ管理者に通知され、適切な処置が求められている。 | □情報セキュリティ報告書 □通知書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者へのインタビューやにより、職員等による不正アクセスが登見された場合、当該職員の所属課室等の情報セキュリティ管理者に通知され、適切な処置が求められている。 | 6.5.(5) | 7.2.3 | ・職員等の違反行為に対する対応についてNo.33～33番～33番～33番を関連する項目であることをから参考すること。 |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティガーディアンの例 文の番号 | 関連する規範 JISQ27002 番号 | 留意事項 |
|------------------------------|-------|--------------------------------|---------------------|--|---------|--------------------------|--|------|
| 6.6. セキュリティ情報の収集 | 295 | □セキュリティホールや不正プログラム等の情報収集に関する基準 | □セキュリティ情報収集基準 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインダビューや、セキュリティホールや不正プログラム等の情報収集に関する基準が文書化され、正式に承認されているか確認かめる。 | 6.6.1 | 12.6.1 | | |
| (1) セキュリティホールに関する情報収集・共有 | 296 | □セキュリティホール開通情報の通知記録 | □セキュリティホール開通情報の通知記録 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインダビューや、セキュリティホールに関する情報が収集され、情報システムを所管する部署等の関係者間で共有されているか確認かめる。 | 6.6.(1) | 12.6.1 | ・セキュリティホールに関する情報の収集先は、1ヶ所ではなく、複数から収集していることが望ましい。 | |
| i) セキュリティホールの情報収集及び共有 | | □パッチ適用情報 | □パッチ適用情報 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインダビューや、セキュリティホールの緊急度に応じてノンチが適用され、ソフトウェアが更新されているか確認かめる。 | 6.6.(1) | 12.6.1 | | |
| ii) フォトウェアの更新 | 297 ○ | □パッチ適用用記録 | □パッチ適用用記録 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインダビューや、セキュリティホールの緊急度に応じてノンチが適用され、ソフトウェアが更新されているか確認かめる。 | 6.6.(1) | 12.6.1 | | |
| (2) 不正プログラム等のセキュリティ情報の収集及び周知 | 298 | □職員等への周知記録 | □職員等への周知記録 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインダビューや、不正プログラム等のセキュリティ情報を収集し、必要に応じ対応方法について、職員等に周知しているか確認かめる。 | 6.6.(2) | 12.6.1 | ・不正プログラムの対策については、No.262～282も関連する項目であることが参考にすること。 | |
| (3) 情報セキュリティに関する情報の収集・共有 | 299 | □情報セキュリティ及び共有 | □情報セキュリティ開通情報の通知記録 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインダビューや、情報セキュリティに関する技術の動向や変化について情報セキュリティに応じて関係者で共有され、新となる脅威への対応方法について検討しているか確認かめる。 | 6.6.(3) | 12.6.1 | | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーが関連するJSQ2700番号の番号 | 留意事項 |
|---|-------------------|--|--|--|---------|-------------------------------|------|
| 6. 6.5. 技術的 不正 アクセス 不能 攻撃 のセ キュ リティ 対 策 | (6) 302 294 | 1) サービス不能攻撃に対する対策 ・統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者による、システムに及ぼすサービス不能攻撃を防ぐため、情報を確保する対策が講じられている。 | □ 不正アクセス対策基準 □ 不正アクセス対応手順書 □ システム監視手順書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者へのインシディューアにより、サービス不能攻撃対策として、以下の管理策が実施されていることを確認める。 ・情報システムの技術的な対策 ・情報システムの監視及び監視記録の保存 ・通信事業者サービスの利用による対策 ・上記対策のモニタリングの実施の有無を確認める。 | 6.5.(6) | — | |
| 7) 標的型攻撃 | 303 294 | 1) 標的型攻撃に対する対策 ・統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者による、標的型攻撃に対する人的対策や入口対策、内部対策として人の対策が講じられている。 | □ 不正アクセス対策基準 □ 不正アクセス対応手順書 □ システム監視手順書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者へのインシディューアにより、標的型攻撃対策として、以下の管理策が実施されていることを確認める。 ・標的型攻撃メール対策としての人的対策 ・電磁的記録媒体経由での攻撃対策となる入口対策 ・ネットワークの通信を監視し外部との不正通信を検知して対処する等の内部対策 及び出ロ対策 ・不正な通信が検出され、ログを確認する等の事後対策 ・上記対策のモニタリングの実施有無を確認する。 | 6.5.(7) | — | |

| 項目 | No. | 必須 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティガードランの例 文の番号 | 関連する JISQ27002 番号 | 留意事項 |
|-------------------------|-------|---|---|--|--|-------------------------|---|
| 7. 7.1. 情報システムの監視 運用 | 300 | i) 情報システムの監視に関する基準 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によって、ネットワーク及び情報システムの稼働状況の監視に関する基準が定められ、文書化されている。 | □システム運用基準 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューやネットワーク及び情報システムの稼働状況の監視対象や監視体制、サービスへの時刻設定等、情報システムの監視に関する基準が文書化され、正式に承認されているか確認がある。 | 7.1. 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューやネットワーク及び情報システムが常時監視されているか確認がある。 | 7.1.4.1 監査結果は定期的に見直し、不正なアクセスなど的情報セキュリティメントの予兆がないか点検することが望ましい。 | 12.4.1 USQ27002 | ・監視の方法には、侵入検知システム(IDS)等の監視の専用システムを用いる方法の他に、対象システムのログによる監視がある。 |
| | 301 | ii) 情報システム及びネットワークの常時監視 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によって、セキュリティに関する事案を検知するため、ネットワーク及び情報システムが常時監視されている。 | □システム運用基準 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューやネットワーク及び情報システムが常時監視されているか確認がある。 | 7.1.① 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューやネットワーク及び情報システムが常時監視されるため、重要性を確保するため、重要なアクセスログ等を取得するサーバーの正確な時刻設定及びサーバ間の時刻同期が行われているか確認がある。 | 7.1.② 監査結果は定期的に見直し、不正なアクセスなど的情報セキュリティメントの予兆がないか点検することが望ましい。 | 12.4.1 12.4.4 | ・監視結果は定期的に見直し、不正なアクセスなど的情報セキュリティメントの予兆がないか点検することが望ましい。 |
| | 302 | iii) 時刻の同期 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によって、重要なアクセスログ等を取得するサーバーの正確な時刻設定及びサーバ間の時刻同期が行われている。 | □システム運用手順 □時刻設定手順 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューやネットワーク及び情報システムが常時監視されているか確認がある。 | 7.1.③ 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューや外部と常時接続するシステムが常時監視されているか確認がある。 | 7.1.③ 監査結果は定期的に見直し、不正なアクセスなど的情報セキュリティメントの予兆がないか点検することが望ましい。 | 12.4.4 | ・監視結果は定期的に見直し、不正なアクセスなど的情報セキュリティメントの予兆がないか点検することが望ましい。 |
| | 303 ○ | iv) 外部接続システムの常時監視 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によって、外部と常時接続するシステムが常時監視されている。 | □システム運用基準 □監視記録 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューや通信データが常時監視されているか確認がある。 | 7.1.③ 監査結果は定期的に見直し、不正なアクセスなど的情報セキュリティメントの予兆がないか点検することが望ましい。 | 7.1.③ 監査結果は定期的に見直し、不正なアクセスなど的情報セキュリティメントの予兆がないか点検することが望ましい。 | 15.2.1 | ・監視結果は定期的に見直し、不正なアクセスなど的情報セキュリティメントの予兆がないか点検することが望ましい。 |
| | 304 | v) 通信データの再暗号化 暗号化された通信データを監視のために復号することの要否が判断され、要すると判断された場合、該通信データを復号する機能及び必要な場合はこれを再暗号化する機能が導入されている。 | □通信データ暗号化基準 □通信データ監視基準 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューや通信データを復号することが基準どおり判断されているか、また適切に復号、再暗号化がされているか確認がある。 | 7.1.④ 監査結果は定期的に見直し、不正なアクセスなど的情報セキュリティメントの予兆がないか点検することが望ましい。 | 7.1.④ 18.1.5 | 18.1.5 | ・監視の方法には、侵入検知システム(IDS)等の監視の専用システムを用いる方法の他に、対象システムのログによる監視がある。 |

| 項目 | No. 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティホールドの番号 | 関連するJISQ2700番号 | 留意事項 |
|----------------------------------|--------------------|-------------------------------|--------------------------|--|-----------------|----------------|--|
| 6. 技術セキュリティ情報リサイクルや不正プログラム等の情報収集 | 6.6. セキュリティホールドの基準 | ①セキュリティホールや不正プログラム等の情報収集による基準 | □セキュリティホール開設情報収集 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、セキュリティホールや不正プログラム等の情報収集に関する基準が文書化され、正式に承認されているか確認がある。 | 6.6.1 | 12.6.1 | |
| 304 295 | 305 296 | ②セキュリティホールの情報収集及び共有 | □セキュリティホール開設情報収集 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、セキュリティホールを所管する部署等の関係者間で共有されているか確認がある。 | 6.6.(1) | 12.6.1 | ・セキュリティホールに関する情報の収集先は、1か所ではなく複数から収集していることが望ましい。 |
| (1) セキュリティホールに関する情報収集 | 306 297 | ③ソフトウェアの更新 | □ハッヂ適用情報 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、セキュリティホールの緊急度に応じてハッヂが適用され、ソフトウェアが更新されているか確認する。 | 6.6.(1) | 12.6.1 | |
| 有及びソフトウェアの更新等 | 306 297 | ④不正プログラム等のセキュリティ情報の収集及び周知 | □職員等への周知記録 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、不正プログラム等のセキュリティ情報が収集され、必要に応じ対応方法について、職員等に周知しているか確認する。 | 6.6.(2) | 12.6.1 | ・不正プログラムの対策については、No.271264～291282も関連する項目であることを参考にすること。 |
| (2) 不正プログラム等のセキュリティ情報の収集及び周知 | 307 298 | ⑤情報セキュリティに関する情報の収集及び共有 | □情報セキュリティに関する情報の収集及び周知記録 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、情報セキュリティに関する技術的動向や変化について情報を収集し、必要に応じ開発者で共有され、新たな脅威への対応方法について検討しているか確認する。 | 6.6.(3) | 12.6.1 | |
| (3) 情報セキュリティに関する情報の収集及び周知 | 308 299 | | | | | | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシー文の番号 | 関連するUSQ27002番号 | 留意事項 |
|--------------------------------------|-----------------|----|---|--|---|------------------|--------------------------------------|--|
| 7. 運用 情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認及び対応の確認 | 7.2. (1) 305 | | I) 情報セキュリティポリシーの遵守状況 の確認及び問題発生時の対応に関する基準 ●遵守状況の確認及び問題発生時の対応の確認 ●情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者によって、情報セキュリティポリシーの遵守状況について、情報セキュリティポリシーが定められ、文書化されている。 | □情報セキュリティポリシー ○システム運用基準 □情報セキュリティポリシー ○情報報告手順 □情報セキュリティポリシー ○自己点検実施基準 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューや統括情報セキュリティポリシーの遵守状況についての確認及び問題発生時の対応に関する基準が文書化され、正式に承認されているか確認がある。 | 7.2.(1) | 7.2.(1) | 16.1.1 16.1.2 16.1.3 18.2.2 18.2.3 |
| | | | II) 情報セキュリティポリシーの遵守状況 の確認 ●情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ管理者による確認及び情報セキュリティの遵守状況について、情報セキュリティポリシーの遵守状況についての確認が行われ、問題が認められた場合には、速やかにCISO及び統括情報セキュリティ責任者に報告されている。 | □情報セキュリティポリシー ○システム運用基準 □情報報告手順 □情報セキュリティポリシー ○情報報告書 □自己点検結果 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ管理者へのインタビューや統括情報セキュリティポリシーの遵守状況についての確認が行われ、問題が認められた場合には、速やかにCISO及び統括情報セキュリティ責任者に報告されているか確認がある。 | 7.2.(1) | 16.1.1 16.1.2 16.1.3 18.2.2 | |
| | | ○ | III) 発生した問題への対処 ●CISOによって、情報セキュリティポリシー遵守上の問題に対して、適切かつ速やかに対処されている。 | □情報セキュリティポリシー ○情報報告手順 □情報セキュリティポリシー ○情報報告書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューやCISOによる確認及び問題発生時の問題に対する対処が適切かつ速やかに対処されているか確認がある。 | 7.2.(1)② | 16.1.1 18.2.2 | |
| | 307 | ○ | IV) システム設定等における情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認及び問題発生時の対処 ●システム管理者による確認及び情報システムの構成設定等における情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者による確認及び情報システムの構成設定等における情報セキュリティポリシーの遵守状況について定期的に確認が行われ、問題が発生していった場合には適切かつ速やかに対処されている。 | □情報セキュリティポリシー ○システム運用基準 □情報セキュリティポリシー ○情報報告手順 □情報セキュリティポリシー ○情報報告書 □自己点検結果 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューや、ネットワーク及びサーバ等のシステム設定等における情報セキュリティポリシーの遵守状況について定期的に確認が行われ、問題が発生していた場合には適切かつ速やかに対処されているか確認がある。 | 7.2.(1)③ | 16.1.1 16.1.2 16.1.3 18.2.2 | |
| | 308 | ○ | | | | | | |

| 項目 | No. | 必須 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 留意事項 |
|----------------------|-------------|-----------------------|--|--|--|
| 7. 運用情報システムの監視に関する基準 | 309 300 | ⅰ)情報システムの監視に関する基準 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、ネットワーク及び情報システムの稼動状況の監視に関する基準が定められている。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、ネットワーク及び情報システムの稼動状況の監視に関する基準が定められており、文書化されている。 | 監視の方法には、侵入検知システム(IDS)等の監視の専用システムを用いる方法の他に、対象システムのログによる監視がある。 |
| 7.7.1. 情報システムの監視 | 310 304+ | ⅱ)情報システム及びネットワークの常時監視 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、セキュリティにて開くべき情報を監視する事案を熟知するため、ネットワーク及び情報システムが常時監視されている。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、セキュリティ等の情報セキュリティにて開くべき情報を監視する事案を熟知するため、ネットワーク及び情報システムが常時監視されている。 | 監視結果は定期的に見直し、不正なアクセスなどの情報セキュリティインシデントが発生した場合は点検するところである。 |
| 7.7.2. 時刻の同期 | 311 302 | ⅲ)時刻の同期 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、重要性によるセスル等を取扱するサーバーの正確な時刻設定及びサーバー間の時刻同期が行われていることが確かめられる。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、重要性によるセスル等を取扱するサーバーの正確な時刻設定及びサーバー間の時刻同期が行われていることが確かめられる。 | 監視の方法には、侵入検知システム(IDS)等の監視の専用システムを用いる方法の他に、対象システムのログによる監視がある。 |
| 7.7.3. 外部接続システムの常時監視 | 312 303 | ⅳ)通信データの暗号化 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、外部との接続するシステムが常時監視されている。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、外部との接続するシステムが常時監視されている。 | 監視の方法には、侵入検知システム(IDS)等の監視の専用システムを用いる方法の他に、対象システムのログによる監視がある。 |
| 7.7.4. 通信データの再暗号化 | 313 304 | ▼)通信データの再暗号化 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、通信データが判斷され、要するに復号する場合、当該通信データを復号する機能及び必要な場合を確認される。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、通信データを復号するこれが基準どおりに判断されているか確かめる。 | 監視の方法には、侵入検知システム(IDS)等の監視の専用システムを用いる方法の他に、対象システムのログによる監視がある。 |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーが文書化された例の番号 | 関連する規格番号 | 留意事項 |
|-------------------------------------|-------------------------------|---|---|---|---|-------------------------|--|------|
| 7. 7.2. (2) 情報セキュリティポリシー及び端末利用状況の確認 | 309 | ■ 録媒体等の利用状況の調査 | 1)パソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体等のログ、電子メールの送受信記録等の利用状況に關わる基準が定められ、文書化されている。 | □情報セキュリティポリシー □利用状況調査基準 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューと統括情報セキュリティ責任者又はCISO及びCSOが指名した者によって、パソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体等のログ、電子メールの送受信記録等の利用状況の調査に關わる基準が文書化され、正式に承認されているか確かめる。 | 7.2.(2) | 12.4.1 | |
| 7. 7.2. (2) 情報セキュリティポリシー及び端末利用状況の確認 | 310 | ■ 録媒体等の利用状況の調査 | ii)パソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体等のログ、電子メールの送受信記録等の利用状況が必要に応じて調査されている。 | □情報セキュリティポリシー □利用状況調査結果 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、不正アクセス、不正プログラム等の調査のために、CISO及びCSOが指名した者によって、職員等が使用しているパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体等のログ、電子メールの送受信記録等の利用状況が必要に応じて調査されているか確かめる。 | 7.2.(2) | 12.4.1 | |
| (3) 職員等の報告義務 | 311 | ■ 統括情報セキュリティポリシー違反発見時 ○ の対応 | i)情報セキュリティポリシー違反発見時 統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者によつて、情報セキュリティポリシーに対する違反行為を発見した場合の対応に關わる手順が定められ、文書化されている。 | □情報セキュリティポリシー □報告手順 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、職員等が情報セキュリティポリシーに対する違反行為を発見した場合の対応に關わる手順が文書化され、正式に承認されているか確かめる。 | 7.2.(3) | 16.1.1 | |
| 312 ○ | ii)情報セキュリティポリシー違反発見時 ○ の報告 | 情報セキュリティポリシーに対する違反行為が発見された場合、職員等によって、直ちに統括情報セキュリティ責任者に報告されている。 | □情報セキュリティポリシー □報告手順 □情報セキュリティポリシー □報告書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ管理責任者へのインタビューにより、情報セキュリティポリシーに対する違反行為が直ちに情報セキュリティ上重大な影響を及ぼす可能性があると統括情報セキュリティ責任者が判断した場合、統括情報セキュリティ責任者による対応計画に従つた対処が行われているか確かめる。 | 7.2.(3)① | 16.1.1 | | |
| 313 ○ | iii)発見された違反行為に対する対処 | 情報セキュリティポリシーに対する違反行為が直ちに情報セキュリティ上重大な影響を及ぼす可能性があると統括情報セキュリティ責任者が判断した場合、統括情報セキュリティ責任者によつて、緊急時対応計画に従つた対処が行われている。 | □情報セキュリティポリシー □報告手順 □情報セキュリティポリシー □報告書 □緊急時対応計画 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、情報セキュリティ上重大な影響を及ぼす可能性があると統括情報セキュリティ責任者が判断した場合、緊急時対応計画に従つた対処が行われているか確かめる。 | 7.2.(3)② | 16.1.1 | ・緊急時対応計画については、No.405～308も閲覧する項目であるから参考にすること。 | |

| 項目 | No. | 必須 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 留意事項 |
|---|---------------------|---|---|---|-------------------------------------|
| 7. (1) 遵守状況の確認及び問題発生時の対応基準 | 7.2.1 314 305 | I) 情報セキュリティポリシーの遵守基準 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ管理者へのインタビューに該当する問題発生時の対応基準として、情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ管理者への報告手順書等の確認及び問題発生時の対応基準が定められ、文書化されている。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ管理者へのインタビューにおいて、情報セキュリティポリシーの遵守状況についての確認及び問題発生時の対応基準が正しく記載されている。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティポリシーの遵守状況についての確認及び問題発生時の対応基準が正しく記載されている。 | 情報セキュリティポリシーの番号 JIS Q 2700 番号 |
| 7. (2) 情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認 | 7.2.2 315 306 | II) 情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ管理者へのインタビューによつて、情報セキュリティポリシーの遵守状況についての確認及び問題発生時の対応基準が正しく記載され、問題が認められた場合には、連絡が行われ、問題が認められた場合には、連絡が行われ、問題が認められた場合には、連絡が行われる。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ管理者へのインタビューによつて、情報セキュリティポリシーの遵守状況についての確認及び問題発生時の対応基準が正しく記載され、問題が認められた場合には、連絡が行われ、問題が認められた場合には、連絡が行われる。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ管理者へのインタビューによつて、情報セキュリティポリシーの遵守状況についての確認及び問題発生時の対応基準が正しく記載され、問題が認められた場合には、連絡が行われ、問題が認められた場合には、連絡が行われる。 | 情報セキュリティポリシーの番号 JIS Q 2700 番号 |
| III) 発生した問題への対処 | 316 307 | CISOによる、情報セキュリティポリシー遵守状況の問題に対する対応が行われている。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ管理者へのインタビューによつて、問題が発生した場合に、適切かつ速やかに対応されている。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ管理者へのインタビューによつて、問題が発生した場合に、適切かつ速やかに対応されている。 | 情報セキュリティポリシーの番号 JIS Q 2700 番号 |
| IV) システム設定等における情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認及び問題発生時の対応基準 | 317 308 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ管理者へのインタビューによつて、システム設定等における情報セキュリティポリシーの遵守状況についての確認及び問題発生時の対応基準が正しく記載されている。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ管理者へのインタビューによつて、システム設定等における情報セキュリティポリシーの遵守状況についての確認及び問題発生時の対応基準が正しく記載されている。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ管理者へのインタビューによつて、システム設定等における情報セキュリティポリシーの遵守状況についての確認及び問題発生時の対応基準が正しく記載されている。 | 情報セキュリティポリシーの番号 JIS Q 2700 番号 |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーが関連する文書の番号 | 留審事項 |
|-------------------------|-----|----|---|---|---|------------------------|---|
| 7.運用 7.3. 侵害時の対応等 | 314 | | I)緊急時対応計画に關わる基準 統括情報セキュリティ責任者によって、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合又は発生するおそれのある場合の緊急時対応計画に關わる基準が定められ、文書化されている。 | □情報セキュリティポリシーと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインダゴニーにより、情報セキュリティポリシーと、情報セキュリティポリシーの趣旨、情報セキュリティポリシーに対するセキュリティ侵襲事が発生した場合又は発生するおそれのある場合の緊急時対応計画に関する基準が文書化され、正式に承認されているか確認する。 | 監査資料のレポートと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインダゴニーにより、情報セキュリティポリシーと、情報セキュリティポリシーに対するセキュリティ侵襲事が発生した場合又は発生するおそれのある場合の緊急時対応計画に関する基準が文書化され、正式に承認されているか確認する。 | JSQ27002 7.3. | ・緊急時対応計画の策定においては、自然災害、事故、装置の故障及び悪意による行為の結果など的情報セキュリティポリシーの策定時ににおける住民からの問合せ方法・窓口は常に明確にしておくことなどが望ましい。 |
| (1) 緊急時対応計画の策定 | | | II)緊急時対応計画の策定 CISO又は情報セキュリティ委員会によって、緊急時対応計画が定められている。 | □緊急時対応計画 □情報セキュリティ委員会 議事録 | 監査資料のレポートと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインダゴニーにより、緊急時対応計画が定められているか確認する。 | 7.3.(1)～(2) | 16.1.1 17.1.2 |
| (2) 緊急時対応計画の策定 | 315 | ○ | | | | 7.3.(3) | — |
| (3) 業務継続計画との整合性確保 | 316 | | I)業務継続計画との整合性確保 業務継続計画を策定する場合、業務継続計画と情報セキュリティポリシーの整合性が確保されている。 | □業務継続計画 □情報セキュリティポリシー □緊急時対応計画 | 監査資料のレポートと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインダゴニーにより、業務継続計画と情報セキュリティポリシーの整合性が確保されているか確認する。 | 7.3.(3) | 7.3.(4) |
| (4) 緊急時対応計画の見直し | 317 | | I)緊急時対応計画の見直し CISO又は情報セキュリティ委員会によって、必要に応じて緊急時対応計画の規定が見直されている。 | □緊急時対応計画 □情報セキュリティ委員会 等の議事録 | 監査資料のレポートと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ委員会によって、情報セキュリティポリシーを取り巻く状況の変化や組織体制の変動等に応じて緊急時対応計画の規定が見直されているか確認する。 | 7.3.(4) | 17.1.3 |

| 項目 | No. | 必須 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーの番号 | 関連する JISQ27002 番号 | 留意事項 |
|----------------------------|--|--|--|---|-----------------|-------------------------|--|
| 7. 運用 情報セキュリティポリシーの運用状況の調査 | 7.2. (2) | I) ハードコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体等の利用状況の調査 CISO及びCISOが指名した者によつて、パソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体等のログ、電子メールの送信履歴等の利用状況の調査に開わる基準が定められ、文書化されている。 | □情報セキュリティポリシー □利用状況調査基準 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、不正アクセス、不正プログラム等の調査のため、CISO及びCISOが指名した者によるパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体等のログ、電子メールの送信履歴等の利用状況の調査が文書化され、正式に承認されているか確認がある。 | 7.2.(2) | 12.4.1 | |
| 7. 運用 情報セキュリティポリシーの運用状況の調査 | 7.2. (2) | II) ハードコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体等の利用状況の調査 不正アクセス、不正プログラム等の調査のために、CISO及びCISOが指名した者によつて、パソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体等のログ、電子メールの送信履歴等の利用状況が必要に応じて調査されている。 | □利用状況調査結果 □情報セキュリティポリシーの調査 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、不正アクセス、不正プログラム等の調査のために、CISO及びCISOが指名した者によつて、パソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体等のログ、電子メールの送信履歴等の利用状況が必要に応じて調査されているか確認がある。 | 7.2.(2) | 12.4.1 | |
| (3) 職員等の報告業務 | 319 340 341 342 343 344 | I) 情報セキュリティポリシー違反発見時の対応に開わる手順 情報セキュリティ責任者は情報セキュリティポリシーによって、情報セキュリティポリシーに対する違反行為を発見した場合の対応について、情報セキュリティポリシーに開わる手順が定められ、文書化されている。 | □情報セキュリティポリシー手順書 シーネット報告手順書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、職員等が情報セキュリティポリシーに対する違反行為を発見した場合の対応について、情報セキュリティポリシーに開わる手順が文書化され、正式に承認されているか確認がある。 | 7.2.(3) | 16.1.1 | |
| (3) 職員等の報告業務 | 320 341 342 343 344 | II) 情報セキュリティポリシー違反発見時の報告 情報セキュリティポリシーに対する違反行為が発見された場合、職員等によつて、直ちに統括情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ管理責任者に報告されている。 | □情報セキュリティポリシー手順書 シーネット報告手順書 □情報セキュリティポリシー手順書 シーネット報告手順書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、情報セキュリティポリシーに対する違反行為が発見された場合、直ちに統括情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ管理責任者に報告されているが確認がある。 | 7.2.(3)① | 16.1.1 | |
| | 321 342 343 | III) 発見された違反行為に対する対処 情報セキュリティポリシーに対する違反行為が直ちに情報セキュリティ責任者が判断した場合、情報セキュリティ責任者によつて、緊急時対応計画に従つた対処が行はれる。 | □情報セキュリティ手順書 シーネット報告手順書 □情報セキュリティ手順書 シーネット報告手順書 □緊急時対応計画 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、情報セキュリティポリシーに対する違反行為が直ちに情報セキュリティ責任者が判断した場合、情報セキュリティ責任者が判断した場合、緊急時対応計画に従つた対処が行われているか確認がある。 | 7.2.(3)② | 16.1.1 | ・緊急時対応計画については、No.323445～326408も関連する項目であることをから参考すること。 |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーが文書化された際の留意事項 |
|---------------|----------------------|--|--|--|--|---------------------------------------|
| 7. 運用 例外措置 | 7.4. 7.4. 例外措置の許可 | 318 | 1)例外措置に關わる基準及び対応手続 統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューにより例外措置を講じる場合の基準及び対応手続が文書化されている。 | □例外措置のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューにより例外措置を講じる場合の基準及び対応手続が文書化され、正式に承認されているか確認する。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューにより例外措置を講じる場合の基準及び対応手続が文書化され、正式に承認されているか確認する。 | 7.4. 7.4.(1) 7.4.(2) 7.4.(3) |
| (1) | ○ | 1)例外措置の申請及び許可 情報セキュリティ関係規定の遵守が困難な状況で行政事務の適正な遂行を継続しきれはならない場合、情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者によって、CISOの許可を得たうえで例外措置が講じられている。 | □例外措置申請書/許可書 □例外措置実施報告書 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者へのインタビューにより例外措置を講じる場合の基準及び対応手続が文書化され、正式に承認されているか確認する。 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者へのインタビューにより例外措置を講じる場合の基準及び対応手続が文書化され、正式に承認されているか確認する。 | 7.4.(1) 7.4.(2) 7.4.(3) |
| (2) | ○ | 1)緊急時の例外措置 行政事務の遂行に緊急を要する等の場合であつて、例外措置を実施することが不可避のときは、情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者によって、事後速やかにCISOに報告されている。 | □例外措置実施報告書 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者へのインタビューにより行政事務の遂行に緊急を要する等の場合であつて、例外措置を実施するときは、情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者によって、事後速やかにCISOに報告されているか確認する。 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者へのインタビューにより行政事務の遂行に緊急を要する等の場合であつて、例外措置を実施するときは、情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者によって、事後速やかにCISOに報告されているか確認する。 | 7.4.(2) |
| (3) | ○ | 1)例外措置の申請書の管理 CISOによつて、例外措置の申請書及び審査結果が保管され、定期的に申請状況が確認されている。 | □例外措置申請書/許可書 □例外措置実施報告書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインタビューによりCISOによつて、例外措置の申請書及び審査結果が保管され、定期的に申請状況が確認されているか確認する。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインタビューによりCISOによつて、例外措置の申請書及び審査結果が保管され、定期的に申請状況が確認されているか確認する。 | 7.4.(3) |

| 項目 | No. 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーの番号 | 関連するJSQ2700番号 | 留意事項 |
|------------------------|------------|------------------------|--|--|-----------------|----------------------------|---|
| 7.2. 侵書運用 | 323 344 | i) 緊急時対応計画に関する基準 | □情報セキュリティポリシー 統括情報セキュリティ責任者によって、情報資産に対するセキュリティ侵害事が発生した場合又は発生するおそれのある場合の緊急時対応計画に関する基準が定められ、文書化されている。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのハイタッチによる情報セキュリティインシデント、情報セキュリティポリシーの違反等による情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合又は発生するおそれのある場合の緊急時対応計画に定期つる基準が文書化され、正式に承認されているか確認がある。 | 7.3. | 17.1.1 17.1.2 17.1.3 | ・緊急時対応計画の策定においては、自然災害、事故、装置の故障及び悪意による行為の結果などの情報セキュリティインシデント発生時における住民からの問合せ方法・窓口は常に明確にしておこなうことが望ましい。 |
| | | ii) 緊急時対応計画の策定 | □緊急時対応計画 □情報セキュリティ委員会にCISO又は情報セキュリティ委員会にて、緊急時対応計画が定められている。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのハイタッチによる情報セキュリティ委員会にて、緊急時対応計画が定められているか確認する。 | 7.3.(1)~(2) | 16.1.1 17.1.2 | |
| (1) 緊急時対応計画の策定 | ○ | (1) 緊急時対応計画の策定 | □業務継続計画と整合性確保 業務継続計画を策定する場合、業務継続計画と情報セキュリティの整合性が確保されている。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ委員会にて、業務継続計画と情報セキュリティの整合性が確保されているか確認する。 | 7.3.(3) | — | |
| (2) 緊急時対応計画に記載すべき内容 | 324 345 | (2) 緊急時対応計画に記載すべき内容 | □業務継続計画との見直し CISO又は情報セキュリティ委員会にて、必要に応じて緊急時対応計画の規定が見直されている。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ委員会にて、業務継続計画と情報セキュリティの整合性が確保されているか確認する。 | 7.3.(4) | 17.1.3 | |
| (3) 業務継続計画との整合性確保 | ○ | (3) 業務継続計画との整合性確保 | □業務継続計画 □情報セキュリティの整備計画 □緊急時対応計画 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ委員会にて、業務継続計画と情報セキュリティの整合性が確保されているか確認する。 | 7.3.(3) | — | |
| (4) 緊急時対応計画の見直し | 325 346 | (4) 緊急時対応計画の見直し | □緊急時対応計画 □情報セキュリティ委員会にて、必要に応じて緊急時対応計画の規定が見直されている。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ委員会にて、業務継続計画と情報セキュリティの整合性が確保されているか確認する。 | 7.3.(4) | 17.1.3 | |

| 項目 | No. | 必須 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーが 関連する 文の番号 | USQ27002 番号 | 留意事項 |
|-----------|----------|-----------------|----------|---|-------------------------------|--|------|
| 7. 法令遵守運用 | 7.5. 322 | i) 遵守すべき法令等の明確化 | □関連法令等一覧 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、職員等が職務の遂行において遵守すべき情報セキュリティに関する法令等の一覧が定められているか確認がある。 | 7.5. | 18.1.1 18.1.2 18.1.3 18.1.4 18.1.5 | |
| | 323 | ii) 法令遵守 | □関連法令等一覧 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ責任者及び職員等へのインタビューにより、職員等が職務の遂行において遵守すべき情報セキュリティに関する法令等を遵守しているか確認がある。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確認がある。 | 7.5. | 18.1.1 18.1.2 18.1.3 18.1.4 18.1.5 | |

| 項目 | No. | 必須 項目 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 留意事項 | | |
|-------------|----------------|----------------|------------------------|-----------------|--|--|--------------------|--------|
| 7. 運用 例外 指置 | 7.4.327 343 | (1) 例外指置の許可 | 「(1) 例外指置に關わる基準及び対応手続」 | □例外指置に対する基準／手続。 | 監査資料のレビューと統括情報報告セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者による、例外措置を講じる場合の基準及び対応手続が定められ、文書化されている。 | 情報セキュリティガドーラインの例番号 7.4.1 | 一 | |
| | 328 344 | (2)緊急時の例外指置 | 「(2)緊急時の例外指置」 | □例外指置の申請及び許可 | 監査資料のレビューと統括情報報告セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者による、例外措置を講じる場合の基準及び対応手続が定められ、文書化されている。 | 監査資料の申請書／許可書 □例外指置実施報告書／許可書 監査資料のレビューと統括情報報告セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者による、例外措置を講じる場合の基準及び対応手続が定められ、文書化されている。 | 7.4.(1) 7.4.(2) | 一 一 |
| | 329 344 | (3)例外指置の申請書の管理 | 「(3)例外指置の申請書の管理」 | □例外指置の申請書の管理 | 監査資料の申請書／許可書 □例外指置実施報告書／許可書 | 監査資料のレビューと統括情報報告セキュリティ責任者へのインタビューにより、CISOによって、例外指置の申請書及び審査結果が保管されているか確認される。 | 7.4.(3) | 一 |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーの文の番号 | 関連するガイドラインの例 | 留意事項 |
|-------------------------|-------|---------------------|--|--|----------------|-------------------|--------------------------------------|------|
| 7. 運用 7.6. (1) 懲戒処分等 | 324 ○ | 1) 懲戒処分の対象 | □情報セキュリティポリシー 統括情報セキュリティ責任者によって、情報セキュリティポリシーに違反した職員等及びその監督責任者が地方公務員法による懲戒処分の対象となることが定められ、文書化されている。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、情報セキュリティポリシーに違反した職員等及びその監督責任者が、その重大性、発生した事案の状況等について、地方公務員法による懲戒処分の対象となることが文書化され、正式に承認されているか確認がある。 | 7.6.(1) | 7.2.3 | 7.2.3 | |
| (2) 違反時の対応 | 325 | I) 違反時の対応手順 | □情報セキュリティポリシー 統括情報セキュリティ責任者によって、職員等による情報セキュリティポリシーに違反する行動が確認された場合の対応手順が定められ、文書化されている。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、職員等による情報セキュリティポリシーに違反する行動が確認された場合の対応手順が文書化され、正式に承認されているか確認がある。 | 7.6.(2) | 7.2.3 ～② | 16.1.1 16.1.2 16.1.7 18.2.2 | |
| | 326 | II) 聞取者への通知 | □情報セキュリティポリシー 職員等による情報セキュリティポリシーに違反する行動が確認された場合、関係者に通知し、適切な措置を求めている。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ管理者、情報セキュリティポリシーに違反する行動が確認された場合、関係者に通知し、適切な措置を求めているか確認がある。 | 7.6.(2)① ～② | 7.2.3 ～② | 16.1.1 16.1.2 16.1.7 18.2.2 | |
| | 327 | III) 情報システム使用の権利の制限 | □情報セキュリティポリシー 情報セキュリティ管理者等の指導によっても改善がみられない場合、統括情報セキュリティ責任者によって、当該職員等のネットワーク又は情報システムを使用する権利を停止又は剥奪し、関係者に通知されている。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ管理者及び情報セキュリティ管理者へのインタビューにより、情報セキュリティ管理者の指導によって改善がみられない場合、統括情報セキュリティ責任者によって当該職員等のネットワーク又は情報システムを使用する権利が停止又は剥奪され、CISO及び当該職員等の所属課室等の情報セキュリティ管理者に通知されているか確認がある。 | 7.6.(2)③ | 7.2.3 | 16.1.1 16.1.2 16.1.7 18.2.2 | |

| 項目 | No. | 必須 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーと統括情報セキュリティ責任者へのペーパーレス化 関連する JISQ2700 2番号 の番号 | 留意事項 |
|------------|--------------------|---|---|--|---|------|
| 7. 法令運用 遵守 | 7.5. 331 322 | I) 遵守すべき法令等の明確化 統括情報セキュリティ責任者によって、職員等が職務の遂行において遵守すべき情報をセキュリティに関する法令等の一覧が定められ、文書化されている。 | □ 関連法令等一覧 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのペーパーレス化の遂行において遵守すべき情報をセキュリティに関する法令等の一覧が定められているか確認がある。 | 7.5. 18.1.1 18.1.2 18.1.3 18.1.4 18.1.5 | 18.1.1 18.1.2 18.1.3 18.1.4 18.1.5 | |
| | 332 323 | II) 法令遵守 職員等が職務の遂行において遵守すべき情報をセキュリティに関する法令等を遵守している。 | □ 関連法令等一覧 監査資料のレビューと情報セキュリティ責任者及び職員等へのペーパーレス化、職員等が職務の遂行において遵守すべき情報をセキュリティに関する法令等を遵守しているか確認める。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。 | 7.5. 18.1.1 18.1.2 18.1.3 18.1.4 18.1.5 | 18.1.1 18.1.2 18.1.3 18.1.4 18.1.5 | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティガーディアンの例 文の番号 | 関連する 規範セキュリティガーディアンの例 文の番号 | 留意事項 |
|------------------------|--|----------|---|------------------------------------|---|--------------------------|---|---|
| 8. 外部委託 サービスの利 用 | 8.1. (1) 外部委託 事業者の 委託判断 基準 | ■ 328 | i) 外部委託の情報セキュリティに觸れる ■ 情報セキュリティ責任者によって、外部委託を行う場合の情報セキュリティに関する基準が定められ、文書化されている。 | □外部委託管理基準 □外部委託事業者選定基準 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインダビューや、外部委託を行いう場合の情報セキュリティに觸れる基準が文書化され、正式に承認されているか確認する。 8.1.(1) | 8.1.(1) | 14.2.7 15.1.2 15.2.1 15.2.2 No.107～108も関連する項目であることが参考にすること。 | ・情報セキュリティガーディアンの例文の番号 JISQ27002 留意事項 |
| | (2) 外部委託 事業者の 選定基準 | ○ 329 | ii) 外部委託事業者の選定基準 情報セキュリティ管理者によって、外部委託事業者選定の際、委託内容に応じた情報セキュリティ対策が確実に実施されていることが確認されている。 | □外部委託事業者選定基準 □サービス仕様書(サービスカタログ) | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者へのインダビューや、外部委託事業者選定の際、委託内容に応じた情報セキュリティ対策が確実に実施されているか確認しているか確認される。 | 8.1.(1)① | 14.2.7 15.2.1 | ・外部委託事業者選定基準には、「コンプライアンスに関するその管理体制が、教育訓練等の対策が取りられ、従業員が理解しているか」、「委託業務内容に則した技術、要員が確保されているか」などの項目が含まれていることが望ましい。 |
| | | ○ 330 | iii) 外部委託事業者の選定 情報セキュリティ管理者によって、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の認証取得状況、情報セキュリティ監査の実施状況等を参考にして、外部委託事業者が選定されている。 | □外部委託事業者選定基準 □サービス仕様書(サービスカタログ) | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者へのインダビューや、外部委託事業者の選定の際に、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の認証取得状況、情報セキュリティ監査の実施状況等が参考にされているか確認される。 | 8.1.(1)② | 14.2.7 15.2.1 | |

| 項目 | No. 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーの番号 | 情報セキュリティポリシーの例 | 関連するJISQ27002番号 | 留意事項 |
|-------------|---------------------------------|---|--|----------------|---|----------------|---|------|
| 7. 運用 懲戒処分等 | 7.6. (1) 333 ○ 324 | I) 整肃処分の対象 統括情報セキュリティ責任者によつて、情報セキュリティポリシーに違反した職員等及びその監督責任者が地方公務員法による懲戒処分の対象となることが定められている。 | □情報セキュリティポリシー 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、情報セキュリティポリシーに違反した職員等及びその監督責任者が、その重大性、発生した客の状況等に応じて、地方公務員法による懲戒処分の対象となることが文書化され、正式に承認されているか確認がある。 | 7.6.(1) | 7.2.3 | | | |
| | (2) 違反時の対応 の対応 334 325 | II) 違反時の対応手順 統括情報セキュリティ責任者によつて、情報セキュリティポリシーによる情報セキュリティポリシーに違反する行動が確認された場合の対応手順が定められ、文書化されている。 | □情報セキュリティポリシー 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、職員等による情報セキュリティポリシーに違反する行動が確認された場合の対応手順が文書化され、正式に承認されているか確認がある。 | 7.6.(2) | 7.2.3 16.1.1 16.1.2 16.1.7 18.2.2 | 7.6.(2) | 7.2.3 16.1.1 16.1.2 16.1.7 18.2.2 | |
| | | III) 關係者への通知 職員等による情報セキュリティポリシーに違反する行動が確認された場合、關係者に通知し、適切な措置を求めていく。 | □情報セキュリティポリシー 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ管理者等による情報セキュリティポリシーに違反する行動が確認された場合、關係者に通知し、適切な措置を求めていくか確認がある。 | 7.6.(2)① ~② | 7.2.3 16.1.1 16.1.2 16.1.7 18.2.2 | 7.6.(2)① ~② | 7.2.3 16.1.1 16.1.2 16.1.7 18.2.2 | |
| | | IV) 情報システム使用の権利の制限 情報セキュリティ管理者等の指導によつても改善がみられない場合、統括情報セキュリティ責任者によつて、当該職員等のネットワーク又は情報システムを適用する権利を停止又は剥奪し、関係者に通知されている。 | □情報セキュリティポリシー 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、情報セキュリティ管理者等の指揮に従つても改善がみられない場合、統括情報セキュリティ責任者又は情報システムを停止又は剥奪し、CISO及び当該職員等の所属課室等の情報セキュリティ管理者に通知されているか確認がある。 | 7.6.(2)③ | 7.2.3 16.1.1 16.1.2 16.1.7 18.2.2 | 7.6.(2)③ | 7.2.3 16.1.1 16.1.2 16.1.7 18.2.2 | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティガーディアンの例 文の番号 | 関連する規範 JISQ27002 番号 | 留意事項 |
|--------------------------------------|-----|----|---|---|---|--------------------------|---------------------------|---|
| 8.1. (3) 契約項目 外部委託 サービスの利 用 | 331 | ○ | 1)外部委託事業者との契約 情報システムの運用、保守等を外部委託する場合、外部委託事業者との間で締結される契約書に、必要に応じた情報セキュリティ要件が明記されている。 | □業務委託契約書 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインダビューや、外部委託事業者との間で締結される契約書に必要に応じて次の情報セキュリティ要件が明記されているか確認がある。 ・情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順の遵守 ・外部委託事業者の責任者、委託内容、作業者の所属、作業場所の特定 ・提供されるサービスレベルの保証 ・外部委託事業者にアクセスを許可する情報の種類と範囲、アクセス方法 ・外部委託事業者の従業員に対する教育の実施 ・提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止 ・業務上知り得た情報の守秘義務 ・委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等 ・委託業務の定期報告及び緊急時報告義務 ・委託元団体による情報セキュリティインシデント発生時の公表 ・情報セキュリティポリシーが遵守されなかつた場合の規定(損害賠償等)等 | 8.1.(2) | 15.1.2 | ・再委託は原則禁止であるが、例外的に再委託を認める場合には、再委託事業者における情報セキュリティ対策が十分取られており、外部委託事業者と同等の水準であることを確認した上で許可しなければならない。 ・契約事項について、再委託事業者の監督についても規定されていることが望ましい。 |
| (4) 確認・措 置等 | 332 | ○ | 1)外部委託事業者のセキュリティ対策 ①確認と報告 情報セキュリティ管理者によつて、外部委託事業者におけるセキュリティ対策の確保が確認され、必要に応じた業務委託契約に基づく措置が講じられているか確認している。また、確認された内容が該当情報セキュリティ責任者に報告され、さらにその重要度に応じてCISOに報告されている。 | □外部委託管理基準 □作業報告書 □改善要望書 □改善措置実施報告書 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者へのインダビューや、外部委託事業者においてセキュリティ対策が確保されているか定期的に確認され、必要に応じた業務委託契約に基づく措置が講じられているか確認がある。また、確認された内容が該当情報セキュリティ責任者に報告され、さらにその重要度に応じてCISOに報告されているか確認がある。 ・契約事項の遵守状況のほか、十分なセキュリティ対策がとられていることを確認する必要があり、特に、再委託の制限、情報の持ち出しの禁止、業務終了後のデータの返還・廃棄、支給以外のパソコンの使用についてCISOに報告されている。 | 8.1.(3) | 15.2.1 15.2.2 | ・外部委託事業者の情報セキュリティポリシー等の遵守状況について、No.107～108も関連する項目であることから参考すること。 ・契約事項の遵守状況のほか、十分なセキュリティ対策がとられていることを確認する必要があり、特に、再委託の制限、情報の持ち出しの禁止、業務終了後のデータの返還・廃棄、支給以外のパソコンの使用についてCISOに確認することが必要である。 |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシー文書の番号 | 関連するJISQ2700番号 | 留意事項 |
|------------------------------|-----|----|--|---|--|-------------------|--------------------------------------|---|
| 8.1. (1) 外部委託事業者の選定基準 | | | ①) 業務外部委託の情報セキュリティに關わる基準 □ 外部委託事業者 によって、 業務委託契約 で、 委託事業者 が選定の際、 業務外部委託の情報セキュリティ を実現するための基準が定められ、文書化されている。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者による監査基準選定 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのハイビューアーにより、 業務外部委託を行場合の情報セキュリティ に關わる基準が文書化され、正式に承認されているか確認している。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者選定 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者へ □ 外部委託事業者 によって、 外部委託事業者 を選定の際、 委託内容に応じた情報セキュリティ対策 が確立していることが確認されている。 | 8.1.(1) | 14.2.7 15.1.2 15.2.1 15.2.2 | ・情報セキュリティポリシー等遵守事項の4 ・ 外部委託事業者 に対する説明義務については、N.107～108も関連する項目であることから参考にすること。 |
| 8.1. (2) 外部委託事業者の選定基準 | | | ②) 委託事業者の選定基準 □ 外部委託事業者 によって、 外部委託事業者 を選定の際、 委託内容に応じた情報セキュリティ対策 が確立していることが確認されている。 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者へ □ 外部委託事業者 によって、 外部委託事業者 を選定の際、 委託内容に応じた情報セキュリティ対策 が確立していることが確認されている。 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者へ □ 外部委託事業者 によって、 外部委託事業者 を選定の際、 委託内容に応じた情報セキュリティ対策 が確立していることが確認されている。 | 8.1.(1)① | 14.2.7 15.2.1 | ・ 外部委託事業者 選定基準には、「コンプライアンスに關してその管理体制、教育訓練等の方策が取られ、従業員が理解しているか」「委託業務内容に即した技術、要員が確保されているか」などの項目が含まれていることが望ましい。 |
| | | | ○ | ○ | ○ | 338 329 | 14.2.7 15.2.1 | |
| | | | ③) 外部委託事業者の選定 □ 外部委託事業者 によって、 情報セキュリティ管理者 による監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者へ □ 外部委託事業者 によって、 外部委託事業者 の国際規格の認証取得状況、情報セキュリティ基準の実施状況等を参考にして、 外部委託事業者 が選定されている。 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者へ □ 外部委託事業者 によって、 外部委託事業者 の国際規格の認証取得状況、情報セキュリティ基準の実施状況等を参考にして、 外部委託事業者 が選定されている。 | 8.1.(1)② | 14.2.7 15.2.1 | | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティガーディアンの例 文の番号 | 関連する ISO27002 番号 | 留意事項 |
|-----------------------------------|-----|----|--|---|---|--------------------------|----------------------------|------|
| 3.8.2. 約款による外部サービス利用に係る規定の整備 | 333 | | I) 約款による外部サービス利用について、約款による外部サービス利用に係る規定が作成されている。また、当該サービスの利用において、機密性2以上の情報が取り扱われないよう規定されているか確認がある。 | □約款による外部サービス利用基準 □約款による外部サービス運用手順 □約款による外部サービス利用申請書 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者へのインダビューより約款による外部サービスを利用を行う場合の規定が整備されている。また、当該サービスの利用において、機密性2以上の情報が取り扱われないよう規定されているか確認がある。 ・約款によるサービスを利用する範囲 ・業務には利用する範囲による外部サービス ・利用手続及び運用手順 | 8.2.(1) | 15.1.2 15.1.3 15.2.2 | |
| II) 約款による外部サービスの利用における対策の実施 | 334 | | 情報セキュリティ管理者によって、約款による外部サービス利用に関するセキュリティ対策の実施に係る基準が定められている。 | □約款による外部サービス利用基準 □約款による外部サービス運用手順 □約款による外部サービス利用申請書 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者へのインダビューより約款による外部サービスを利用する場合の、サービス利用によるリスクの把握とセキュリティ対策の実施に関する基準が定められており、職員等がサービス利用の必要性、リスクの評価の判断を行つたうえでサービスを利用しているか確認がある。 | 8.2.(2) | 15.1.2 15.1.3 15.2.2 | |
| III) ソーシャルメディアサービスにおけるセキュリティ対策の実施 | 335 | | 情報セキュリティ管理者によって、ソーシャルメディアサービスのなりすましや不正アクセス対策が定められ、運用手順が作成されている。 | □ソーシャルメディアサービス利用基準 □ソーシャルメディアサービス管理手順 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者へのインダビューよりソーシャルメディアサービスを利用して住民へ情報提供を行う場合は、アカウントが店内で管理しているのであることを本市の自己管理ウェブサイトに当該情報を掲載して参考可能とするとともに、当該アカウントの自由記述欄等にアカウントの運用組織を明示する等のやり方を実施し対策や、アカウントのパスワードの適切な管理やアカウントログイン用端末のセキュリティ対策等の不正アクセス対策及び発信した情報をバックアップしておき、ソーシャルメディアサービスが終了した際の対策が行われているか確認がある。 | 8.3.(1) | — | |
| IV) ソーシャルメディアサービス利用時の情報の取扱い | 336 | | 情報セキュリティ管理者によって、ソーシャルメディアサービスに保管する情報の範囲やソーシャルメディアサービス利用責任者が定められている。 | □ソーシャルメディアサービス利用基準 □ソーシャルメディアサービス管理手順 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者へのインダビューよりソーシャルメディアサービスを利用する際には、機密性2以上の情報は発信しないことや、利用するソーシャルメディアサービスごとに責任者が定められていること等の手順がつくられているか確認がある。 | 8.3.(2)～③ | — | |
| V) アカウント乗っ取り確認時の措置 | 337 | | アカウント乗っ取り確認された場合に、被害を最小限にするための措置が講じられている。 | □ソーシャルメディアサービス利用基準 □ソーシャルメディアサービス管理手順 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者へのインダビューよりアカウント乗っ取りを確認した場合の対応手順が作られているか、また、手順に従つて記録がどうなるかになっているか確認がある。 | 8.3.(4) | — | |

| 項目 | No. | 必須 契約項 目 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーと情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、 外部委託事業者との間で締結される契約書に記載された内容に基づいて次の情報セキュリティ要件が明記されていることの確認である。 | 情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ管理者への指示事項の確認 | 関連するJISQ2700番号 2.ガバナンスの例文 の番号 | 留意事項 |
|-------------------|------------|--|---|--|-----------------------------|--|------------------------------------|-------------------------------------|------|
| 8.1. (3) 業務委託契約項目 | 340 344 | ①)外部委託事業者との契約 情報システムの運用、保守等を業務委託する場合、外部委託事業者との間に締結される契約書に、必要に応じた情報セキュリティ要件が明記されてい る。 | □業務委託契約書 | 監査資料の例 ・情報セキュリティポリシーと情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、 外部委託事業者との間で締結される契約書に記載された内容に基づいて次の情報セキュリティ要件が明記されていることの確認である。 ・情報セキュリティ要件が十分取扱われており、外部委託事業者と同等の水準であることを確認した上で許可しなければならない。 ・契約書において、再委託においても監督についてることが望ましい。 | 15.1.2 | ・再委託は原則禁止であるが、例外的に再委託を認める場合に再委託事業者ににおける情報セキュリティに対する対策が十分取扱われており、外部委託事業者と同等の水準であることを確認した上で許可しなければならない。 ・契約書において、再委託においても監督についてすることが望ましい。 | | | |
| (4) 優良化・強化・指揮等 | 341 342 | ②)外部委託事業者のセキュリティ対策と報告 情報セキュリティ管理者によって、外部委託事業者におけるセキュリティ対策の実施が確認され、必要に応じて業務委託契約に基づく措置が講じられていて、また、確認した内容が継続して報告せら れる。また、確認した内容が継続して報告せら れる。 | □外部委託管理基準 □作業報告書 □改善要望書 □改善措置報告書 | 監査資料の例 ・情報セキュリティポリシーと情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、 外部委託事業者においてセキュリティ対策が確保されているか定期的に確認され、必要に応じて業務委託契約に基づく改善措置が講じられていて、また、確認した内容が継続して報告せら れる。また、確認した内容が継続して報告せら れる。 | 8.1.(3) 15.2.1 15.2.2 | ・外部委託事業者の情報セキュリティポリシー等の遵守事項に ついては、No.107～108で開示する項目に あること。 ・契約事項の遵守状況のほか、十分なセキュリティ対策が取 れていることを確認する必要があり特に、再委託の制限、情報の持ち出しの禁止、業務終了後のデータの返還・廃棄、支給以外のハンドルの使用について、違反がないか確認することが必要である。 | | | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティガーディアンの例 文の番号 | 関連する ISO27002 番号 | 留意事項 |
|-----------------------------|-----|----|--|--|--|--------------------------|------------------------|--|
| 8.4. クラウド サービスの利 用 | 338 | ○ | i)クラウドサービスの利用にあたっての 情報の取扱いを委ねることの判断 | □情報資産管理基準 □クラウドサービス利用基準 □クラウドサービス管理制度(サービスカタログ) □クラウドサービス事業者選定記録 □サービス利用契約書 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者へのインダ ビューにより、クラウドサービス利用時に取扱いを委ねることの可否について情報の基準や手順が定められ、定められた手 続に従って情報の取扱いを委ねることの可否が判断され ており、その記録が残されているか確かめる。 | 8.4.① | — | |
| | 339 | ○ | ii)クラウドサービスで取り扱われる情報 に対する適用法令の指定 | □情報資産管理基準 □クラウドサービス管理制度(サービスカタログ) □サービス利用契約書(サービスカタログ) □クラウドサービス事業者選定記録 □サービス利用契約書 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者へのインダ ビューにより、クラウドサービスで取り扱われる情報に対し て国内法以外の法令が適用されるリスクを評価して、クラ ウドサービスが選定されており、必要に応じて委 託事業者の実施場所及び要約に定められており、法令改正などに合わせ必要に応じて 見直されていることを確かめる。 | 8.4.② | — | |
| | 340 | | iii)サービスの中断や終了時の措置 | □情報資産管理基準 □クラウドサービス利用基準 □クラウドサービス管理制度(サービスカタログ) □クラウドサービス事業者選定記録 □サービス利用契約書 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者へのインダ ビューにより、定められた基準に基づいて中断や終了時 間における代替えサービスへの移行の方針や委ねた情報の引き 受け手順等が定められており、その方針や手順に対応で きるクラウドサービスが選定されているか確かめる。 | 8.4.③ | — | |
| | 341 | | iv)クラウドサービスにおける情報の流通 経路全般を考慮した措置 | □情報資産管理基準 □クラウドサービス利用基準 □クラウドサービス管理制度(サービスカタログ) □クラウドサービス事業者選定記録 □サービス利用契約書 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者へのインダ ビューにより、クラウドサービス部分も含む情報を踏まえて、クラウド サービス部が行われた上で、セキュリティ要件が定められ ていることを確かめる。 | 8.4.④ | — | |
| | 342 | | v)クラウドサービス及び当該サービス提 供事業者の適切な評価 | □情報資産管理基準 □クラウドサービス利用基準 □クラウドサービス管理制度(サービスカタログ) □クラウドサービス事業者選定記録 □サービス利用契約書 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者へのインダ ビューにより、クラウドサービス及び当該サービス提供事 業者の評価にあたっては、セキュリティ対策や経営の健 全性を、情報セキュリティ監査の報告書や各種の認定や 認証制度の取得状況から評価していることを確かめる。 | 8.4.⑤ | — | ・ISO/IEC27017認証や SOC報告書などを活用す ることが考えられる。 |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | *情報セキュリティガーディアンの例 文の番号 | 関連する ISO27002 番号 | 留意事項 |
|-----------------------|-----|----|-------------------------|--|---|---------------------------|--------------------------------------|--|
| 9.1. 評価・監査見直し | 343 | | I) 情報セキュリティ監査に關わる基準及び手順 | □情報セキュリティ監査実施要綱 □情報セキュリティ監査実施マニエアル | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ監査責任者へのベータレビューによる、情報セキュリティ監査の実施に關するか、基準及び手順が文書化され、正式に承認されているか、確かめる。 | 9.1. | 12.7.1 15.1.2 15.2.1 18.2.1 | |
| (1) 実施方法 | 344 | | II) 監査の実施 | □情報セキュリティ監査実施要綱 □情報セキュリティ監査実施マニエアル □監査実施計画 □監査報告書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ監査責任者へのインビューポンタビリティにより、CISOによって情報セキュリティ監査実施責任者が指名され、ネットワーク及び情報セキュリティ監査システム等の情報資産における情報セキュリティ対策状況について、毎年度及び必要に応じて監査が行われているか確認する。 | 9.1.(1) | 12.7.1 18.2.1 | |
| (2) 監査を行う者の要件 | 345 | | III) 監査人の独立性 | □情報セキュリティ監査実施要綱 □情報セキュリティ監査実施マニエアル □監査実施計画 □監査報告書 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ監査統括責任者へのインビューポンタビリティにより、被監査部門から独立した者に監査が依頼され、公平な立場で客観的に監査が実施されているか確認がめる。 | 9.1.(2) | 12.7.1 18.2.1 | |
| | 346 | | IV) 監査人の専門性 | □情報セキュリティ監査実施要綱 □情報セキュリティ監査実施マニエアル □監査実施計画 □監査報告書 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ監査統括責任者へのインビューポンタビリティにより、監査及び情報セキュリティ監査を実施する専門知識を有する者が情報セキュリティ監査を実施しているか確認がめる。 | 9.1.(2) | 18.2.1 18.2.3 | |
| (3) 監査実施計画の立案及び実施への協力 | 347 | | V) 監査実施計画の立案 | □情報セキュリティ監査実施マニエアル □監査実施計画 □情報セキュリティ委員会議事録 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ監査統括責任者へのインビューポンタビリティにより、監査実施計画が立案され、情報セキュリティ委員会の承認を得ているか確認がめる。 | 9.1.(3) | 12.7.1 18.2.1 | |
| | 348 | | VI) 監査実施への協力 | □情報セキュリティ監査実施マニエアル □監査報告書 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ監査統括責任者へのインビューポンタビリティにより、被監査部門が監査の実施に協力しているか確認がめる。 | 9.1.(3) | 18.2.1 | |
| (4) 外部委託事業者に対する監査 | 349 | | VII) 外部委託事業者に対する監査 | □情報セキュリティ監査実施マニエアル □監査実施計画 □監査報告書 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ監査統括責任者へのインビューポンタビリティにより、外部委託事業者(外部委託事業者からの下請け含む)に対する情報セキュリティ監査実施マニエアルが定期的又は必要に応じて行われているか確認がめる。 | 9.1.(4) | 15.1.2 18.2.1 18.2.3 | ・セキュリティガーディアンが監査の実施に協力しているか確認する。 ・セキュリティガーディアンが監査の実施に協力しているか確認する。 ・セキュリティガーディアンが監査の実施に協力しているか確認する。 |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーと情報セキュリティ責任者へ 関連する JSQ2700 番号 | 留意事項 |
|---|-----|-----|---|----------------------------|--|--|------|
| 8 業務委託 外部サービスの選定 利用規定 サービスの利 用性の利 用 情報取扱う場合) | 345 | (2) | ③)外部サービスの選定条件 情報セキュリティ責任者による外部サービスの選定条件に、外部サービスの中止・終了時に業務を移行するための対策が含まれている。 | □外部サービス利用規程 □外部サービス選定条件 | 監査資料のレビューにより、外部サービスを利用の際、規定や判断基準に従って外部サービスへ利用判別が選定されていることを確認する。 また、外部サービス提供者の選定条件として、以下の項目が含まれていることと確認する。 ・外部サービスの中止や終了時に円滑に業務を移行するための対策(代替サービス、情報のバックアップなど) | 8.2.(2)③ | - |
| | 346 | | ④)外部サービスの選定条件 情報セキュリティ責任者による外部サービス提供者の選定条件に、外部サービスの中止・終了時に業務を移行するための対策が含まれている。 | □外部サービス利用規程 □外部サービス選定条件 | 監査資料のレビューにより、外部サービスを利用の際、規定や判断基準に従って外部サービスへ利用判別が選定されていることを確認する。 また、外部サービス提供者の選定条件として、以下の項目が含まれていることと確認する(含まれない場合はその理由を確認)。 ・情報セキュリティ監査の受入れ ・サービスレベルの保証 | 8.2.(2)④ | - |
| | 347 | | ⑤)外部サービスの選定条件 情報セキュリティ責任者による外部サービスの選定条件に、外部サービスの中止・終了時の対応について情報が提出されるとおりに記載する。また、外部サービスの選定は、必要な場合に限りして本部への情報取扱いを許可する場合に、必要に応じて本部の情報取扱いの場所及び契約条件に含める準拠法・裁判管轄が選定条件に含まれている。 | □外部サービス利用規程 □外部サービス選定条件 | 監査資料のレビューにより、外部サービスを利用の際、規定や判断基準に従って外部サービスへ利用判別が選定されていることを確認する。 また、外部サービス提供者の選定条件として、以下の項目が含まれていることを確認する。 ・外部サービスの利用を以て自組織が取扱う情報に対する国内法以外の法令及び規制が適用されるリスクを評価して本部がサービス提供者を選定する場合の場合はその理由を確認。 ・自組織の情報が取扱われる場所及び契約に定める準拠法・裁判管轄 | 8.2.(2)⑤ | - |
| | 348 | | ⑥)外部サービスの選定条件 情報セキュリティ責任者による外部サービスの選定条件に、外部サービスの中止・終了時がその役務内容を一部委託する場合の条件や再委託承認可否について含まれている。 | □外部サービス利用規程 □外部サービス選定条件 | 監査資料のレビューにより、外部サービスを利用の際、規定や判断基準に従って外部サービスへ利用判別が選定されていることを確認する。 また、外部サービス提供者が選定されていることを確認する。 ・再委託されたが十分に確保されるよう、外部サービス提供者の選定条件で求める内容を外部サービス提供者に伝達させる ・再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認するために必要な情報の自組織への提供・外部サービス利用判断基準及び外部サービス提供者の選定基準に従った再委託の承認の可否判断 | 8.2.(2)⑥ | - |

| 項目 | No. | 必須 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーと統括情報セキュリティ責任者へのインダーションの例 文の番号 | 関連する規格 JISQ27002 番号 | 留意事項 |
|---------------------------------|-------------|---|---|---|---|---------------------------|--|
| 9.1. 評価・監査見直し | 9.1. (5) 報告 | ①監査結果の報告 情報セキュリティ監査統括責任者によつて、監査結果が取まとめられ、情報セキュリティ委員会に報告されている。 | □情報セキュリティ監査実施マニエアル □監査報告書 □情報セキュリティ委員会議事録 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ監査統括責任者へのインダーショーにより、監査結果が取りまとめられ、情報セキュリティ委員会に報告されているか確認める。 | 9.1.(5) | 18.2.1 | ・監査報告書は、監査証拠に裏付けられた合理的な根拠に基づくものであることを要する。従つて監査報告書中に、監査意見に至った根拠とそれを導く証拠が記載され、これを第三者が評価できるように整然と、かつ明瞭に記載することが望ましい。 |
| (6) 保管 | 350 | ①監査監査及び監査調査の保管 情報セキュリティ監査統括責任者によつて、監査証拠及び監査調査書が適切に保管されている。 | □情報セキュリティ監査実施マニエアル □監査調査書 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ監査統括責任者へのインダーショー、保管場所の観察に依り、監査実施によって収集された監査証拠及び監査報告書作成のために監査調査書が紛失しないように保管されているか確認める。 | 9.1.(6) | 18.1.3 18.2.1 | |
| (7) 結果への対応 | 351 | ①監査結果への対応 CISOによつて、監査結果を踏まえた指摘事項への対処が関係部署に指示された。また、指摘事項を所轄していない部局においても同種の課題がある可能性がある場合には、当該課題及び問題点の有無を確認せているが確認かめる。また、府内に機動的に改善が必要な事項について、統括情報セキュリティ責任者に対し、当該事項への対処を指示される。 | □情報セキュリティ委員会議事録 □改善指示書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインダーショーにより、CISOにおいて、監査結果を踏まえた指摘事項への対処が関係部署に指示され、また、指摘事項を所轄していない部局においても同種の課題がある可能性が高い場合には、当該課題及び問題点の有無を確認せているが確認かめる。また、府内に機動的に改善が必要な事項について、統括情報セキュリティ責任者に対し、当該事項への対処を指示される。 | 9.1.(7) | 18.2.1 | |
| (8) 情報セキュリティポリシー及び関係規程等の見直し等の活用 | 352 | ①情報セキュリティ委員会による監査結果が情報セキュリティポリシー及び関係規程等の見直し、その他情報セキュリティ対策の見直しに活用されている。 | □情報セキュリティ委員会議事録 □情報セキュリティポリシー及び関係規程等の見直し等の活用 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインダーショーにより、監査結果が情報セキュリティポリシー及び関係規程等の見直し、その他情報セキュリティ対策の見直しに活用されている。 | 9.1.(8) | 5.1.2 | ・情報セキュリティポリシーの見直しについて は、No.349～350が開発する項目であることから参考にすること。 |
| 9.2. 自己点検 | 353 | ①情報セキュリティ自己点検に 關する基準及び手順 | □情報セキュリティ自己点検基準 □情報セキュリティ自己点検実施手順 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインダーショーにより、情報セキュリティの実施状況の自己点検に關わる基準及び手順が文書化され、正式に承認されているか確認する。 | 9.2. | 18.2.2 18.2.3 | |
| 9.2. 自己点検 | 354 | ①情報セキュリティ自己点検に 關する基準及び手順 | □情報セキュリティ自己点検基準 □情報セキュリティ自己点検実施手順 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインダーショーにより、情報セキュリティの実施状況の自己点検に關わる基準及び手順が定められ、文書化されている。 | 9.2. | 18.2.2 18.2.3 | |

| 項目 | No. | 必須 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーと情報セキュリティ責任者へのインシデントに対する外部サービスの選定条件⑥ | 情報セキュリティポリシーと情報セキュリティ責任者へのインシデントに対する外部サービスの選定条件⑦ |
|---|-----|--|---|--|--|--|
| 8.2.2 外部サービスの選定 委託 外部サービスの利用 （機密性2以上の利用 情報の取り扱い場合） | 349 | ■■■ ①外部サービスの選定条件⑥ 情報セキュリティ責任者による外部サービスの選定条件に取り扱う情報の格付け及び取扱制限に応じてセキュリティ要件を定め、外部サービスを選定することや、外部サービスのセキュリティ要件として、セキュリティに係る国際規格等と同等以上の水準が求められることが含まれている。 | □外部サービス利用規程 □外部サービス利用判断基準/選定条件 □外部サービス選定条件 □外部サービス選定要件として、セキュリティに係る国際規格等と同等以上の水準が求められていることを確認する。 【推奨される規格等】 ・ISO/IEC27017の認証取得状況 ・ISMAPの管理制度を満たすことの確認 ・SOC報告書の活用など | 監査資料のレビューと情報セキュリティ責任者へのインシデントに対する外部サービスの選定や判断基準に従って外部サービス、外部サービス提供者が選定することを確かめる。 また、外部サービス提供者に求められるセキュリティ要件として、セキュリティに係る国際規格等と同等以上の水準が求められていることを確認する。 【推奨される規格等】 ・ISO/IEC27017の認証取得状況 ・ISMAPの管理制度を満たすことの確認 ・SOC報告書の活用など | 8.2.(6)⑥ — | 8.2.(7) — |
| 8.2.2 外部サービスの選定 委託 外部サービスの利用 （機密性2以上の利用 情報の取り扱い場合） | 350 | ■■■ ②外部サービスに対するセキュリティ要件 情報セキュリティ責任者によって、情報の流通経路全般に対するセキュリティ設計を行った上で、情報セキュリティに関する要件を定め、セキュリティ要件に対する変更及び責任が定められる。 | □外部サービス利用規程 □外部サービス利用判断基準/選定条件 □外部サービス選定条件 □外部サービス選定要件として、セキュリティ要件 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ責任者へのインシデントに対する外部サービスの選定や認証取得状況等の確認、外部サービスの選定基準/認証制度の適用状況等から、外部サービス及び当該外部サービス提供者の信頼性が判断されていることを確かめる。 | 8.2.(8) — | 8.2.(8) — |
| 8.2.2 外部サービスの選定 委託 外部サービスの利用 （機密性2以上の利用 情報の取り扱い場合） | 351 | ■■■ ③外部サービス提供者の信頼性 情報セキュリティ監査の報告書や認定認可制度の適用状況等から外部サービス提供者の信頼性が判断されている。 | □外部サービス利用規程 □外部サービス利用判断基準/選定条件 □外部サービス選定条件 □外部サービス選定要件 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ責任者へのインシデントに対する外部サービスの選定や認証取得状況等の確認、外部サービスの選定基準/認証制度の適用状況等から、外部サービス及び当該外部サービス提供者の信頼性が判断されていることを確かめる。 | 8.2.(9) — | 8.2.(9) — |
| 8.2.3 外部サービスの利用 （機密性2以上の利用 情報の取り扱い場合） | 352 | ■■■ ④外部サービスの利用による漏洩防止 情報セキュリティ責任者によって、漏洩防止仕様書に外部サービスの選定基準及び外部サービスの選定時に定めたセキュリティ要件が含まれている。 | □外部サービス利用規程 □外部サービス利用判断基準/選定条件 □外部サービス選定条件 □外部サービス選定要件 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ責任者へのインシデントに対する外部サービスの選定や認証取得状況等の確認、外部サービスの選定基準/認証制度の適用状況等から、外部サービス及び当該外部サービス提供者の信頼性が判断されていることを確かめる。 | 8.2.(1) — | 8.2.(1) — |
| 8.2.3 外部サービスの利用 （機密性2以上の利用 情報の取り扱い場合） | 353 | ■■■ ⑤外部サービスの利用による契約 情報セキュリティ責任者によって、外部サービス契約書を満たすことが契約締結までに確認されおり、かつ漏洩防止仕様書の内容が契約書にも盛り込まれている。 | □外部サービスの利用 □外部サービス利用判断基準 □外部サービス選定条件 □外部サービス選定要件 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ責任者へのインシデントに対する外部サービスの選定や認証取得状況等の確認、外部サービスの選定基準/認証制度の適用状況等から、外部サービス及び当該外部サービス提供者の信頼性が判断されていることを確かめる。 | 8.2.(2) — | 8.2.(2) — |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーの例 文の番号 | 関連する ISO27002 番号 | 留意事項 |
|---------------------|-----|----|------------------------------|--|---|------------------------|------------------------|------|
| 9. 9.2. (1) 対応・自己点検 | 355 | ○ | I) ネットワーク及び情報システムに関する自己点検の実施 | □自己点検実施計画 □自己点検結果報告書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、所管するネットワーク及び情報システムについて、毎年度及び必要に応じて自己点検が行われている。 | 9.2.(1)① | 18.2.2 18.2.3 | |
| | 356 | ○ | II) 各部局の自己点検の実施 | □自己点検実施計画 □自己点検結果報告書 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ管理者へのインタビューにより、情報セキュリティ対策状況について、毎年度及び必要に応じて自己点検が行われている。 | 9.2.(1)② | 18.2.2 18.2.3 | |
| (2) | 357 | ○ | I) 自己点検結果の報告 | □自己点検結果報告書 □改善計画 □情報セキュリティ委員会議事録 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者及び情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、自己点検結果と自己点検結果に基づく改善策が取りまとめられ、情報セキュリティ委員会に報告されているか確認する。 | 9.2.(2) | 18.2.2 18.2.3 | |
| (3) | 358 | ○ | I) 権限の範囲内で改善 | □自己点検結果報告書 □改善計画 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューにより、自己点検の結果に基づき、自己の権限の範囲内で改善が図られているか確認する。 | 9.2.(3)① | 18.2.2 18.2.3 | |
| | 359 | | II) 情報セキュリティポリシーの見直しへの活用 | □情報セキュリティ委員会議事録 □情報セキュリティポリシー | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、自己点検結果が情報セキュリティポリシー及び関係規程等の見直し、その他情報セキュリティ対策の見直し時に活用されているか確認する。 | 9.2.(3)② | 5.1.2 18.2.2 | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーと統括情報セキュリティ責任者へ 監査資料のレビューにより、外部サービス利用規程のツンタヒューにより、外部サービス利用規程が利用可能権限者に対して申請されていることを確認する。 | 情報セキュリティポリシーと統括情報セキュリティ責任者へ 監査資料のレビューにより、外部サービス利用規程のツンタヒューにより、外部サービス利用規程が利用可能権限者が申請されており、審査が終了していることを確認する。 | 留意事項 |
|-----|---|-----|---|--|---|--|---|------|
| | | | | | | JISQ2700番号の例文 | JISQ2700番号の例文 | |
| 8 | 82. 業務委託 外部サービスの利 用承認 外部サービスを利 用する場合 | 354 | I)外部サービスの利用申請 情報セキュリティ責任者によって、外部 サービスの利用申請の許可権限者に 許可申請がされている。 | □外部サービス利用規 程 □外部サービス利用申請書 | 監査資料のレビューにより、外部 サービスの利用申請の許可権限者へ が利用可能権限者に対して申請されてることを確認する。 | 8.2.(4)① | 8.2.(4)① | - |
| | | 355 | II)外部サービスの利用可否判断 利用申請の許可権限者は、外部 サービスの利用申請を審査し、利用の可否 を判断している。 | □外部サービス利用規 程 □外部サービス利用申請書 □外部サービス利用審 査結果 | 監査資料のレビューと利用申請の許可権限者へ のツンタヒューにより、外部サービスの利用申請 が審査を経て承認されていることを確認する。 | 8.2.(4)② | 8.2.(4)② | - |
| | | 356 | III)外部サービス管理者の指名 利用申請の許可権限者は、外部 サービスの利用申請を承認した場合は、外部 サービス管理者を指名している。 | □外部サービス利用規 程 | 監査資料のレビューと利用申請の許可権限者へ のツンタヒューにより、外部サービスの利用申請 を承認した場合には外部サービス管理者を指名し いることを確認する。 | 8.2.(4)③ | 8.2.(4)③ | - |
| (5) | 外部 サービス を利用 する 場合 | 357 | I)外部サービスを利用した情報シ ステムを構築する際のセキュリティ 対策 外部サービスを利 用する際の情報シ ステムを構築する際のセキュリティ対策として、 外部サービスを利用した情報システム を構築する際のセキュリティ対策が規 定されている。 | □外部 サービス 利用規 程 □外部 サービス 利用申請 書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任 者のツンタヒューにより、外部サービスを利用し た情報システムを構築する際のセキュリティ対策 が規定されていることを確認する。 また、セキュリティ対策として、以下の項目が考慮 されていることを確認する。 ・不正アクセスを防止するためのアクセス制御 ・取り扱う情報の機密性保護のための暗号化 ・開発時におけるセキュリティ対策 ・設計・設定時の誤りの防止 | 8.2.(5)① | 8.2.(5)① | - |
| | | 358 | II)外部サービス管理者による權 限記録 外部 サービス 管理者によ つて、外部 サービスを利 用した情報シ ステムを構築 時のセキュリティ 対策状況が定期的に 確認、記録され ている。 | □外部 サービス 利用規 程 □外部 サービス 利用申請 書 | 監査資料のレビューと外部サービス管理者への ツンタヒューにより、外部サービスを利用した情報 システムの権限記録において、セキュリティ対策の状 況が定期的に確認、記録されているか確認する。 | 8.2.(5)② | 8.2.(5)② | - |
| (6) | 外部 サービス を利用 する 場合 | 359 | I)外部サービスを利用した情報シ ステムを運用する際のセキュリティ 対策 外部 サービス を利用した 情報シ ステムの運 用の運 用・保 守時の 対策 | □外部 サービス 利用規 程 □外部 サービス 利用申請 書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任 者のツンタヒューにより、外部サービスを利用し た情報システムを運用する際のセキュリティ対策 が規定されていることを確認する。 また、セキュリティ対策として、以下の項目が考慮 されていることを確認する。 ・外部サービス利用に必要な教育 ・取扱う資産の管理 ・不正アクセスを防止するためのアクセス制御 ・取り扱う情報の機密性保護のための暗号化 ・外部サービス内の通信の制御 ・設計・設定時の誤りの防止 ・外部サービスを利用した情報システムの事業連 続 | 8.2.(6)① | 8.2.(6)① | - |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシー及び関係規程等の見直しに關わる基準 | 情報セキュリティポリシー及び関係規程等の見直しに關わる基準 | 情報セキュリティポリシー及び関係規程等の見直しに關わる基準 |
|---|-----|--------------------------------|---|---|---|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 9.3.評価・情報セキュリティポリシー及び関係規程等の見直し | 360 | □情報セキュリティポリシー及び関係規程等の見直しに關わる基準 | □情報セキュリティポリシー及び関係規程等の見直しに關わる基準が定められ、文書化されている。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、情報セキュリティポリシー及び関係規程等の見直しに關わる基準が文書化され、正式に承認されているか確認する。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、情報セキュリティポリシー及び関係規程等の見直しに關わる基準が文書化され、正式に承認されているか確認する。 | 9.3. | 9.3. | 5.1.2 |
| 9.3.評価・情報セキュリティ委員会による情報セキュリティ監査及び自己点検の結果や情報セキュリティに関する状況の変化等を踏まえ、情報セキュリティポリシー及び関係規程等の見直しが行われている。 | 361 | ○ | □情報セキュリティポリシー及び関係規程等の見直し | □情報セキュリティ委員会によって、情報セキュリティ監査及び自己点検の結果や情報セキュリティに關する状況の変化等を踏まえ、情報セキュリティポリシー及び関係規程等の見直しが行われている。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、情報セキュリティ委員会において、情報セキュリティ監査及び自己点検の結果や情報セキュリティに關する状況の変化等を踏まえ、毎年度及び重大な変化が発生した場合に評価を行い、必要に応じて情報セキュリティポリシー及び関係規程等の改善が行われているか確認する。また、改善された場合に、その内容が職員等や外部委託事業者に周知されているか確認する。 | 9.3. | 9.3. | 5.1.2 |

| 項目 | No. 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシー文書の番号 | 関連するJISQ27002番号 | 留意事項 |
|--|--------|--|--------------------|--|-------------------|-----------------|------|
| 8.2.6(6) 外部サービス利用による業務委託 外部サービスの機密性2以上の運用・保守時の情報を取り扱う場合) | 360 ○ | ②)外部サービスで発生したインシデントの対応手順 情報セキュリティ責任者によって、外部サービスで発生したインシデントの対応手順が整備されている。 | □外部サービスインシデント対応手順書 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ責任者へ、外部サービスでインシデントが発生した場合の対応手順が整備されているか確認する。 | 8.2.(6)② | — | |
| | 361 | ③)外部サービス管理者による確認記録 外部サービス管理者によって、外部サービスを利用した情報システムの運用保守時のセキュリティ状態や、インシデント対応状況が定期的に確認・記録されている。 | □外部サービス運用状況確認記録 | 監査資料のレビューと外部サービス管理者へのインダッシュによる、外部サービスを利用した情報システムの運用・保守におけるセキュリティ対策やインシデント状況が定期的に確認・記録されているか確認する。 | 8.2.(6)③ | — | |
| | (7) | ④)外部サービスを利用した情報システムを終了する際のセキュリティ対策 外部サービスを利用した情報システムを終了する際のセキュリティ対策が規定されている。 | □外部サービスセキュリティ対策規程 | 監査資料のレビューと経括情報セキュリティ責任者へのインダッシュにより、外部サービスを利用した情報システムを終了する際のセキュリティ対策が規定されていることを確認する。 また、セキュリティ対策として、以下の項目が考慮されていることを確認する。 ・外部サービスの利用終了時ににおける対策 ・外部サービスの利用終了時に作成したカタログの廃棄 | 8.2.(7)① | — | |
| | 362 | ⑤)外部サービス構築状況記録 外部サービス構築状況記録 | □外部サービス構築状況記録 | 監査資料のレビューと経括情報セキュリティ責任者による、外部サービス構築状況記録 | 8.2.(7)② | — | |
| | 363 | ⑥)外部サービス管理者による確認記録 外部サービス管理者によって、外部サービスを利用した情報システム終了時のセキュリティ対策が定期的に確認・記録されている。 | □外部サービス構築状況記録 | 監査資料のレビューと経括情報セキュリティ責任者による、外部サービス構築状況記録 | 8.2.(7)② | — | |

| 項目 | No. | 必須 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 留意事項 |
|---|----------|--|---|---|--|
| 8. 8.3. 業務 委託 外部 サービス の登録 | 364 ○ | ①)外部サービスの利用に係る規定 総括情報セキュリティ責任者によって、外部サービスの利用による規定の整備が定められ、文書化されている。 | □外部サービスと連携情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、外部サービスの利用可否に関する確認が行われる。 □外部サービスの利用判断基準や選定条件を記載する場合に、基準には以下の事項が定められていることを確認する。 ・外部サービスを利用可能な業務の範囲 ・外部サービスの利用申請の許可権限者と利用手続 ・外部サービス管理者の指名と外部サービスの利用状況の管理 ・外部サービスの利用の運用手順 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにて、外部サービスの利用可否に関する確認が行われる。また、基準には以下の事項が定められていることを確認する。 ・外部サービスの利用申請の許可権限者と利用手続 ・外部サービス管理者の指名と外部サービスの利用状況の管理 ・外部サービスの利用の運用手順 | 情報セキュリティポリシーと情報セキュリティ責任者の番号 の番号 開通する JISQ2700 番号 15.12 15.13 15.21 15.22 |
| 8. 8.3. 業務 委託 外部 サービス の登録 | 365 ○ | ②)外部サービスの利用による規定の整備が定められない場合 | □外部サービスの利用申請 職員等は、利用のリスクが許容できるにとどまることを確認して申請している。また、指名された外部サービス管理者は、利用に当たり適切な措置を講じている。 | 監査資料のレビューと外部サービスの利用申請 した職員等と指名された外部サービス管理者へ のインタビューにて、リスクの確認内容や利用に必要な措置を講じてることを確認する。 | 8.3.(2)① — |
| 8. 8.3. 業務 委託 外部 サービス の登録 | 366 ○ | ③)外部サービスの利用審査・承認 情報セキュリティ責任者によって、申請された外部サービスの利用可否が決定されたり、承認された外部サービスが記録されている。 | □外部サービスの利用申請 申請結果 □外部サービスの利用申請 申請結果 □外部サービスの利用申請 申請結果 □外部サービスの利用申請 申請結果 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ責任者へのインタビューにて、申請された外部サービスの利用可否が決定されたり、承認された外部サービスが記録されている。 | 8.3.(2)② — |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 留意事項 |
|-------------|----------------------------------|--|---|---|--|---|
| 外部構成サービスの利用 | 332 | ■(1)情報による外部サーバー・サービス利用に関する規定の整備 | 口約款による外部サーバー・サービス利用基準 口約款による外部サーバー・サービス利用手順 口約款による外部サーバー・サービス利用申譲書 | 監査資料のレビューより情報セキュリティ管理制度者は情報システム管理者へのインタビューや外部サーバー・サービス利用による外部サーバー・サービスの利用に関する規定が作成され、以下的内容が用意されているか確認する。 ○規定が作成された場合、当該規定が外部サーバー・サービス利用において機密性が取り扱われないとして、漏洩されないようにするサービスを利用してよい範囲を定めた上で、漏洩されないようにする外部サーバー・サービスを利用する範囲による外部サーバー・サービス利用手順 | 情報セキュリティ管理制度者へのインタビューによる外部サーバー・サービス利用による外部サーバー・サービスの利用に関する規定の内容を用意しているか確認する。 | 関連するJISQ2700番号 8.2.14 45-12 15-13 15-22 |
| 333 | ■(2)情報による外部サーバー・サービスの利用における対策の実施 | 口約款による外部サーバー・サービス利用基準 口約款による外部サーバー・サービス利用手順 口約款による外部サーバー・サービス利用申譲書 | 監査資料のレビューより情報セキュリティ管理制度者は情報システム管理者へのインタビューや外部サーバー・サービス利用による外部サーバー・サービスの利用に関する規定が作成され、以下的内容が用意されているか確認する。 ○規定が作成された場合、当該規定が外部サーバー・サービス利用において機密性が取り扱われないとして、漏洩されないようにするサービスを利用してよい範団を定めた上で、漏洩されないようにする外部サーバー・サービスを利用する範囲による外部サーバー・サービス利用手順 | 情報セキュリティ管理制度者へのインタビューによる外部サーバー・サービス利用による外部サーバー・サービスの利用に関する規定の内容を用意しているか確認する。 | 関連するJISQ2700番号 8.2.12 15-12 15-13 15-22 | |
| 334 | ■(3)情報による外部サーバー・サービスの利用における対策の実施 | 口約款による外部サーバー・サービス利用基準 口約款による外部サーバー・サービス利用手順 口約款による外部サーバー・サービス利用申譲書 | 監査資料のレビューより情報セキュリティ管理制度者は情報システム管理者へのインタビューや外部サーバー・サービス利用による外部サーバー・サービスの利用に関する規定が作成され、以下的内容が用意されているか確認する。 ○規定が作成された場合、当該規定が外部サーバー・サービス利用において機密性が取り扱われないとして、漏洩されないようにするサービスを利用してよい範団を定めた上で、漏洩されないようにする外部サーバー・サービスを利用する範囲による外部サーバー・サービス利用手順 | 情報セキュリティ管理制度者へのインタビューによる外部サーバー・サービス利用による外部サーバー・サービスの利用に関する規定の内容を用意しているか確認する。 | 関連するJISQ2700番号 8.2.12 15-12 15-13 15-22 | |
| 335 | ■(4)ソーシャルメディアサービスにおけるセキュリティ運用の実施 | 口ソーシャルメディアサービス利用基準 口ソーシャルメディアサービス利用手順 口ソーシャルメディアサービス利用申譲書 | 監査資料のレビューより情報セキュリティ管理制度者は情報システム管理者へのインタビューやソーシャルメディアサービス利用による外部サーバー・サービスの利用に関する規定が作成され、以下的内容が用意されているか確認する。 ○規定が作成された場合、当該規定が外部サーバー・サービス利用において機密性が取り扱われないとして、漏洩されないようにするサービスを利用してよい範団を定めた上で、漏洩されないようにする外部サーバー・サービスを利用する範囲による外部サーバー・サービス利用手順 | 情報セキュリティ管理制度者へのインタビューによる外部サーバー・サービス利用による外部サーバー・サービスの利用に関する規定の内容を用意しているか確認する。 | 関連するJISQ2700番号 8.3.4 = | |
| 336 | ■(5)ソーシャルメディアサービス利用時の情報の取扱い | 口ソーシャルメディアサービス利用基準 口ソーシャルメディアサービス利用手順 口ソーシャルメディアサービス利用申譲書 | 監査資料のレビューより情報セキュリティ管理制度者は情報システム管理者へのインタビューやソーシャルメディアサービス利用による外部サーバー・サービスの利用に関する規定が作成され、以下的内容が用意されているか確認する。 ○規定が作成された場合、当該規定が外部サーバー・サービス利用において機密性が取り扱われないとして、漏洩されないようにするサービスを利用してよい範団を定めた上で、漏洩されないようにする外部サーバー・サービスを利用する範囲による外部サーバー・サービス利用手順 | 情報セキュリティ管理制度者へのインタビューによる外部サーバー・サービス利用による外部サーバー・サービスの利用に関する規定の内容を用意しているか確認する。 | 関連するJISQ2700番号 8.3.2～3 = | |
| 337 | ■(6)アカウント乗っ取り対策時の措置 | 口ソーシャルメディアサービス利用基準 口ソーシャルメディアサービス利用手順 口ソーシャルメディアサービス利用申譲書 | 監査資料のレビューより情報セキュリティ管理制度者は情報システム管理者へのインタビューやアカウント乗っ取りが確認された場合、当該アカウントを確認した場合の対応手順が用意されているか確認する。 | 情報セキュリティ管理制度者へのインタビューによる外部サーバー・サービス利用による外部サーバー・サービスの利用に関する規定の内容を用意しているか確認する。 | 関連するJISQ2700番号 8.3.4 = | |

| 項目 | No. 必須 評価・見直し | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティ監査の関連するJISQ2700番号 | 留意事項 |
|--------------------|------------------|-------------------------|--|--|---|---|
| 9.1. 監査 | 367 344 | i) 情報セキュリティ監査に關わる基準及び手順 | □情報セキュリティ監査実施要綱 □情報セキュリティ監査の実施要綱 □情報セキュリティ監査の実施要綱及び手順が文書化され、正しく承認されているか確認める。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインタビューや監査者の実施に關する基準及び手順が文書化され、正式に承認されているか確認める。 | 9.1.1 12.7.1 15.1.2 15.2.1 18.2.1 | |
| (1) 実施方法 | 368 344 | i) 監査の実施 | □情報セキュリティ監査 CISOによって、情報セキュリティ監査実施責任者が指名され、監査結果責任者が指名され、ネットワーク及び情報システム等の情報資産における監査結果が年度別に、毎年度及び必要に応じて監査が行われているか確認める。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインタビューや監査結果責任者が指名され、ネットワーク及び情報システム等の情報資産について、監査結果が年度別に、毎年度及び必要に応じて監査が行われているか確認める。 | 9.1.(1) 12.7.1 18.2.1 | |
| (2) 諸行する監査を行なう者の要件 | 369 345 | i) 監査人の独立性 | □情報セキュリティ監査 情報セキュリティ監査責任者によつて、被監査部門から独立した者に監査の実施が依頼されている。 監査責任者へのインタビューや監査結果責任者へのインタビューや監査の実施が依頼されるか確認める。 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ監査 監査責任者へのインタビューや監査結果責任者へのインタビューや監査の実施が依頼され、公平な立場で客観的に監査が実施されているか確認める。 | 9.1.(2)① 12.7.1 18.2.1 | |
| (3) 監査実施計画の立案 | 370 346 | ii) 監査人の専門性 | □情報セキュリティ監査 情報セキュリティ監査は、監査及び情報セキュリティ監査は、監査の実施する車両知識を有する者によって実施されている。 監査責任者へのインタビューや監査結果責任者へのインタビューや監査の実施が依頼されるか確認める。 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ監査 監査責任者へのインタビューや監査結果責任者へのインタビューや監査の実施する車両知識を有する者が情報セキュリティ監査を実施しているか確認める。 | 9.1.(2)② 12.7.1 18.2.3 | |
| 監査実施計画の立案及び実施への協力 | 371 347 | iii) 監査実施計画の立案 | □情報セキュリティ監査 情報セキュリティ監査責任者によつて、監査実施計画が立案され、情報セキュリティ委員会の承認を得ている。 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ監査 監査責任者へのインタビューや監査結果責任者へのインタビューや監査の実施する車両知識を有する者が情報セキュリティ監査を実施しているか確認める。 | 9.1.(3)① 12.7.1 18.2.1 | |
| (4) 外部監査による監査 | 372 348 | iv) 外部監査への協力 | □情報セキュリティ監査 監査実施に際し、被監査部門による協力が得られている。 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ監査 監査責任者へのインタビューや監査結果責任者へのインタビューや監査の実施に協力しているか確認める。 | 9.1.(3)② 12.7.1 18.2.1 | |
| 外埠委託事業者に対する監査 | 373 349 | v) 外部監査による監査 | □情報セキュリティ監査 情報セキュリティ監査責任者によつて、外埠委託事業者(再委託事業者を含む)に対する情報セキュリティ監査はも含む)の遵守についての監査が定期的又は必要に応じて行われているか確認める。 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ監査 監査責任者へのインタビューや監査結果責任者へのインタビューや監査の実施に協力しているか確認める。 | 9.1.(4) 15.1.2 18.2.1 18.2.3 18.2.3 | ・セキュリティガイドライン ・遵守について外埠委託事業者に対する説明は、No.107～108も関連する項目であることから参考にするこ と。 |

| 項目 | No. | 必須 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーと統括情報セキュリティ責任者へのインバփード監査結果の番号 | 関連する監査報告書番号 | 留意事項 |
|-----------|----------------------------------|--|---|--|---|-------------------------------------|---|
| 9. 評価・見直し | 9.1. (5) 報告 | ①監査結果の報告 情報セキュリティ監査実施責任者によつて、監査結果が取りまとめられ、情報セキュリティ委員会に報告されていいるか確認かめる。 | □情報セキュリティ監査監査資料のレビューと情報セキュリティ監査責任者へのインバփード監査結果が取りまとめられ、情報セキュリティ委員会に報告されていいるか確認かめる。 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ監査実施マニュアル □監査報告書 □情報セキュリティ委員会議事録 | 9.1.(6) | 18.2.1 JISQ2700 2番号 18.2.1 | ・監査報告書は、監査実施に裏付けられ、その内容に基づいて監査報告書に記載され、これを第三者が評価できるように整然と、かつ明瞭に記載することが望ましい。 |
| | (6) 保管 | ②監査結果及び監査報告書の保管 情報セキュリティ監査実施責任者によつて、監査記録及び監査調査書が適切に保管されている。 | □情報セキュリティ監査監査資料のレビューと情報セキュリティ監査責任者へのインバփード監査結果により、監査実施に於て収集された監査証跡及び監査報告書作成のための監査調査書が紛失しないように保管されているか確認かめる。 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ監査実施マニュアル □監査調査書 | 9.1.(6) | 18.1.3 18.2.1 | |
| | (7) 監査結果への対応 監査結果への対応 | ③監査結果への対応 CISOによって、監査結果を踏まえた指摘事項への対応が関係部局に指示され、また、指摘事項を所轄していない部局においても同種の課題がある可能性が高い場合には、当該課題及び問題点の有無を確認させた上で、改修的に改善が必要な事項については、統括情報セキュリティ責任者に対し、当該事項への対処を指示されている。 | □情報セキュリティ委員会議事録 □改善改善指示書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインバփード監査結果を踏まえた指摘事項への対応が関係部局に指示され、また、指摘事項を所轄していない部局においても同種の課題がある可能性が高い場合には、当該課題及び問題点の有無を確認させていたり確認かめる。また、斤内で改修的に改善が必要な事項について、統括情報セキュリティ責任者に対し、当該事項への対処を指示されている。 | 9.1.(7) | 18.2.1 | |
| | (8) 情報セキュリティポリシー及び関係規程等の見直し等への活用 | ④情報セキュリティポリシー及び関係規程等の見直し等への活用 情報セキュリティポリシー及び関係規程等の見直し等への活用 | □情報セキュリティ委員会議事録 □情報セキュリティポリシー及び関係規程等の見直し、その他の情報セキュリティ対策の見直しに活用されている。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインバփード監査結果が情報セキュリティ規程等の見直し、その他の情報セキュリティ対策の見直しに活用されていいるか確認かめる。 | 9.1.(8) | 5.1.2 No.384349 3854649 | ・情報セキュリティポリシーの見直しについて、情報セキュリティ規程等の見直しに活用される項目であることを参考すること。 |
| 9.2. 自己点検 | ⑤情報セキュリティ対策の自己点検 | ⑥情報セキュリティ対策の自己点検及び手順 情報セキュリティ責任者によつて、監査結果が情報セキュリティ対策の実施状況の自己点検及び手順が文書化されているか確認かめる。 | □情報セキュリティ自己点検基準 □情報セキュリティ自己点検実施手順書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインバփード監査結果の自己点検に開ける基準及び手順が文書化され、正式に承認されているか確認かめる。 | 9.2. 18.2.2 18.2.3 | | |

| 項目 | No. | 必須 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーの番号 | 関連するJISQ27002規格の例文 | 留意事項 |
|-------------|--------------|-----------------------------|--|--|------------------------------|--------------------|------|
| 9.評議会実施方見直し | 9.2.自己点検・見直し | ①) オンライン及び情報システムに關わる自己点検の実施 | □自己点検実施計画 □自己点検結果報告書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、所管するネットワーク及び情報システムについて、毎年度及び必要に応じて自己点検が行われているか確認がある。 | 9.2.(1)① 18.2.2 18.2.3 | | |
| | 379 366 | ②) 各部門の自己点検の実施 | □自己点検実施計画 □自己点検結果報告書 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ管理者へのインタビューにより、情報セキュリティポリシーに沿って毎年度及び必要に応じて自己点検が行われているか確認がある。 | 9.2.(2)② 18.2.2 18.2.3 | | |
| | 380 356 | ③) 自己点検結果の報告 | □自己点検結果報告書 □改善計画 □情報セキュリティ委員会議事録 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者及び情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、自己点検結果に基づく改善策が取りまとめられ、情報セキュリティ委員会に報告されているか確認ある。 | 9.2.(2) 18.2.2 18.2.3 | | |
| | 381 357 | ④) 権限の範囲内での改善 | □自己点検結果報告書 □改善計画 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューにより、自己点検の結果に基づき、自己の権限の範囲内で改善が図られているか確認がある。 | 9.2.(3)① 18.2.2 18.2.3 | | |
| | 382 358 | ⑤) 情報セキュリティポリシーの見直しへの活用 | □情報セキュリティ委員会議事録 □情報セキュリティポリシー | 監査資料のレビューと情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、自己点検結果が情報セキュリティポリシー及び関係規程等の見直し、その他の情報セキュリティ対策の見直し時に活用されているか確認がある。 | 9.2.(3)② 5.1.2 18.2.2 | | |
| | 383 359 | | | | | | |

| 項目 | No. | 必須 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシー及び 情報セキュリティ規程等の見直しに關する基準 の見直しに關する基準が定められ、 文書化されている。 | 情報セキュリティポリシー及び 情報セキュリティ規程等の見直しに關する基準 の見直しに關する基準が定められ、 文書化されている。 | 情報セキュリティポリシー及び 情報セキュリティ規程等の見直しに關する基準 の見直しに關する基準が定められ、 文書化されている。 | 関連する JISQ2700 2 番号 の番号 | 留意事項 |
|---|------------|---|---|--|--|--|---|------------------------------------|---|
| 9.3. 評議 会・ 情報 セキュ リティ ポリ シー 及 び 規 程 等 の 見 直 し | 384 360 | ①) 情報セキュリティポリシー及び 情報セキュリティ規程等の見直しに關する基準 の見直しに關する基準が定められ、 文書化されている。 | □情報セキュリティポリシー及び 情報セキュリティ規程等の見直しに關する基準 の見直しに關する基準が定められ、 文書化されている。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインタビューや情報セキュリティ責任者への情報セキュリティポリシー及び関係規程等の見直しに關する基準が文書化され、正式に承認されている確かめる。 | 9.3. 5.1.2 | 5.1.2 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインタビューや情報セキュリティポリシー及び関係規程等の見直しに關する基準が文書化され、正式に承認されている確かめる。 | 9.3. 5.1.2 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインタビューや情報セキュリティポリシー及び関係規程等の見直しに關する基準が文書化され、正式に承認されている確かめる。 |

市区町村において独自に自治体情報セキュリティクラウドの調達を行った場合の追加監査項目を、次頁以降に示す。

市区町村において独自に自治体情報セキュリティクラウドの調達を行った場合の追加監査項目

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーの例文 （ガイドラインの番号） | 関連するJSQ2700番号 | 留意事項 |
|--------------------|---------------------------------|----|-------------------|---|---|--------------------------------|---------------|---|
| 3. 情報システム全体の強制性の向上 | (3)インターネット接続系（セキュリティクラウドの監査項目例） | ○ | i) 標準要件に基づいた機能と運用 | <input type="checkbox"/> システム構成図 <input type="checkbox"/> システム設計書 <input type="checkbox"/> 機器等の設定指示書 <input type="checkbox"/> リモート接続情報セキュリティ責任者、情報システム管理者及び情報セキュリティ責任者による手順書 <input type="checkbox"/> サービス利用契約書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインターネット接続系における監査項目に加えて、左記の監査項目も含わせて確認する。 • 外部サービスクラウド についてでは、No.342338-346342も関連する項目であることから参考にすること。 | 3.(2) 3.(3) | — | 「3.情報システム全体の強制性の向上」(3)インターネット接続系における監査項目に加えて、左記の監査項目も含わせて確認する。 • 外部サービスクラウド についてでは、No.342338-346342も関連する項目であることから参考にすること。 |

市区町村において独自に自治体情報セキュリティクラウドの調達を行った場合の追加監査項目

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーが関連する JISQ27002 番号 | 留意事項 |
|--------------------|---------------------------------|----|-----------------|--|--|--------------------------------------|---|
| 3. 情報システム全体の強弱性の向上 | (3)インターネット接続系(セキュリティクラウドの監査項目例) | ○ | ①標準要件に基づいた機能と運用 | <input type="checkbox"/> システム構成図 <input type="checkbox"/> システム設計書 <input type="checkbox"/> 機器等の設定指示書 <input type="checkbox"/> 運用手順書 <input type="checkbox"/> サービス利用契約書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのハイタッチによる確認 本市又はサービス提供者により、「次期自治体情報セキュリティクラウドの標準要件について」(令和2年8月18日総行情第109号 総務省自治行政局地域情報政策室長通知)における標準要件(機能要件一覧、要件シート等)に基づいたセキュリティクラウドの機能を有していること及び運用がされていることを確かめる。 | 3.(2) 3.(3) | 「3.情報システム全体の強弱性の向上(3)インターネット接続系」における監査項目に加えて、左記の監査項目も合わせて確認する。 クラウドについては、No.338-342も関連する項目であることが参考にすること。 |

インターネット接続系に主たる業務端末を配置する β モデルを採用する場合の追加監査項目を、次頁以降に示す。

βモデルを採用する場合の追加監査項目

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーがイドリンクの番号 | 関連するJISQ2700番号 | 留意事項 |
|--------------------|-----|-------|--|--|---|-----------------------|----------------|---|
| 3. 情報システム全体の強制性の向上 | 1 | 技術的対策 | i) 無害化処理 CISO又は統括情報セキュリティ責任者によって、LGWAN接続系にインターネット接続系からファイルを取り込む際に、以下の対策が実施されている。 ・ファイルからテキストのみを抽出 ・ファイルを画像PDFに変換 ・インターネット接続系において内容を目視で確認するとともに、未知の不正プログラム検知及びその実行を防止する機能を有するソフトウェアで危険因子の有無を確認 | □システム構成図 □システム設計書 □機器等の設定指示書 □運用手順書 | 監査資料のレビューとCISO又は統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、LGWAN接続系にインターネット接続系からファイルを抽出する際に、ファイルからテキストのみを抽出し、サニタイズ処理、インターネット接続系において内容を目視で確認するとともに、未知の不正プログラム検知及びその実行を防止するソフトウェアで危険因子の有無を確認するなどの対策が実施されているかを確かめる。 | 3.(3) | — | ・無害化の処理方法が複数ある場合は、それぞれの方法について実施状況を確認する。 |
| | 2 | ○ | ii) LGWAN接続系の画面転送 CISO又は統括情報セキュリティ責任者によって、以下の対応が全て実施されている。 ・インターネット接続系の業務端末からLGWAN接続系のサーバや端末を利用してする場合は、仮想化されたリモートデスクトップ形式で接続されていることを確認する。さらに、LGWAN接続系からインターネット接続系へのデータ転送クリップボードのコピー＆ペースト等が原則禁止されており、通信先を限定されたLGWANメールやLGWAN- APP からの取り込み、業務で必要となるデータの転送のみが許可されていることを確かめる。 | □システム構成図 □システム設計書 □機器等の設定指示書 □運用手順書 | 監査資料のレビューとCISO又は統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、インターネット接続系の業務端末からLGWAN接続系のサーバや端末を利用してする場合は、仮想化されたリモートデスクトップ形式で接続されていることを確認する。さらに、LGWAN接続系からインターネット接続系へのデータ転送クリップボードのコピー＆ペースト等が原則禁止されており、通信先を限定されたLGWANメールやLGWAN- APP からの取り込み、業務で必要となるデータの転送のみが許可されていることを確かめる。 | 3.(3) | — | |

|β モデルを採用する場合の追加監査項目

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーが IDライセンスの例 文の番号 | 関連する JSQ27002 番号 | 留意事項 |
|--------------------|-----|----|-------------------|--|---|------------------------------------|------------------------|---|
| 3. 情報システム全体の強制性の向上 | 1 | ○ | i) 繁雑化処理 | <input type="checkbox"/> システム構成図 <input type="checkbox"/> システム設計書 <input type="checkbox"/> 機器等の設定指示書 <input type="checkbox"/> 運用手順書 | 監査資料のレビューとCISO又は統括情報セキュリティ責任者へのインビュートに、より LGWAN接続系にインターネット接続系からファイルを取り込む際に、ファイルからデータを抽出、ファイルを画像PDFに変換、サニタイ化処理、インネット接続系において内容を目標で確認するとともに、未知の不正プログラム検知及びその実行を防止する機能を有するソフトウェアで危険因子の有無を確認するなどの対策が実施されているかを確認する。 | 3.(3) | — | ・無害化の処理方法が複数ある場合は、それぞれの方法について実施状況を確認する。 |
| | 2 | ○ | ii) LGWAN接続系の画面転送 | <input type="checkbox"/> システム構成図 <input type="checkbox"/> システム設計書 <input type="checkbox"/> 機器等の設定指示書 <input type="checkbox"/> 運用手順書 | 監査資料のレビューとCISO又は統括情報セキュリティ責任者へのインビュートに、より インターネット接続系の業務端末からLGWAN接続系のサーバや端末を利用することを確認する。さらには、データ転送(クリップボードのコピー&ペースト等)が原則禁止されており、通信先を限定されたLGWANメールやLGWAN-ASPからの取り込み、業務で必要なデータの転送のみが許可されていることを確認する。 | 3.(3) | — | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーがイドライの番号 | 関連するJSQ2700番号 | 留意事項 |
|-----------------------|--------|-------|---|--|--|----------------------|---------------|--|
| 3. 情報システム全体の強靭性の向上 | 3 ○ | 技術的対策 | iii) 未知の不正プログラム対策（エンドポイント対策） 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理責任者により、パーソンマッチング型の検知エンジンドサーバーの運用に加えて、セキュリティ専門家やSOC等のマネージドサービスの運用によって、以下の対応が全て実施されている。 ・端末等のエンドポイントにおけるソフトウェア等の動作を監視し、未知及び既知のマルウェア等による悪意ある活動を示す異常な挙動を監視・検出・特定する。 ・異常な挙動を検出した際にプロセスを停止、ネットワークからの論理的な隔離を行ふ。 ・インシデント発生時に発生要因の詳細を調査を実施する。 | □システム構成図 □システム設計書 □機器等の設定指示書 □運用手順書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、パーソンマッチング型の検知エンジンドサーバーの運用によって、端末等のマネージドサービスの運用に加えて、セキュリティ専門家やSOC等の動作の監視がされていること、未知及び既知のマルウェア等の異常な挙動を監視・検知・特定ができるようになつていていること並びに異常な挙動が検出された際のプロセスの停止、異常な挙動からの隔離ができるようになつていていること及びインシデント発生要因の詳細な調査が実施できることを確かめる。 | 3.(3) | — | — |
| 3. ○ | 3 ○ | | iv) 業務システムログ管理 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理責任者によって、LCWAN接続系の業務システムのログの収集、分析、保管が実施されている。 | □システム運用基準 □ログ □システム稼働記録 □障害時のシステム出力ログ | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、LCWAN接続系の業務システムに関するログが適切に収集、分析、保管されていることを確かめる。 | 3.(3) | — | ・ログの取得及び保管についてNo.156～159も関連する項目であることから参考にすること。 |
| 4. ○ | 4 ○ | | v) 挫弱性管理 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理責任者によって、OSやソフトウェアのバージョンなどが漏れなく資産管理され、脆弱性の所在が効率的に把握されており、インシデント情報を通知するため修正プログラムを適用し、セロディ攻撃等のソフトウェアの脆弱性を狙った攻撃に対応できるようにになっているを確かめる。 | □情報セキュリティ関連情報の通知記録 □脆弱性関連情報の通知記録 □サイバー攻撃情報やインシデント情報の通知記録 □脆弱性対応計画 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、OSやソフトウェアのバージョンなどが漏れなく資産管理され、脆弱性の所在が効率的に把握されており、修正プログラムを適用し、セロディ攻撃等のソフトウェアの脆弱性を狙った攻撃に対応できるようにになっているを確かめる。 | 3.(3) | — | ・脆弱性管理についてNo.301244～308244も関連する項目であることから参考にすること。 |
| 5. ○ | 5 ○ | | | | | | | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティが関連するJSQ27002番号 | 留意事項 |
|------------------------------------|-----|-----------|--|--|---|-------------------------|------|
| 3. 情報システム 全体制の 強制性 の向上 | 3 | 技術的対 策 | iii) 不正プログラム対策(エ ンパボイント対策) 統括情報セキュリティ責任者及び情報 システム管理者により、バーンマッチ ング型の検知に加えて、セキュリティ 専門家やSOC等のマネージドサービスの 運用によって、以下の対応が全て実施 されている。 ・端末等のエンドポイントにおけるソフト ウェア等の異常な動作を監視し、未知及び既 知のマルウェア等による悪意ある活動を 示す異常な挙動を監視・検出・特定する。 ・異常な挙動を検出した際にプロセスを 停止、ネットワークからの論理的な隔離 を行なう。 ・インシデント発生時に発生要因の詳細 な調査を実施する。 | □システム構成図 □システム設計書 □機器等の設定指示書 □運用手順書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者 又は情報システム管理者へのインタビューにより、 バーンマッチング型の検知に加えて、セキュリティ 専門家やSOC等のマネージドサービスの運用によつ て、端末等のエンドポイントにおけるソフトウェア等の 動作の監視がされていること、未知及び既知のマル ウェア等の異常な挙動を監視・検出できるよ うになっていること並びに異常な挙動を検出した際 のプロセスの停止、異常な挙動が検知された端末 等に対しネットワークからの隔離ができるようになつ ていること及びインシデント発生要因の詳細な調査 が実施できるようになっていることを確かめる。 | 3.(3) | - |
| | 4 | ○ | iv) 業務システムログ管理 統括情報セキュリティ責任者及び情報 システム管理者によって、LGWAN接続 系の業務システムのログの収集、分析、 保管が実施されている。 | □システム運用基準 ログ □システム稼働記録 □障害時のシステム出力ログ | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者 又は情報システム管理者へのインタビューにより、L GWAN接続系の業務システムに開設するログが適切 に収集、分析、保管されていることを確かめる。 | 3.(3) | - |
| | 5 | ○ | v) 脆弱性管理 統括情報セキュリティ責任者及び情報 システム管理者によって、OSやソフト ウェアのバージョンなどが漏れなく資産 管理され、脆弱性の所在が効率的に把握され ており、深刻度に応じて修正プログラムを適用し、セロディ ック攻撃等のソフトウェアの脆弱性を狙った攻撃に迅速 に対応している。 | □情報セキュリティ関連情報 の通知記録 □脆弱性関連情報の通知 記録 □サイバー攻撃情報やイン シデント情報の通知記録 □脆弱性対応計画 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者 又は情報システム管理者へのインタビューにより、O Sやソフトウェアのバージョンなどが漏れなく資産管 理され、脆弱性の所在が効率的に把握されており、 深刻度に応じて修正プログラムを適用し、セロディ ック攻撃等のソフトウェアの脆弱性を狙った攻撃に迅速 に対応できるようになっているかを確かめる。 | 3.(3) | - |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシー文書の番号 | 情報セキュリティガイドラインの例 | 関連するJISQ27002番号 | 留意事項 |
|-----------------------|--------------|----|---|---|--|-------------------|------------------|---------------------------------------|------|
| 3. 情報システム全体の強制性の向上 | 組織的・入 的対策 | 6 | i)住民に関する情報をインターネット接続系に保存させない規定の整備 住民に関する情報資産は特に重要な情報資産であるため、インターネット接続系のサーバー等に保存したとしても直ちに削除すること等が規定として定められており、その規定に従い、運用がされている。 | □情報資産管理基準 □実施手順書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、住民情報に関する情報の取扱いについて文書化され、運用されており、実際に住民情報がインターネット接続系のファイルサーバー等に保存されていないことを確認する。 | 3.(3) | — | — | |
| | | 7 | ii)情報セキュリティ研修計画 職員等が毎年度最低1回は情報セキュリティ研修を受講できるように計画している。 | □研修・訓練実施基準 □研修・訓練実施計画 | 監査資料のレビュー又は統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、研修計画において、職員等が毎年度最低1回は情報セキュリティ研修を受講できるよう計画されているか確認する。 | 5.2.(2)② | 7.2.2 | ・aモデルにおいては推奨事項だが、β・β+モードにおいては必須事項となる。 | |
| | | 8 | iii)実践的サイバー防衛演習 (CYDER)の確実な受講 CISOによって、実践的サイバー防衛演習(CYDER)を受講しなければならないことが定められ、受講計画が策定されており、また、受講計画に従い、職員等が受講している。 | □研修・訓練実施計画 □研修・訓練受講記録 □研修・訓練結果報告書 | 監査資料のレビュー又は統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、実践的サイバー防衛演習(CYDER)の受講計画について文書化され、正式に承認されているか確認する。 また、職員等が適切に受講しておらず、その受講記録が取られていることを確認する。 | 3.(3) | — | — | |
| | | 9 | iv)演習等を通じたサイバー攻撃情報やインシデント等への対策情報共有 職員等が以下の演習やそれに準ずる演習を受講している。 ・インターネット対応訓練(基礎/高度) ・分野横断的演習 | □研修・訓練実施計画 □研修・訓練受講記録 □研修・訓練結果報告書 | 監査資料のレビュー又は統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、職員等がインシデント対応訓練(基礎/高度)、分野横断的演習又はそれに準ずる演習を受講しているか確認する。 | 3.(3) | — | — | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーの番号 | 関連するJSQ2700番号 | 留意事項 |
|--------------------|-----------|----|---|--|--|-----------------|---------------|--|
| 3. 情報システム全体の強制性の向上 | 組織的・人材的対策 | ○ | v)自治体情報セキュリティポリシーガイドライン等の見直しを踏まえた情報セキュリティポリシーの見直し | □情報セキュリティ責任者へのインセンティブによる監査資料のレビュー又は統括情報セキュリティ責任者へのインセンティブによる監査資料のレビュー又は統括情報セキュリティポリシーが自治体情報セキュリティポリシーガイドライン等の見直しを踏まえて、適時適切に見直しがされていることを確かめる。 | 監査資料のレビューや情報セキュリティポリシーへのインセンティブによる監査資料のレビュー又は統括情報セキュリティポリシーが自治体情報セキュリティポリシーガイドライン等の見直しを踏まえて、適時適切に見直しがされていることを確かめる。 | — | — | ・情報セキュリティポリシーの策定・遵守については、No.314305-322344-367344-385344も関連する項目であることを参考にすること。 |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティが オンラインの例 文の番号 | 情報セキュリティが オンラインの例 文の番号 | 関連する JSQ27002 番号 | 留意事項 |
|-----------------------------------|--------------|----|---|---|---|------------------------------|------------------------------|------------------------|---|
| 3、 情報システム 全体の 強制性 の向上 | 組織的・人 的対策 | ✓ | ④)自治体情報セキュリティポリシー ガイドライン等の見直しを踏まえた情 報セキュリティポリシーの見直し | □情報セキュリティポリシー ガイドライン等の見直しを踏まえた情 報セキュリティポリシーの見直し | 監査資料のレビュー又は統括情報セキュリティ責任者へのインタビューや、情報セキュリティポリシーが自治体情報セキュリティポリシー等の見直し措置をえて、適時適切に見直しがされていることを確かめる。 | — | — | — | ・情報セキュリティポリシーの策定・遵守については、No.305-313、No.343-353、No.360-361が開催する項目であることから参考にすること。 |

※β・β' モデルを採用する場合、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」対策基準(例文)記載の組織的・人的対策を確実に実施する必要があるため、以下の監査項目を再掲

| 項目 | No. | 必須 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシー JISQ2700 番号 | 関連する 情報セキュリティポリシー JISQ2700 番号 | 留意事項 |
|----------------|--|---|-------------------------------------|--|--------------------------------|---|------|
| 1. 組織 体制 | (3)CSIRT の設置、 役割 | III)CSIRTの設置・役割の明確化 CSIRTが設置され、部局の情報セキュリティインシデントについて情報セキュリティ責任者へ報告がされ、また、CISOへ報告がされ、CSIRT及び解説する要員の役割が明確化されている。 | □情報セキュリティポリシー シート □CSIRT設置要綱 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインダストリーによるCSIRTが設置され、CSIRTが設置された役割について情報セキュリティインシデントとCISOとの報告、報道機関への通知、関係機関との情報共有等を行った統一的な窓口が設置され、また、監査資料のレビューとCISO又は構成要員へのインダストリーにより、CSIRTの要員構成、役割などが明確化されてしまい、要員はそれぞれの役割を理解しているか確認する。 | 1.(9) | 6.1.3 6.1.4 16.1.1 16.1.2 16.1.3 16.1.4 16.1.5 | |
| 5. | 5.1. (1) 職員等の 遵守事項 ① 情報セ キュリティ ポリシー 等の遵守 | I)情報セキュリティポリシー等の遵守の明確化 情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティポリシー等の周知記録 II)情報セキュリティポリシー等の遵守の明確化 情報セキュリティ責任者によつて職員等が情報を遵守しなければならないこと及び定められ、文書化されている。 | □情報セキュリティポリシー シート □職員等への周知記録 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインダストリーによるCSIRTが設置され、CSIRTが設置された役割について情報セキュリティポリシー及び実施手順等について不明な点及び遵守の遵守や、情報セキュリティポリシー等が不明な点がござる場合に職員等がどちらで確認されるべきか確認する。また、承認された文書が職員等に周知されているか確認する。 | 5.1.1(1) | 5.1.1 | |
| 83 | 5.1. (1) 職員等の 遵守事項 ① 情報セ キュリティ ポリシー 等の遵守 | III)情報セキュリティポリシー等の遵守の明確化 情報セキュリティ責任者によつて職員等が情報を遵守しなければならないこと及び定められ、文書化されている。 | □情報セキュリティポリシー シート □実施手順書 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び実施手順の遵守について情報セキュリティポリシー及び実施手順の遵守を確認する。また、情報セキュリティ対策について不明な点及び遵守が困難な点等がある場合、遵守が困難な点等がある場合、職員等が遵守や遵守せざれているか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施し、周知状況を確認する。 | 5.1.1(1) | 5.1.1 ・職員等の情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認及び対応については、No.313445～322343も関連する項目であるから参考すること。 | |
| 84 | 5.1. (1) 職員等の 遵守事項 ② 情報セ キュリティ ポリシー 等の遵守 | IV)情報セキュリティポリシー等の遵守の明確化 情報セキュリティポリシー等の遵守の明確化 職員等は、情報セキュリティポリシー及び実施手順の遵守について不明な点や遵守が困難な点等がある場合、遵守や遵守せざれているか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施し、周知状況を確認する。 | □情報セキュリティポリシー シート □実施手順書 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインダストリーによるCSIRTが設置され、CSIRTが設置された役割について情報セキュリティポリシー及び実施手順等について不明な点及び遵守が困難な点等がある場合、職員等が遵守や遵守せざれているか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施し、周知状況を確認する。 | 5.1.1(1) | 5.1.1 ・職員等の情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認及び対応については、No.313445～322343も関連する項目であるから参考すること。 | |
| 86 | 5.1. (1) 職員等の 遵守事項 ② 業務以 外の目的 での使用 の禁止 | V)情報資産等の業務以外の目的での使用 職員等による業務以外の目的での情報資産の持ち出し、情報システムへのアクセス、電子メールアドレスの使用及びインターネットへの接続等へのアクセスは行われてはいけない旨の規定 | □端末ログ □電子メール送受信ログ □ファイアウォールログ | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインダストリーによるCSIRTが設置され、CSIRTが設置された役割について情報セキュリティポリシー及び実施手順等について不明な点及び遵守が困難な点等がある場合、職員等が遵守や遵守せざれているか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確認する。 | 5.1.1(2) | — | |

※β・β'モデルを採用する場合、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」対策基準(例文)記載の組織的・人的対策を確実に実施する必要があるため、以下の監査項目を再掲

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーの例 JISQ27002 文の番号 | 関連する 情報セキュリティポリシーが JISQ27002 文の番号 | 留意事項 |
|---------------------------|--------------------------|------------------|-------------------------------------|---|---|-------------------------------------|--|---|
| 組織体制 | (3)CSIRTの設置・役割 | ○ | III)CSIRTの監査・役割の明確化 | □情報セキュリティポリシー □CSIRT設置要綱 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、CSIRTが設置されており、規定された役割に応じて情報セキュリティインシデントの受け止めやCISOへの報告、報道機関等への情報共有等を行っている。また、監査行流一的な窓口が設置されているべきである。また、監査資料のレビューとCISO又は構成要員へのインタビューにより、CSIRTの要員構成、役割などが明確化されており、要員はそれぞれの役割を理解しているか確かめる。 | 1.(9) | 6.1.3 6.1.4 16.1.1 16.1.2 16.1.3 16.1.4 16.1.5 | |
| 5. | 5.1. (1) 職員等の職員等の遵守事項 | 4 | ① 情報セキュリティポリシー等の遵守の明確化 | □情報セキュリティポリシー □職員等への周知記録 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティポリシー責任者へのインタビューにより、職員等の情報セキュリティポリシー及び実施手順の遵守状況を確認する。また、情報セキュリティ対策において不明な点及び遵守が困難な点等がある場合に職員等がるべき手順について文書化され、正式に承認されているか確かめる。また、承認された文書が職員等に周知されているか確かめる。 | 5.1.1 | 5.1.1 | |
| 5. | 5.1. (1) 職員等の職員等の遵守事項 | 83 | ② 情報セキュリティポリシー等の遵守の明確化 | □情報セキュリティポリシー □職員等は情報セキュリティポリシー及び実施手順を遵守する。また、職員等が情報セキュリティポリシー及び手順を遵守しなければならないことが定められ、文書化されている。 | 監査資料のレビューと情報セキュリティポリシーの遵守状況を確認する。また、情報セキュリティポリシー及び実施手順の遵守状況を確認する。また、情報セキュリティポリシー及び実施手順が困難な点等がある場合、職員等が迅速ややかに情報セキュリティポリシー及び実施手順を理解しているか確かめる。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施し、周知状況を確かめる。 | 5.1.1① | 5.1.1 | ・職員等の情報セキュリティポリシーが リードの遵守状況の確認及び対応については、No.305 ～313も関連する項目である ことから参考にすること。 |
| 5. | 5.1. (1) 職員等の職員等の遵守事項 | 84 | ii)情報セキュリティポリシー等の遵守の明確化 | □情報セキュリティポリシー □実施手順 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理責任者及び職員等へのインタビューにより、情報セキュリティ及び実施手順の遵守状況を確認する。また、情報セキュリティポリシー及び実施手順が困難な点等がある場合、職員等が迅速ややかに情報セキュリティポリシー及び実施手順を理解しているか確かめる。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施し、周知状況を確かめる。 | 5.1.1① | 5.1.1 | |
| ii)情報セキュリティの業務以外の目的での使用禁止 | 86 | ② 業務以外の目的での使用の禁止 | □端末ログ □電子メール送受信ログ □ファイアウォールログ | 監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインタビューにより、業務以外の目的での情報資産の持ち出し、情報システムへのアクセス、電子メールアドレス等の使用及びインターネットへのアクセスを行わせていないか確かめる。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。 | 5.1.1② | — | | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 留意事項 |
|--|-----|----|--|---|--|-----------------------------|
| 5.5.1. (1) 職員等の職務等の遵守事項 ③ セキュリティセミナーの受講 モバイル端末や記録媒体の持ち出し及び外部における情報処理作業の制限 | 38 | ○ | II) 情報資産等の外漏出制限 職員等がモバイル端末、電磁的記録媒体等を持ち出す場合、情報セキュリティ管理者により許可を得ている。 | □端末等特出・持込基準/手続 □端末等の記録媒体等及びモバイル端末や記録媒体の持ち出しに関する情報セキュリティ管理者の承認書 | 監査資料のレビュートークと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインビューポンチで情報漏洩に対する措置を実施する場合、情報セキュリティ管理者から許可を得てある場合に備えめ。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。 | 5.1.1(3)(イ) 5.1.1(3)(ウ) |
| 5.5.1. (2) 職員等の職務等の遵守事項 モバイル端末や記録媒体の持ち出し及び外部における情報処理作業の制限 | 39 | ○ | III) 外部での情報処理業務の制限 職員等が外部で情報処理作業を行う場合は、情報セキュリティ管理者による許可を得ている。 | □序外での情報処理作業を行う場合の申請書/承認書 | 監査資料のレビュートークと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインビューポンチで情報漏洩に対する措置を実施する場合、情報セキュリティ管理者から許可を得てある場合に備えめ。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。 | 5.1.1(3)(イ) 5.1.1(3)(ウ) |
| 5.5.1. (1) 職員等の職務等の遵守事項 モバイル端末及び手帳用基盤機器等の情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者によるモバイル端末及び記録媒体の支給について定められ、文書化されている。 | 90 | ○ | I) 支給以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体の業務用 | □端末等特出・持込基準/手続 □支給以外のパソコン、モバイル端末及び記録媒体の使用申請書/承認書 | 監査資料のレビュートークと継続情報セキュリティ責任者へのインビューポンチにて上級情報セキュリティ責任者又はモバイル端末及び記録媒体の支給体利用手順が文書化され、正式に承認されているか確かめる。 | 5.1.1(4) 8.2.3 11.2.1 |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーがJISQ27002規格に適合するかの確認番号 | 留意事項 |
|-------------|--|--|--|---|---|---|--|
| 5. 人的セキュリティ | 5.1. (1) 職員等の遵守事項 ③ モバイル端末や記録媒体の持ち出し及び外部における情報処理作業の制限 | 88 ○ | ii) 情報資産等の外部持出制限 職員等がモバイル端末、電磁的記録媒体、情報資産及びソフトウェアを外部に持ち出す場合、情報セキュリティ管理者による許可を得ている。 | □端末等持出・持込基準／手錠 □府外での情報処理作業基準／手錠 □端末等持出・持込申請書／承認書 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューや、職員等がモバイル端末、電磁的記録媒体、情報資産及びソフトウェアを外持ちする場合、情報セキュリティ管理者から許可を得ているか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。 | 5.1.(1)③ (イ) 6.2.1 6.2.2 11.2.6 | ・紛失、盗難による情報漏えいを防止するため、暗号化等の適切な处置をして持出すことが望ましい。 |
| | 89 ○ | iii) 外部での情報処理業務の制限 職員等が外部で情報処理作業を行なう場合は、情報セキュリティ管理者による許可を得ている。 | □府外での情報処理作業基準／手錠 □府外作業申請書／承認書 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューや、職員等が外部で情報処理作業を行なう場合、情報セキュリティ管理者から許可を得ているか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。 | 5.1.(1)③ (イ) 6.2.1 6.2.2 11.2.6 | ・情報漏えい事故を防止するため、業務終了後は速やかに勤務地に情報資産を返却することが望ましい。 | |
| | 90 ○ | i) 支給以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体の業務利用基準及び手帳 ④ 支給以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体を利用する場合の基準 | □端末等持出・持込基準／手錠 □支給以外のパソコン等使用申請書／承認書 | 監査資料のレビューと経括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、支給以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体を利用手順が文書化され、正式に承認されているか確認める。 | 5.1.(1)④ 8.2.3 11.2.1 | | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティガイドラインの例文 の番号 | 関連する JSQ2700 番号 | 留意事項 |
|----------|-----|----|---|---|---|--|-----------------------|------|
| | | | II) 支給以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体の利用制限 | □ 支給以外のパソコン等を使用申請書、承認書 □ 支給以外のパソコン等使用基準/実施手順書 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインダビューや、職員等が情報処理作業を行った際に支給以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体を用いる場合、情報セキュリティ管理者の許可を得てあるか確認することや、端末のウイルスチェックが行われていることや、端末ロック機能及び並行通信端末機能が利用できること、機密性の情報資産の情報処理作業を行ってないこと、支給以外の端末のセキュリティハイgieneに関する教育を受けた者のみが利用しているか確認がある。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。また、手頭書に基づいて許可や利用がされているか確かめる。 | 5.1.(1)④ 6.2.1 6.2.2 11.2.1 11.2.6 | | |
| 91 | ○ | | III) 支給以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体の戸内ネットワーク接続 | □ 戸外での情報処理作業基準/手録 □ 支給以外のパソコン等を使用申請書、承認書 □ 支給以外のパソコン等使用基準/実施手順書 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインダビューや、支給以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体を用いる場合は、シングルワードアート接続やセキュアブラウザの使用、ファイル暗号化機器等を2台つアプロケーションでの接続のみを許可する等の情報漏洩ないし対策が講じられていくか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。 | 5.1.(1)④ 13.1.1 13.1.2 | | |
| 92 | ○ | | IV) 増本等の特出・特込記録の作成 | □ 端末等特出・特込基準 □ 端末等特出・特込申請書 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者へのインダビューや、端末等の持ち出し及び持ち込みの記録が作成され、保管されているか確認する。 ・記録を定期的に点検し、紛失、盗難が発生していないかが確認することが望ましい。 | 5.1.(1)⑤ 11.2.5 | | |
| (1) ⑤ | 94 | ○ | | | | | | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーが関連するドキュメントの例番号 | 留意事項 |
|----|-----|-----|---|--|---|--|---|
| | | | II) 支給以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体の利用制限 | □支給以外のパソコン等使用 □支給以外の承認書/承認書用基準/実施手順 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインダビューや、職員等が情報処理作業等が情報セキュリティ管理者及び職員等が情報処理作業を行際に支給以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体を用いる場合、情報セキュリティ管理者の許可を得ているか確認する。また、端末のウイルスチェックが行われていることや、端末ロック機能並びに遠隔消去機能が利用できること、機密性3の情報処理作業を行っていること、支給以外の端末のセキュリティに関する教育を受けた者のみが利用しているか確認がある。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確認める。また、手順書に基づいて許可や利用がされているか確認がある。 | 5.1.(1)④ 6.2.1 6.2.2 11.2.1 11.2.6 | 6.2.1 6.2.2 11.2.1 11.2.6 |
| 91 | ○ | | III) 支給以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体の片内ネットワーク接続 | □片外での情報処理作業基準手続 □支給以外のパソコン等使用 □支給以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体を行内ネットワーク接続することを許可する場合は、シングライアルノット監督やセキュアプログラマの使用、ファイアウォール等で接続のみを許可する等の情報漏えい対策が講じられているか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確認がある。 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインダビューや、支給以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体を行内ネットワークに接続することを許可する場合は、シングライアルノット監督やセキュアプログラマの使用、ファイアウォール等で接続のみを許可する等の情報漏えい対策が講じられているか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確認がある。 | 5.1.(1)④ 13.1.1 13.1.2 | 13.1.1 13.1.2 |
| 92 | ○ | | II) 携帯等の持出・持込記録の作成 | □端末等持出・持込基準/手続 □端末等持出・持込申請書/承認書 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者へのインタビューにより、端末等の持ち出し及び持ち込みの記録が作成され、保管されているか確認ある。 | 5.1.(1)⑤ 11.2.5 | *記録が定期的に点検し、紛失、盗難が発生していないか、確認することが望ましい。 |
| | | (1) | 職員等の遵守事項 ⑤ 持ち出し及び持ち込みの記録 | 94 | ○ | | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーと情報セキュリティ管理者との連携 | 情報セキュリティポリシーと情報セキュリティ管理者との連携 |
|-----------------------|--|----|---|--|--|--|--|
| 5. 人的な職員のセキュリティマネジメント | 5.1. (1) 職員等の遵守事項 ⑦ 机上の端末等の管理 | ○ | ii) 机上の端末等の取扱 離席時には、パソコン本体、文書等の第三者に漏洩されるリスクを考慮して、モバイル端末の画面ロックや電磁的記録媒体、文書等の容易に閲覧されない場所への保管として、情報資産の第三者使用又は情報セキュリティ管理者の許可なく情報が閲覧されるなどを防止するための適切な措置が講じられていない。 | □ ログイン基準 クリーン基準 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者との連絡 | □ ログイン基準・クリアス | 5.1.1 (7) 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者との連絡 | 5.1.1 (7) 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者との連絡 |
| 5. 人的な職員のセキュリティマネジメント | 5.1. (3) 情報セキュリティポリシー等の掲示 | ○ | ii) 情報セキュリティポリシー等の掲示 職員等による情報セキュリティ管理者によつて、職員等が常に最新の情報セキュリティポリシー等に掲示できるよう掲示されている。 | □ 職員等への周知記録 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者への連絡 | □ 職員等への周知記録 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者への連絡 | 5.1.1 (3) 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者への連絡 | 5.1.1 (3) 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者への連絡 |
| 5. 人的な職員のセキュリティマネジメント | (4) 外部委託事業者に対する情報セキュリティポリシー等の連携 外部委託事業者に対する説明 | ○ | ii) 外部委託事業者に対する情報セキュリティポリシー等の連携 セキュリティポリシー及び情報システムの開発、保守等を外部委託事業者に委託する場合、情報セキュリティ管理者によつて、情報セキュリティポリシー等のうち、外部委託事業者及びその機密事項がべき内容の遵守及びその機密事項が説明されている。 | □ 業務委託契約書 □ 外部委託管理制度基準 監査資料のレビューにより、ネットワーク及び情報システムの開発、保守等を外部委託する外部委託事業者及び外部委託事業者に対する説明 | □ 業務委託契約書 □ 外部委託管理制度基準 監査資料のレビューにより、ネットワーク及び情報システムの開発、保守等を外部委託する外部委託事業者及び外部委託事業者に対する説明 | 5.1.1 (4) 監査資料のレビューにより、ネットワーク及び情報システムの開発、保守等を外部委託する外部委託事業者及び外部委託事業者に対する説明 | 5.1.1 (4) 監査資料のレビューにより、ネットワーク及び情報システムの開発、保守等を外部委託する外部委託事業者及び外部委託事業者に対する説明 |
| 5. 人的な職員のセキュリティマネジメント | 5.2. (1) 研修・訓練の実施 セキュリティマネジメント | ○ | ii) 情報セキュリティ研修・訓練の実施 CISOによって、定期的にセキュリティマネジメントに関する研修・訓練が実施されている。 | □ 研修・訓練の実施基準 □ 研修実施報告書 □ 訓練実施報告書 | □ 研修・訓練の実施基準 □ 研修実施報告書 □ 訓練実施報告書 | 5.2. (1) 監査資料のレビューにより、定期的にセキュリティマネジメントに関する研修・訓練が実施されている。 | 5.2.2 監査資料のレビューにより、定期的にセキュリティマネジメントに関する研修・訓練が実施されている。 |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーと情報セキュリティ管理の実施状況 開通するドライバの番号 | 留意事項 |
|-------------|--------------------------------------|----|---|------------------------------------|---|---|---|
| 5. 人的セキュリティ | 5.1. (1) 職員等の遵守事項 | ○ | II) 机上の端末等の取扱 臥床時等は、モバイル端末、電磁的記録媒体、文書等の第三者使用又は情報セキュリティ管理者の許可なく情報が閲覧されることを防止するための適切な措置が講じられている。 | □クリアデスク・クリアスク リーン基礎 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理の実施状況 端末の画面ロックや電磁的記録媒体、文書等の第三者使用による情報漏洩が問題となる場合、情報資産の第三者使用又は情報セキュリティ管理者の許可なく情報が閲覧されることが防止するための適切な措置が講じられているか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。 | 3-5.1.(1)⑦ | 11.2.9 |
| 5. 人的セキュリティ | 5.1. (3) 情報セキュリティポリシー等の掲示 | ○ | II) 情報セキュリティポリシー等の掲示 情報セキュリティ管理者によって、職員等が常に最新の情報常時手順を閲覧できるよう、内閣府の新規セキュリティポリシー及びセキュリティポリシー等に掲示されている。 | □職員等への周知記録 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理の実施状況 情報セキュリティ管理者へのインダビューや内閣府の新規セキュリティポリシー及びセキュリティポリシー等に掲示されているか確認する。 | 5.1.(3) | 5.1.1 |
| 5. 人的セキュリティ | 5.1. (4) 外部委託事業者に対する情報セキュリティポリシー等の説明 | ○ | II) 外部委託事業者に対する情報セキュリティポリシー等の説明 外部委託事業者に向けた情報セキュリティポリシー等を発注する場合、保守等を受ける事業者及び外部委託事業者から再委託事業者等が守るべき内容の遵守及びその機密事項が説明されているか確認する。 | □業務委託契約書 □外部委託管理制度基準 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理の実施状況 外部委託事業者及び情報システムの開発・保守等を受ける事業者及び外部委託事業者から再委託事業者等が守るべき内容の遵守及びその機密事項が説明されているか確認する。 | 5.1.(4) 15.1.1 15.1.2 | 15.1.1 ・再委託は原則禁止であるが、例外的に再委託が認められる場合には、再委託事業者における情報セキュリティ対策が十分取られており、外部委託事業者と同等の水準であることを確認した上で許可しなければならない。 ・外部委託事業者に対して、契約の遵守等について必要な点に立ち入り検査を実施すること。 ・外部委託に関する事項については、No.328～332も参考にすること。 |
| 5. 人的セキュリティ | 5.2. (1) 情報セキュリティ研修・訓練 | ○ | II) 情報セキュリティ研修・訓練の実施 CISOによって、定期的にセキュリティに関する研修・訓練が実施されている。 | □研修・訓練実施基準 □研修実施報告書 □訓練実施報告書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインダビューや定期的に情報セキュリティに関する研修・訓練が実施されているか確認する。 | 5.2.(1) | 7.2.2 |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーの例文の番号 | 関連するJISQ27002番号 | 留意事項 |
|----------------------------|-----|----|---|----------------------------|--|--------------------|------------------|------------------------------------|
| 5.3. 人的情報セキュリティインシデントの報告 | 121 | ○ | ①情報セキュリティインシデントの報告手順 統括情報セキュリティ責任者によつて、情報セキュリティインシデントを認知し、場合の報告手順が定められ、文書化されている。 | □情報セキュリティインシデント報告手順書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者が情報セキュリティインシデントを認知した場合、又は住民等外部から情報セキュリティインシデントの報告を受けた場合の報告ルート及びその方法が記載され、正式に承認されているか確認される。 | 5.3.(1)～(3) | 16.1.2 16.1.3 | ・報告ルートは、団体の意思決定ルートに整合していることが重要である。 |
| (1) 場所内での情報セキュリティインシデントの報告 | 122 | ○ | ②情報セキュリティインシデントが認知された場合、報告手順に従つて報告されている。 | □情報セキュリティインシデント報告書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ管理者、情報セキュリティ管理者、情報システム管理者、職員等へのインシデントにより、報告手順に従つて遅滞なく報告されているか確認される。 | 5.3.(1) | 16.1.2 16.1.3 | |
| 5.4. ICカード等の取扱いの管理 | 128 | ○ | ③認証用ICカード等の放置禁止 認証用ICカード等を業務上必要としたときは、カードリーダーやパソコン等の端末のスロット等から抜かれている。 | □ICカード等取扱基準 | 監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインシデントにより、カードリーダーやパソコン等の業務上不要の場合にカードリーダーやパソコン等のスロット等から認証用のICカードやUSBトーカーが抜かれているか確認が求められる。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確認される。 | 5.4.(1)① (イ) | 9.2.1 9.2.2 | |
| 5.4. ICカード等の紛失時対応 | 129 | ○ | ④認証用ICカード等の紛失時対応 認証用ICカード等が紛失した場合は、速やかに統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者に通報され、指示に従わせている。 | □ICカード等取扱基準 □ICカード紛失届書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者は、速やかに認証用のICカードやUSBトーカーが紛失した場合は、速やかに統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者に通報され、指示に従わせているか確認が求められる。 | 5.4.(1)① (ウ) | 9.2.1 9.2.2 | |
| 5.4. ICカード等の紛失時対応 | 130 | ○ | ⑤認証用ICカード等の紛失時対応 認証用ICカード等の紛失が発生した場合、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によって、当該ICカード等の不正使用を防止する対応がとられている。 | □ICカード等取扱基準 □ICカード等管理台帳 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者のICカードやUSBトーカーを紛失した場合は、速やかに認証用のICカードやUSBトーカーを使用しない旨の対応がとられているか確認される。 | 5.4.(1)② | 9.2.1 9.2.2 | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティガーディアンの例 文の番号 | 開通する JISQ27002 番号 | 留意事項 |
|----------------------------------|-----|----|--------------------------------|---|---|--------------------------|-------------------------|------------------------------------|
| 5. 人的セキュリティ情報セキュリティシンドикレーティンの報告 | 121 | ○ | I) 手順 II) 情報セキュリティインシデントの報告 | □情報セキュリティ責任者による報告手順 □情報セキュリティインシデント責任者による報告手順 □情報セキュリティインシデントを認知した場合の報告手順が定められ、文書化されている。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューや、職員等が情報セキュリティインシデントを報告した場合、又は生徒等外部から情報セキュリティインシデントの報告を受けた場合の報告ルート及びその方法が文書化され、正式に承認されているか確認する。 | 5.3.(1)～(3) | 16.1.2 16.1.3 | ・報告ルートは、団体の意思決定ルートと整合していることが重要である。 |
| 5. 人的セキュリティ情報セキュリティシンドикレーティンの報告 | 122 | ○ | I) 手順 II) 報告 | □情報セキュリティインシデントが認知された場合、報告手順に従って関係者に報告される。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ管理者、情報システム管理者、職員等へのインタビュー、報告手順に従って遅滞なく報告されているか確認する。 | 5.3.(1) | 16.1.2 16.1.3 | |
| 5. 人的セキュリティ情報セキュリティシンドикレーティンの報告 | 128 | ○ | III) 認証用ICカード等の放置禁止 | □ICカード等取扱基準 □認証用ICカード等を業務上必要としたときは、カードリーダーやハッソコン等の端末のスロット等が抜かれている。 | 監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのペナリティ及び勤務室の規格に沿い、業務上不要な場合はカードリーダーやハッソコン等の端末のスロット等から認証用のICカードやUSBトーカンが抜かれているか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。 | 5.4.(1)① (イ) | 9.2.1 9.2.2 | |
| 5. 人的セキュリティID及びパスワード等の管理 | 129 | ○ | IV) 認証用ICカード等の紛失時手順 | □ICカード等取扱基準 □ICカード紛失届書 □認証用ICカード等が紛失した場合は、速やかに統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者に通報され、指示に従うされている。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者へのインタビュー、認証用のICカードやUSBトーカーが紛失した場合は、速やかに統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者に通報され、指示に従わせているか確認する。 | 5.4.(1)① (ウ) | 9.2.1 9.2.2 | |
| | 130 | ○ | V) 認証用ICカード等の紛失時手順 | □ICカード等取扱基準 □ICカード等管理台帳 □認証用ICカード等の紛失連絡があった場合、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によつて、当該ICカード等の不正使用を防止する対応がとられている。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビュー、紛失した認証用のICカードやUSBトーカーを使用したアクセス等が速やかに停止されているか確認する。 | 5.4.(1)② | 9.2.1 9.2.2 | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティガイドラインの番号 | 留意事項 |
|-------|-----|----|--|----------------------------|--|-------------------|----------------|
| 5.4.1 | 131 | ○ | vi)認証用ICカード等の回収及び情報漏洩 ICカード等を切り替える場合、統括情報漏洩責任者及び情報漏洩システム管理者によって、切替え前のカードが回収され、不正使用されないような措置が講じられている。 | □ICカード等取扱基準 □ICカード等管理台帳 | 監査資料のレビューと統括情報漏洩責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、認証用のICカードやUSBトーカーを切替えする場合に切替え前のICカードやUSBトーカーが回収され、破壊するなど復元不可能な処理を行った上で残業され、切替え後のICカードが回収される。 | 5.4.1(3) ③ | 9.2.1 9.2.2 |
| 5.4.2 | 136 | ○ | ii)パスワードの取り扱い 職員等のパスワードは当該本人以外に知られないように取扱われている。 | □パスワード管理基準 | 監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインタビューにより、職員等のパスワードについて照会等に応じたり、他人が容易に想像できるような文字列に設定したりしないよう指示がされているか確認がある。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。 | 5.4.3(1)～ ③ | 9.3.1 |
| 5.4.3 | 137 | ○ | iii)パスワードの不正使用防止 パスワードが流出したおそれがある場合、不正使用されない措置が講じられている。 | □パスワード管理基準 | 監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインタビューにより、パスワードが流出したおそれがある場合、運営やかに情報セキュリティ管理者に報告され、パスワードが変更されているか、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。 | 5.4.3(4) | 9.3.1 |
| 5.4.4 | 140 | ○ | vi)パスワード記憶機能の利用禁止 サーバ、ネットワーク機器及びパソコン等の端末にパスワードが記憶されていないか確認されない。 | □パスワード管理基準 | 監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインタビュー、執務室の視察により、サーバ、ネットワーク機器及びパソコン等の端末にパスワードが記憶されていないか確認され、必要に応じて職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。 | 5.4.3(7) | 9.3.1 |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーが関連するドライバの番号 | 留意事項 |
|-------|-----|----|---|----------------------------|---|----------------------------|--|
| | | | | | | | |
| 5.4.1 | 131 | ○ | vi) ICカード等の回収及び譲り受け ICカード等を切り替える場合、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によって、切替え前のカードが回収され、不正使用されないような措置が講じられている。 | □ICカード等取扱基準 □ICカード等管理台帳 | 監査資料のレポートと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのICカード等USBトーカーを切り替える場合に切替え前のICカードやUSBトーカーが回収され、破壊するなど復元不可能な処理を行った上で陸揚されているか確認される。 | 5.4.(1)③ 9.2.1 9.2.2 | ・回収時の箇数を確認し、紛失・盗難が発生していないか、実際に確認することを望む。 ・最短6文字以上で次の条件を満たしていることが望ましい。 ①当人の開通情報(例えば名前、電話番号、誕生日等)から、他の者が容易に推測できる事項又は容易に得られる事項に基づかないこと。 ②連続した同一文字又は数字だけ若しくはアルファベットだけの文字列でないこと。 |
| 5.4.2 | 136 | ○ | ii) パスワードの取扱い 職員等のパスワードは当該本人以外に知らないように取扱われる。 | □パスワード管理制度基準 | 監査資料のレポートと情報システム管理者及び職員等へのアンケートにより、職員等のパスワードについて照会等に応じたり、他人が容易に想像できるような文字列に設定したりしないように取扱われているか確認がある。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。 | 5.4.(3)①～③ 9.3.1 | ・最短6文字以上で次の条件を満たしていることが望ましい。 ①当人の開通情報(例えば名前、電話番号、誕生日等)から、他の者が容易に推測できる事項又は容易に得られる事項に基づかないこと。 ②連続した同一文字又は数字だけ若しくはアルファベットだけの文字列でないこと。 |
| 5.4.3 | 137 | ○ | iii) パスワードの不正使用防止 パスワードが流出したおそれがある場合、不正使用されない措置が講じられている。 | □パスワード管理制度基準 | 監査資料のレポートと情報システム管理者及び職員等へのアンケートにより、パスワードが流出したおそれがある場合速やかに情報セキュリティ管理者に報告され、パスワードが変更されいるか確認がある。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。 | 5.4.(3)④ 9.3.1 | |
| 5.4.4 | 140 | ○ | vi) パスワード記憶機能の利用禁止 サーバ、ネットワーク機器及びコン等の端末にパスワードが記憶されていない。 | □パスワード管理制度基準 | 監査資料のレポートと情報システム管理者及び職員等へのアンケートにより、サーバ、ネットワーク機器及びコン等の端末にパスワードが記憶されていないか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。 | 5.4.(3)⑦ 9.3.1 | |

インターネット接続系に主たる業務端末・システムを配置する β' モデルを採用する場合の追加監査項目を、次頁以降に示す。

β'モデルを採用する場合の追加監査項目

| 項目 | No. 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーの例文 の番号 | 関連する JISQ2700 2番号 | 留意事項 |
|--------------------|--------|-------------------|--|--|------------------------|-------------------------|---|
| 3. 情報システム全体の強制性の向上 | 技術的対策 | i) 無害化処理 | □システム構成図 □システム設計書 □機器等の設定指示書 □運用手順書 | 監査資料のレビューとCISO又は統括情報セキュリティ責任者へのインタビューより、LGWAN接続系にインターネット接続系からファイルを取り込む際に、ファイルを取込際に、ファイルからテキストのみを抽出、ファイルを画像PDFに変換、サニタイズ処理、インターネット接続系において内容を自規で確認するとともに、未知の不正プログラム検知及びその実行を防止する機能を有するソフトウェアで危険因子の有無を確認する。 | 3.(3) | — | ・無害化の処理方法が複数ある場合は、それぞれの方法について実施状況を確認する。 |
| 1 ○ | 1 ○ | ii) LGWAN接続系の画面転送 | □システム構成図 □システム設計書 □機器等の設定指示書 □運用手順書 | 監査資料のレビューとCISO又は統括情報セキュリティ責任者へのインタビューより、インターネット接続系の業務端末からLGWAN接続系のサーバや端末を利用する場合は、仮想化されたリモートデスクトップ形式で接続され、さらに、インターネット接続系へのデータ転送クリップボートのコピー＆ペースト等が禁止されている。 ・LGWAN接続系からインターネット接続系へのデータ転送クリップボートのコピー＆ペースト等が禁止されている。ただし、LGWANメールやLGWAN-ASPからの取り込み、業務で必要となるデータの転送については、中継サーバやファイアウォール等の設置し、通信ポート、IPアドレス、MACアドレス等で通信先を限定することで可能とされている。 | 3.(3) | — | |

|β'モデルを採用する場合の追加監査項目

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティが関連する ガイドラインの例 文の番号 | 留意事項 |
|-----------------------------------|-----------|----|--|--|--|-----------------------------------|--|
| 3. 情報システム 全般的 強制性 の向上 | 技術的対 策 | ○ | i) 無害化処理 CISO又は統括情報セキュリティ責任者 によって、LGWAN接続系にインター- ネット接続系からファイルを取扱い際 に、以下の対策が実施されいる。 ・ファイルからテキストのみを抽出 ・ファイルを画像PDFに変換 ・サニタイズ処理 ・インターネット接続系において内容を 目視で確認するとともに、未知の不正ブ ログム検知及びその実行を防止する 機能を有するソフトウェアで危険因子の 有無を確認 | □システム構成図 □システム設計書 □機器等の設定指示書 □運用手順書 | 監査資料のレビューとCISO又は統括情報セキュリ ティ責任者へのインタビューより、LGWAN接続系 にインターネット接続系からファイルを取り扱い際に、 ファイルからテキストのみを抽出、ファイルを画像PD Fに変換、サニタイズ処理、インターネット接続系に おいて内容を目視で確認するとともに、未知の不正 プログラム検知及びその実行を防止する機能を有す るソフトウェアで危険因子の有無を確認するなどの対 策が実施されているか確認。 | 3.(3) | 一 ・無害化の処理方法が複 数ある場合は、それぞれ の方針について実施状況 を確認する。 |
| | | ○ | ii) LGWAN接続系の画面転送 CISO又は統括情報セキュリティ責任者 によって、以下の対応が全て実施され ている。 ・インターネット接続系の業務端末から LGWAN接続系のサーバや端末を利用 する場合は、仮想化されたリモートデスク トップ形式で接続されている。 ・LGWAN接続系からインターネット接続 系へのデータ転送(クリップボードのコ ピー＆ペースト等)が禁止されている。 ただし、LGWANメールやLGWAN-ASPか らの取扱込み、業務で必要となるデータ の転送については、中継サーバやフ ィルタ等を設置し、通信ポート、 IPアドレス、MACアドレス等で通信先を 限定することで可能となっている。 | □システム構成図 □システム設計書 □機器等の設定指示書 □運用手順書 | 監査資料のレビューとCISO又は統括情報セキュリ ティ責任者へのインタビューより、インターネット接 続系の業務端末からLGWAN接続系のサーバや端 末を利用して接続されていることを確認する。さらには、 LGWAN接続系からインターネット接続系へのデータ 転送(クリップポートのコピー＆ペースト等)が原則禁 止されており、通告書を限定されたりLGWANメールや LGWAN-ASPからの取り込み、業務で必要となる データの転送のみが許可されていることを確認する。 | 3.(3) | 一 |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーが導入の際の例文の番号 | 関連するJISQ2700番号 | 留意事項 |
|--------------------|-----|-------|---------------------------|--|--|-------------------------|----------------|--|
| 3. 情報システム全体の強制性の向上 | 3 | 技術的対策 | Ⅲ)未知の不正プログラム対策(エンドポイント対策) | □システム構成図 □機器等の設計書 □機器等の運用手順書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、バーチャルマシン型の検知に加えて、セキュリティ専門家やSOC等のエンジニア等のサービスの運用によって、端末等の監査がされていること、未知及び既知のマルウェア等の異常な挙動を監視・検知・特定ができていること、並びに異常な挙動を検出した際のプロセスの停止、異常な挙動が検知された端末等に対してネットワークからの隔離がができるようになっていること及びインシデント発生要因の詳細な調査が実施できるようになっていることを確かめる。 | 3.(3) | — | |
| | 3 | ○ | IV)業務システム監理 | □システム運用基準 □ログ □システム稼働記録 □障害時のシステム出力ログ | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、インターネット接続系の業務システムのログの収集、分析、保管されていることを確かめる。 | 3.(3) | — | ・ログの取得及び保管についてNo.156～159も関連する項目であることから参考にすること。 |
| | 4 | ○ | V)情報資産単位でのアクセス制御 | □アクセス制御方針 □アクセス管理制度 □システム設計書 □機器等の設定指示書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理制度の機密性レベルに応じて業務システム単位でのアクセス制御が行われていること、文書を管理するサーバ等で誤認単位でのアクセス制御が実施されていることを確かめる。 | 3.(3) | — | ・アクセス制御について ではNo.216247～2411232も関連する項目であることから参考にすること。 |
| | 5 | ○ | | | | | | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーが開示するJISQ27002番号 | 留意事項 |
|-----------------------|-----|-------|---------------------------|--|--|------------------------------|--|
| 3. 情報システム全体の強制性の向上 | ○ | 技術的対策 | Ⅲ)未知の不正プログラム対策(エンドポイント対策) | □システム構成図 □システム設計書 □機器等の設定指示書 □運用手順書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのパンタビューやにより、パートナーと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのパンタビューやにより、セキュリティ専門家やSOC等のマネージャーが端末等のエンドポイントにおけるソフトウェア等の動作の監視がされないこと、未知及び既知のマルウェア等のエンドポイントにおけるソフトウェア等の動作がされていること並びに異常な挙動を監視・検知・特定ができるようになつてること、以下の対応が全て実施されている。 ・端末等のエンドポイントにおけるソフトウェア等の動作を監視し、未知及び既知のマルウェア等の動作による悪意ある活動を示す異常な挙動を監視・検知・特定期間で異常な挙動を検出した際にプロセスを停止、ネットワークからの論理的な隔離を行ふ。 ・インシデント発生時に発生要因の詳細な調査を実施する。 | 3.(3) | — |
| 3. | ○ | 3 | IV)業務システムログ管理 | □システム運用基準 □ログ □システム稼働記録 □障害時システム出力ログ □分析、保管が実施されている。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのパンタビューやにより、インターネット接続系の業務システムに關するログが適切に収集、分析、保管されていることを確認する。 | 3.(3) | — |
| 4. | ○ | 4 | V)情報資産单位でのアクセス制御 | □アクセス制御方針 □アクセス権限基準 □システム管理方針及下基準が定められ、文書化されており、基準に従ってアクセス制御されている。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのパンタビューやにより、情報資産の機密性レベルに応じて業務システム単位でのアクセス制御が行われること、文書を管理するサーバ等で課室単位でのアクセス制御が実施されていることを確認する。 | 3.(3) | — |
| 5. | ○ | 5 | | | | | ・アクセス制御についてはNo.207～232も関連する項目であることを参考すること。 |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーがイニシアチブ番号の番号 | 関連するJISQ27002番号 | 留意事項 |
|--------------------|-----|----|--|---|---|--------------------------|-----------------|---|
| 3. 情報システム全体の強制性の向上 | 6 | ○ | ④)脆弱性管理 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者について、OSやソフトウェアのバージョンなどが漏れなく資産管理され、脆弱性の所在が迅速に把握され、脆弱性が効率的に攻撃され、オペレーターが情報の通知を適用し、セコデイ攻撃等のソフトウェアの脆弱性を狙った攻撃に迅速に対応されている。 | □情報セキュリティ開連 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティのバージョンなどが漏れなく資産管理され、脆弱性が効率的に把握され、オペレーターが情報の通知を適用し、セコデイ攻撃等のソフトウェアの脆弱性を狙った攻撃に迅速に対応されている。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインビューレと脆弱性開連情報の通知記録 □サイバー攻撃情報やセンシティブ情報の通知記録 □脆弱性対応計画 | 3.(3) | — | ・脆弱性管理についての留意事項 No. 304246～308599も関連する項目であるから参考すること。 |
| 組織的・個人的対策 | 7 | ○ | ①)セキュリティの継続的な監視・モニタリング体制の整備 職員等の標準的型攻撃訓練や研修等の受講状況や結果を最適状況や効果が測定され、その結果がフィードバックされている。 | □研修・訓練実施基準 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインビューレにより、訓練や研修等の受講状況や結果が測定され、その結果がフィードバックされている。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインビューレにより、訓練や研修等の受講状況や結果が測定され、その結果がフィードバックされている。 | 3.(3) | — | ・標準的型訓練についての留意事項 計画に含めることが望ましい。 |
| | 8 | ○ | ①)住民に関する情報をインターネット接続系に保存させない規定の整備 住民に関する情報資産は特に重要な情報資産であるため、インターネット接続系のファイルサーバに保存せないとや、一時的に保存したとしても直ちに削除すること等が規定として定められており、その規定に従い運用がされている。 | □情報資産管理基準 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインビューレにより、住民情報に関する情報の取扱いについて文書化され、運用されており、実際に住民情報に関する情報がインターネット接続系のファイルサーバに保存されていることを確かめる。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインビューレにより、住民情報に関する情報の取扱いについて文書化され、運用されており、実際に住民情報に関する情報がインターネット接続系のファイルサーバに保存されていることを確かめる。 | 3.(3) | — | |
| | 9 | ○ | ③)情報セキュリティ研修、センシティブ型攻撃訓練、セキュリティンシメントの受講 職員等が情報セキュリティ研修、センシティブ型攻撃訓練を年1回以上受講しており、情報システム担当者がセキュリティインシメントが発生した場合の訓練を年1回以上受講している。 | □研修・訓練実施基準 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者及び職員等へのインビューレにより、訓練や研修等が情報セキュリティ研修、センシティブ型攻撃訓練を年1回以上受講していること及び情報システム担当者がセキュリティインシメントが発生した場合の訓練を年1回以上受講していることを確かめる。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者及び職員等へのインビューレにより、訓練や研修等が情報セキュリティ研修、センシティブ型攻撃訓練を年1回以上受講していること及び情報システム担当者がセキュリティインシメントが発生した場合の訓練を年1回以上受講していることを確かめる。 | 3.(3) | — | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティガーディアンの例 文の番号 | 関連する JISQ27002 番号 | 留意事項 |
|-----------------------|-----|----|--|---|--|--------------------------|-------------------------|---|
| 3. 情報システム全体の強制性に対する対策 | 6 | ○ | vi) 脆弱性管理 | □情報セキュリティ開運情報の通知記録 □脆弱性開運情報の通知記録 □サイバー攻撃情報やransomware報の通知記録 □脆弱性対応計画 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、OSやソフトウェアのバージョンなどが漏れなく資産管理され、脆弱性の所在が効率的に把握されており、深刻度に応じて修正プログラムを適用し、ゼロデイ攻撃等のソフトウェアの脆弱性を狙った攻撃に迅速に対応できるようになっているか確かめる。 | 3.(3) | — | ・脆弱性管理についてはNo.295～299も関連する項目であることを参考すること。 |
| 組織的・人間的対策 | 7 | ○ | i) セキュリティの継続的な検知・モニタリング体制の整備 | □研修・訓練実施基準 □研修・訓練実施計画 □研修・訓練受講記録 □研修・訓練結果報告書 □研修・訓練に関するアンケート | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者のインタビューにより、標的型攻撃訓練や研修等の受講状況や結果を確認し、セキュリティ対策の浸透状況や効果が測定されているか確認する。 | 3.(3) | — | ・標的型訓練についても計画に含めることが望ましい。 |
| | 8 | ○ | ii) 住民に関する情報をインターネット接続系に保存させない規定の整備 | □情報資産管理基準 □実施手順書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者のインタビューにより、住民情報に関する情報の扱いについて文書化され、運用されており、実際に住民情報がインターネット接続系のファイルサーバ等に保存されていないことを確かめる。 | 3.(3) | — | |
| | 9 | ○ | iii) 情報セキュリティ研修、標的型攻撃訓練、セキュリティインシデント対応の受講 | □研修・訓練実施基準 □研修・訓練実施計画 □研修・訓練受講記録 □研修・訓練結果報告書 □研修・訓練に関するアンケート | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者及び職員等へのインタビューにより、職員等が情報セキュリティ研修、標的型攻撃訓練を年1回以上受講していること及び情報システム管理者、情報システム担当者がセキュリティインシデントが発生した場合の訓練を年1回以上受講していることを確かめる。 | 3.(3) | — | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーがガイドラインの例文の番号 | 関連するJISQ27002番号 | 留意事項 |
|--------------------|--|---|--|--------------------------|---|---|-----------------|---|
| 3. 情報システム全体の強制性の向上 | 組織的・個人的対策 | 10 ○ | V) 情報セキュリティ研修計画 職員等が毎年度最低1回は情報セキュリティ研修を受講できるように計画されている。 | □研修・訓練実施基準 □研修・訓練実施計画 | 監査資料のレビュー又は統括情報セキュリティ責任者へのインダビューや、研修計画において、職員等が毎年度最低1回は情報セキュリティ研修を受講できるように計画されているか確認める。 | 5.2.(2) | 7.2.2 | ・a モデルにおいては、推奨事項だが、 $\beta \cdot \beta'$ モデルにおいては必須事項となる。 |
| 11 ○ | V) 実践的サイバー防衛演習(CYDER)の確実な受講 CISOによって、実践的サイバーコンテナのCYDERを受講しなければならないことが定められ、受講計画が策定され、また、職員等が受講している。 | □研修・訓練実施計画 □研修・訓練受講記録 □研修・訓練結果報告書 | 監査資料のレビュー又は統括情報セキュリティ責任者へのインダビューや、防衛演習(CYDER)の受講計画について文書化され、正式に承認されているか確認める。また、職員等が適切に受講しており、その受講記録が取られていることを確かめる。 | 3.(3) | — | | | |
| 12 ○ | VI) 演習等を通じたサイバー攻撃情報やインシデント等への対策情報共有 職員等が以下の演習やそれに準ずる演習を受講し、インシデント対応訓練(基礎/高度)・分野横断的演習 | □研修・訓練実施計画 □研修・訓練受講記録 □研修・訓練結果報告書 | 監査資料のレビュー又は統括情報セキュリティ責任者へのインダビューや、職員等がインシデント対応訓練(基礎/高度)・分野横断的演習又はそれに準ずる演習を受講しているか確認める。 | 3.(3) | — | | | |
| 13 ○ | VI) 自治体情報セキュリティポリシーがガイドライン等の見直しを踏まえた情報セキュリティポリシーの見直し 自治体情報セキュリティポリシーがガイドライン等の見直し踏まえて、適時適切に情報セキュリティポリシーの見直しがされているか確認する。 | □情報セキュリティポリシー | 監査資料のレビュー又は統括情報セキュリティ責任者へのインダビューや、情報セキュリティポリシーが自治体情報セキュリティポリシーがガイドライン等の見直しを踏まえて、適時適切に見直しがされていることを確かめる。 | — | — | ・情報セキュリティポリシーの策定・遵守について、No.31445-322443、No.367343-377653、No.384366-385344も関連する項目であることを参考すること。 | | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーが関連する文の番号 | 情報セキュリティポリシーが関連する文の番号 | 留意事項 |
|-----------------------|--------------|----|---|---|---|-----------------------|-----------------------|--|
| 3、 情報システム全体の強制性の向上 | 組織的・入 的対策 | ○ | IV) 情報セキュリティ研修計画 職員等が毎年度最低1回は情報セキュリティ研修を受講できるように計画されている。 | □研修・訓練実施基準 □研修・訓練実施計画 | 監査資料のレビュー又は統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、研修計画において、職員等が毎年度最低1回は情報セキュリティ研修を受講できるように計画されているか確認める。 | 5.2.(2)② | 7.2.2 | ・αモデルにおいては推奨事項だが、β・β+モードにおいては必須事項となる。 |
| | | | V) 実践的サイバー防衛演習(CYDER)の確実な受講 CISに於いて、実践的サイバー防衛演習(CYDER)を受講しなければならないことが定められ、受講計画が策定されおり、また、受講計画に従い、職員等が受講している。 | □研修・訓練実施計画 □研修・訓練受講記録 □研修・訓練結果報告書 | 監査資料のレビュー又は統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、実践的サイバー防衛演習(CYDER)の受講計画について文書化され、正式に承認されているか確認める。 また、職員等が適切に受講しており、その受講記録が取られていることを確認める。 | 3.(3) | — | |
| | | | VI) 演習等を通じたサイバー攻撃情報やインシデント等への対策情報共有 職員等が以下の演習やそれに準ずる演習を受講している。 ・インシデント対応訓練(基礎/高度) ・分野横断的演習 | □研修・訓練実施計画 □研修・訓練受講記録 □研修・訓練結果報告書 | 監査資料のレビュー又は統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、職員等がインシデント対応訓練(基礎/高度)、分野横断的演習又はそれに準ずる演習を受講しているか確認める。 | 3.(3) | — | |
| | | | VII) 自治体情報セキュリティポリシーがガイドライン等の見直しを踏まえた情報セキュリティポリシーの見直し 自治体情報セキュリティポリシーガイドライン等の見直し踏まえて、適時適切に情報セキュリティポリシーの見直しがされている。 | □情報セキュリティポリシー | 監査資料のレビュー又は統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、情報セキュリティポリシーが自治体情報セキュリティポリシー等の見直しを踏まえて、適時適切に見直しがされていることを確認める。 | — | — | ・情報セキュリティポリシーの策定・遵守については、No.305-313、No.343-353、No.360-361が開催する項目であることがから参考にすること。 |
| | | | | | | | | |

※β・β' モデルを採用する場合、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」対策基準(例文)記載の組織的・人的対策を確実に実施する必要があるため、以下の監査項目を再掲

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーの範囲 | 開連する情報セキュリティポリシーの例文の番号 | 留意事項 |
|-----------------------------------|--|---|---|--|---|-----------------|--|--|
| 1. 組織体制 | (3)CSIRTの設置・役割 | 4 ○ | iii) CSIRTの設置・役割の明確化 CSIRTが設置され、部局の情報セキュリティ責任者がCSIRTに任じて情報セキュリティポリシーを策定している。また、CISOへの報告がされ、CSIRT及び構成する要員の役割が明確化されている。 | □情報セキュリティポリシー □CSIRT設置要綱 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインタビューより、CSIRTが設置されており、規定された役割に応じて情報セキュリティポリシントドのためやCISOへの報告、報道機関等への通知、関係機関との情報漏洩共等を行なう施設的な窓口が設置されているか確認される。また、監査資料のレビューとCISO又は構成要員へのインタビューにより、CSIRTの要員構成、役割などが明確化されており、要員はそれぞれの役割を理解しているか確認される。 | 1.(9) | 6.1.3 6.1.4 16.1.1 16.1.2 16.1.3 16.1.4 16.1.5 | |
| 5. 人材セキュリティ | 5.1. (1) 職員等の遵守事項 5.1. (1) 職員等の遵守事項 ① 情報セキュリティポリシー等の遵守 | 83 ○ 84 ○ | i) 情報セキュリティポリシー等の明記 情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者によって、職員等が情報セキュリティポリシー及び実施手順を遵守しなければならないことが定められ、文書化されている。 ii) 情報セキュリティポリシー等の遵守 職員等は、情報セキュリティポリシー及び実施手順を遵守するとともに、情報セキュリティ対策について不明な点や懸念等がある場合、速やかに情報セキュリティ管理者に相談し、指示を仰げる体制になっている。 | □情報セキュリティポリシー □職員等への周知記録 □実施手順書 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ責任者による確認される。また、承認された文書が職員等に周知されているか確認される。 | 5.1.(1)① | 5.1.1 | ・職員等の情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認及び対応について、No.314344～322434も参照する項目であることを参考すること。 |
| (1) 職員等の遵守事項 (2) 業務以外の目的での使用禁止 | 86 ○ | ii) 情報資産等の業務以外の目的での使用禁止 職員等による業務以外の目的での情報資産の持ち出し、情報システムへのアクセス、電子メールアドレスの使用及びインターネットへのアクセス等へのアカウントは行われていない。 | □端末ログ □電子メール送受信ログ □ファイアウォールログ | 監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインタビューより、業務以外の目的での情報資産の持ち出し、情報システムへのアクセス、電子メールアドレスの使用及びインターネットへのアクセス等へのアカウント調査を実施して確かめる。 | 5.1.(1)② | — | | |

※※ β ・ β' モデルを採用する場合、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に対する監査項目を重視する必要があるため、以下の監査項目を実施する。

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーがJISQ27002規格に適合するかの確認番号 | 留意事項 |
|-------------|--|--|--|---|---|---|--|
| 5. 人的セキュリティ | 5.1. (1) 職員等の遵守事項 ③ モバイル端末や記録媒体の持ち出し及び外部における情報処理作業の制限 | 88 ○ | ii) 情報資産等の外部持出制限 職員等がモバイル端末、電磁的記録媒体、情報資産及びソフトウェアを外部に持ち出す場合、情報セキュリティ管理者による許可を得ている。 | □端末等持出・持込基準／手錠 □府外での情報処理作業基準／手錠 □端末等持出・持込申請書／承認書 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューや、職員等がモバイル端末、電磁的記録媒体、情報資産及びソフトウェアを外部に持ち出す場合、情報セキュリティ管理者から許可を得ているか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。 | 5.1.(1)③ (イ) 6.2.1 6.2.2 11.2.6 | ・紛失、盗難による情報漏えいを防止するため、暗号化等の適切な处置をして持出すことが望ましい。 |
| | 89 ○ | iii) 外部での情報処理業務の制限 職員等が外部で情報処理作業を行う場合は、情報セキュリティ管理者による許可を得ている。 | □府外での情報処理作業基準／手錠 □府外作業申請書／承認書 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューや、職員等が外部で情報処理作業を行っているか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。 | 5.1.(1)③ (イ) 6.2.1 6.2.2 11.2.6 | ・情報漏えい事故を防止するため、業務終了後は速やかに勤務地に情報資産を返却することが望ましい。 | |
| | 90 ○ | i) 支給以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体の業務利用基準及び手帳 ④ 支給以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体を利用する場合の基準 | □端末等持出・持込基準／手錠 □支給以外のパソコン等使用申請書／承認書 | 監査資料のレビューと経括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、支給以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体を利用手順が文書化され、正式に承認されているか確認する。 | 5.1.(1)④ 8.2.3 11.2.1 | | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーがドラインの例文の番号 | 関連するJSQ27002番号 | 留意事項 | |
|----------|-----|----|------------------------------------|--|--|--|------------------------------------|--|--|
| | | | II) 支給以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体の利用制限 | □支給以外のパソコン等使用申請書/承認書 □支給以外のパソコン等使用基準/実施手順書 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューにより、職員等が情報処理作業を行った際に支給以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体を用いる場合、情報セキュリティ管理者の許可を得ていることや、端末のワールドチェックが行われていることや、端末ロック機能及 び 遠隔削除機能が利用できること、機密性3の情報資産の情報処理作業を行っていないこと、支給以外の端末のセキュリティに関する教育を受けた者のみが利用しているか確認がある。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確認する。また、手順等に基づいて許可や利用がされているか確認する。 | 5.1.(1)④ | 6.2.1 6.2.2 11.2.1 11.2.6 | | |
| 91 | ○ | | III) 支給以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体の併用 | □支給以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体を用いた後に、業務上必要な場合は、統括情報セキュリティ責任者の定める許可を得ている。また、機密性の高い情報資産の支給以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体による情報処理作業は行われていがない。 | 監査資料のレビューと情報処理作業基準/手続等使用申請書/承認書 □支給以外のパソコン等使用申請書/承認書 □支給以外のパソコン等使用基準/実施手順書 | 監査資料のレビューにより、支給以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体を用いたネットワークに接続することを許可する場合は、シングルアント環境やセキュアプロトコルの使用、ファイル暗号化機能を持つアプリケーションでの接続のみを許可する等の情報漏洩し対策が講じられているか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確認する。 | 5.1.(1)④ | 13.1.1 13.1.2 | |
| | | | II) 端末等の持出・持込記録の作成 | □端末等持出・持込基準手続 □端末等持出・持込申請書/承認書 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者へのインタビューにより、端末等の持ち出し及び持ち込みの記録が作成され、保管されているか確認する。 | 5.1.(1)⑤ | 11.2.5 | ・記録を定期的に点検し、紛失、盗難が発生していないか確認することが望ましい。 | |
| (1) ⑤ | 94 | ○ | 職員等の遵守事項 | | | | | | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーが関連するドキュメントの例 | 留意事項 |
|----|-----|----|---|--|---|--|---|
| | | | II) 支給以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体の利用制限 | □支給以外のパソコン等使用 □支給以外の承認書/承認書用基準/実施手順 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインダビューや、職員等が情報処理作業等が情報セキュリティ管理者及び職員等が情報処理作業を行際に支給以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体を用いる場合、情報セキュリティ管理者の許可を得ているか確認する。また、端末のウイルスチェックが行われていることや、端末ロック機能並びに遠隔消去機能が利用できること、機密性3の情報処理作業を行っていること、支給以外の端末のセキュリティに関する教育を受けた者のみが利用しているか確認がある。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確認める。また、手順書に基づいて許可や利用がされているか確認がある。 | 5.1.(1)④ 6.2.1 6.2.2 11.2.1 11.2.6 | 6.2.1 6.2.2 11.2.1 11.2.6 |
| 91 | ○ | | III) 支給以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体の片内ネットワーク接続 | □口外での情報処理作業基準手続 □支給以外のパソコン等使用 □支給以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体を行内ネットワーク接続することを許可する場合は、シングライアルノット監督やセキュアプログラマの使用、ファイアウォール等で接続のみを許可する等の情報漏えい対策が講じられているか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確認がある。 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインダビューや、支給以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体を行内ネットワークに接続することを許可する場合は、シングライアルノット監督やセキュアプログラマの使用、ファイアウォール等で接続のみを許可する等の情報漏えい対策が講じられているか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確認がある。 | 5.1.(1)④ 13.1.1 13.1.2 | 13.1.1 13.1.2 |
| 92 | ○ | | II) 携帯等の持出・持込記録の作成 | □端末等持出・持込基準/手続 □端末等持出・持込申請書/承認書 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者へのインタビューにより、端末等の持ち出し及び持ち込みの記録が作成され、保管されているか確認ある。 | 5.1.(1)⑤ 11.2.5 | ・記録が定期的に点検し、紛失、盗難が発生していないか、確認することが望ましい。 |
| | (1) | | 職員等の遵守事項 ⑤ 持ち出し及び持ち込みの記録 | 94 | ○ | | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーが関連するJSQ2700番号 | 留意事項 |
|-------------|-----------------------------------|--|---|--|------------------------------|---|------|
| 5. 人的セキュリティ | 5.1. (1) 職員等の職務遵守事項 | 離席時等の情報漏洩対策、モバイル端末、電磁的記録媒体、文書等の第三者使用又は情報が閲覧されることを防止するための適切な措置が講じられている。 | □クリアデスク・クリアスクリーン基準 □上級の端末の取扱いと情報セキュリティポリシーの例文 | 監査資料のレビューと情報セキュリティポリシー及び監査員等への情報セキュリティポリシーと情報セキュリティポリシーの例文 | 5.1.1(7) 11.2.9 | | |
| 5. 人的セキュリティ | 5.1. (3) 情報セキュリティポリシー等の掲示 | 職員等の情報セキュリティポリシー等が常に最新の情報セキュリティポリシー及び実施手順を閲覧できるように掲示されている。 | □職員等への周知記録 □情報セキュリティポリシー等の掲示 | 監査資料のレビューと情報セキュリティポリシー及び監査員等への周知記録 監査資料のレビューと情報セキュリティポリシー及び監査員等への周知記録 | 5.1.1(3) 5.1.1 | | |
| 5. 人的セキュリティ | (4) 外部委託事業者に対する情報セキュリティポリシー等遵守の説明 | 外部委託事業者に対する説明 | □業務委託契約書 □外部委託管理基準 □外部委託事業者に対する情報セキュリティポリシー等の説明 | 監査資料のレビューと情報セキュリティポリシー及び監査員等への周知記録 監査資料のレビューと情報セキュリティポリシー及び監査員等への周知記録 監査資料のレビューと情報セキュリティポリシー及び監査員等への周知記録 監査資料のレビューと情報セキュリティポリシー及び監査員等への周知記録 | 5.1.1(4) 15.1.1 15.1.2 | ・再委託は原則禁止であるが、例外的に再委託を認める場合には、車両販売業者における情報セキュリティ対策が十分取られており、外部委託業者と同等の水準であることを確認した上で許可しなければならない。 ・外部委託事業者に対し、契約の遵守等について必要に応じ立ち入り検査を実施すること。 ・外部委託に開示する事項については、No.337228～3664426も関連する項目であることから参考にするこ。 | |
| 5. 人的セキュリティ | 5.2. (1) 研修・訓練 | 情報セキュリティに関する研修・訓練 | □研修・訓練実施基準 □研修実施報告書 □訓練実施報告書 | 監査資料のレビューと経括情報セキュリティ責任者のイマジニアによる研修・訓練が実施されているか確認する。 | 5.2.1(1) 7.2.2 | | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーと情報セキュリティ管理の実施状況 開通するドライバーの例 JISQ27002番号 | 留意事項 |
|-------------|--------------------------------------|----|--|------------------------------------|---|--|------------------|
| 5. 人的セキュリティ | 5.1. (1) 職員等の遵守事項 | ○ | II) 机上の端末等の取扱 臥床時等は、モバイル端末、電磁的記録媒体、文書等の第三者使用又は情報セキュリティ管理者の許可なく情報が閲覧されることを防止するための適切な措置が講じられている。 | □クリアデスク・クリアスク リーン基礎 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインダクション、執務室の規範により、パソコン、モバイル端末の画面ロックや電磁的記録媒体、文書等の容易に閲覗されない場所への保管といった、情報資産の第三者使用又は情報セキュリティ管理者の許可なく情報が閲覧されることが防止するための適切な措置が講じられているか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。 | 3-5.1.(1)⑦ | 11.2.9 |
| 5. 人的セキュリティ | 5.1. (3) 情報セキュリティポリシー等の掲示 | ○ | II) 情報セキュリティポリシー等の掲示 情報セキュリティ管理者によって、職員等が常に最新の情報常時手順を閲覧できるよう、内閣府の新規セキュリティポリシー及びセキュリティポリシー等に掲示されている。 | □職員等への周知記録 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者へのインダクション及び執務室の規範により、職員等が常に最新の情報セキュリティポリシー及びセキュリティポリシー等に掲示されているか確認する。 | 5.1.(3) | 5.1.1 |
| 5. 人的セキュリティ | 5.1. (4) 外部委託事業者に対する情報セキュリティポリシー等の説明 | ○ | II) 外部委託事業者に対する情報セキュリティポリシー等の説明 外部委託事業者及び情報システムの開発・保守等を受ける事業者及び外部委託事業者から再委託を受けた外部委託事業者等が守るべき内容の遵守及びその機密事項が説明されているか確認する。 外部委託事業者から再委託を受けた事業者が守るべき内容の遵守及びその機密事項が説明されている。 | □業務委託契約書 □外部委託管理制度基準 | 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者へのインダクション及び情報システムの開発・保守等を受ける事業者及び外部委託事業者から再委託を受けた外部委託事業者等が守るべき内容の遵守及びその機密事項が説明されているか確認する。 再委託は原則禁止であるが、例外的に再委託が認められる場合には、再委託事業者における情報セキュリティポリシーが十分取られており、外部委託事業者と同等の水準であることを確認した上で許可しなければならない。 ・外部委託事業者に対して、契約の遵守等について必要に応じ立ち入り検査を実施すること。 ・外部委託に関する事項については、No.328～332も参考すること。 | 5.1.(4) 15.1.1 15.1.2 | 15.1.1 15.1.2 |
| 5. 人的セキュリティ | 5.2. (1) 情報セキュリティ研修・訓練 | ○ | II) 情報セキュリティ研修・訓練の実施 CISOによって、定期的にセキュリティに関する研修・訓練が実施されている。 | □研修・訓練実施基準 □研修実施報告書 □訓練実施報告書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインダクションにより、定期的に情報セキュリティに関する研修・訓練が実施されているか確認する。 | 5.2.(1) | 7.2.2 |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティガイドラインの例文 の番号 | 関連する JSQ2700 2番号 | 留意事項 |
|--|-----|----|--|--|--|-----------------------------------|------------------------|------------------------------------|
| 5. 人的 的 情 報 セ キ ュ リ テ リ テ イ ン シ ン ジ ー ト の 報 告 | 121 | ○ | Ⅰ)情報セキュリティインシデントの報告手順 □情報セキュリティ責任者へ、情報セキュリティインシデント報告手順書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、職員等が情報セキュリティインシデントを認知した場合、又は住民等外部からの情報セキュリティインシデントの報告を受けた場合の報告ルート及びその方法が文書化され、正式に承認されているが確かめる。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ管理者、情報システム管理者、職員等へのインタビューにより、報告手順に従って連絡なく報告されているか確かめる。 | 5.3.(1)～(3) 16.1.2 16.1.3 | 16.1.2 16.1.3 | ・報告ルートは、団体の意思決定ルートと整合していることが重要である。 |
| (1) 序内での情報セキュリティインシデントの報告 □情報セキュリティインシデント報告手順書 □情報セキュリティインシデント報告手順書 | 122 | ○ | Ⅱ)序内での情報セキュリティインシデントの報告 □情報セキュリティインシデントが認知された場合、報告手順に従つて関係者に報告されている。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ管理者、情報システム管理者、職員等へのインタビューにより、報告手順に従つて連絡なく報告されているか確かめる。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ管理者、情報システム管理者、職員等へのインタビューにより、報告手順に従つて連絡なく報告されているか確かめる。 | 5.3.(1) 16.1.2 16.1.3 | 16.1.2 16.1.3 | |
| 5. IC カード 等 の 取 扱 い 及 び 管 理 | 128 | ○ | Ⅲ)認証用ICカード等の放置禁止 □ICカード等を業務上必要としたときは、カードリーダーやパソコン等の端末のスロット等から抜かれている。 | 監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインタビュー並びに実地調査室の視察により、業務上必要な場合はカードリーダーやパソコン等の端末のスロット等から認証用のICカードやUSBトークンが抜かれているが確認がある。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。 | 監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインタビュー並びに実地調査室の視察により、業務上必要な場合はカードリーダーやパソコン等の端末のスロット等から認証用のICカードやUSBトークンが抜かれているが確認がある。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。 | 5.4.(1)① (4) 9.2.2 | 9.2.1 9.2.2 | |
| 5. 人的 的 情 報 セ キ ュ リ テ リ テ イ ン シ ン ジ ー ト の 報 告 | 129 | ○ | Ⅳ)認証用ICカード等の紛失時手続 □認証用ICカード等が紛失した場合は、速やかにに統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者に通報され、指示に従わせている。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者へのインタビューにより、認証用のICカードやUSBトークンが紛失した場合は、速やかにに統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者に通報され、指示に従わせているか確かめる。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者へのインタビューにより、認証用のICカードやUSBトークンが紛失した場合は、速やかにに統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者に通報され、指示に従わせているか確かめる。 | 5.4.(1)① (4) 9.2.1 9.2.2 | 9.2.1 9.2.2 | |
| 5. IC カード 等 の 取 扱 い 及 び 管 理 | 130 | ○ | Ⅴ)認証用ICカード等の紛失時対応 □認証用ICカード等の紛失連絡があつた場合、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によつて、当該ICカード等の不正使用を防止する対応がとられている。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者へのインタビューにより、認証用のICカードやUSBトークンが紛失した場合は、速やかにに統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者に通報され、指示に従わせているか確かめる。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者へのインタビューにより、認証用のICカードやUSBトークンが紛失した場合は、速やかにに統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者に通報され、指示に従わせているか確かめる。 | 5.4.(1)② (4) 9.2.1 9.2.2 | 9.2.1 9.2.2 | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティガーディアンの例 文の番号 | 開通する JISQ27002 番号 | 留意事項 |
|------------------------------|-----|----|--|--|---|--------------------------|-------------------------|------------------------------------|
| 5. 人的セキュリティ情報セキュリティシンドロームの報告 | 121 | ○ | I) 情報セキュリティインシデントの報告 手順 統括情報セキュリティ責任者によって、情報セキュリティインシデントを認知した場合の報告手順が定められ、文書化されている。 | □情報セキュリティインシデント報告手順 □情報セキュリティインシデントを認知した場合の報告手順が定められ、文書化されている。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューや、職員等が情報セキュリティインシデントを報告した場合、又は住民等外部から情報セキュリティインシデントの報告を受けた場合の報告ルート及びその方法が文書化され、正式に承認されているか確認する。 | 5.3.(1)～(3) | 16.1.2 16.1.3 | ・報告ルートは、団体の意思決定ルートと整合していることが重要である。 |
| 5. 人的セキュリティ情報セキュリティシンドロームの報告 | 122 | ○ | I) 庁内の情報セキュリティインシデントの報告 手順 府内で情報セキュリティインシデントが認知された場合、報告手順に従って関係者に報告されている。 | □情報セキュリティインシデント報告手順 □情報セキュリティインシデントを認知した場合、報告手順に従って関係者に報告されている。 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ管理者、職員等へのインタビュー、報告手順に従って遅滞なく報告されているか確認する。 | 5.3.(1) | 16.1.2 16.1.3 | |
| 5. 人的セキュリティID及びパスワード等の管理 | 128 | ○ | III) 認証用ICカード等の放置禁止 認証用ICカード等を業務上必要としたときは、カードリーダーやハッセン等の端末のスロット等が抜かれている。 | □ICカード等取扱基準 □ICカード等取扱いの取扱い | 監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのペナリティ及び懲罰室の権限に付し、業務上不要な場合はカードリーダーやハッセン等の端末のスロット等から認証用のICカードやUSBトーカンが抜かれているか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。 | 5.4.(1)① (イ) | 9.2.1 9.2.2 | |
| 5. 人的セキュリティID及びパスワード等の管理 | 129 | ○ | IV) 認証用ICカード等の紛失時対応 認証用ICカード等が紛失した場合は、速やかに統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者に通報され、指示に従つている。 | □ICカード等取扱基準 □ICカード紛失届書 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者へのインタビューにより、認証用のICカードやUSBトーカーが紛失した場合は、速やかに統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者に通報され、指示に従わせているか確認する。 | 5.4.(1)① (ウ) | 9.2.1 9.2.2 | |
| 5. 人的セキュリティID及びパスワード等の管理 | 130 | ○ | V) 認証用ICカード等の紛失時対応 認証用ICカード等の紛失連絡があった場合、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によつて、当該ICカード等の不正使用を防止する対応がとられている。 | □ICカード等取扱基準 □ICカード等管理台帳 | 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、紛失した認証用のICカードやUSBトーカーを使用したアクセス等が速やかに停止されているか確認する。 | 5.4.(1)② | 9.2.1 9.2.2 | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーがIDラインの例文の番号 | 関連するJSQ2700番号 | 留意事項 |
|--|-----|----|---|----------------------------|--|----------------------------|----------------|--|
| | | | vi) 認証用のカード等の回収及び機密 ICカード等を切り替える場合、統括情報管理責任者へのインタビューと情報システム管理者及び情報システム管理者による切替え前のカードやUSBトーカーを切り替える場合に切替え前のICカードやUSBトーカーが回収され、破壊するなど復元不可能な処理を行った上で残業されていてもかかわらず。 | □ICカード等取扱基準 □ICカード等管理台帳 | 監査資料のレビューと情報システム管理者及び情報システム管理者へのインタビューにより、ICカードやUSBトーカーを切り替える場合に切替え前のICカードやUSBトーカーが回収され、破壊するなど復元不可能な処理を行った上で残業されていてもかかわらず。 | 5.4.(1)③ 9.2.1 9.2.2 | 9.2.1 9.2.2 | 回収時の個数を確認し、紛失・盗難が発生しているか確実に確認することが望ましい。 |
| 5.4. (3) 人的 セキュ リティ カード 等の 管理 | 131 | ○ | ii) パスワードの貯蔵 職員等のパスワードは当該本人以外に知り得ないよう取扱われている。 | □パスワード管理基準 | 監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインタビューにより、職員等のパスワードについて照会等に応じたり、他人(いが容易に想像できるような文字列に設定したりしないよう)に取扱われるがため確認が求められる。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。 | 5.4.(3)①～ ③ | 9.3.1 | ・最短6文字以上で次の条件を満たしていることが望ましい。 ①当人の開通情報(例えば名前、電話番号、誕生日等)から、他の者が容易に推測できる事項又は容易に得られる事項に基づかないこと。 ②連續した同一文字又は数字だけ若しくはアルファベットだけの文字列でないこと。 |
| | 136 | ○ | iii) パスワードの不正使用防止 パスワードが流出したおそれがある場合、不正使用されない措置が講じられている。 | □パスワード管理基準 | 監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインタビューにより、パスワードが流出したおそれがある場合、速やかに情報セキュリティ管理者に報告され、パスワードが変更されているか確認、必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。 | 5.4.(3)④ | 9.3.1 | |
| | 137 | ○ | vi) パスワード記憶機能の利用禁止 サーバ、ネットワーク機器及びパソコン等の端末にパスワードが記憶されていない。 | □パスワード管理基準 | 監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインタビュー、熟務室の相談によりサーバ、ネットワーク機器及びパソコン等の端末にパスワードが記憶されてないか確認される。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。 | 5.4.(3)⑦ | 9.3.1 | |
| | 140 | ○ | | | | | | |

| 項目 | No. | 必須 | 監査項目 | 監査資料の例 | 監査実施の例 | 情報セキュリティポリシーが関連するドライバの番号 | 留意事項 |
|-------|-----|----|---|----------------------------|---|----------------------------|--|
| 5.4.1 | 131 | ○ | vi) ICカード等の回収及び譲り受け ICカード等を切り替える場合、統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者によって、切替え前のカードが回収され、不正使用されないような措置が講じられている。 | □ICカード等取扱基準 □ICカード等管理台帳 | 監査資料のレポートと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのICカード等USBトーカーを切り替える場合に切替え前のICカードやUSBトーカーが回収され、破壊するなど復元不可能な処理を行った上で陸揚されているか確認される。 | 5.4.(1)③ 9.2.1 9.2.2 | ・回収時の箇数を確認し、紛失・盗難が発生していないか、実際に確認することを望む。 ・最短6文字以上で次の条件を満たしていることが望ましい。 ①当人の開通情報(例えば名前、電話番号、誕生日等)から、他の者が容易に推測できる事項又は容易に得られる事項に基づかないこと。 ②連続した同一文字又は数字だけ若しくはアルファベットだけの文字列でないこと。 |
| 5.4.2 | 136 | ○ | ii) パスワードの取扱い 職員等のパスワードは当該本人以外に知らないように取扱われる。 | □パスワード管理制度基準 | 監査資料のレポートと情報システム管理者及び職員等へのアンケートにより、職員等のパスワードについて照会等に応じたり、他人が容易に想像できるような文字列に設定したりしないように取扱われているか確認がある。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。 | 5.4.(3)①～③ 9.3.1 | ・最短6文字以上で次の条件を満たしていることが望ましい。 ①当人の開通情報(例えば名前、電話番号、誕生日等)から、他の者が容易に推測できる事項又は容易に得られる事項に基づかないこと。 ②連続した同一文字又は数字だけ若しくはアルファベットだけの文字列でないこと。 |
| 5.4.3 | 137 | ○ | iii) パスワードの不正使用防止 パスワードが流出したおそれがある場合、不正使用されない措置が講じられている。 | □パスワード管理制度基準 | 監査資料のレポートと情報システム管理者及び職員等へのアンケートにより、パスワードが流出したおそれがある場合速やかに情報セキュリティ管理者に報告され、パスワードが変更されているか確認がある。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。 | 5.4.(3)④ 9.3.1 | |
| 5.4.4 | 140 | ○ | vi) パスワード記憶機能の利用禁止 サーバ、ネットワーク機器及びコン等の端末にパスワードが記憶されていない。 | □パスワード管理制度基準 | 監査資料のレポートと情報システム管理者及び職員等へのアンケートにより、サーバ、ネットワーク機器及びコン等の端末にパスワードが記憶されていないか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。 | 5.4.(3)⑦ 9.3.1 | |

付録

○監査資料例一覧／索引

○情報セキュリティ監査実施要綱（例）

○情報セキュリティ監査実施計画書（例）

○情報セキュリティ監査報告書（例）

○情報セキュリティ監査業務委託仕様書（例）

○情報セキュリティ監査業務委託契約書（例）

監查資料例一覽／索引

監査資料例一覧／索引

(注)情報セキュリティ監査の実施にあたって、確認すべき文書や記録の例を示したもの。文書や記録は、各地方公共団体によって異なると考えられることから、必ずしもこの例によらない場合があることに留意する。また、必ずしも文書化が必須という訳ではない。

なお、該当No.における表示は、自No.:自治体情報セキュリティクラウドの調達を行った場合の追加監査項目、β No.: β モデルを採用する場合の追加監査項目、β' No.: β' モデルを採用する場合の追加監査項目を表す。

| 索引 | 名称 | 解説 | 該当No. |
|----|--------------|--|---|
| あ | ICカード等管理台帳 | 職員等に付与されている認証証のICカードやUSBトークンの発行から廃棄までを管理する文書。 | 130,131 |
| | ICカード等取扱基準 | 認証のために職員等に発行されているICカードやUSBトークンなどの管理、紛失時の対応手順、廃棄時の手続などを記述した文書。 | 126,127,128,129,130,131 |
| | ICカード紛失届書 | 職員等が認証用ICカード等を紛失したことの報告及び、それに対するどのような対応をしたかを記録した文書。 | 129 |
| | ID取扱基準 | 職員等に付与されるIDの登録、変更、抹消等の情報管理、職員等の異動、出向、退職者に伴うIDの取扱い、貸与禁止や共用IDの利用制限など取扱いに関する基準について記述した文書。 | 132,133,134 |
| | アクセス管理基準 | アクセス制御方針に基づき、利用者の権限に応じたアクセス制御を行なう基準を記述した文書。 | 216,238,239,240,241,207,229,230,231,232,β'5 |
| | アクセス権限設定書 | 参照、更新、削除のアクセス権限範囲の定義を記述した文書。 | 248,239 |
| | アクセス制御方針 | 情報資産へのアクセスについて、業務上の必要性や禁止事項等の基本的な考え方を記述した文書。 | 216,238,239,240,241,207,229,230,231,232,β'5 |
| | 移行手順書 | システム開発・保守及びテスト環境からシステム運用環境への移行する具体的な手順を記述した文書。 | 253,254,2552,44,245,246 |
| | 異常時復旧手順書 | 情報システムの統合・更新作業中に異常事態が発生した場合に、作業前の状態に戻す手順を記述した文書。 | 270,261 |
| | Web会議利用手順書 | Web会議利用時の申請、承認、セキュリティ対策などの手順を記述した文書。 | 207,208,209,210 |
| | 運用手順書 | 情報システムや機器等を運用するにあたりその手順を記述した文書。 | 自1,β1,β2,β3,β'1,β'2,β'3 |
| か | 改善計画 | 自己点検で問題点となった事項に対する改善計画を記述した文書。 | 381,382,357,358 |
| | 改善指示書 | 情報セキュリティ監査で明らかになった問題点に対し、当該部局などに対して改善指示を記述した文書。 | 376,352 |
| | 改善措置実施報告書 | 改善要望への対応結果を記録した外部委託事業者から提出される文書。 | 341,332 |
| | 改善要望書 | 不備が確認されたセキュリティ対策に対する改善要望を記述した文書。 | 341,332 |
| | 開発用ID登録・削除手続 | 開発者向けに発行するIDの登録、変更、抹消等の手続を記述した文書。 | 247,238 |

監査資料例一覧／索引

(注)情報セキュリティ監査の実施にあたって、確認すべき文書や記録の例を示したもの。文書や記録は、各地方公共団体によって異なると考えられることから、必ずしもこの例によらない場合があることに留意する。また、必ずしも文書化が必須という訳ではない。なお、該当No.における表示は、自No.:自治体情報セキュリティクラウドの調達を行った場合の追加監査項目、β No.: β モデルを採用する場合の追加監査項目、β' No.: β' モデルを採用する場合の追加監査項目を表す。

| 索引 | 名称 | 解説 | 該当No. |
|----|------------|--|----------------------------|
| あ | ICカード等管理台帳 | 職員等に付与されている認証証のICカードやUSBトークンの発行から廃棄までを管理する文書。 | 130,131 |
| | ICカード等取扱基準 | 認証のために職員等に発行されているICカードやUSBトークンなどの管理、紛失時の対応手順、廃棄時の手続などを記述した文書。 | 126,127,128,129,130,131 |
| | ICカード紛失届書 | 職員等が認証用ICカード等を紛失したことの報告及び、それに対してどのような対応をしたかを記録した文書。 | 129 |
| | ID管理台帳 | 職員等に付与されているIDの発行、変更、抹消を記録した文書。 | 134 |
| | ID取扱基準 | 職員等に付与されるIDの登録、変更、抹消等の情報管理、職員等の異動、出向、退職者に伴うIDの取扱い、貸与禁止や共用IDの利用制限など取扱いに関する基準について記述した文書。 | 132,133,134 |
| | アクセス管理基準 | アクセス制御方針に基づき、利用者の権限に応じたアクセス制御を行なう基準を記述した文書。 | 207,229,230,231,232,β'5 |
| | アクセス権限設定書 | 参照、更新、削除のアクセス権限範囲の定義を記述した文書。 | 239 |
| | アクセス制御方針 | 情報資産へのアクセスについて、業務上の必要性や禁止事項等の基本的な考え方を記述した文書。 | 207,229,230,231,232,β'5 |
| | 移行手順書 | システム開発・保守及びテスト環境からシステム運用環境への移行する具体的な手順を記述した文書。 | 244,245,246 |
| | 異常時復旧手順 | 情報システムの統合・更新作業中に異常事態が発生した場合に、作業前の状態に戻す手順を記述した文書。 | 261 |
| | 運用手順書 | 情報システムや機器等を運用するにあたりその手順を記述した文書。 | 自1,β'1,β'2,β'3,β'1,β'2,β'3 |
| か | 改善計画 | 自己点検で問題点となった事項に対する改善計画を記述した文書。 | 357,358 |
| | 改善指示書 | 情報セキュリティ監査で明らかになった問題点に対し、当該部局などに対して改善指示を記述した文書。 | 352 |
| | 改善措置実施報告書 | 改善要望への対応結果を記録した外部委託事業者から提出される文書。 | 332 |
| | 改善要望書 | 不備が確認されたセキュリティ対策に対する改善要望を記述した文書。 | 332 |

監査資料例一覧／索引

| 索引 | 名称 | 解説 | 該当No. |
|----|-------------------------------|--|---|
| | 開発用ID登録・削除申請書 | 開発用IDの発行、変更、抹消を申請する文書。 | 247238 |
| | 開発用ID管理台帳 | 開発用IDを管理するために発行、変更、抹消及びアクセス権限区分を記録した文書。 | 247,248238,239 |
| | 外部委託管理基準 | 外部委託事業者との間で締結する契約の内容、委託業務の運用状況の確認等の基準を記述した文書。 | 107,108,337,341328,332 |
| | 外部委託事業者監査報告書 | 外部に設置された当該機器の情報セキュリティ対策状況を確認するために行った監査の結果及び改善勧告について記述した文書。 | 48 |
| | 外部委託事業者訪問記録 | 外部に設置された当該機器の情報セキュリティ対策状況を確認するために訪問したこと(担当者、訪問日時等)を記録した文書。 | 48 |
| | 外部委託事業者選定基準 | 外部委託事業者の選定基準や選定方法等を記述した文書。 | 337,338,339328,329,330 |
| | 外部委託事業者におけるISO/IEC27001認証取得状況 | 外部委託事業者のISO/IEC27001認証取得認定書又はこれに類する文書。 | 48 |
| | 外部サービスインシデント対応基準 | 外部サービス利用時にインシデントが発生した場合の対応の要否の判断基準について記述した文書。 | 360 |
| | 外部サービス運用状況確認記録 | 外部サービスの運用状況を確認したことを記録した文書。 | 361 |
| | 外部サービス構築状況確認記録 | 外部サービスの構築状況を確認したことを記録した文書。 | 358,363 |
| | 外部サービスセキュリティ対策規程 | 外部サービスの利用に当たり必要なセキュリティ対策を記述した文書。 | 357,359,362 |
| | 外部サービス利用規程 | 外部サービスが利用可能な業務や外部サービス提供者の選定のための考え方等を記述した文書。 | 342,343,344,345,346,347,348,349,350,351,352,354,355,356,364,365,366 |
| | 外部サービス利用申請書 | 外部サービスを利用する場合の許可を得るために申請する文書。 | 354,355,365,366 |
| | 外部サービス利用審査結果 | 外部サービスを利用する場合の許可を得るための申請に対する審査結果を記述した文書。 | 355,365,366 |
| | 外部サービス利用時のセキュリティ要件 | 外部サービス利用時に必要なセキュリティ対策について記述した文書。 | 350,351,352 |
| | 外部サービス利用判断基準/選定条件 | 外部サービスの利用可否を判断するための基準や条件を記述した文書。 | 342,343,344,345,346,347,348,349,350,351,352,364 |

監査資料例一覧／索引

| 索引 | 名称 | 解説 | 該当No. |
|----|-------------------------------|--|-------------------------|
| | 開発用ID登録・削除手続 | 開発者向けに発行するIDの登録、変更、抹消等の手続を記述した文書。 | 238 |
| | 開発用ID登録・削除申請書 | 開発用IDの発行、変更、抹消を申請する文書。 | 238 |
| | 開発用ID管理台帳 | 開発用IDを管理するために発行、変更、抹消及びアクセス権限区分を記録した文書。 | 238,239 |
| | 外部委託管理基準 | 外部委託事業者との間で締結する契約の内容、委託業務の運用状況の確認等の基準を記述した文書。 | 107,108,328,332 |
| | 外部委託事業者監査報告書 | 外部に設置された当該機器の情報セキュリティ対策状況を確認するために行った監査の結果及び改善勧告について記述した文書。 | 48 |
| | 外部委託事業者訪問記録 | 外部に設置された当該機器の情報セキュリティ対策状況を確認するために訪問したこと(担当者、訪問日時等)を記録した文書。 | 48 |
| | 外部委託事業者選定基準 | 外部委託事業者の選定基準や選定方法等を記述した文書。 | 328,329,330 |
| | 外部委託事業者におけるISO/IEC27001認証取得状況 | 外部委託事業者のISO/IEC27001認証取得認定書又はこれに類する文書。 | 48 |
| | 外部ネットワーク接続基準 | 外部ネットワークに接続する場合の事前調査や、損害賠償責任の担保、ファイアウォールの設置、問題が生じた場合の遮断などの基準を記述した文書。 | 167,168,169,170,172 |
| | 外部ネットワーク接続申請書/承認書 | 所管するネットワークを外部ネットワークと接続する場合の許可を得るために申請し、承認する文書。 | 168 |
| | 外部ネットワーク接続手続 | 所管するネットワークと外部ネットワークとを接続する場合の申請手続を記述した文書。 | 167,168,169,170,172 |
| | 外部ネットワーク調査結果 | 外部ネットワークのネットワーク構成、機器構成、セキュリティ技術等の調査結果を記録した文書。 | 169 |
| | 監査実施計画 | 監査テーマ、監査項目、監査対象、監査実施日、監査実施者名、被実施部門名等を記述した文書。 | 344,345,346,347,349 |
| | 監査調書 | 監査人が実施し確認した内容を記録した文書。 | 351 |
| | 監査報告書 | 監査対象、監査結果、確認した監査証拠、指摘事項等を記述した文書。 | 344,345,346,348,349,350 |
| | 監視記録 | ネットワークや情報システムへのアクセスの成功又は失敗等を記録・分析した結果を記録した文書。 | 291,301,303 |
| | 管理区域(情報システム室等)のレイアウト図 | ネットワークの基幹機器や情報システムの設置状況が記載された文書。 | 30,51,52,53,54,55,56 |

監査資料例一覧／索引

| 索引 | 名称 | 解説 | 該当No. |
|----|-----------------------|---|--|
| | 外部ネットワーク接続基準 | 外部ネットワークに接続する場合の事前調査や、損害賠償責任の担保、ファイアウォールの設置、問題が生じた場合の遮断などの基準を記述した文書。 | 167,168,169, 170,172 |
| | 外部ネットワーク接続申請書/承認書 | 所管するネットワークを外部ネットワークと接続する場合の許可を得るために申請し、承認する文書。 | 168 |
| | 外部ネットワーク接続手続 | 所管するネットワークと外部ネットワークとを接続する場合の申請手続を記述した文書。 | 167,168,169, 170,172 |
| | 外部ネットワーク調査結果 | 外部ネットワークのネットワーク構成、機器構成、セキュリティ技術等の調査結果を記録した文書。 | 169 |
| | 監査実施計画 | 監査テーマ、監査項目、監査対象、監査実施日、監査実施者名、被実施部門名等を記述した文書。 | 368,369,370, 371,373,344,3 45,346,347,3 |
| | 監査調書 | 監査人が実施し確認した内容を記録した文書。 | 37535+ |
| | 監査報告書 | 監査対象、監査結果、確認した監査証拠、指摘事項等を記述した文書。 | 368,369,370, 372,373,3743 44,345,346,3 48,349,350 |
| | 監視記録 | ネットワークや情報システムへのアクセスの成功又は失敗等を記録・分析した結果を記録した文書。 | 300,310,3122 91,301,303 |
| | 管理区域(情報システム室等)のレイアウト図 | ネットワークの基幹機器や情報システムの設置状況が記載された文書。 | 30,51,52,53,5 4,55,56 |
| | 管理区域構造基準 | 管理区域の配置や立ち入り制限、管理区域内の機器の保護などの基準を記述した文書。 | 51 |
| | 管理区域入退室基準/手続 | 管理区域への入退室を管理するため、入退室制限や身分証明書等の携帯、職員の同行などの基準や、管理区域への入退室権限の申請や承認などの手続を記述した文書。 | 57,58,59,60,6 1 |
| | 管理区域入退室記録 | 管理区域への入退室情報(時間・IDナンバー等)を記録した文書や映像。 | 58,60,61,64 |
| | 関連法令等一覧 | 職員等が遵守すべき法令(例えば、地方公務員法第34条-守秘義務-や個人情報保護条例等)を一覧にした文書。 | 331,332,322,3 23 |
| | 記憶装置廃棄記録 | 記憶装置の廃棄手段・方法及び実施内容を記録した文書。 | 50 |
| | 機器設置基準/手続 | サーバ等の機器を床内あるいは床外設置する場合に、火災、水害、埃、振動、温度等の影響を可能な限り排除した場所に設置し、容易に取外せないように固定するなどの基準や、設置する場合の申請や承認などの手続を記述した文書。 | 29,30,46,47,4 8 |
| | 機器設置記録 | ハードウェアを設置したときにベンダが作成する作業報告。 | 30,36,37 |

監査資料例一覧／索引

| 索引 | 名称 | 解説 | 該当No. |
|----|--------------|---|-----------------------------|
| | 管理区域構造基準 | 管理区域の配置や立ち入り制限、管理区域内の機器の保護などの基準を記述した文書。 | 51 |
| | 管理区域入退室基準/手続 | 管理区域への入退室を管理するため、入退室制限や身分証明書等の携帯、職員の同行などの基準や、管理区域への入退室権限の申請や承認などの手続を記述した文書。 | 57,58,59,60,61 |
| | 管理区域入退室記録 | 管理区域への入退室情報(時間・IDナンバー等)を記録した文書や映像。 | 58,60,61,64 |
| | 関連法令等一覧 | 職員等が遵守すべき法令(例えば、地方公務員法第34条-守秘義務-や個人情報保護条例等)を一覧にした文書。 | 322,323 |
| | 記憶装置廃棄記録 | 記憶装置の廃棄手段・方法及び実施内容を記録した文書。 | 50 |
| | 機器設置基準/手続 | サーバ等の機器を店内あるいは店外設置する場合に、火災、水害、埃、振動、温度等の影響を可能な限り排除した場所に設置し、容易に取外せないように固定するなどの基準や、設置する場合の申請や承認などの手続を記述した文書。 | 29,30,46,47,48 |
| | 機器設置記録 | ハードウェアを設置したときにベンダが作成する作業報告。 | 30,36,37 |
| | 機器電源基準 | 停電や瞬断、落雷等による過電流からサーバ等の機器を保護するための基準を記述した文書。 | 35,36,37 |
| | 機器等の設定指示書 | システムを構成するサーバ、端末およびネットワーク機器などの設定を行うため、設定情報を記述した文書。 | 自1,β1,β2,β3,β'1,β'2,β'3,β'5 |
| | 機器廃棄・リース返却基準 | 機器を廃棄する場合やリース返却する場合の基準を記述した文書。 | 49,50 |
| | 機器廃棄・リース返却手続 | 機器を廃棄する場合やリース返却する場合の申請や承認などの手続を記述した文書。 | 49,50 |
| | 機器搬入出基準/手続 | 管理区域への機器の搬入出の基準や、新しい情報システム等導入の際、既存のシステムへの影響を考慮するなどの基準、及び管理区域への機器搬入出の申請や承認などの手続を記述した文書。 | 62,63,64 |
| | 機器搬入出記録 | 業者が機器を搬入出した際の作業内容を記録した文書。 | 64 |
| | 機器保守・修理基準/手続 | 機器の保守や修理に関わる基準や、機器の保守や修理を行う場合の申請や承認などの手続を記述した文書。 | 43,44,45 |
| | 機器保守点検記録 | ベンダが機器を保守点検したときの作業内容を記録した文書。 | 36,44 |
| | 機密保持契約書 | 職務上知り得た機密情報の扱いや、負うべき義務・責任を定めた文書。 | 45 |

監査資料例一覧／索引

| 索引 | 名称 | 解説 | 該当No. |
|----|-------------------|---|---|
| | 機器電源基準 | 停電や瞬断、落雷等による過電流からサーバ等の機器を保護するための基準を記述した文書。 | 35,36,37 |
| | 機器等の設定指示書 | システムを構成するサーバ、端末およびネットワーク機器などの設定を行うため、設定情報を記述した文書。 | 自1,β1,β2, β3,β'1,β'2, β'3,β'5 |
| | 機器廃棄・リース返却基準 | 機器を廃棄する場合やリース返却する場合の基準を記述した文書。 | 49,50 |
| | 機器廃棄・リース返却手続 | 機器を廃棄する場合やリース返却する場合の申請や承認などの手続を記述した文書。 | 49,50 |
| | 機器搬入出基準/手続 | 管理区域への機器の搬入出の基準や、新しい情報システム等導入の際、既存のシステムへの影響を考慮するなどの基準 、 及び管理区域への機器搬入出の申請や承認などの手続を記述した文書。 | 62,63,64 |
| | 機器搬入出記録 | 業者が機器を搬入出した際の作業内容を記録した文書。 | 64 |
| | 機器保守・修理基準/手続 | 機器の保守や修理に関する基準や、機器の保守や修理を行う場合の申請や承認などの手続を記述した文書。 | 43,44,45 |
| | 機器保守点検記録 | ベンダが機器を保守点検したときの作業内容を記録した文書。 | 36,44 |
| | 機密保持契約書 | 職務上知り得た機密情報の取扱いや、負うべき義務・責任を定めた文書。 | 45 |
| | 共用ID管理台帳 | 共用IDの発行、変更、抹消を記録した文書。 | 134 |
| | 業務委託契約書 | システム開発や運用等を外部の事業者に委託する場合に、委託する作業の内容や期間、支払方法、責任範囲、機密保持、損害賠償等の事項についての取り決めを記述した文書。 | 108,186,291, 340282,331 |
| | 業務継続計画 | 地震及び風水害等の自然災害等の事態に備えた、情報セキュリティにとどまらない危機管理を規定した文書。 | 3253+6 |
| | 緊急時対応計画 | 情報セキュリティインシデント、情報セキュリティポリシーの違反等により情報資産へのセキュリティ侵害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、関係者の連絡、証拠保全、被害拡大の防止、対応措置、再発防止措置の策定等を記述した文書。 | 297,298,299, 322,324,325, 326288,289,2 90,313,315,3 16,317 |
| | クリアデスク・クリアスクリーン基準 | パソコン等にある情報を無許可の閲覧から保護するための基準や、使用していない文書及び電磁的記録媒体を適切な場所へ安全に収納する等、机上の情報の消失及び損傷のリスクを軽減するための基準を記述した文書。 | 97,98 |
| | 訓練実施報告書 | 訓練の実施日、内容、参加者、使用テキスト等を記録した文書。 | 110,119,120 |
| | 結線図 | 庁内の通信回線装置間の配線を図に表した文書。 | 18,19,23,28,6 6,67,68,69,70 ,166,171 |

監査資料例一覧／索引

| 索引 | 名称 | 解説 | 該当No. |
|----|-------------------|---|--|
| | 業務委託契約書 | システム開発や運用等を外部の事業者に委託する場合に、委託する作業の内容や期間、支払方法、責任範囲、機密保持、損害賠償等の事項についての取り決めを記述した文書。 | 108,186,282,331 |
| | 業務継続計画 | 地震及び風水害等の自然災害等の事態に備えた、情報セキュリティにとどまらない危機管理を規定した文書。 | 316 |
| | 緊急時対応計画 | 情報セキュリティインシデント、情報セキュリティポリシーの違反等により情報資産へのセキュリティ侵害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、関係者の連絡、証拠保全、被害拡大の防止、対応措置、再発防止措置の策定等を記述した文書。 | 288,289,290,313,315,316,317 |
| | クラウドサービス管理基準 | クラウドサービスを運用する場合の管理項目やその基準を記述した文書。 | 338,339,340,341,342 |
| | クラウドサービス事業者選定記録 | クラウドサービス事業者を選定した際の調査内容と選定結果を記録した文書。 | 338,339,340,341,342 |
| | クラウドサービス利用基準 | クラウドサービスを利用する場合の基準を記述した文書。 | 338,339,340,341,342 |
| | クリアデスク・クリアスクリーン基準 | パソコン等にある情報を無許可の閲覧から保護するための基準や、使用していない文書及び電磁的記録媒体を適切な場所へ安全に収納する等、机上の情報の消失及び損傷のリスクを軽減するための基準を記述した文書。 | 97,98 |
| | 訓練実施報告書 | 訓練の実施日、内容、参加者、使用テキスト等を記録した文書。 | 110,119,120 |
| | 結線図 | 庁内の通信回線装置間の配線を図に表した文書。 | 18,19,23,28,66,67,68,69,70,166,171 |
| | 権限・責任等一覧 | 情報セキュリティに関わる事項について、誰がどのような権限及び責任を持っているかを記述した文書。 | 1 |
| | 研修・訓練結果報告書 | 研修・訓練の実施日、内容、参加者、使用テキスト等を記録した文書。 | 115,116,β 8,β 9,β 7,β 9,β '11,β '12 |
| | 研修・訓練実施基準 | 情報セキュリティに関する研修や緊急時対応訓練の計画、実施、報告の基準を記述した文書。 | 102,109,110,111,112,113,114,17,118,119,120,β 7,β 7,β 9,β '10 |
| | 研修・訓練実施計画 | 実施する研修・訓練のテーマ、実施予定日、内容、対象者、使用テキスト等を記述した文書。 | 111,112,114,115,118,β 7,β 8,β 9,β 7,β 9,β '10,β '11,β '12 |
| | 研修・訓練受講記録 | 研修・訓練の実施日時、参加者氏名、研修・訓練の内容を記録した文書。 | 115,116,β 8,β 9,β 7,β 9,β '11,β '12 |
| | 研修実施報告書 | 研修の実施日、内容、参加者、使用テキスト等を記録した文書。 | 102,110,113,117,120 |

監査資料例一覧／索引

| 索引 | 名称 | 解説 | 該当No. |
|----|------------------------|--|--|
| | 権限・責任等一覧 | 情報セキュリティに関する事項について、誰がどのような権限及び責任を持っているかを記述した文書。 | 1 |
| | 研修・訓練結果報告書 | 研修・訓練の実施日、内容、参加者、使用テキスト等を記録した文書。 | 115,116,β'8, β'9,β'7,β'9, β'11,β'12 |
| | 研修・訓練実施基準 | 情報セキュリティに関する研修や緊急時対応訓練の計画、実施、報告の基準を記述した文書。 | 102,109,110, 111,112,113, 114,117,118, 119,120,β'7, β'7,β'9,β '10 |
| | 研修・訓練実施計画 | 実施する研修・訓練のテーマ、実施予定日、内容、対象者、使用テキスト等を記述した文書。 | 111,112,114, 115,118,β'7, β'8,β'9,β'7, β'9,β'10,β '11,β'12 |
| | 研修・訓練受講記録 | 研修・訓練の実施日時、参加者氏名、研修・訓練の内容を記録した文書。 | 115,116,β'8, β'9,β'7,β'9, β'11,β'12 |
| | 研修実施報告書 | 研修の実施日、内容、参加者、使用テキスト等を記録した文書。 | 102,110,113, 117,120 |
| | 研修・訓練に関するアンケート | 研修・訓練に対するアンケート及びアンケート結果を記録した文書。 | 115,116,β'7, β'9 |
| さ | サーバ障害対応実施手順書 | 情報システム個別に作成した具体的なサーバ障害時対応手順を記述した文書。 | 33,34 |
| | サーバ障害対策基準 | サーバ障害時のセカンダリサーバへの切り替え等の対策基準を記述した文書。 | 33,34 |
| | サーバ冗長化基準 | 冗長化すべき対象サーバ、冗長化の方法などの基準を記述した文書。 | 31,32 |
| | サービス契約書 | 外部ネットワークに接続する場合に、利用するサービスの内容や期間、支払方法、責任範囲、機密保持、損害賠償等の事項についての取り決めを記述した文書。 | 170 |
| | サービス仕様書(サービスカタログ) | サービスの提供者が提示するサービスの内容や体制等を記述した文書。 | 338,339,329,3 30,338,339,3 40,341,342 |
| | サービス利用契約書 | クラウドサービスを利用する場合に、利用するサービスの内容や期間、支払方法、責任範囲、機密保持、損害賠償等の事項についての取り決めを記述した文書。 | 338,339,340, 341,342;自1 |
| | サイバー攻撃情報やインシデント情報の通知記録 | サイバー攻撃やセキュリティインシデントに関する情報を、関係者に対して通知した記録。 | β'5,β'6 |
| | 作業報告書 | 外部委託事業者から提出される委託業務(保守作業や配線作業等)の作業状況を記録した文書。 | 27,42,44,45,3 41332 |
| | CSIRT設置要綱 | 情報セキュリティに関する統一的な窓口としてのCSIRTの役割、体制等の取り決めを記述した文書。 | 4 |

監査資料例一覧／索引

| 索引 | 名称 | 解説 | 該当No. |
|----|------------------------|--|-----------------------------|
| | 研修・訓練に関するアンケート | 研修・訓練に対するアンケート及びアンケート結果を記録した文書。 | 115,116,β'7,β'9 |
| さ | サーバ障害対応実施手順 | 情報システム個別に作成した具体的なサーバ障害時対応手順を記述した文書。 | 33,34 |
| | サーバ障害対策基準 | サーバ障害時のセカンダリサーバへの切り替え等の対策基準を記述した文書。 | 33,34 |
| | サーバ冗長化基準 | 冗長化すべき対象サーバ、冗長化の方法などの基準を記述した文書。 | 31,32 |
| | サービス契約書 | 外部ネットワークに接続する場合に、利用するサービスの内容や期間、支払方法、責任範囲、機密保持、損害賠償等の事項についての取り決めを記述した文書。 | 170 |
| | サービス仕様書(サービスカタログ) | サービスの提供者が提示するサービスの内容や体制等を記述した文書。 | 329,330,338,339,340,341,342 |
| | サービス利用契約書 | クラウドサービスを利用する場合に、利用するサービスの内容や期間、支払方法、責任範囲、機密保持、損害賠償等の事項についての取り決めを記述した文書。 | 338,339,340,341,自1 |
| | サイバー攻撃情報やインシデント情報の通知記録 | サイバー攻撃やセキュリティインシデントに関する情報を、関係者に対して通知した記録。 | β5,β'6 |
| | 作業報告書 | 外部委託事業者から提出される委託業務(保守作業や配線作業等)の作業状況を記録した文書。 | 27,42,44,45,332 |
| | CSIRT設置要綱 | 情報セキュリティに関する統一的な窓口としてのCSIRTの役割、体制等の取り決めを記述した文書。 | 4 |
| | 敷地図面 | 敷地周辺及び敷地内の施設の配置を記述した文書。 | 51,52,53,54,55,56 |
| | 時刻設定手順 | コンピュータ内の時計を標準時に合わせるための手順を記述した文書。 | 302 |
| | 自己点検結果 | 情報システム等を運用又は利用する者自らが情報セキュリティポリシーの履行状況を点検、評価した結果を記録した文書。 | 306,308 |
| | 自己点検結果報告書 | 点検対象、点検結果、確認した文書、問題点等を記述した文書。 | 355,356,357,358 |
| | 自己点検実施基準 | 情報システム等を運用又は利用する者自らが情報セキュリティポリシーの履行状況を点検、評価するための基準を記述した文書。 | 305,306,308 |
| | 自己点検実施計画 | 点検テーマ、点検項目、点検対象、点検実施日、点検実施者名等を記述した文書。 | 355,356 |

監査資料例一覧／索引

| 索引 | 名称 | 解説 | 該当No. |
|----|------------------------|---|---|
| | 敷地図面 | 敷地周辺及び敷地内の施設の配置を記述した文書。 | 51,52,53,54,5 5,56 |
| | 時刻設定手順書 | コンピュータ内の時計を標準時に合わせるための手順を記述した文書。 | 311302 |
| | 自己点検結果 | 情報システム等を運用又は利用する者自らが情報セキュリティポリシーの履行状況を点検、評価した結果を記録した文書。 | 315,317306,3 08 |
| | 自己点検結果報告書 | 点検対象、点検結果、確認した文書、問題点等を記述した文書。 | 379,380,381, 382355,356,3 57,358 |
| | 自己点検実施基準 | 情報システム等を運用又は利用する者自らが情報セキュリティポリシーの履行状況を点検、評価するための基準を記述した文書。 | 314,315,3173 05,306,308 |
| | 自己点検実施計画 | 点検テーマ、点検項目、点検対象、点検実施日、点検実施者名等を記述した文書。 | 379,380355,3 56 |
| | システム運用基準 | 情報システムの日常運用や変更等に関するわる体制、手続、手順等、システムを運用する上で遵守しなければならない基準を記述した文書。 | 71,150,151,1 52,153,156,1 57,158,159,3 09,310,311,3 12,314,315,3 17300,301,30 2,303,305,30 6,308,β 4,β '4 |
| | システム運用作業記録 | 情報システムの運用担当者が作業した内容(作業時刻、作業内容、担当者名、作業結果等)を記録した文書。 | 151 |
| | システム開発・保守計画 | システム開発・保守にあたり、開発・保守体制、スケジュール、作業工程、会議体や開発・保守環境(使用するハードウェア、ソフトウェア)等を記述した文書。 | 249,250,253, 254240,241,2 44,245 |
| | システム開発・保守に関連する資料等の保管基準 | 資料等やテスト結果、ソースコード等の保管の基準を記述した文書。 | 260251 |
| | システム開発基準 | 情報システムを開発する場合の工程、会議体、成果物、セキュリティ要件、変更管理等の基準を記述した文書。 | 245,261,262, 263,268,2692 36,252,253,2 54,259,260 |
| | システム開発規則 | 情報システムを開発する場合の作業者が実施するセキュリティに関するルールを記述した文書。 | 246237 |
| | システム開発体制図 | 情報システムを開発する場合の責任者、作業者とその役割を記述した文書。 | 246237 |
| | システム稼動記録 | 情報システムの稼動状況を記録した文書。 | 157,β 4,β '4 |
| | システム監視手順書 | サーバに記録されているファイルのサイズや更新日付等を監視するための手順を記述した文書。 | 294,295,302, 303285,286,2 93,294 |
| | システム構成図 | 情報システム個別に作成したサーバ等の機器やソフトウェアの構成を記述した文書。 | 24,25,26,28,3 2,36,37,自1, β 1,β 2,β 3, β '1,β '2,β '3 |

監査資料例一覧／索引

| 索引 | 名称 | 解説 | 該当No. |
|----|------------------------|---|---|
| | システム運用基準 | 情報システムの日常運用や変更等に関わる体制、手続、手順等、システムを運用する上で遵守しなければならない基準を記述した文書。 | 71,150,151,152, 153,156,157,15 8,159,300,301,3 02,303,305,306, 308,β 4,β '4 |
| | システム運用作業記録 | 情報システムの運用担当者が作業した内容(作業時刻、作業内容、担当者名、作業結果等)を記録した文書。 | 151 |
| | システム開発・保守計画 | システム開発・保守にあたり、開発・保守体制、スケジュール、作業工程、会議体や開発・保守環境(使用するハードウェア、ソフトウェア)等を記述した文書。 | 240,241,244,24 5 |
| | システム開発・保守に関連する資料等の保管基準 | 資料等やテスト結果、ソースコード等の保管の基準を記述した文書。 | 251 |
| | システム開発基準 | 情報システムを開発する場合の工程、会議体、成果物、セキュリティ要件、変更管理等の基準を記述した文書。 | 236,252,253,25 4,259,260 |
| | システム開発規則 | 情報システムを開発する場合の作業者が実施するセキュリティに関するルールを記述した文書。 | 237 |
| | システム開発体制図 | 情報システムを開発する場合の責任者、作業者とその役割を記述した文書。 | 237 |
| | システム稼動記録 | 情報システムの稼働状況を記録した文書。 | 157,β 4,β '4 |
| | システム監視手順 | サーバに記録されているファイルのサイズや更新日付等を監視するための手順を記述した文書。 | 285,286,293,29 4 |
| | システム構成図 | 情報システム個別に作成したサーバ等の機器やソフトウェアの構成を記述した文書。 | 24,25,26,28,32,3 6,37,自1,β 1,β 2,β 3,β '1,β '2, β '3 |
| | システム仕様書等 | データの入力処理、内部処理、出力処理や画面、帳票の仕様などを記述した文書。 | 155,252,255,25 6,257,259 |
| | システム設計書 | システムの構成や設定などを記述した文書。 | 217,222,223,22 8,232,自1,β 1, β 2,β 3,β '1,β '2,β '3,β '5 |
| | システム設定検査記録 | システム設定ファイルの変更等の状況を検査した結果を記録した文書。 | 287 |
| | システムテスト計画書／報告書 | 導入前の総合的なテスト項目とその結果を記録した文書。 | 247,248,249,25 0,253 |

監査資料例一覧／索引

| 索引 | 名称 | 解説 | 該当No. |
|----|--------------------------|---|--|
| | システム仕様書等 | データの入力処理、内部処理、出力処理や画面、帳票の仕様などを記述した文書。 | 155,261,264, 265,266,2682 52,255,256,2 57,259 |
| | システム設計書 | システムの構成や設定などを記述した文書。 | 226,231,232, 237,241,247,2 22,223,228,2 32,自1,β 1,β 2,β 3,β '1,β '2,β '3,β '5 |
| | システム設定検査記録 | システム設定ファイルの変更等の状況を検査した結果を記録した文書。 | 296287 |
| | システムテスト計画書／報告書 | 導入前の総合的なテスト項目とその結果を記録した文書。 | 256,257,258, 259,262,247,2 48,249,250,2 53 |
| | システム統合手順書 | 情報システムの統合・更新時の具体的な作業手順、作業結果の成否の確認方法、失敗や異常の判定方法等を記述した文書。 | 270264 |
| | システム変更管理基準 | プログラムの保守等、情報システムを変更した場合の管理の基準を記述した文書。 | 267258 |
| | システム変更等作業記録 | 情報システム変更等の作業に関する内容(作業時刻、変更作業内容、担当者名、作業結果、確認者等)を記録した文書。 | 152,153 |
| | 実施手順書 | 対策基準を具体的な情報システムや手順、手続に展開して個別の実施事項として記述した文書。 | 84,β 6,β '8 |
| | 支給以外のパソコン等使用基準 /実施手順書 | 職員等が支給以外のパソコン及び電磁的記録媒体を用いる場合の管理の基準、利用のための手順を記述した文書。 | 91,92 |
| | 支給以外のパソコン等使用申請書/承認書 | 職員等が支給以外のパソコン及び電磁的記録媒体を用いる場合に、作業の目的、内容、支給以外のパソコン及び電磁的記録媒体を用いる理由、期間等を申請し、情報セキュリティ管理者の承認を得たことを記録する文書。 | 90,91,92 |
| | 住民に対する広報記録 | 『広報誌』『ホームページ』『メールマガジン』『電子掲示板』等、住民等外部から情報セキュリティインシデントの報告を受ける窓口及び連絡手段を公表した記録。 | 124 |
| | 障害時のシステム出力ログ | 障害時にどのような事象が発生したのかを記録した文書。 | 157,161,β 4, β '4 |
| | 障害対応基準 | 情報システム等の障害が発見された場合の対応体制、手続、手順などを記述した文書。 | 160,161 |
| | 障害報告書 | 情報システム障害等の発生経緯、発生時の状況、原因、暫定対応、恒久対策などを記録した文書。 | 34,36,37,40,4 4,161,172,18 3 |
| | 情報及びソフトウェアの交換基準 | 送主、送信、発送及び受領を通知する手順及び管理や責任範囲について記述した文書。 | 148,149 |
| | 情報及びソフトウェアの交換に関する契約書(覚書) | 他団体との間において情報やソフトウェアを交換する際の契約書や覚書。 | 149 |

監査資料例一覧／索引

| 索引 | 名称 | 解説 | 該当No. |
|----|--------------------------|---|---|
| | システム統合手順 | 情報システムの統合・更新時の具体的な作業手順、作業結果の成否の確認方法、失敗や異常の判定方法等を記述した文書。 | 261 |
| | システム変更管理基準 | プログラムの保守等、情報システムを変更した場合の管理の基準を記述した文書。 | 258 |
| | システム変更等作業記録 | 情報システム変更等の作業に関する内容(作業時刻、変更作業内容、担当者名、作業結果、確認者等)を記録した文書。 | 152,153 |
| | 実施手順 | 対策基準を具体的な情報システムや手順、手続に展開して個別の実施事項として記述した文書。 | 84,β 6,β '8 |
| | 支給以外のパソコン等使用基準/実施手順 | 職員等が支給以外のパソコン及び電磁的記録媒体を用いる場合の管理の基準、利用のための手順を記述した文書。 | 91,92 |
| | 支給以外のパソコン等使用申請書/承認書 | 職員等が支給以外のパソコン及び電磁的記録媒体を用いる場合に、作業の目的、内容、支給以外のパソコン及び電磁的記録媒体を用いる理由、期間等を申請し、情報セキュリティ管理者の承認を得たことを記録する文書。 | 90,91,92 |
| | 住民に対する広報記録 | 『広報誌』『ホームページ』『メールマガジン』『電子掲示板』等、住民等外部から情報セキュリティインシデントの報告を受ける窓口及び連絡手段を公表した記録。 | 124 |
| | 障害時のシステム出力ログ | 障害時にどのような事象が発生したのかを記録した文書。 | 157,161,β 4,β '4 |
| | 障害対応基準 | 情報システム等の障害が発見された場合の対応体制、手続、手順などを記述した文書。 | 160,161 |
| | 障害報告書 | 情報システム障害等の発生経緯、発生時の状況、原因、暫定対応、恒久対策などを記録した文書。 | 34,36,37,40,44,1 61,172,183 |
| | 情報及びソフトウェアの交換基準 | 送主、送信、発送及び受領を通知する手順及び管理や責任範囲について記述した文書。 | 148,149 |
| | 情報及びソフトウェアの交換に関する契約書(覚書) | 他団体との間において情報やソフトウェアを交換する際の契約書や覚書。 | 149 |
| | 情報資産管理基準 | 情報資産の管理責任、分類表示、入手から廃棄までの局面ごとの取扱等の基準を記述した文書。 | 6,7,8,9,10,11,12, 13,14,15,16,17,13 38,339,340,341, 342,β 6,β '8 |
| | 情報資産管理台帳 | 情報資産の名称、管理方法、管理責任者等の情報を記録した文書。 | 7,8,9,10,11,12,1 3,14,15,16,17,30 ,47,50 |
| | 情報資産取扱基準 | 情報資産の分類に基づく管理方法について記述した文書。 | 85 |
| | 情報資産廃棄記録 | 情報資産を廃棄した日時、担当者及び処理内容を記録した文書。 | 17 |

監査資料例一覧／索引

| 索引 | 名称 | 解説 | 該当No. |
|----|-------------------|---|---|
| | 情報資産管理基準 | 情報資産の管理責任、分類表示、入手から廃棄までの局面ごとの取扱等の基準を記述した文書。 | 6,7,8,9,10,11, 12,13,14,15,1 6,17, 338,339, 340,341,342, β 6, β 8 |
| | 情報資産管理台帳 | 情報資産の名称、管理方法、管理責任者等の情報を記録した文書。 | 7,8,9,10,11,1 2,13,14,15,16 ,17,30,47,50 |
| | 情報資産取扱基準 | 情報資産の分類に基づく管理方法について記述した文書。 | 85 |
| | 情報資産廃棄記録 | 情報資産を廃棄した日時、担当者及び処理内容を記録した文書。 | 17 |
| | 情報資産分類基準 | 機密性・完全性・可用性に基づく情報資産の分類基準や取扱制限等を記述した文書。 | 5 |
| | 情報システム関連文書管理基準 | ネットワーク構成図や情報システム仕様書等の作成から廃棄までの管理に関する基準を記述した文書。 | 154,155 |
| | 情報システム調達基準 | 情報システムの開発、導入、保守、機器及びソフトウェア等の調達に関する基準を記述した文書。 | 242233 |
| | 情報システム導入基準 | 開発環境と運用環境の分離、移行、テスト等の基準を記述した文書。 | 251,252,2552 42,243,246 |
| | 情報セキュリティ委員会議事録 | 情報セキュリティに関する各事項を取り決める、最高情報セキュリティ責任者、統括情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者等で構成された委員会において討議、決定された事項について記録した文書。 | 3,111,117, 32 4,371,374,37 6,377,381,38 3,3853+5,347 -350,352,353, 357,359,361 |
| | 情報セキュリティ委員会設置要綱 | 構成員、会議、事務局等を規定した文書。 | 2,3 |
| | 情報セキュリティ違反時の対応手順書 | 情報セキュリティ違反の重大性、発生した事案の状況等に応じて、違反した職員等及びその監督責任者への対応手順を記述した文書。 | 334,335,3363 25,326,327 |
| | 情報セキュリティ監査実施要綱 | 情報セキュリティ監査の計画、実施、報告等の基本的事項を記述した文書。 | 367,368,369, 370,373343,3 44,345,346,3 49 |
| | 情報セキュリティ監査実施マニュアル | 情報セキュリティ監査を実施する際の計画、調達、実施、報告等の手順を記述した文書。 | 367,368,369, 370,371,372, 373,374,3753 43,344,345,3 46,347,348,3 49,350,351 |
| | 情報セキュリティ関連情報の通知記録 | 情報セキュリティに関する情報について、関係者に対して通知した記録。 | 308299, β 5, β 6 |
| | 情報セキュリティ自己点検基準 | 情報セキュリティ対策が整備・運用されていることを自ら点検し、評価するための基準を記述した文書。 | 378354 |
| | 情報セキュリティ自己点検実施手順書 | 情報セキュリティ対策が整備・運用されていることを自ら点検し、評価するための実施手順を記述した文書。 | 378354 |

監査資料例一覧／索引

| 索引 | 名称 | 解説 | 該当No. |
|----|-------------------|---|---|
| | 情報資産分類基準 | 機密性・完全性・可用性に基づく情報資産の分類基準や取扱制限等を記述した文書。 | 5 |
| | 情報システム関連文書管理基準 | ネットワーク構成図や情報システム仕様書等の作成から廃棄までの管理に関わる基準を記述した文書。 | 154,155 |
| | 情報システム調達基準 | 情報システムの開発、導入、保守、機器及びソフトウェア等の調達に関わる基準を記述した文書。 | 233 |
| | 情報システム導入基準 | 開発環境と運用環境の分離、移行、テスト等の基準を記述した文書。 | 242,243,246 |
| | 情報セキュリティ委員会議事録 | 情報セキュリティに関する各事項を取り決める、最高情報セキュリティ責任者、統括情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者等で構成された委員会において討議、決定された事項について記録した文書。 | 3,111,117,315,3 47,350,352,353, 357,359,361 |
| | 情報セキュリティ委員会設置要綱 | 構成員、会議、事務局等を規定した文書。 | 2,3 |
| | 情報セキュリティ違反時の対応手順 | 情報セキュリティ違反の重大性、発生した事案の状況等に応じて、違反した職員等及びその監督責任者への対応手順を記述した文書。 | 325,326,327 |
| | 情報セキュリティ監査実施要綱 | 情報セキュリティ監査の計画、実施、報告等の基本的事項を記述した文書。 | 343,344,345,34 6,349 |
| | 情報セキュリティ監査実施マニュアル | 情報セキュリティ監査を実施する際の計画、調達、実施、報告等の手順を記述した文書。 | 343,344,345,34 6,347,348,349,3 50,351 |
| | 情報セキュリティ関連情報の通知記録 | 情報セキュリティに関する情報について、関係者に対して通知した記録。 | 299,β 5,β '6 |
| | 情報セキュリティ自己点検基準 | 情報セキュリティ対策が整備・運用されていることを自ら点検し、評価するための基準を記述した文書。 | 354 |
| | 情報セキュリティ自己点検実施手順 | 情報セキュリティ対策が整備・運用されていることを自ら点検し、評価するための実施手順を記述した文書。 | 354 |
| | 情報セキュリティインシデント報告書 | 発生した情報セキュリティインシデントの発見日時、発見者、状況、業務への影響などを記録した文書。 | 122,123,125,28 1,286,289,290,2 92,306,307,308, 312,313 |

監査資料例一覧／索引

| 索引 | 名称 | 解説 | 該当No. |
|----|---------------------|--|--|
| | 情報セキュリティインシデント報告書 | 発生した情報セキュリティインシデントの発見日時、発見者、状況、業務への影響などを記録した文書。 | 122,123,125, 290,295,298, 299,301,315, 316,317,321, 322,281,286,2 89,290,292,3 06,307,308,3 42,313 |
| | 情報セキュリティインシデント報告手順書 | 府内あるいは住民等外部からの情報セキュリティインシデントの報告ルートとその方法を記述した文書。 | 121,122,123, 124,125,314, 315,316,317, 320,321,3223 05,306,307,3 08,311,312,3 +3 |
| | 情報セキュリティポリシー | 組織内の情報セキュリティを確保するための方針、体制、対策等を包括的に定めた文書。 | 1,2,3,4,5,6,83, 84,85,105,10 7,314,315,31 7,318,323,32 5,333,334,37 7,383,384,38 5305,306,308 ,309,314,316; |
| | 職員等への周知記録 | 首長等によって承認された決定事項や関係者で共有すべき情報等を職員等に公表・通知した文書。 | 83,106,143,1 85,274,307,3 85265,298,36 + |
| | 職務規程 | 職員等の職務について必要な事項を定めた文書。 | 99,100 |
| | 脆弱性関連情報の通知記録 | OSやソフトウェアの脆弱性の概要、攻撃を受けた場合の現象や対処の方法について、関係者に対して通知した記録。 | β 5, β '6 |
| | 脆弱性対応計画 | OSやソフトウェアの脆弱性に対する対応計画や修正プログラムの適用計画を記述した文書。 | β 5, β '6 |
| | セキュリティ機能調査結果 | 調達する機器及びソフトウェアに必要とする技術的なセキュリティ機能が組み込まれているか調査し、その結果を記録した文書。 | 244235 |
| | セキュリティ情報収集基準 | セキュリティホールや不正プログラム等に関する情報を収集・周知するための基準を記述した文書。 | 304295 |
| | セキュリティ設定変更基準/手続 | 機器やプログラムなどのセキュリティ設定を変更するための基準や手續を記述した文書。 | 95 |
| | セキュリティ設定変更申請書/承認書 | 所属課室名、名前、日時、変更対象物、理由、管理者の確認印等を記録した文書。 | 96 |
| | セキュリティホール関連情報の通知記録 | セキュリティホールや脆弱性に関する情報について、関係者に対して通知した記録。 | 305296 |
| | 接続許可端末一覧 | 外部から接続することを許可した端末の一覧を記録した文書。 | 236227 |
| | ソーシャルメディアサービス運用手順書 | ソーシャルメディアサービスを運用する場合の手順を記述した文書。 | 211,212,213, 214,215 |
| | ソースコード | プログラミング言語を用いて記述したプログラムのこと。 | 263254 |
| | ソフトウェア管理台帳 | プログラム等のバージョンなどの情報を記録した文書。 | 269260 |

監査資料例一覧／索引

| 索引 | 名称 | 解説 | 該当No. |
|----|--------------------|--|---|
| | 情報セキュリティインシデント報告手順 | 府内あるいは住民等外部からの情報セキュリティインシデントの報告ルートとその方法を記述した文書。 | 121,122,123,124,125,305,306,307,308,311,312,313 |
| | 情報セキュリティポリシー | 組織内の情報セキュリティを確保するための方針、体制、対策等を包括的に定めた文書。 | 1,2,3,4,5,6,83,84,85,105,107,305,306,308,309,314,316,324,325,353,359,360,361, β 10, β '13 |
| | 職員等への周知記録 | 首長等によって承認された決定事項や関係者で共有すべき情報等を職員等に公表・通知した文書。 | 83,106,143,185,265,298,361 |
| | 職務規程 | 職員等の職務について必要な事項を定めた文書。 | 99,100 |
| | 脆弱性関連情報の通知記録 | OSやソフトウェアの脆弱性の概要、攻撃を受けた場合の現象や対処の方法について、関係者に対して通知した記録。 | β 5, β '6 |
| | 脆弱性対応計画 | OSやソフトウェアの脆弱性に対する対応計画や修正プログラムの適用計画を記述した文書。 | β 5, β '6 |
| | セキュリティ機能調査結果 | 調達する機器及びソフトウェアに必要とする技術的なセキュリティ機能が組み込まれているか調査し、その結果を記録した文書。 | 235 |
| | セキュリティ情報収集基準 | セキュリティホールや不正プログラム等に関する情報を収集・周知するための基準を記述した文書。 | 295 |
| | セキュリティ設定変更申請書/承認書 | 所属課室名、名前、日時、変更対象物、理由、管理者の確認印等を記録した文書。 | 96 |
| | セキュリティホール関連情報の通知記録 | セキュリティホールや脆弱性に関する情報について、関係者に対して通知した記録。 | 296, β 5 |
| | 接続許可端末一覧 | 外部から接続することを許可した端末の一覧を記録した文書。 | 227 |
| | ソーシャルメディアサービス管理手順 | ソーシャルメディアサービスを利用する場合の管理手順を記述した文書。 | 335,336,337 |
| | ソーシャルメディアサービス利用基準 | ソーシャルメディアサービスを利用する場合の基準を記述した文書。 | 335,336,337 |

監査資料例一覧／索引

| 索引 | 名称 | 解説 | 該当No. |
|----|--------------------|--|---------------------------------------|
| | ソフトウェア導入基準/手続 | ソフトウェアを導入する場合の基準や、ソフトウェアの導入許可を得るための手続を記述した文書。 | 197,198,199,200 |
| | ソフトウェア導入申請書/承認書 | 業務上必要なソフトウェアがある場合の導入許可を得るために申請し、承認する文書。 | 199 |
| た | 建物フロアレイアウト図 | 建物の各フロアの構成配列・配置を記述した文書。 | 30,51,52,53,54,55,56 |
| | 端末構成変更基準/手続 | パソコン、モバイル端末等の機器構成を変更する基準や、パソコン、モバイル端末等の機器構成を変更する場合の手続を記述した文書。 | 201,202,203 |
| | 端末構成変更申請書/承認書 | パソコン、モバイル端末等に対し機器の改造及び増設・交換の必要がある場合に許可を得るために申請し、承認する文書。 | 203 |
| | 端末接続時手続 | 外部から持ち込んだ端末を庁内ネットワークに接続する際に実施すべき手続を記述した文書。 | 234,235,225,226 |
| | 端末等セキュリティ設定変更基準/手続 | パソコン、モバイル端末等のソフトウェアに関するセキュリティ機能の設定を変更する基準や、セキュリティ機能の設定を変更する場合の手続を記述した文書。 | 95 |
| | 端末等持出・持込基準/手続 | パソコン、モバイル端末や情報資産を庁外に持ち出す場合の基準や、庁外に持ち出す場合の許可を得る手続を記述した文書。 | 87,88,90,93,94 |
| | 端末等持出・持込申請書/承認書 | 職員等がパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体、情報資産及びソフトウェアを持ち出す場合又は持ち込む場合に、所属課室名、名前、日時、持出/持込物、個数、用途、持出/持込場所、持ち帰り日/返却日、管理者の確認印を記録した文書。 | 88,94 |
| | 端末ログ | 端末の利用状況や、操作内容を記録した文書。 | 86,30029+ |
| | 庁外機器設置申請書／承認書 | 庁外に機器を設置するにあたり、最高情報セキュリティ責任者の承認を得るために申請する文書。 | 47 |
| | 庁外作業申請書/承認書 | 職員等が外部で情報処理作業を行う場合に、作業の目的、内容、期間等を申請し、情報セキュリティ管理者の承認を得たことを記録する文書。 | 89 |
| | 庁外での情報処理作業基準/手続 | 職員等が外部で情報処理作業を行う場合のパソコン、モバイル端末等の持ち出しや庁外で作業する際の注意事項、支給以外のパソコンの使用制限などの基準、及び外部で情報処理作業を行う場合の申請や承認などの手続を記述した文書。 | 87,88,89,92 |
| | 調達仕様書 | 調達する情報システムの要件、機能、必要となるセキュリティ機能等の仕様を記述した文書。 | 243,244,234,235 |
| | 通信回線敷設図 | 庁内の通信回線の敷設状況を図に表した文書。 | 18,19,23,28,41,66,67,68,69,70,166,171 |
| | 通信ケーブル等配線基準/手続 | 電源ケーブルや通信ケーブルを損傷等から保護するための配線基準やネットワーク接続口(ハブのポート等)の設置基準、及び配線や設置に関わる申請や変更・追加等の手続を記述した文書。 | 38,39,40,41,42 |

監査資料例一覧／索引

| 索引 | 名称 | 解説 | 該当No. |
|----|--------------------|--|----------------------|
| | ソースコード | プログラミング言語を用いて記述したプログラムのこと。 | 254 |
| | ソフトウェア管理台帳 | プログラム等のバージョンなどの情報を記録した文書。 | 260 |
| | ソフトウェア導入基準/手続 | ソフトウェアを導入する場合の基準や、ソフトウェアの導入許可を得るために手続を記述した文書。 | 197,198,199,200 |
| | ソフトウェア導入申請書/承認書 | 業務上必要なソフトウェアがある場合の導入許可を得るために申請し、承認する文書。 | 199 |
| た | 建物フロアレイアウト図 | 建物の各フロアの構成配列・配置を記述した文書。 | 30,51,52,53,54,55,56 |
| | 端末構成変更基準/手続 | パソコン、モバイル端末等の機器構成を変更する基準や、パソコン、モバイル端末等の機器構成を変更する場合の手續を記述した文書。 | 201,202,203 |
| | 端末構成変更申請書/承認書 | パソコン、モバイル端末等に対し機器の改造及び増設・交換の必要がある場合に許可を得るために申請し、承認する文書。 | 203 |
| | 端末接続時手續 | 外部から持ち込んだ端末を庁内ネットワークに接続する際に実施すべき手續を記述した文書。 | 225,226 |
| | 端末等セキュリティ設定変更基準/手続 | パソコン、モバイル端末等のソフトウェアに関するセキュリティ機能の設定を変更する基準や、セキュリティ機能の設定を変更する場合の手續を記述した文書。 | 95 |
| | 端末等持出・持込基準/手続 | パソコン、モバイル端末や情報資産を庁外に持ち出す場合の基準や、庁外に持ち出す場合の許可を得る手續を記述した文書。 | 87,88,90,93,94 |
| | 端末等持出・持込申請書/承認書 | 職員等がパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体、情報資産及びソフトウェアを持ち出す場合又は持ち込む場合に、所属課室名、名前、日時、持出/持込物、個数、用途、持出/持込場所、持ち帰り日/返却日、管理者の確認印を記録した文書。 | 88,94 |
| | 端末ログ | 端末の利用状況や、操作内容を記録した文書。 | 86,291 |
| | 庁外機器設置申請書／承認書 | 庁外に機器を設置するにあたり、最高情報セキュリティ責任者の承認を得るために申請する文書。 | 47 |
| | 庁外作業申請書/承認書 | 職員等が外部で情報処理作業を行う場合に、作業の目的、内容、期間等を申請し、情報セキュリティ管理者の承認を得たことを記録する文書。 | 89 |
| | 庁外での情報処理作業基準/手続 | 職員等が外部で情報処理作業を行う場合のパソコン、モバイル端末等の持ち出しや庁外で作業する際の注意事項、支給以外のパソコンの使用制限などの基準、及び外部で情報処理作業を行う場合の申請や承認などの手續を記述した文書。 | 87,88,89,92 |
| | 調達仕様書 | 調達する情報システムの要件、機能、必要となるセキュリティ機能等の仕様を記述した文書。 | 234,235 |

監査資料例一覧／索引

| 索引 | 名称 | 解説 | 該当No. |
|----|----------------|---|---|
| | 通信データ暗号化基準 | 通信データの暗号化の要否、利用する暗号方式や鍵の管理など、通信データの暗号化に関する基準を記述した文書。 | 313304 |
| | 通信データ監視基準 | 通信データの監視の要否に関する基準を記述した文書。 | 313304 |
| | 通知書 | 情報セキュリティポリシーに違反する行動等が確認された場合、関係者に改善のための指示を通知する文書。 | 206,301,335, 336292,326,3 27 |
| | 電子メール管理基準 | 電子メール転送禁止や送受信容量制限、業務外利用禁止など、電子メールの運用・管理に関する基準を記述した文書。 | 181,182,183, 184,185,186, 187 |
| | 電子メール送受信ログ | 電子メールの送受信が行われた日時や送受信データの内容などを記録した文書。 | 86,189,190,1 91,194 |
| | 電子メール利用基準 | 電子メールを送受信する場合の基準を記述した文書。 | 85,104,188,1 89,190,191,1 92,193,194,1 95,196,28627 7 |
| | 同意書 | 情報セキュリティポリシー等を遵守することを誓約し、署名あるいは記名捺印した文書。 | 103 |
| | 統合時影響検討書 | 情報システムの統合・更新を実施した場合に想定される影響範囲と影響の大きさ及びその対処方針について、検討した結果を記述した文書。 | 270264 |
| | 特定用途機器管理基準 | 特定用途機器のセキュリティ設定等の基準を記述した文書。 | 177 |
| | 特定用途機器管理手続 | 特定用途機器を運用する際の具体的な手続きを記述した文書。 | 177 |
| | 特権ID・パスワード変更記録 | 特権IDや特権IDのパスワードの変更したことを記録した文書。 | 226217 |
| | 特権ID管理台帳 | 特権IDの付与情報を記録した文書。 | 221,222212,2 +3 |
| | 特権ID取扱手続 | 特権IDの取り扱い(登録、変更、抹消等)の認可手続や、パスワードの管理について記述した文書。 | 221,222,225, 226,227212,2 +3,216,217,2 +8 |
| | 特権ID認可申請書 | 特権ID利用の許可を得るため申請を記録した文書。 | 2212+2 |
| | 特権代行者承認書 | 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者の特権を代行者を最高情報セキュリティ責任者が承認したことを記録した文書。 | 2232+4 |
| | 特権代行者通知書 | 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者の特権を代行する者を関係者に通知したことを記録した文書。 | 2242+5 |

監査資料例一覧／索引

| 索引 | 名称 | 解説 | 該当No. |
|----|----------------|--|--|
| | 通信回線敷設図 | 庁内の通信回線の敷設状況を図に表した文書。 | 18,19,23,28,41,6 6,67,68,69,70,16 6,171 |
| | 通信ケーブル等配線基準/手続 | 電源ケーブルや通信ケーブルを損傷等から保護するための配線基準やネットワーク接続口(ハブのポート等)の設置基準、及び配線や設置に関する申請や変更・追加等の手続を記述した文書。 | 38,39,40,41,42 |
| | 通信データ暗号化基準 | 通信データの暗号化の要否、利用する暗号方式や鍵の管理など、通信データの暗号化に関する基準を記述した文書。 | 304 |
| | 通信データ監視基準 | 通信データの監視の要否に関する基準を記述した文書。 | 304 |
| | 通知書 | 情報セキュリティポリシーに違反する行動等が確認された場合、関係者に改善のための指示を通知する文書。 | 206,292,326,32 7 |
| | 電子メール管理基準 | 電子メール転送禁止や送受信容量制限、業務外利用禁止など、電子メールの運用・管理に関する基準を記述した文書。 | 181,182,183,18 4,185,186,187 |
| | 通知書 | 情報セキュリティポリシーに違反する行動等が確認された場合、関係者に改善のための指示を通知する文書。 | 206,292,326,32 7 |
| | 電子メール管理基準 | 電子メール転送禁止や送受信容量制限、業務外利用禁止など、電子メールの運用・管理に関する基準を記述した文書。 | 181,182,183,18 4,185,186,187 |
| | 電子メール送受信ログ | 電子メールの送受信が行われた日時や送受信データの内容などを記録した文書。 | 86,189,190,191, 194 |
| | 電子メール利用基準 | 電子メールを送受信する場合の基準を記述した文書。 | 85,104,188,189, 190,191,192,19 3,194,195,196,2 77 |
| | 同意書 | 情報セキュリティポリシー等を遵守することを誓約し、署名あるいは記名捺印した文書。 | 103 |
| | 統合時影響検討書 | 情報システムの統合・更新を実施した場合に想定される影響範囲と影響の大きさ及びその対処方針について、検討した結果を記述した文書。 | 261 |
| | 特定用途機器管理基準 | 特定用途機器のセキュリティ設定等の基準を記述した文書。 | 177 |
| | 特定用途機器管理手続 | 特定用途機器を運用する際の具体的な手続きを記述した文書。 | 177 |
| | 特権ID・パスワード変更記録 | 特権IDや特権IDのパスワードの変更したことを記録した文書。 | 217 |

監査資料例一覧／索引

| 索引 | 名称 | 解説 | 該当No. |
|----|-----------------|---|---|
| な | 認証用カード管理記録 | 入退管理システムで使用する認証用カードの発行状況を記録した文書。 | 58 |
| | ネットワーク管理基準 | ネットワークにおけるデータのセキュリティを確保するための体制、責任、ネットワークに接続したサービスを無認可のアクセスから保護するための基準等、ネットワークの運用、変更などに関するわる基準を記述した文書。 | 18,19,23,24,6 5,66,67,68,69 .70,71,72,73, 104,165,166, 171,178,179, 180, 296287 |
| | ネットワーク管理記録 | ネットワーク管理基準に従って実施した管理作業の実施日、実施者、実施内容等について記録した文書。 | 293284 |
| | ネットワーク構成図 | ネットワークの構成を論理的や物理的に記述した文書。 | 163, 293284 |
| | ネットワーク設計書 | ネットワークの構成や設定などを記述した文書。 | 179,180, 226 , 231,232,236 , 241217,222,2 23,227,232 |
| | ネットワーク設定基準 | 個々のネットワーク毎に、どのような通信経路を介して接続するのかなどを記述した文書。 | 162,163,164 |
| | ネットワーク利用基準 | 庁内ネットワークやインターネットを利用する場合の基準を記述した文書。 | 85,204,205,2 06 |
| は | パスワード管理基準 | パスワードの選択や変更等、管理の基準を記述した文書。 | 135,136,137, 138,139,140, 141 |
| | パソコン等管理基準 | パソコン、モバイル端末等の盗難防止対策やパスワード設定、データ暗号化等の基準を記述した文書。 | 20,21,22,74,7 5,76,77,78,79 .80,81,82 |
| | バックアップ基準 | ファイルサーバ等の故障等に備えて実施しておくべきバックアップの基準について記述した文書。 | 146,147 |
| | バックアップ実施記録 | バックアップを行った内容(媒体識別番号、実施日時、作業者名、範囲(フルバック、差分バックアップなど))等を記録した文書。 | 147 |
| | バックアップ手順書 | バックアップの実施方法や実施間隔、バックアップ媒体の保管方法等について記述した文書。 | 146,147 |
| | パッチ適用記録 | パッチをソフトウェアに適用した結果を記録した文書。 | 306297 |
| | パッチ適用情報 | セキュリティホールや不正プログラム等に対するパッチの適用情報を記録した文書。 | 306297 |
| | 非常勤及び臨時職員への対応基準 | 非常勤及び臨時職員の情報セキュリティポリシー遵守、同意書への署名、インターネット接続及び電子メール使用等の制限などに関するわる基準について記述した文書。 | 101 |
| | ファイアウォール設定 | ネットワークを分離するために設置したファイアウォールの設定やアクセス制御のためのルール、ポートなどの制御に関するルール等を記述した文書。 | 293284 |

監査資料例一覧／索引

| 索引 | 名称 | 解説 | 該当No. |
|----|------------|---|--|
| | 特権ID管理台帳 | 特権IDの付与情報を記録した文書。 | 212,213 |
| | 特権ID取扱手続 | 特権IDの取り扱い(登録、変更、抹消等)の認可手続きや、パスワードの管理について記述した文書。 | 212,213,216,217,218 |
| | 特権ID認可申請書 | 特権ID利用の許可を得るため申請を記録した文書。 | 212 |
| | 特権代行者承認書 | 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者の特権を代行者を最高情報セキュリティ責任者が承認したことを記録した文書。 | 214 |
| | 特権代行者通知書 | 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者の特権を代行する者を関係者に通知したことを記録した文書。 | 215 |
| な | 認証用カード管理記録 | 入退管理システムで使用する認証用カードの発行状況を記録した文書。 | 58 |
| | ネットワーク管理基準 | ネットワークにおけるデータのセキュリティを確保するための体制、責任、ネットワークに接続したサービスを無認可のアクセスから保護するための基準等、ネットワークの運用、変更などに関わる基準を記述した文書。 | 18,19,23,24,65,66,67,68,69,70,71,72,73,104,165,166,171,178,179,180,287 |
| | ネットワーク管理記録 | ネットワーク管理基準に従って実施した管理作業の実施日、実施者、実施内容等について記録した文書。 | 284 |
| | ネットワーク構成図 | ネットワークの構成を論理的や物理的に記述した文書。 | 163,284 |
| | ネットワーク設計書 | ネットワークの構成や設定などを記述した文書。 | 179,180,217,222,223,227,232, $\beta_1, \beta_2, \beta_3, \beta_4, \beta_5$ |
| | ネットワーク設定基準 | 個々のネットワーク毎に、どのような通信経路を介して、接続するのかなどを記述した文書。 | 162,163,164 |
| | ネットワーク利用基準 | 庁内ネットワークやインターネットを利用する場合の基準を記述した文書。 | 85,204,205,206 |
| は | パスワード管理基準 | パスワードの選択や変更等、管理の基準を記述した文書。 | 135,136,137,138,139,140,141 |
| | パソコン等管理基準 | パソコン、モバイル端末等の盗難防止対策やパスワード設定、データ暗号化等の基準を記述した文書。 | 20,21,22,74,75,76,77,78,79,80,81,82 |

監査資料例一覧／索引

| 索引 | 名称 | 解説 | 該当No. |
|----|------------------------------|--|--|
| | ファイアウォールログ | 内部から外部ネットワーク、外部から内部ネットワークへの通信が行われた日時や利用したサービス(メール、web等)等を記録した文書。 | 86,293,284 |
| | 複合機管理基準 | 複合機のセキュリティ設定やデータ抹消等の基準を記述した文書。 | 173,174,175,176 |
| | 複合機管理手続 | 複合機を調達し、運用する際の具体的な手続を記述した文書。 | 173,174,175,176 |
| | 不正アクセス対応手順書 | アクセス制御の導入やIDS,IPSの導入等の手順を記述した文書。 | 292,294,295,302,303,283,285,286,293,294 |
| | 不正アクセス対策基準 | 悪意の第三者等の不正アクセスから情報資産を保護するためのアクセス制御の導入や、IDS、IPSなどの導入等の基準を記述した文書。 | 292,294,295,302,303,283,285,286,293,294 |
| | 不正プログラム対策基準 | コンピュータウイルスやスパイウェア等の不正プログラムから情報資産を保護するための不正プログラム対策ソフトウェアの導入や定期的なバージョン更新等の基準を記述した文書。 | 271,272,273,274,275,276,277,278,279,280,281,282,283,284,285,286,287,288,289,290,291,292,293,294,295,296,297,298,299,200,201,202 |
| | 不正プログラム対策ソフトウェアのログ | 不正プログラム対策ソフトウェアでファイル等をチェックした結果を記録した文書。 | 272,273,276,277,280,281,282,283,284,285,285,287,288,63,264,267,268,271,272,273,274,275,276,277,278,279,280,281,282,283,284,285,286,287,288,289,290,291,292,293,294,295,296,297,298,299,200,201,202 |
| | 不正プログラム対策手順書 | 不正プログラム対策ソフトウェアの導入や定期的なバージョン更新等の手順を記述した文書。 | 271,272,273,274,275,276,277,278,279,280,281,282,283,284,285,286,287,288,289,290,291,292,293,294,295,296,297,298,299,200,201,202 |
| | プログラム仕様書等 | システム仕様書に基づいてプログラムを開発する際の具体的な仕様を記述した文書。 | 155,261,264,265,266,268,269,255,256,257,258 |
| | 文書サーバ設定基準 | 文書サーバの容量や構成、アクセス制御などの設定基準について記述した文書。 | 142,143,144,145 |
| | 他の組織との間の情報及びソフトウェアの交換に関する申請書 | 他団体との間において情報やソフトウェアの交換の許可を得るため申請する文書。 | 149 |
| | 保守機器管理表 | 保守対象機器、保守実施時期、保守内容、保守担当等を一覧表などで記述した文書。 | 44,45 |
| | 保守体制図 | 当該機器の保守依頼の受付窓口や担当者等、体制を記述した文書。 | 27,44,45 |
| や | ユーザテスト計画書／報告書 | 業務に精通している利用部門による操作確認のテスト項目とその結果を記録した文書。 | 257,258,248,249 |
| ら | リストア手順書 | 情報システムを正常に再開するためのバックアップ媒体から情報を元に戻す手順を記述した文書。 | 146,147 |
| | リストアテスト記録 | バックアップ媒体から正常に情報を元に戻せるかどうかを検証した結果を記録した文書。 | 147 |

監査資料例一覧／索引

| 索引 | 名称 | 解説 | 該当No. |
|----|--------------------|--|---|
| | バックアップ基準 | ファイルサーバ等の故障等に備えて実施しておくべきバックアップの基準について記述した文書。 | 146,147 |
| | バックアップ実施記録 | バックアップを行った内容(媒体識別番号、実施日時、作業者名、範囲(フルバック、差分バックアップなど))等を記録した文書。 | 147 |
| | バックアップ手順 | バックアップの実施方法や実施間隔、バックアップ媒体の保管方法等について記述した文書。 | 146,147 |
| | パッチ適用記録 | パッチをソフトウェアに適用した結果を記録した文書。 | 297 |
| | パッチ適用情報 | セキュリティホールや不正プログラム等に対するパッチの適用情報を記録した文書。 | 297 |
| | 非常勤及び臨時職員への対応基準 | 非常勤及び臨時職員の情報セキュリティポリシー遵守、同意書への署名、インターネット接続及び電子メール使用等の制限などに関する基準について記述した文書。 | 101 |
| | ファイアウォール設定 | ネットワークを分離するために設置したファイアウォールの設定やアクセス制御のためのルール、ポートなどの制御に関するルール等を記述した文書。 | 284 |
| | ファイアウォールログ | 内部から外部ネットワーク、外部から内部ネットワークへの通信が行われた日時や利用したサービス(メール、web等)等を記録した文書。 | 86,284 |
| | 複合機管理基準 | 複合機のセキュリティ設定や、データ抹消等の基準を記述した文書。 | 173,174,175,176 |
| | 複合機管理手続 | 複合機を調達し、運用する際の具体的な手続きを記述した文書。 | 173,174,175,176 |
| | 不正アクセス対応手順 | アクセス制御の導入やIDS,IPSの導入等の手順を記述した文書。 | 283,285,286,293,294 |
| | 不正アクセス対策基準 | 悪意の第三者等の不正アクセスから情報資産を保護するためのアクセス制御の導入や、IDS、IPSなどの導入等の基準を記述した文書。 | 283,285,286,293,294 |
| | 不正プログラム対策基準 | コンピュータウイルスやスパイウェア等の不正プログラムから情報資産を保護するための不正プログラム対策ソフトウェアの導入や定期的なパターンファイル・ソフトウェアのバージョン更新等の基準を記述した文書。 | 262,263,264,265,266,267,268,269,270,271,272,273,274,275,276,277,278,279,280,281,282 |
| | 不正プログラム対策ソフトウェアのログ | 不正プログラム対策ソフトウェアでファイル等をチェックした結果を記録した文書。 | 263,264,267,268,271,272,273,274,275,276,277,278,279,280,281,282 |

監査資料例一覧／索引

| 索引 | 名称 | 解説 | 該当No. |
|----|------------------|--|------------------------------------|
| | リモートアクセス方針 | 外部から内部のネットワーク又は情報システムへのアクセスに対する方針を記述した文書。 | 228219 |
| | リモート接続許可申請書／許可書 | リモート接続の申請と許可を記録した文書。 | 229,230220,24 |
| | リモート接続手続 | 外部から内部のネットワークへ接続する具体的な手續を記述した文書。 | 228,233219,24 |
| | 利用者ID管理台帳 | 利用者IDの付与情報を記録した文書。 | 217,218,219, 220208,209,210,211 |
| | 利用者ID棚卸記録 | 利用者IDの登録状況及びアクセス権の付与状況を定期的に確認したことを記録した文書。 | 220211 |
| | 利用者ID登録・変更・抹消申請書 | 利用者IDを登録、変更又は抹消の申請を記録した文書。 | 217,218,219 08,209,210 |
| | 利用者ID取扱手続 | 利用者IDの取り扱い(登録、変更、抹消等)の認可手続きやパスワードの管理について記述した文書。 | 217,239,240 08,230,231 |
| | 利用状況調査基準 | 職員等の使用しているパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体のログ、電子メールの送受信記録等の利用状況の調査に関するわる基準を記述した文書。 | 318309 |
| | 利用状況調査結果 | 職員等が使用しているパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体のログ、電子メールの送受信記録等の利用状況を調査した結果を記録した文書。 | 319310 |
| | 例外措置実施報告書 | 許可を得て実施した例外措置の内容を記録した文書。 | 328,329,330 19,320,321 |
| | 例外措置申請書/許可書 | 情報セキュリティ関係規定を遵守することが困難な理由を説明し、最高情報セキュリティ責任者に例外措置を探ることの許可を申請し、許可されたことを記録した文書。 | 328,330319,3 21 |
| | 例外措置対応基準/手続 | 情報セキュリティ関係規定の遵守が困難な状況で行政事務の適正な遂行を継続しなければならない場合の対応基準や、例外措置の実施について申請、審査、許可に関するわる手続を記述した文書。 | 327318 |
| | ログ | 情報システムにアクセスした日時、アクセスしたID、アクセス内容等を記録した文書。 | 157,299290, β4,β'4 |
| | ログイン画面 | 情報システムのログイン認証の画面。 | 237228 |

監査資料例一覧／索引

| 索引 | 名称 | 解説 | 該当No. |
|----|------------------------------|--|---|
| | 不正プログラム対策手順 | 不正プログラム対策ソフトウェアの導入や定期的なパターンファイル・ソフトウェアのバージョン更新等の手順を記述した文書。 | 262,263,264,26 5,266,267,268,2 69,270,271,272, 273,274,275,27 6,277,278,279,2 80,281,282 |
| | プログラム仕様書等 | システム仕様書に基づいてプログラムを開発する際の具体的な仕様を記述した文書。 | 155,252,255,25 6,257,259 |
| | 文書サーバ設定基準 | 文書サーバの容量や構成、アクセス制御などの設定基準について記述した文書。 | 142,143,144,14 5 |
| | 他の組織との間の情報及びソフトウェアの交換に関する申請書 | 他団体との間において情報やソフトウェアの交換の許可を得るため申請する文書。 | 149 |
| | 保守機器管理表 | 保守対象機器、保守実施時期、保守内容、保守担当等を一覧表などで記述した文書。 | 44,45 |
| | 保守体制図 | 当該機器の保守依頼の受付窓口や担当者等、体制を記述した文書。 | 27,44,45 |
| や | 約款による外部サービス運用手順 | 約款による外部サービスを利用する際の具体的な手順を記述した文書。 | 333,334 |
| | 約款による外部サービス利用申請書 | 約款による外部サービス利用の申請と許可を記録した文書。 | 333,334 |
| | 約款による外部サービス利用基準 | 約款による外部サービスを利用する場合の基準を記述した文書。 | 333,334 |
| | ユーザテスト計画書／報告書 | 業務に精通している利用部門による操作確認のテスト項目とその結果を記録した文書。 | 248,249 |
| ら | リストア手順 | 情報システムを正常に再開するためのバックアップ媒体から情報を元に戻す手順を記述した文書。 | 146,147 |
| | リストアテスト記録 | バックアップ媒体から正常に情報を元に戻せるかどうかを検証した結果を記録した文書。 | 147 |
| | リモートアクセス方針 | 外部から内部のネットワーク又は情報システムへのアクセスに対する方針を記述した文書。 | 219 |
| | リモート接続許可申請書／許可書 | リモート接続の申請と許可を記録した文書。 | 220,221 |
| | リモート接続手続 | 外部から内部のネットワークへ接続する具体的な手続きを記述した文書。 | 219,224 |

監査資料例一覧／索引

| 索引 | 名称 | 解説 | 該当No. |
|----|------------------|--|---------------------|
| | 利用者ID管理台帳 | 利用者IDの付与情報を記録した文書。 | 208,209,210,21 1 |
| | 利用者ID登録・変更・抹消申請書 | 利用者IDを登録、変更、又は抹消の申請を記録した文書。 | 208,209,210 |
| | 利用者ID取扱手続 | 利用者IDの取り扱い(登録、変更、抹消等)の認可手続きやパスワードの管 理について記述した文書。 | 208,230,231 |
| | 利用状況調査基準 | 職員等の使用しているパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体のログ、電子メールの送受信記録等の利用状況の調査に関する基準を記述した文書。 | 309 |
| | 利用状況調査結果 | 職員等が使用しているパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体のログ、電子メールの送受信記録等の利用状況を調査した結果を記録した文書。 | 310 |
| | 利用者ID棚卸記録 | 利用者IDの登録状況、及びアクセス権の付与状況を定期的に確認したこと を記録した文書。 | 211 |
| | 例外措置実施報告書 | 許可を得て実施した例外措置の内容を記録した文書。 | 319,320,321 |
| | 例外措置申請書/許可書 | 情報セキュリティ関係規定を遵守することが困難な理由を説明し、最高情報 セキュリティ責任者に例外措置を採ることの許可を申請し、許可されたこと を記録した文書。 | 319,321 |
| | 例外措置対応基準/手続 | 情報セキュリティ関係規定の遵守が困難な状況で行政事務の適正な遂行 を継続しなければならない場合の対応基準や、例外措置の実施について申 請、審査、許可に関わる手続を記述した文書。 | 318 |
| | ログ | 情報システムにアクセスした日時、アクセスしたID、アクセス内容等を記録 した文書。 | 157,290,β 4,β '4 |
| | ログイン画面 | 情報システムのログイン認証の画面。 | 228 |

情報セキュリティ監査 実施要綱（例）

情報セキュリティ監査実施要綱（例）

第1章 総 則

（目的）

第1条 この要綱は、〇〇〇市における情報セキュリティ監査に関する基本的事項を定め、本市の情報セキュリティの維持・向上に資することを目的とする。

（監査対象）

第2条 情報セキュリティ監査は、〇〇〇市情報セキュリティポリシーに定める行政機関を対象に実施する。

（監査実施体制）

第3条 情報セキュリティ監査は、〇〇〇室が担当する。

- 2 情報セキュリティ監査は、情報セキュリティ監査統括責任者が指名する監査人によって実施する。
- 3 外部監査を行う場合は、外部監査人の選定基準に基づき、客観的で公平な手続きに従って調達を行い、外部の専門家により情報セキュリティ監査を実施する。

（監査の権限）

第4条 監査人は、情報セキュリティ監査の実施にあたって被監査部門に対し、資料の提出、事実などの説明、その他監査人が必要とする事項の開示を求めることができる。

- 2 被監査部門は、前項の求めに対して、正当な理由なくこれを拒否することはできない。
- 3 監査人は、**外部**委託先など業務上の関係先に対して、事実の確認を求めることができる。
- 4 監査人は、被監査部門に対して改善勧告事項の実施状況の報告を求めることができる。

（監査人の責務）

第5条 監査人は、監査を客観的に実施するために、監査対象から独立していなければならない。

- 2 監査人は、情報セキュリティ監査の実施にあたり、常に公正かつ客観的に監査判断を行わなければならない。

- 3 監査人は、監査及び情報セキュリティに関する専門知識を有し、相当な注意をもって監査を実施しなければならない。
- 4 監査報告書の記載事項については、情報セキュリティ監査統括責任者及び監査人がその責任を負わなければならぬ。
- 5 情報セキュリティ監査統括責任者及び監査人は、業務上知り得た秘密事項を正当な理由なく他に開示してはならない。
- 6 前項の規定は、その職務を離れた後も存続する。

(監査関係文書の管理)

第6条 監査関係文書は、紛失等が発生しないように適切に保管しなければならない。

第2章 監査計画

(監査計画)

第7条 情報セキュリティ監査は、原則として監査計画にもとづいて実施しなければならない。

- 2 監査計画は、中期計画、年度計画及び監査実施計画とする。

(中期計画及び年度計画)

第8条 情報セキュリティ監査統括責任者は、中期の監査基本方針を中期計画として策定し、情報セキュリティ委員会の承認を得なければならない。

- 2 情報セキュリティ監査統括責任者は、中期計画にもとづき、当該年度の監査方針、監査目標、監査対象、監査実施時期、監査要員、監査費用などを定めた年度計画を策定し、情報セキュリティ委員会の承認を得なければならない。

(監査実施計画)

第9条 情報セキュリティ監査統括責任者は、年度計画にもとづいて、個別に実施する監査ごとに監査実施計画を策定し、情報セキュリティ委員会の承認を得なければならない。

- 2 特命その他の理由により、年度計画に記載されていない監査を実施する場合も、監査実施計画を策定しなければならない。

第3章 監査実施

(監査実施通知)

第10条 情報セキュリティ監査統括責任者は、監査実施計画にもとづく監査の実施に

あたって、原則として〇週間以上前に被監査部門の情報セキュリティ管理者に対し、監査実施の時期、監査日程、監査範囲、監査項目などを文書で通知しなければならない。

2　ただし、特命その他の理由により、事前の通知なしに監査を実施する必要性があると判断した場合には、この限りではない。

(監査実施)

第11条　監査人は、監査実施計画にもとづき、監査を実施しなければならない。ただし、特命その他の理由によりやむを得ない場合には、情報セキュリティ監査統括責任者の承認を得てこれを変更し実施することができる。

(監査調書)

第12条　監査人は、実施した監査手続の結果とその証拠資料など、関連する資料を監査調書として作成しなければならない。

(監査結果の意見交換)

第13条　監査人は、監査の結果、発見された問題点について事実誤認などがないことを確認するため、被監査部門との意見交換を行わなければならない。

第4章　監査報告

(監査結果の報告)

第14条　情報セキュリティ監査統括責任者は、監査終了後、すみやかに監査結果を監査報告書としてとりまとめ、情報セキュリティ委員会に報告しなければならない。ただし、特命その他の理由により緊急を要する場合は口頭をもって報告することができる。

- 2　監査報告書の写しは、必要に応じて、被監査部門の情報セキュリティ管理者に回覧又は配付する。
- 3　情報セキュリティ監査統括責任者は、被監査部門に対して監査報告会を開催しなければならない。

(監査結果の通知と改善措置)

第15条　最高情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ委員会への監査結果報告後、すみやかに監査結果を被監査部門の情報セキュリティ管理者に通知しなければならない。

- 2　前項の通知を受けた被監査部門の情報セキュリティ管理者は、改善勧告事項に対する改善実施の可否、改善内容、改善実施時期などについて、最高情報セキュリティ責任者に回答しなければならない。

3 情報セキュリティ委員会は、監査結果を情報セキュリティポリシーの見直し、その他情報セキュリティ対策の見直し時に活用しなければならない。

(フォローアップ)

第16条 情報セキュリティ監査統括責任者は、被監査部門における改善勧告事項に対する改善実施状況について、適宜フォローアップしなければならない。

2 前項による確認結果については、適宜とりまとめ、情報セキュリティ委員会に報告しなければならない。

以 上

情報セキュリティ監査 実施計画書（例）

情報セキュリティ監査実施計画書（例）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

| | | |
|---|--------|--|
| 1 | 監査目的 | 〇〇業務に関して、情報資産の管理体制が適切に確立されているか確認する。 |
| 2 | 監査テーマ | 府内設備を利用するに当たって、内外の脅威に対する情報セキュリティ対策が行われているか確認する。 |
| 3 | 監査範囲 | 〇〇業務 〇〇情報システム |
| 4 | 被監査部門 | 〇〇〇〇課(情報システム所管課) 〇〇〇〇課(原課) |
| 5 | 監査方法 | ア. 規程類、記録類の確認 イ. 情報システム、マシン室及び執務室の視察 ウ. 職員へのアンケート調査及びヒアリング |
| 6 | 監査実施日程 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日～ 令和〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 7 | 監査実施体制 | 情報セキュリティ監査統括責任者 〇〇〇〇 監査人 〇〇〇〇 監査人 〇〇〇〇 |
| 8 | 監査項目 | アクセス制御 不正プログラム対策 不正アクセス対策 |
| 9 | 適用基準 | ・〇市 情報セキュリティポリシー ・〇〇〇実施手順書 |

情報セキュリティ監査 報告書(例)

情報セキュリティ監査報告書（例）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

| | | |
|---|--------|--|
| 1 | 監査目的 | 〇〇業務に関して、情報資産の管理体制が適切に確立されているか確認する。 |
| 2 | 監査テーマ | 府内設備を利用するに当たって、内外の脅威に対する情報セキュリティ対策が行われているか確認する。 |
| 3 | 監査範囲 | 〇〇業務、〇〇情報システム |
| 4 | 被監査部門 | 〇〇〇〇課（情報システム所管課）、〇〇〇〇課（原課） |
| 5 | 監査方法 | ア. 規程類、記録類の確認 イ. 情報システム、マシン室及び執務室の観察 ウ. 職員へのアンケート調査及びヒアリング |
| 6 | 監査実施日程 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日～ 令和〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 7 | 監査実施体制 | 情報セキュリティ監査統括責任者 〇〇〇〇 監査人 〇〇〇〇 監査人 〇〇〇〇 |
| 8 | 監査項目 | アクセス制御 不正プログラム対策 不正アクセス対策 |
| 9 | 適用基準 | ・〇市 情報セキュリティポリシー ・〇〇〇実施手順書 |

1. 総括

×××××××××××××××

(1) アクセス制御

① ×××××××

【監査結果】

×××××××××××××××

【指摘事項】

×××××××××××××××

【改善案】

××××××××××××××

(2) 不正プログラム対策

① ×××××××

・

・

情報セキュリティ監査 業務委託仕様書（例）

情報セキュリティ監査業務委託仕様書（例）

1 業務名

○○市情報セキュリティ監査業務

2 監査目的

本業務は、○○市の情報セキュリティポリシーに基づき実施している情報資産の管理、各種情報システムの保守・運用、職員研修等の情報セキュリティ対策について、第三者による独立かつ専門的な立場から、基準等に準拠して適切に実施されているか否かを点検・評価し、問題点の確認、改善方法等についての検討、助言、指導を行うことによって、○○市の情報セキュリティ対策の向上に資することを目的とする。

3 発注部署

○○市△△部□□課 担当者：
連絡先〒XXX-XXXX ○○市××

電話番号：0XXX-XX-XXXX FAX：0XXX-XX-XXXX

4 監査対象

○○市行政LAN/WAN上の情報システムを対象とする（具体的な範囲は、別に受託者に指示することとし、個別ネットワークについては、監査対象に含まない。）。

5 業務内容

「地方公共団体情報セキュリティ監査ガイドライン」を基に、○○市の実情にあった監査項目を抽出して、助言型監査を実施すること。なお、技術的検証の実施も含まれることに留意する。

6 適用基準

(1) 必須とする基準

- ア ○○市情報セキュリティポリシー（基本方針及び対策基準）
- イ ○○市△△情報システム実施手順書

(2) 参考とする基準

- ア ○○市情報セキュリティ監査実施要綱
- イ ○○市個人情報保護条例
- ウ 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（総務省）
- エ 地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン（総務省）
- オ 上記のほか委託期間において情報セキュリティに関し有用な基準等で、○○市と協議して採用するもの

7 監査人の要件

- (1)受託者は情報セキュリティサービス基準適合サービスリスト（うちセキュリティ監査サービスに~~に~~係る部分）~~、または情報セキュリティ監査企業台帳~~に登録されていること。
- (2)受託者はISO/IEC27001（JIS Q 27001）認証又はプライバシーマーク認証を取得していること。
- (3)監査責任者、監査人、監査補助者、アドバイザー等で構成される監査チームを編成すること。
- (4)監査の品質の保持のため監査品質管理責任者、監査品質管理者等の監査品質管理体制をつくること。
- (5)監査チームには、情報セキュリティ監査に必要な知識及び経験（地方公共団体における情報セキュリティ監査の実績）を持ち、次に掲げるいずれかの資格を有する者が1人以上含まれていること。
- ア システム監査技術者
イ 公認情報システム監査人（CISA）
ウ 公認システム監査人
エ ISMS 主任審査員
オ ISMS 審査員
カ 公認情報セキュリティ主任監査人
キ 公認情報セキュリティ監査人
- (6)監査チームには、監査の効率と品質の保持のため次のいずれかの実績（実務経験）を有する専門家が1人以上含まれていること。
- ア 情報セキュリティ監査
イ 情報セキュリティに関するコンサルティング
ウ 情報セキュリティポリシーの作成に関するコンサルティング（支援を含む）
- (7)監査チームの構成員が、監査対象となる情報資産の管理及び当該情報資産に関する情報システムの企画、開発、運用、保守等に関わっていないこと。

8 監査期間

令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日

9 監査報告書の様式

- (1)監査報告書の作成様式
- ア A4版縦（必要に応じてA3版三つ折も可。A3版三つ折の場合、両面印刷は不可とする。）とし、様式は任意とする。
- イ 監査報告書は監査対象についての脆弱点を網羅した非公開の「監査報告書（詳細版）」と公開を前提とした「監査報告書（公開版）」の2種類を作成し、提出すること。
- (2)監査報告書の宛名
- 1部を「〇〇市長」宛てとし、他を「最高情報セキュリティ責任者」宛てとする。

1.0 監査報告書の提出先

○○市△△部□□課とする。

1.1 監査報告会

監査対象となった課室の長及び情報セキュリティ責任者、情報システム管理者に対して、監査結果の報告会を実施すること。

1.2 監査成果物と納入方法

下記に掲げる監査成果物を書面（A4版縦を基本とし、必要に応じてA3版三つ折も可。A3版三つ折の場合、両面印刷は不可とする。）及び電子媒体（CD-R）にて、必要数を提出すること。

(1)監査成果物

| | |
|----------------------|----|
| ア 監査実施計画書 | 2部 |
| イ 情報セキュリティ監査報告書（詳細版） | 2部 |
| ウ 情報セキュリティ監査報告書（公開版） | 2部 |

(2)納品方法

| | |
|--------|--------|
| ア 紙媒体 | 上記のとおり |
| イ 電子媒体 | 1部 |

1.3 成果物の帰属

成果物及びこれに付随する資料は、全て○○市に帰属するものとし、書面による○○市の承諾を受けないで他に公表、譲渡、貸与又は使用してはならない。ただし、成果物及びこれに付隨する資料に関し、受託者が従前から保有する著作権は受託者に留保されるものとし、○○市は、本業務の目的の範囲内で自由に利用できるものとする。

1.4 委託業務の留意事項

業務の実施にあたっては、以下の事項に留意する。

(1)監査実施計画書の提出

契約締結後、受託者は監査実施計画書を提出し、市及び受託者の協議により委託業務の詳細内容及び各作業の実施時期を決定するものとする。

(2)資料の提供等

本業務の実施にあたり、必要な資料及びデータの提供は○○市が妥当と判断する範囲内で提供する。

なお、受託者は、○○市から提供された資料は適切に保管し、特に個人情報に係るもの及び情報システムのセキュリティに係るものとの保管は厳格に行うものとする。また、契約終了後は本件監査にあたり収集した一切の資料を速やかに○○市に返還し、又は破棄するものとする。

(3)技術的検証

技術的検証については、対象情報システム及び行政 LAN/WAN の運用に対し、支障及び損害を与えないように実施するものとする。

(4) 再委託

受託者は、本業務の実施にあたり他の業者に再委託することを原則、禁止する。再委託が必要な場合は、〇〇市と協議の上、事前に書面により〇〇市の承認を得ること。

(5) 秘密保持等

受託者は本業務の実施にあたり、知り得た情報及び成果品の内容を正当な理由なく他に開示し又は自らの利益のために利用してはならない。これは、契約終了後又は契約解除後においても同様とする。

(6) 議事録等の作成

受託者は、本業務の実施にあたり〇〇市と行う会議、打ち合わせ等に関する議事録を作成し、〇〇市にその都度提出して内容の確認を得るものとする。

(7) 関係法令の遵守

受託者は業務の実施にあたり、関係法令等を遵守し業務を円滑に進めなければならない。

(8) 報告等

受託者は作業スケジュールに十分配慮し、〇〇市と密接に連絡を取り業務の進捗状況を報告するものとする。

15 その他

本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項については〇〇市と協議の上決定するものとする。

以上

情報セキュリティ監査 業務委託契約書（例）

情報セキュリティ監査業務委託契約書（例）

自治体 甲：
事業者 乙：
(完成保証人 丙：)
委託業務名 : ○○市情報セキュリティ監査業務委託
履行場所 : ○○市○○
履行期限 自 令和○○年○○月○○日
至 令和○○年○○月○○日

甲は、乙と、下記のとおり頭書情報セキュリティ監査業務委託契約を締結し、その契約の証として、本書2通（完成保証人がある場合は3通）を作成し、当事者記名の上これを保有する。

第1条（総則）

甲と乙は、以下の内容の請負契約※1を締結する。

- 1 名 称 ○○市情報セキュリティ監査業務
2 業務の内容※2

別紙業務委託仕様書※3 第2項、第4項から第6項まで、第9項から第12項まで記載のとおり、乙が管理する監査チームの監査従事者が、甲の情報セキュリティ監査統括責任者に対し、監査時期において、監査の目的に従い、監査対象を適用基準に照らして評価することを含む監査範囲の監査を行い、その結果を記載した監査報告書を含む監査成果物を定められた納品方法により提出すること。

①監査チームの構成及び監査従事者 別紙監査従事者名簿※4記載のとおり。

②監査時期 別紙業務委託仕様書第8項記載のとおり。

③監査の目的 同 第2項記載のとおり。

④監査対象 同 第4項記載のとおり。

⑤業務範囲 同 第5項記載のとおり。

⑥適用基準 同 第6項記載のとおり。

⑦成果物と納品方法 同 第9から12項まで記載のとおり。

⑧成果物の提出期限 令和○○年○○月○○日

⑨評価の基準日 令和○○年○○月○○日

- 3 代金及び支払いの時期

xxx万円（監査に要する一切の経費を含む（消費税及び地方消費税込））

支払日：令和○○年○○月○○日

※1 監査契約を請負契約とするものと準委任契約とするものがあり得るが、本件監査では実務上多く存在する請負契約とした。ただし、監査契約が請負契約か準委任契約かその混合契約かの争いを防止するため、請負契約であることを明記した。

※2 仕事の内容のうち、明示されていない事項については、「仕事の内容につき本契約書に明記されていない事項及び本契約書の記載内容に解釈上の疑義を生じた場合には甲乙が協議して定める」という一項を入れることもある。さらに、監督員（地方自治法施行令第

167条の15第4項の規定に基づき監督を委託された者をいう)がいる場合は、「ただし軽微なものについては、甲又は監督員の指示に従うものとする。」というただし書きをつける場合もある。

- ※3 情報セキュリティ監査業務委託仕様書(例)を参照のこと。なお、業務委託仕様書と異なるときはその内容を記載する。
- ※4 監査従事者名簿は、本件監査に従事する者を特定することにより、監査の品質を裏付けるとともに、監査に関して問題が発生したときの責任の追及を容易にするためのものであるから、監査主体における地位(監査責任者、監査補助者等の監査主体における組織統制上の位置を明らかにする事項)、氏名、生年月日、住所、連絡先、資格などを記載する。記載内容が詳細にわたるため、契約書とは別に監査従事者名簿を作成する。

第2条(監査人の権限)

乙は、甲に、本契約に定めるセキュリティ監査(以下「本件監査」という。)を実施するため甲に具体的な必要性を説明して、相当な方法をもって、以下の行為を行うことができる。

- 1 甲の所有・管理する場所に存する各種の文書類及び資料類の閲覧、収集。
- 2 甲の役職員に対する質問及び意見聴取。
- 3 甲の施設の現地調査。
- 4 監査技法を適用するためのコンピュータ機器の利用。
- 5 本件監査の監査報告書を決定する前における乙との意見交換。

第3条(品質管理)※5

乙は、監査結果の適正性を確保するために、別に定める品質管理を行う。

- ※5 品質管理の具体例としては、監査人要件、技術的検証の内容、監査ツール、監査結果の管理方法その他が考えられる。監査品質は監査結果とコストに影響するため、その内容を具体的に定めるときは契約時にその内容、方法及び評価の方法を具体的に特定しておくことが望ましい。ただし、その内容には実情に応じて定めるべきであり、契約書例では「別に定める」としている。

第4条(注意義務)※6

乙は、職業倫理に従い専門職としての相当の注意と○○団体が定めた倫理規則を遵守して誠実に本件監査を実施し、監査従事者全員をして乙の義務を履行させる。

- ※6 地方公共団体の情報セキュリティ監査には、高い公益性が認められるため、その注意義務の内容は、請負人の一般的な注意義務や善良なる管理者の注意義務以上の厳格なものであるべきである。そこで本条を設けた。契約にあたっては、乙が所属し倫理規範を設けている団体の名称を○○に挿入する。

第5条(監査人の責任)※7

- 1 乙は、監査対象事実と適用基準との乖離の有無と程度、その助言の内容を実施することによって乖離の程度が縮小するとの意見を表明する。
- 2 乙は、前項の意見が、前条に定める注意義務に照らして合理的に導かれた乙の評価に基づくことについて責任を負う。

- ※7 第1項は、助言型監査の場合の文例である。保証型監査の場合は、「乙は、監査対象事実と適用基準との乖離の有無の判断を内容とする意見を表明する」となる。

第6条(機密保持)

乙と監査従事者は、本件監査を行うに際して知り得た秘密※8及び個人情報を正当な理

由なく他に開示し又は自らの利益のために利用してはならない。なお、この契約が終了又は解除された後においても同様とする。

※8 守秘義務の対象を、「秘密」とするときは、乙の契約違反の責任を追及する場合に甲が秘密として管理していることの立証に成功する必要がある。「事実」とするときは、およそ全ての事実であり、甲がこれを秘密として管理していたか否かを問わないし、甲はその立証をする必要はない。なお、特に、個人情報については、地方公共団体の個人情報保護条例においても、個人データの外部委託先に対して、安全管理のための必要な監督を行う義務を負うことが規定されることが多いため、個人情報については特に守秘条項を記載した。

第7条（監査の手順）

乙は、監査計画に基づき、予備調査、本調査及び評価・結論の手順により本件監査を実施する。

第8条（監査実施計画書の提出・承認）

乙は、甲に、予備調査後速やかに^{※9}以下の事項を含む本件監査の手順及びその実施時期を具体的に記載した監査実施計画書を提出して甲の承認を得た後でなければその後の手順を行ってはならない。なお、乙は、本件監査の目的を達するため、監査実施計画書を、監査の進行に伴い、甲と協議して変更することができる。

- 1 本調査実施方法の要領
- 2 調査実施場所毎の監査従事者
- 3 調査実施場所毎の調査時期
- 4 収集する監査証拠の範囲
- 5 監査証拠の収集方法
- 6 特段の評価方法があるときはその旨
- 7 評価の日
- 8 監査の協議の日時・内容
- 9 監査結果の報告の日時・内容
- 10 その他本件監査に必要な事項

※9 具体的な日時を記載することが望ましい

第9条（監査調書の作成と保存）

- 1 乙は、本件監査を行うにあたり監査調書を作成する。
- 2 乙は、甲に、監査報告に際し、監査調書及び乙が本件監査にあたり収集した一切の物及び電磁的記録を引き渡し、それらに対する所有権、著作権その他一切の権利を放棄する。

第10条（監査報告書の記載事項）

乙は、監査報告書に、実施した監査の対象、監査の内容、証拠に裏付けられた合理的な根拠に基づく意見^{※10}、制約又は除外事項、その他本件監査の目的に照らして必要と判断した事項を明瞭に記載する。

※10 監査報告書は、監査証拠に裏付けられた合理的な根拠に基づくものであることを要する。したがって監査報告書中に、監査意見に至った根拠とそれを導く証拠が記載され、これを第三者が評価できるように整然と、かつ明瞭に記載することが望ましい。

第11条（監査報告書の開示）

甲は、乙から提出された成果物を、第三者に開示することができる。※11

※11 成果物の開示については、甲乙間でその手続、条件を定めることもある。その際の監査契約書の記載例としては、「甲は、乙の事前の承認を得て、本件監査の成果物を第三者に開示することができる。手続、条件は別途協議して定める」という記載が考えられる。

第12条（改善指導）

乙は、監査結果に基づいて、別に定めるところにより改善指導を行う。

第13条（解除）

甲が第1条により乙に支払うべき金員を支払わないときは、乙は、本件監査に関して保管中の書類その他のものを甲に引き渡さないでおくことができる。

第14条（紛争）

本件に関する紛争は、他に法令の定めがない限り、●●地方裁判所を唯一の第一審合意管轄裁判所とする。

第15条（その他）

- 1 本契約に定めのない事項については別添契約約款により、そのいずれにも定めのない事項は甲乙協議して定める。
- 2 なお、本契約のうち法令に反する部分は無効であり、他の契約又は約款のうち、本契約に反する部分は無効とする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲

乙

丙

以上